

明代後期、東南沿海地域の交易と海防：胡宗憲の倭寇対策と南澳島密貿易

夏， 歡

<https://hdl.handle.net/2324/5068150>

出版情報：Kyushu University, 2022, 博士（文学），課程博士
バージョン：
権利関係：



明代後期、東南沿海地域の交易と海防
—胡宗憲の倭寇対策と南澳島密貿易—

夏 歡

目 次

序 論	1
第一節 近年の 16・17 世紀東アジア海域史研究の動向	1
(1) 明朝の海禁・朝貢体制	1
(2) 中国東南沿海部における倭寇・海寇の活動	4
(3) ヨーロッパ人の中国東南沿海地域進出	6
第二節 本論文の課題	8
第 I 部 胡宗憲の倭寇対策とその展開	
第一章 胡宗憲研究の現状と課題	10
はじめに	10
第一節 日本における胡宗憲研究	11
(1) 胡宗憲の対倭寇政策をめぐる研究	11
(2) 胡宗憲に関する文献・画像史料の研究	14
第二節 韓国における胡宗憲研究	17
第三節 英語圏における胡宗憲研究	19
第四節 中国語圏における胡宗憲研究	22
(1) 胡宗憲の対倭寇政策をめぐる研究	22
(2) 胡宗憲と嘉靖年間の朝政に関する研究	23
(3) 『籌海図編』と胡宗憲の海防議論をめぐる研究	24
おわりに	26
第二章 胡宗憲と張経弾劾事件	
—『三巡奏議』を主史料として—	27
はじめに	27
第一節 嘉靖 33 年前後における対倭寇政策の動向	30
(1) 宣諭・招撫案の浮上とその難航	31
(2) 宣諭・招撫案の再提起と掃討作戦の頓挫	33
第二節 胡宗憲による張経弾劾（一）：王江涇大捷以前	37
(1) 胡宗憲による張経批判の発端	39
(2) 倭寇対応の監察官派遣問題	40
第三節 胡宗憲と張経弾劾（二）：王江涇大捷以後	43
(1) 王江涇大捷以降の掃討作戦をめぐる軋轢	44

(2) 胡宗憲による張經弾劾	46
おわりに	48
第三章 胡宗憲と鄭舜功冤罪事件	
—鄭舜功の海商身分から見て—	52
はじめに	52
第一節 倭寇対応策をめぐる胡宗憲と鄭舜功の行動	54
(1) 胡宗憲の日本宣諭・王直招撫案	54
(2) 鄭舜功の渡日要請	55
第二節 鄭舜功による日本宣諭の意図	57
(1) 歙県双橋鄭氏と鄭廉	57
(2) 鄭廉と官僚友人陸深との交遊	61
(3) 海商鄭舜功の貿易活動	63
第三節 鄭舜功冤罪事件の経緯	66
(1) 鄭舜功の日本宣諭とその頓挫	66
(2) 「朝貢」をめぐる対立	68
おわりに	71
第Ⅱ部 明代後期の南澳島と東アジア海上貿易	
第四章 南澳島研究の動向と『南澳遊小紀』	73
はじめに	73
第一節 南澳島と東アジア海上活動に関する研究史	74
(1) 16世紀における南澳島の密貿易	74
(2) 16世紀後期～17世紀前期、南澳島の海防と海上活動	78
(3) 『東里志』と『南澳遊小紀』	80
第二節 安国賢『南澳遊小紀』について	82
(1) 安国賢と『南澳遊小紀』の編輯	82
(2) 国立国会図書館所蔵『南澳遊小紀』	84
(3) 『南澳遊小紀』の内容構成と史料的价值	87
おわりに	89
第五章 16世紀中葉、広東南澳島の海上貿易	96
はじめに	96
第一節 南澳島の港湾分布と航路状況	100
(1) 南澳島の主要港湾とその航路網	100

(2) 梅嶺半島の「公館」と海上貿易	106
第二節 南澳島海域貿易の発展：林国顕・徐銓を中心に	109
(1) 1540年代、福建海寇李大用の南澳島貿易	109
(2) 1552年の黄岩県寇掠と「澳主」徐銓の登場	111
(3) 「澳主」徐銓の南澳島貿易	113
第三節 王直集団による南澳島海域貿易	114
(1) 葉宗満による南澳島貿易の開始	114
(2) 南澳島における「倭」・「番」混在の「輸税貿易」	115
(3) 王直・葉宗満の投降と胡宗憲の南澳島招諭	119
第四節 王直投降後の南澳島貿易と海寇・倭寇	121
(1) 王直投降後の南澳島貿易	121
(2) 漳州海寇謝老と倭寇	123
(3) 許朝光の海寇集団と倭寇の「偽市」	125
おわりに	128
第六章 16世紀後期～17世紀初期の南澳島とアジア海上貿易	131
はじめに	131
第一節 福建・広東境域における海防と海上活動	
—『南澳遊小紀』所収「山海図」から見て—	133
(1) 南澳島の海防措置の沿革	133
(2) 「山海図」の基本情報と作成背景	135
(3) 「彭山」に関する描写	136
(4) 梅嶺半島南部に関する描写	140
第二節 17世紀初頭の南澳島と台湾—日本貿易	
—大員港の「倭寇」と海商林錦吾—	150
(1) 万暦11～29年、倭寇集団の南澳島襲撃	150
(2) 万暦29年の倭寇の南澳島襲撃と福建—台湾密貿易	153
(3) 万暦30年の倭寇の台湾進出と大員・北港の海上貿易	156
(4) 林錦吾のアジア海域貿易と南澳島渡航	159
第三節 南澳島と福建—東南アジア海域貿易	167
(1) 「倭船」・「番舶」の南澳島来航と寄泊	167
(2) 南澳島における市集貿易とその流通品	169
(3) 南澳島商民・官軍・賊党の密貿易と交易管理	172

おわりに	173
第七章 17 世紀前期、オランダ人の南澳島来航と通商交渉	
—『南澳遊小紀』を主史料として—	175
はじめに	175
第一節 オランダ人の中国沿海・台湾海峡進出	176
(1) オランダ人の広東来航と通商交渉	176
(2) オランダ人の澎湖占拠と通商交渉	178
第二節 17 世紀初頭、オランダ艦隊の澎湖・南澳島来航と通商交渉	181
(1) 1604 年、ファン・ワーベック艦隊の澎湖来航と南澳通商案	181
(2) 1607 年、マーテリーフ艦隊の南澳島来航と通商交渉	183
第三節 1623 年、オランダ人の南澳島来航と澎湖撤収問題	187
(1) 1622 年、オランダ船の南澳島侵入事件	187
(2) 1623 年 2 月の澎湖撤収協議	188
(3) 1623 年 6 月、オランダ船の南澳島寄港	190
第四節 南澳島におけるオランダ人の通商交渉と福建海商	192
(1) オランダ船の南澳島来航と福建当局の対応	192
(2) オランダ人の通商交渉と福建海商	194
おわりに	195
結 論	202
文献目録	207

〔各章〕付表・付図・地図・付記

付表 2-I 『三巡奏議』における張經弾劾に関わる題奏……………	29
付表 2-II 倭寇に対する宣諭・招撫案の動向関連年表(嘉靖 34 年以前)……………	49
付表 2-III 張經弾劾事件と王直招撫案……………	51
付図 3-I 徽州双橋歙県鄭氏家系図……………	59
付表 4 『南澳遊小紀』内容概要……………	87
付図 4-I 『南澳遊小紀』の編輯者等……………	91
付図 4-II 『南澳遊小紀』・「閩中徐惟起蔵書印」……………	92
付図 4-III 『南澳遊小紀』・表紙と「東京図書館」紙箋……………	93
付図 4-IV 『南澳遊小紀』・「東京書籍館」印と「明治九年文部省交付」印……………	94
付図 4-V 東京書籍館・蔵書印と蔵書票……………	95
付図 4-VI 『南澳遊小紀』・張廷範序文の落款……………	95
地図 5-I 南澳島とその対岸地域(16 世紀中期)……………	129
地図 5-III 海寇・海商の活動場所(16 世紀中期、東シナ海)……………	129
地図 5-II 南澳島とシナ海の貿易航路(16 世紀)……………	130
付図 6-I 『南澳遊小紀』所収「山海図」……………	145
付図 6-II 「山海図」の図題 1……………	146
付図 6-III 「山海図」の図題 2……………	146
付図 6-IV 獵嶼銃城遺跡……………	147
付図 6-V 獵嶼銃城碑……………	148
付記 6 「獵嶼銃城碑記」……………	148
地図 6-I 「卸石湾」と「勝澳」の現在地推定……………	149
地図 6-II 「山海図」(南澳島と彭山の部分)……………	165
地図 6-III 倭寇の活動場所と移動ルート(1599～1602 年)……………	165
地図 6-IV 17 世紀前後、東アジア海域海上勢力の活動場所……………	166
付図 7-I オランダ人のアジア進出に関わる航路……………	180
付図 7-II マーテリーフ肖像……………	186
付図 7-III マーテリーフのアジア航海ルート……………	186
地図 7-I 1550 年代、ポルトガル人の広東沿岸通商拠点の移転……………	197
地図 7-II 17 世紀初期、オランダ人の東南沿海進出と通商交渉……………	198
付表 7 17 世紀前期、オランダ人の南澳島来航・上陸……………	199

序 論

第一節 近年の 16・17 世紀東アジア海域史研究の動向

16・17 世紀の中国東南沿海部（江南・浙江・福建・広東）では、華人と日本人が混在する倭寇集団、華人海商・海寇、さらにポルトガル人・オランダ人などのヨーロッパ勢力による、海上貿易と略奪が拡大していった。南シナ海域では、朝貢貿易の衰退と密貿易の拡大、広東における外国商船との互市の成長により、16 世紀中期までに朝貢・海禁体制は実質的に破綻し、隆慶年間（1567-72）に到り、明朝はついに朝貢・海禁政策を大幅に緩和し、朝貢一元体制を実質的に放棄するに至った。一方、東シナ海域ではその後も海禁が維持されていたが、実際にはポルトガルによる日明中継貿易や、華人海商の対日密貿易が発達していった。

従来、16・17 世紀の東南沿海部における交易や略奪の実態に関しては、おもに中国史・日本史双方の対外関係史の立場から検討が行われてきた。ただし近年では、16・17 世紀の東アジア海域における、諸民族が混在する交流や衝突の諸相を、多言語史料により論じようとする研究も進められている。特に海域アジア史の進展にともない、明朝における海禁の変遷、朝貢と互市の構造と展開、後期倭寇や華人海寇の活動、海禁緩和後の華人海商や朱印船による貿易、ヨーロッパ人の東アジア海域進出などの問題については、多くの研究成果が蓄積されている。

本論文では、16・17 世紀の東南沿海部における海上密貿易や略奪の拡大と、それに対する明朝の貿易統制や海防政策の動向を、特に 16 世紀中期の江南・浙江沿岸における、浙直総督胡宗憲による倭寇対策と、16 世紀中期～17 世紀前期の福建・広東境界地域における南澳島密貿易を通じて考察する。まず序論では、本論文を通じた議論の前提として、16・17 世紀の東アジア海域史全般に関する研究動向を概観しておきたい。ただしいうまでもなく、この問題については国内外で膨大な研究成果が蓄積されており、ここでは特に明朝の海禁・朝貢体制、中国東南沿海における倭寇・海寇の活動、およびヨーロッパ人の東アジア来航に関する、近年の代表的研究成果に限定して紹介することにしたい。なお本論文の第Ⅰ部・第Ⅱ部の論旨に直接的に関連する、胡宗憲と南澳島に関する研究史については、第 1 章と第 4 章であらためて詳細に紹介・論評を行う。

（1）明朝の海禁・朝貢体制

近年、明朝の海禁・朝貢体制に関する重要な論著が国内外であいついで刊行されている。

まず檀上寛『明代海禁=朝貢システムと華夷秩序』（京都大学学術出版会、2013 年）は、明清時代における中国の専制国家体制と対外政策の関連に着目し、明朝の海禁政策の成立と変容について包括的かつ詳細に検討した。同書は 3 部からなり、明初より構築されていた海外貿易と外交に関する統制的な体制を「海禁=朝貢システム」と定義した上で、この体制をめぐって、その成立過程や政治的意義、中央政權体制や礼制秩序による民間貿易の排斥、海禁体制の変遷やその概念が形成された背景と過程などについて詳論している。

檀上は 16 世紀における海禁=朝貢システムの動揺について、16 世紀初頭以降の広東における外国商船の来航によって実質的に機能を失い、さらに隆慶元（1567）年ごろの、海澄港—東南アジア貿易の公認による海禁緩和により、「名実共に終焉を迎えた」と指摘する。そして従来の明朝の海禁を民間貿易禁止と同一視する見解に対し、海禁を「密貿易の取締りと海防を目的にした、沿海住民の出海禁止ないし規制措置を中心とする国家の海洋統制策の総称」と規定している。

さらに最近、岩井茂樹は『朝貢・海禁・互市——近世東アジアの貿易と秩序』（名古屋大学出版会、2020 年）において、明代の海禁と朝貢貿易制度の変化を通じて、明清時代の貿易秩序の理念と実態、その時代的変遷を包括的に検討した。檀上が朝貢・互市の並立を正当化する国際秩序の構築に注目したのに対し、岩井は 16 世紀以降の東アジアでは、独占的・統制的な朝貢制度の枠外において、民間海商を主体とする管理貿易である「互市」が拡大し、明初の朝貢一元体制は解体にむかっていると論じ、対外貿易をめぐる明朝政府の制度・政策の形成過程、および北方辺境・東南沿海での交易ブームと交易秩序の変動について議論を展開している。

岩井は特に 16 世紀前中期の広東における交易秩序の変遷について、広東当局と中央の戸部・礼部における、広州近海に來航した海外商船に対する「互市」・「抽分」をめぐる政策論争を中心に検討し、互市の可否をめぐる政策の変転を経て、1530 年代以降、広東では朝貢船の積載商品（附搭貨物）に対する関税徴収（抽分）と互市の公認を契機に、海外商船に対する互市と抽分が容認されていく過程を解明し、広州近海においては、海禁=朝貢体制を乗り越えて事実上の互市が実現しつつあったことを指摘している。一方、浙江では王直や唐順之などにより、「広東の事例」に基づいて互市を実現する構想が示されながら、結局は実現しなかったと論じるのである。

また明清史を海の視点から通観した上田信『海と帝国 明清時代』（講談社、2005 年）は、16 世紀の東アジアにおける日本銀の流れやポルトガル人のアジア進出の状況を概観し、当時の東南沿海地域における海上貿易の発展（月港とマカオ交易拠点の形成）と、それに連動した江南社会の商業の繁栄・秩序の変化（新安商人のネットワークの形成など）を総

合的に論じ、16 世紀には明初に構築された「朝貢システム」にかわり、「互市システム」が成立したと論じている。さらに中島楽章「14-16 世紀、東アジア貿易秩序の変容と再編——朝貢体制から 1570 年システムへ」（『社会経済史学』第 76 巻 4 号、2011 年）は明代朝貢貿易の時代的変遷に着目して、14 世紀末～16 世紀末の東アジア貿易秩序の変容と再編のプロセスを、海域・内陸アジアの双方について検討し、1570 年前後に海禁の緩和とモンゴルとの互市を公認し、ポルトガルやスペインのマカオ・マニラ貿易が連動し、多様な通商ルートが併存する「1570 年システム」が形成されたと論じた。

また中国語圏でも、16・17 世紀における朝貢・海禁体制の弛緩と、朝貢の枠外での対外交易（互市）や密貿易の拡大、それと互市公認の可否をめぐる議論（籌海論争）をめぐる研究が進展している。晁中辰『明代海禁与海外貿易』（人民出版社、2005 年）は、明朝の海禁政策が社会経済に与えた影響に注目して、海禁制度が実行された政治的背景や海禁政策の強化と弛緩、朝貢貿易の展開とその衰退、および密貿易や私貿易の発生・発展とそれに関する管理制度（餉税制）の実行を中心に議論を展開する。特に明代後期、東南沿海地域における倭寇や華人海商、またポルトガル人やオランダ人による貿易活動の活発化に焦点を当て、中国—日本間の密貿易や福建漳州湾と広東珠江口における海外貿易の発展、ヨーロッパ人のアジア渡航が明朝の貿易制度に与えた影響などの問題に具体的な検討を加えている。

李慶新『明代海外貿易制度』（社会科学文献出版社、2007 年）は制度史的視点から、明代を通じた貿易管理制度の制定・実施・転換の過程について緻密な検討を加える。同書では朝貢貿易の管理機構であった市舶司・提督市舶衙門の機能やその主管官僚・宦官の職務を詳しく考察するとともに、海外貿易制度の転換について、16 世紀初頭から広東珠江口での貢船以外の海外商船との交易と関税徴収（広中事例）、および 16 世紀中期に福建海澄港から東南アジアへの華人商船の渡航公認（月港体制）が実現するまでの経緯を詳論している。また李雲泉『朝貢制度史論——中国古代对外関係体制研究』（新華出版社、2004 年）は朝貢制度に関する通史的研究であり、明代朝貢貿易の空間的構造にも焦点を当て、明代の朝貢制度とその理念・原則について詳述している。

一方、鄭永常『来自海洋的挑战——明代海貿政策演变研究』（稻郷出版社、2004 年）は、明朝海外貿易政策の変革を促した外部動力を全般的に考察し、16・17 世紀に世界規模の交易活動が進展する中で、明朝の海禁・朝貢体制が動揺に向かう過程を、珠江口における管理貿易（抽分）・双嶼島の多民族的密貿易・マカオのポルトガル貿易・オランダ人の澎湖占拠と台湾占領・東南沿海における鄭芝龍商業・軍事勢力の成長を通じて具体的に論じている。李慶新と鄭永常の研究においては、16 世紀中期における海禁緩和と互市公認の可否

をめぐる「籌海論争」についても、詳細な考察が加えられている。

また英語圏でも、Kangying Li (李康英), *The Ming Maritime Trade Policy in Transition, 1368 to 1567* (Wiesbaden: Harrassowitz, 2010)が、北虜南倭の危機をめぐる明朝朝廷における議論を全体的に考察し、明代朝貢貿易の全体像を、海域アジアと内陸アジアの双方を視野に入れて、総合的に論じた。同書では明朝の海域政策の転換という視点から、嘉靖期(1522-66)の朝廷における危機解決のための議論を、通商公認論と海禁擁護論に分けて詳述し、北方辺境と東南沿海地域における通商公認への提案が、商人階層中心の政治勢力によって朝論の主調に定着した過程を明らかにした。さらに韓国の車恵媛も、「16 세기, 명조의 南倭대척과 封・貢・市」[16 世紀、明朝の南倭対策と封・貢・市] (『東洋史学研究』第 135 輯、2016 年)において、16 世紀東アジアにおける貿易秩序をめぐる、明朝が倭寇問題への対応策を模索する過程で、日明間の貢市関係をどのように再認識し、調整しようとしたのか、という問題に注目して検討を加えている。

(2) 中国東南沿海部における倭寇・海寇の活動

16 世紀中期の双嶼密貿易や後期倭寇の活動については、日中双方に大量の研究の蓄積があるが、最近では特に山崎岳が注目すべき研究を進めている。山崎は明代後期に東南沿海部において拡大した、後期倭寇を中心とする略奪や密貿易について、沿海地域の社会情勢及び具体的な社会関係に注目して、浙江巡撫朱纨や浙直総督胡宗憲など海防官僚、および海商・海寇の代表的人物である王直などに焦点をあてて、一連の緻密かつ詳細な論考を発表した。まず、「巡撫朱纨の見た海——明代嘉靖年間の沿海衛所と「大倭寇」前夜の人々」(『東洋史研究』第 62 巻 1 号、2003 年)では、嘉靖 26~28 (1547-49) 年に、浙江巡撫・福建海道提督軍務の任にあった朱纨による海禁強化と、その挫折に検討を加え、朱纨が密貿易に対処する際の社会秩序に対する理念、沿海の動乱に対する認識、海禁政策を強化する内在的論理と、浙江・福建地域における社会的現実の矛盾を指摘している。

ついで山崎は「江海の賊から蘇松の寇へ——ある「嘉靖倭寇前史」によせて」(『東方学報』第 81 冊、2007 年)において、「嘉靖倭寇」に先立って、嘉靖 31 (1552) 年以降数年にわたり、長江中下流沿岸地帯において発生していた「民衆反乱」の実態を、嘉靖『太倉州志』の関連記事を中心に詳細に分析し、反乱の背後に広がる複雑な社会関係から、江南の民変に参加した江海の「盗賊」がやがて蘇松地方の「倭寇」へと変貌したと論じる。さらに「舶主王直功罪考(前編)——『海寇議』とその周辺」(『東方学報』第 85 冊、2010 年)、「舶主王直功罪考(後篇)——胡宗憲の日本招諭を中心に」(『東方学報』第 90 冊、2015 年)では、後期倭寇の頭目として知られる王直勢力の 1550 年代における台頭と解体

について議論を展開している。「前編」では王直研究の主要史料である万表の『海寇議』の再検討を通して、商人とも海賊とも形容し得る王直に対する同時代の評価の変遷を追跡する。一方、「後篇」では、嘉靖 30 年代初期（1550 年代前期）における王直と浙江当局との交渉を検討し、特に浙江巡按当時の胡宗憲を含めた東南沿海の海防責任者が、王直の海上活動にどのように対処したのかという問題を詳述している。

なお近年では、東京大学史料編纂所を中心に、「倭寇図巻」（東京大学史料編纂所蔵）と「抗倭図巻」（中国国家博物館蔵）に関する共同研究も進められている。この二つの倭寇図は、ともに嘉靖倭寇期（16 世紀中葉）の東南沿海部における明軍の倭寇討伐を描いたものである。その成果として、論文集『「倭寇図巻」「抗倭図巻」をよむ』（勉誠出版、2016 年）が刊行され、美術史・日本史・東洋史などの研究者が両図巻とそれに関連する文献・画像史料に多角的検討を加えている。

そのうち台湾の美術史家馬雅貞の「戦勳と宦蹟——明代の戦争図像と官員の視覚文化」では、「倭寇図巻」「抗倭図巻」を明代の「戦勳図」として考察し、清代中期の学者阮元が所有していた「平倭図巻」について、清代の張鑑が記した考証を紹介し、「平倭図巻」は胡宗憲の戦勝を顕彰する戦勳図であり、「倭寇図巻」・「抗倭図巻」もそこから派生した胡宗憲の倭寇平定に取材したものだと論じた。また山崎岳「乍浦・沈荘の役再考——中国国家博物館蔵「抗倭図巻」を歩く」では、馬雅貞の紹介した張鑑による「平倭図巻」の考証に対し、現地調査と関連史料により再検討し、「平倭図巻」を胡宗憲による乍浦・沈荘での戦勝の描写だとする張鑑の考証に疑問を呈した。さらに鹿毛敏夫「「弘治」年旗倭寇船と戦国大名水軍」は、「倭寇図巻」・「抗倭図巻」に描かれた弘治 3・4（嘉靖 36・37 [1557・58]）年という日本年号に注目し、「平倭図巻」では胡宗憲による乍浦・沈荘の戦勝を描いていたのに対し、「倭寇図巻」・「抗倭図巻」では、嘉靖 36・37 年の胡宗憲による舟山本島での王直捕縛と大友氏遣明使駆逐へと主題が変化したのだと推論した。

近年の中国語圏における倭寇研究の代表的成果としては、まず劉曉東『「倭寇」与明代の東亜秩序』（中華書局、2019 年）を挙げることができる。同書は明朝政府や文武官僚による倭寇認識、倭寇問題などをめぐる明朝・日本・琉球の外交交渉、「万曆朝鮮之役」（文禄・慶長の役）における明朝・朝鮮・日本の相互関係などに関する論考を収録した論文集である。倭寇認識に関しては、『明実録』における「倭」・「日本」に関する語彙の分析や、各種の倭寇関係史料の分析を通じて、明朝の日本認識の変化を追跡する。明朝・日本・琉球の外交交渉については、洪武帝が日本に発した詔書により明朝の対外関係理念を検討し、寧波の乱の事後処理などの諸問題を通じて東アジア国際関係の変化を検討している。

さらに呉大昕『海盜・海商・倭——明代嘉靖大倭寇的形像』（科学出版社、2020 年）は、

嘉靖年間（1522-66）における東南沿海地域の地理的状況や社会状況から、浙江省を中心とした江南地域における倭寇情報の形成・伝播過程を分析し、嘉靖倭寇に対する認識の社会的起源とその変化を再検討し、倭寇集団の活動実態についても論じている。

また英語圏では、明朝の武将戚継光による倭寇対策などに関する共同研究が進められ、その成果による論文集、Y. H. Teddy Sim, ed., *The Maritime Defence of China: Ming General Qi Jiguang and Beyond* (Singapore: Springer, 2017)が刊行されている。そのうちアイヴィー・マリア・リム (Ivy Maria Lim) の“Qi Jiguang and Hu Zongxian’s Anti-wokou Campaign”では、明軍と倭寇との攻防戦の実態を、戚継光による募兵制度・作戦計画を中心に検討し、戚継光と浙直総督胡宗憲との政治的関係にも論及する。またピヤダー・シヨンラオーン (Piyada Chonlaworn) の“Rebel with a Cause: Chinese Merchant-Pirates in Southeast Asia in the 16th Century”は、1540～70 年代に戚継光に攻撃された王直と林道乾による海外貿易を検討し、彼らは中国沿海地域を襲撃し社会的混乱をもたらすとともに、日本・シヤムへの密貿易により中国商品の流通、火器の普及に重要な役割を果たしたと指摘している。

なおアイヴィー・マリア・リムは、嘉靖倭寇の発生が東南地域に与えた社会的影響を論じた専著として、*Lineage Society on the Southeastern Coast of China: the Impact of Japanese Piracy in the 16th Century* (Amherst: Cambria Press, 2010)を刊行した。同書では、16 世紀中葉浙江省西北部（湖州府・嘉興府・杭州府）における倭寇襲撃の脅威が高まる中での、杭州府海寧県において宗族組織の構築・強化が進められ、宗族を通じて官府による塩税増徴などに対応した過程を、宗譜史料を中心に検討している。同書ではその背景として、浙直総督胡宗憲が徐海・王直集団を壊滅させる経過についても、『世宗実録』・『胡公行実』などに基づいて論及する。

さらに韓国の尹誠翊も倭寇研究の専著として、『명대왜구의 연구』[明代倭寇の研究]（경인문화사 [景仁文化社]、2007 年）を刊行した。同書では東アジア交流史の視点から、明代の倭寇問題について通時的に検討し、特に嘉靖倭寇について、その人員構成と在日華人商人の役割、および倭寇の活動が中国東南沿海地域で拡大した原因や、江南地域にもたらした社会的混乱について論じている。

（3）ヨーロッパ人の中国東南沿海地域進出

近年では、16～17 世紀におけるポルトガル人やオランダ人の中国東南沿海への進出については、きわめて多くの研究が蓄積されているが、ここでは近年のいくつかの主要研究成果を挙げておきたい。岡美穂子『商人と宣教師——南蛮貿易の世界』（東京大学出版会、2010 年）は南欧・日本・漢籍史料を併用して、東アジアにおけるポルトガルの貿易・宣教

活動を論じ、1540 年代に浙江省寧波府近海の双嶼における密貿易に参入したポルトガル私貿易商人の実像を明らかにしている。また中島楽章「胡椒と佛郎機——ポルトガル私貿易商人の東アジア進出」(『東洋史研究』74 巻 4 号、2016 年)は、ポルトガル史料により、ポルトガル私貿易商人が華人海商と結んで、中国東南沿岸の胡椒貿易に参入する過程を検証した。

さらに鄭維中は、Cheng Weichung, *War, Trade and Piracy in the China Seas, 1622-1683* (Leiden: Brill, 2013)、および『海上傭兵——十七世紀東亜海域的戦争、貿易与海上劫掠』(衛城出版、2021 年)において、オランダ東インド会社の檔案史料を活用し、17 世紀の東アジアにおける「新興軍事勢力」であった鄭芝龍・鄭成功・鄭經の政治・経済活動について全面的に再検討を加えた。鄭維中は特に従来の漢籍史料に記されていない、この時期の東アジア海域、特に福建沿海・台湾海峡における貿易・戦争・略奪・交渉の実態を細部まで叙述し、鄭氏勢力と福建・広東海商との繋がりや、オランダ東インド会社が福建沿海地域で行った貿易交渉や襲撃・密貿易などについて論じている。

また一国史・二国間関係史の枠組みを超えて、多言語史料により東・東南アジア海域史を論じた論文集として、中島楽章編『南蛮・紅毛・唐人——一六・一七世紀の東アジア海域』(思文閣出版、2013 年)は、16・17 世紀東シナ海と南シナ海を結ぶ人・モノ・情報の移動に着目し、ヨーロッパ史料・日本史料・漢籍文献の記述により、当時の東アジア海域における交易と紛争の実態をさまざまな視角から多面的に論じている。また Robert J. Antony, ed., *Elusive Pirates, Pervasive Smugglers: Violence and Clandestine Trade in the Greater China Seas* (Hong Kong: Hong Kong University Press, 2010)は、中国語圏や日本・欧米の研究者による、16 世紀以降の東・東南アジアにおける海商・海寇の移動や、火薬・キリスト教の伝播、海域貿易をめぐる中国沿海地域の海防政策や、日本(対馬藩)の対外関係の発展などを検討した諸論文を収録する。

さらに最近では、16・17 世紀の航海図や海防図を通じて、東南沿海地域における海上活動の諸相を検討する共同研究も進められている。特に 17 世紀初頭に福建海商によって作成されたと考えられる、いわゆる「セルデンの中国地図」(‘The Selden Map of China’、中国語名「明代東西洋航海図」)については、香港海事博物館でこの地図をめぐる明代海外貿易・航海誌・水中考古学などの国際シンポジウムが開催され、その成果として論文集『明代海洋貿易、航海術和 underwater 考古研究新進展』(*New Research into the Maritime Trades, Seafaring and Underwater Archaeology of the Ming Dynasty*, Hong Kong: Chung Hwa Book Company (Hong Kong) Limited Press, 2015)が刊行された。また万暦 17 (1589) 年に山東巡撫宋応昌が編輯した中国の東南沿海部の海防図『全海図注』についても、澳門科学技術大

学のプロジェクト Global Mapping of Macao の一環として共同研究が進められ、その成果として金国平・楊汎凌編『「全海図注」研究』（澳門基金会、2021 年）が刊行された。同書では中国語圏の地図学史・明代史・台湾史の研究者が『全海図注』上の地名を詳細に考証するとともに、明代海防図の系統・ポルトガル人の武器と船舶・広東の海上貿易、また南直隸・浙江・福建・広東の海防システムについて論じている。

今後、16・17 世紀の中国・日本・ヨーロッパ地図に記された地理情報を、同時代の文献史料・地図・航路誌・水中考古学の成果などを参照して総合的に検討することにより、中国東南沿海地域における多民族勢力の航海・交易・略奪の実態が、さらに進展していくことが期待できるだろう。

第二節 本論文の課題

第 1 節で概観したように、近年の日本・中国語圏・英語圏の東アジア海域史研究では、明朝の海禁・朝貢体制とその変容、東南沿海部における倭寇や海寇の活動、およびヨーロッパ人の東アジア来航などの諸問題について、活発な研究が進みつつあり、文献史料とともに、絵画・地図資料などを用いた研究も現れている。特に東アジア海域が交易の時代となった 16 世紀中期から 17 世紀初期にかけての双嶼における「諸民族雑居」的な密貿易、王直勢力の台頭と解体、月港密貿易の拡大と海禁緩和、ポルトガル人のマカオ定住とマカオー長崎貿易、オランダ人の台湾海峡進出などの諸問題については、新たな視点による再検討が進められている。

ただし日本における 16・17 世紀の東アジア海域史研究では、日本との関係が密接であった浙江・江南沿海部に重点があり、福建・広東沿海部に関する研究成果は、海澄やマカオにおける海外貿易を除けば、相対的に少ない。一方、中国語圏では福建・広東沿海部における海上貿易や海防などについても多くの研究が発表されているが、日本における研究成果はあまり参照されておらず、また日本においても中国語圏における海洋史研究の成果は十分に把握されているとはいえない。16・17 世紀の中国東南沿海部における交易や海防を全体的に考察するためには、浙江・江南から福建・広東にいたる華中・華南沿海部の状況をひろく検討し、日本や中国語圏をはじめ、英語圏や韓国における研究成果も参照して議論することが必要であろう。

このため本論文では、まず第 I 部において、浙直総督胡宗憲の倭寇対策を中心に、16 世紀中期における浙江・江南沿海部における密貿易や略奪と、それに対する海防や招撫などの諸問題を論じる。ついで第 II 部では、福建・広東境界に位置する南澳島海域における密

貿易や海防の動向に注目し、福建・広東沿海部における多民族的な交易活動の進展とそれに対する現地当局の対応を検討することにした。

第Ⅰ部で論じる胡宗憲は、嘉靖 33 (1554) 年から嘉靖 41 (1562) 年までの間、浙江巡按御史・浙江巡撫・浙直総督などの要職を歴任し、後期倭寇対策に主導的な役割を果たしたことで知られる。彼は倭寇対策の総責任者として、「明代の経済的繁栄の中心地であった江南・浙江一帯から北京朝廷の政権中枢にまで連なる人脈・財富、そして情報の流れの結節点を占めていた」と評されている（山崎前掲「乍浦・沈荘の役再考」321 頁）。

また第Ⅱ部で論じる南澳島は、明代潮州府饒平県近海と漳州府詔安県近海の間（現在の広東省汕頭市南澳県）に位置し、16 世紀中期東南アジアと中国東南沿海地域や九州・琉球などを結ぶ航路の要衝となっていた。16 世紀中期～17 世紀初期には、南・東シナ海、特に台湾海峡を往来する華人海商・海寇などの諸勢力が、しばしば南澳島に寄港し、交易を行っており、南澳島は当時の東アジア海域における海上貿易の一拠点となっていた。

本論文は大きく二つの部分から構成される。まず第Ⅰ部（第 1 章～第 3 章）は、浙直総督胡宗憲の対倭寇政策を中心に論じる。第 1 章では、胡宗憲に関する研究の動向を紹介し、本論文の研究課題を提示する。第 2 章・第 3 章では、胡宗憲の倭寇対策の形成とその展開について、張経弾劾事件と鄭舜功冤罪事件を中心に検討する。

第Ⅱ部（第 4 章～第 7 章）は、明代後期の南澳島における海上活動を中心に論じる。第 4 章では、南澳島に関する研究動向とともに、新出地誌『南澳遊小紀』（安国賢輯、天啓 5 [1625] 年序刊本）を紹介する。第 5 章では、16 世紀中期の南澳島における海上貿易の実態を、『南澳遊小紀』などの地方史料を活用して解明する。第 6 章では、『南澳遊小紀』に記された海防や交易の状況や、台湾―日本貿易や東南アジア貿易との関連を検討する。そして第 7 章では、『南澳遊小紀』と漢籍・オランダ人語史料を併用し、オランダ人の南澳島来航と通商交渉の過程を論じる。

第 I 部

胡宗憲の倭寇対策とその展開

第一章 胡宗憲研究の現状と課題

はじめに

胡宗憲（1512～1565）、字は汝貞・汝欽、号は梅林。諡は襄愍。生前には胡梅林、胡少保とも通称された。正徳 7（1512）年に徽州府績溪县に生まれ、嘉靖 17（1538）年進士に及第。その後、宣大・北直隸巡按御史、湖広巡按御史、浙江巡按監察御史、浙江巡撫、浙直総督などの官職を歴任した。16 世紀中期、嘉靖年間後半は、アルタンの北京包囲、倭寇の襲撃が相次ぎ、北虜南倭が深刻化した時代であった。こうした南北危機の現場で積極的に対応した胡宗憲は、特に倭寇対策において極めて重要な役割を果たしたことで著名である。

中国では胡宗憲は嘉靖後期における対倭寇政策の中心人物とされているため、彼の事績に関する研究もきわめて多く、その文集や伝記、関係する地方志や年譜などの史料研究も進展している¹。一方、中国語圏以外の日本・韓国・欧米の学界でも、胡宗憲の対倭寇政策については検討が進められており、特に近年では、胡宗憲による王直招撫の過程や、胡宗憲に関わる画像史料などについて新たな視角からの研究が行われている。

ただし従来、日本では後期倭寇に関する研究史整理は行われているものの²、特に胡宗憲に焦点を絞った研究の紹介は行われておらず、韓国や欧米における研究成果はほとんど紹介されていない。このため本章では、まず日本および韓国・欧米における胡宗憲に関する研究成果をできるだけ網羅的に整理・紹介する。ついで中国語圏における胡宗憲研究を紹介するが、関連する論考はきわめて多数に上るため、ここでは代表的な研究成果に限定してとり

¹ 胡宗憲は前中国国家主席の胡錦濤の同族である。すなわち、胡宗憲が安徽績溪龍川胡氏の第 34 世孫で、胡錦濤（祖父炳衡、父増鈺）は同宗族の第 48 世の子孫の一人であるという。戴廷明・程尚寛等編『新安名族志』（黄山書社、2007 年）前巻、胡、績溪・龍川坑口条、321-322 頁、潘其海「国家主席胡錦濤宗譜考」、新意文化網：https://www.newconcept.com/jixi/mingren/hujintao/hujintao_1.html、2022 年 3 月 1 日参照。このことは特に胡錦濤が政界で活躍していた 1900 年代前後～2010 年前後の、中国学界における胡宗憲称揚論の論調に影響を及ぼしたと思われる。

² 伊藤公夫「中国歴史学界における嘉靖倭寇史研究の動向と問題点」（『史学』第 53 巻 4 号、1984 年）307-319 頁、橋本雄・米谷均「倭寇論のゆくえ」（桃木至朗編『東アジア海域史研究入門』岩波書店、2008 年）80-89 頁など。また最近では、村井章介・橋本雄他編『日明関係史研究入門：アジアのなかの遣明船』（勉誠出版、2015 年）でも、各所に後期倭寇関連研究が紹介されている。

あげることにはしたい。

第一節 日本における胡宗憲研究

日本の学界では、早くから胡宗憲の対倭寇政策に関する研究が進められており、胡宗憲に関わる諸作の史料研究や、胡宗憲の幕僚たちに関する検討も行われ、近年では胡宗憲に関する画像史料の分析も行われている。以下、それらの研究成果をテーマ別に紹介していきたい。

(1) 胡宗憲の対倭寇政策をめぐる研究

胡宗憲の対倭寇政策については、特に彼による徐海討伐と王直捕縛の経緯が注目されており、特に胡宗憲による王直招撫の過程や、胡宗憲により派遣された蔣洲の日本宣諭などの問題がしばしば論じられている。

まず胡宗憲による倭寇鎮圧の過程に関しては、すでに戦前に、登丸福寿・茂木秀一郎が、彼が主導した東南沿海地域における倭寇討伐の過程を論じ、特に胡宗憲による徐海集団の分断や王直招撫の計略について詳述している³。戦後には、まず田中健夫が、嘉靖後期における倭寇対策責任者の交替にも注目して、胡宗憲による王直捕縛の経過について詳細な分析を加えた⁴。ついで三田村泰助や呼子丈太朗は、同郷関係にある胡宗憲と王直との接触を、新安（徽州）地域における政商一体化のプロセスの一環と見なし、その動機を郷党意識という観点から論じている⁵。また李献璋は胡宗憲と王直との交渉過程を論じ、本来海商であった王直は朝廷に東南沿海での通商公認を要請したが、浙直総督胡宗憲との交渉が失敗に帰した結果、ことさらに首魁という面が強調されたと説いている⁶。

最近では、山崎岳が嘉靖 30 年代初期における王直と浙江当局との交渉を再検討し、浙江当局は王直から他の倭寇集団を禁圧する協力を得るために、彼による密貿易行為を容認し

³ 登丸福寿・茂木秀一郎『倭寇研究』（中央公論社、1942 年）第 1 篇 4「中支の倭変」60-91 頁、第 2 篇 4「内陸の防衛策」156-157 頁、附録「倭寇の誘導者王直・徐海の最後」215-250 頁。

⁴ 田中健夫『倭寇と勘合貿易』（至文堂、1961 年）第 7 章「後期倭寇の消長」204-207 頁。

⁵ 三田村泰助編集『明帝国と倭寇』（人物往来社、1967 年）「明嘉靖期倭寇の実態」279-284 頁、呼子丈太朗『倭寇史考』（新人物往来社、1971 年）「後期倭寇」285-292 頁。

⁶ 李献璋「嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下):海禁下に自由を求める一私商の生涯」(『史学』第 34 卷 2 期、1961 年) 163-203 頁。

ていたと指摘した⁷。また山崎は、特に浙江巡按当時の胡宗憲を含めた東南沿海の海防責任者が、王直の海上活動にどのように対処したのかという問題を詳述するとともに、浙直総督時代の胡宗憲による王直招撫をめぐる、胡宗憲の幕僚たち、王直の一党、大友氏の貢使という三者間の折衝について検討し、胡宗憲が倭寇禁圧を図る一方で、「互市官許」の構想も有していたことを指摘した⁸。また中島楽章は王直と同郷の徽州出身であった胡宗憲は、王直の投降を条件に日本との通商公認も視野に入れていた可能性もあるが、結局は同郷の王直との結託を疑われることを恐れ、王直の処刑を容認したと説いている⁹。

さらに増田真意子は嘉靖期の歴代浙直総督の倭寇対策を紹介した上で、胡宗憲が王直を招撫した動機を分析し、彼が「民間貿易の公認」という構想を有していたと指摘した¹⁰。増田の議論は、すでに嘉靖後期から胡宗憲のような対倭寇政策の責任者が、海禁緩和による東南沿海の安定化という構想を有していたことを示唆しているが、そのことを示す具体的な史料論拠は挙げておらず、その構想の具体的内容についても論じていないため、現時点では推論の段階に留まっている。

また最近では、胡宗憲の倭寇対策の「幕府」（幕僚集団）に関する研究も行われている。辻原明穂は明代における督撫幕府の代表例として、胡宗憲の幕府の特質に検討を加えた¹¹。それによれば、胡宗憲の幕府は、幕主たる胡宗憲と、「公的な幕僚」と「私的な幕僚」からなっており、主要構成員としての「私的な幕僚」は自由に幕主を探し求めることができたという。また辻原は幕府の概念や研究史を紹介するとともに、胡宗憲の幕僚の役割についても論じているが、その役割は概して軍事顧問とされ、幕僚が胡宗憲の政策決定に与えた影響に関する詳細な分析は行われていない。

なお城地孝は嘉靖期の北辺問題における朝廷における政策決定過程について、精緻な分析を進めているが、そのなかで内閣政治の展開という視点から、かつて胡宗憲の幕僚であり、

⁷ 山崎岳「王直・万表・俞大猷——明代嘉靖倭寇時期的官・盗関係」（『全球化下明史研究之新視野論文集』第1冊、東呉大学歴史学系、2008年）315-327頁。

⁸ 山崎岳「舶主王直功罪考（後篇）——胡宗憲の日本招諭を中心に」（『東方学報』第90冊、2015年）91-143頁。

⁹ 中島楽章「海商と海賊のあいだ——徽州海商と後期倭寇」（東洋文庫編『東インド会社とアジアの海賊』勉誠出版、2015年）167-175頁。

¹⁰ 増田真意子「明代嘉靖後期に於ける海禁政策の実行とその転換」（『言語・地域文化研究』第13冊、2007年）187-205頁。

¹¹ 辻原明穂「明代督撫幕府の構造と特色——嘉靖年間の胡宗憲幕府を手掛りとして」（『史窓』第67号、2010年）23-45頁。

のちに首輔高拱の政策決定に関与した邵芳の事績を論じた¹²。ここで城地は、胡宗憲の孫である胡煜『五忠堂平倭実録』の「擒獲王直本末」を紹介し、その筆者は邵芳であったと指摘して、邵芳は胡宗憲の幕下にあつて対倭寇政策に関与し、特に徐海・王直を捕縛する計略の発案も担っていたと指摘している¹³。『五忠堂平倭実録』は胡宗憲の対倭寇政策に関する重要な史料であるが、管見のかぎり、日本において城地の論考以外にはこの史料を紹介・利用した研究はなく、今後は同書を用いた研究の進展が期待される。

さらに浙直総督の楊宜や胡宗憲によって、日本宣諭のために使者として派遣された、蒋洲・鄭舜功に関する研究も少なくない。まず佐久間重男は、浙直総督の楊宜と後任の胡宗憲が、鄭舜功と蒋洲を日本国王に倭寇禁圧を伝えるために派遣した経過を概説した¹⁴。ついで田中健夫は蒋洲の日本渡航について詳述し、胡宗憲が蒋洲を派遣した目的は、王直の動向を偵察し、西日本の諸大名・豪族に倭寇禁圧を伝えることであつたと論じた¹⁵。

一方、鄭舜功による日本宣諭については、その著書『日本一鑑』の内容検討や、総督楊宜・胡宗憲との関係が検討されている。鄭舜功が帰国後に胡宗憲により投獄された原因については、彼を派遣した旧総督楊宜の失脚や、大友氏の使節をともなつて帰国したことに求められている¹⁶。特に神戸輝夫は鄭舜功の履歴を、蒋洲とも対比しつつ、もっとも詳細に検討している¹⁷。神戸は鄭舜功派遣当時の浙直総督の交替をめぐる朝廷での政争に注目し、胡宗憲は旧総督楊宜が派遣した鄭舜功に対し、あらためて蒋洲を派遣し、鄭舜功の帰国後は彼が行った宣諭を認可せずに投獄したと論じた。神戸の論考は、従来の研究では十分に検証されていなかった鄭舜功と蒋洲の派遣過程を、楊宜と胡宗憲をめぐる政治状況を背景として解明した成果として重要である。

¹² 城地孝『長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と変容』(京都大学学術出版会、2012年)、第6章「朝政の舞台裏——丹陽布衣邵芳伝」293-304頁。

¹³ 胡煜輯『五忠堂平倭実録』(明鈔本)は全4巻、現在北京大学図書館・中国科学院国家科学図書館に鈔本が伝われる(城地前掲『長城と北京の朝政』298-299頁、322頁)。

¹⁴ 佐久間重男『日明関係史の研究』(吉川弘文館、1992年)第3章「王直と徐海——王直をめぐる巨魁」291-294頁。

¹⁵ 田中健夫『中世対外関係史』(東京大学出版社、1975年)第2部補論、「明人蒋洲の日本宣諭——王直の誘引と戦国の紹介」204-207頁。

¹⁶ 例えば、中島敬「鄭舜功の来日について」(『東洋大学文学部紀要(史学科篇)』第19号、1993年)59-77頁。

¹⁷ 神戸輝夫「鄭舜功と蒋洲：大友宗麟と会った二人の明人」(『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第10号、1999年)109-124頁。

このように王直招撫の過程で行われた日本宣諭について、従来の研究は宣諭目的をめぐる朝廷での政治的対立や、それが胡宗憲と鄭舜功との関係に与えた影響などを論究しているが、日本宣諭を目的として蔣洲・鄭舜功が別々に派遣された経緯やその政治的背景は、なお十分には解明されていない。特に胡宗憲と鄭舜功の関係についてはなお検討すべき課題が多く、今後は関連史料をより広範に分析することにより、より考察を深化させることが必要であろう。

（２）胡宗憲に関する文献・画像史料の研究

胡宗憲は嚴嵩の失脚後、最終的には「通番」の罪に問われて獄中で死去した。そのため彼の網羅的な文集が編纂される機会はなく、現在残されている胡宗憲の文集は、奏議集と政論集に限られている。特に『皇明經世文編』所収の奏議集「胡少保奏疏」（２巻８篇）と政論集「胡少保海防論」（１巻１６篇）は、従来の研究でしばしば活用されている¹⁸。しかしそのほかに、日本には胡宗憲の奏議集として、別に『三巡奏議』が現存しており、北虜南倭や西南の苗民反乱に関する一連の題奏が収録されている。また胡宗憲の幕府において進められた倭寇情報・収集の成果として編纂された『籌海図編』については、明代の代表的な日本・倭寇研究文献として、早くから研究が進められてきた。ここでは特に『三巡奏議』と『籌海図編』に関する日本での研究成果を紹介することにしたい。

管見のかぎり、日本以外では『三巡奏議』に関する論考は発表されていないようである。1964年、山根幸夫は同書の影印本を刊行して、その解題において書誌学的な検討を加えた¹⁹。それによれば、『三巡奏議』は現存する唯一の胡宗憲の単行奏議集であり、旧徳山藩毛利家に伝わった天下の孤本である。同書は嘉靖後期に浙江山陰知県であった葉可成が編纂し、嘉靖36（1557）年の後半に刊行された²⁰。山根は呂光洵による序文を検討し、彼は胡宗憲の倭寇鎮圧の業績を顕彰するために同書を刊行したと指摘し、その内容は北虜南倭問題の両者にわたり、史料価値はきわめて高いと評価している。しかし従来、山根による書誌学的研究を除いて、日本でも同書を本格的に活用した研究はなく、中国でも同書の存在は十分に

¹⁸ 胡宗憲『胡少保奏疏』（陳子龍等輯『皇明經世文編』国風出版社、1964年、巻265-266）57-155頁。

¹⁹ 山根幸夫「三巡奏議解題」（胡宗憲著・葉可成編『三巡奏議』古典研究会、1964年）1-6頁、同文はまた「三巡奏議と胡宗憲」と題して、『明清史籍の研究』（研文出版、1989年）48-53頁に収録。

²⁰ 胡宗憲著・葉可成編『三巡奏議』（古典研究会、1964年）。以下胡宗憲『三巡奏議』と書く。

知られていないようである。今後は『三巡奏議』の活用により、倭寇研究や胡宗憲研究を深化させることが可能であろう。

これに対し、『籌海図編』については、明代倭寇の研究に不可欠の文献として、戦前から多くの関連研究が発表されている。すでに戦前には、藤田元春や秋山謙蔵が、同書に記された日中間の航路や地図に関する歴史地理学的な分析を進めた²¹。また後藤秀穂は『籌海図編』の成立事情に関する先駆的な論考を発表し、天啓版『籌海図編』に記された「新安少保胡宗憲編輯」という記載を否定し、本書の編纂者を鄭若曾とした²²。藤田元春・秋山謙蔵も後藤秀穂説を踏襲し²³、鄭若曾を同書の編者とする見解はほぼ定説となった。また戦後には、田中健夫が『籌海図編』の版本・編者・内容・史料価値について包括的な検討を行っている²⁴。さらに大友信一は田中の研究を踏まえて、『籌海図編』の別版本とその序文を紹介し、諸版本の刊行順序などについて考証を行った²⁵。

なお『籌海図編』の成立時期は、ちょうど鄭若曾が胡宗憲幕府で活躍していた時期と重なる。かつ鄭若曾の序文によれば、唐枢・茅坤・戚継光・俞大猷などの他の胡宗憲配下の幕僚や武将も、『籌海図編』の編纂に関与しているという²⁶。したがって『籌海図編』は単に鄭若曾個人の著作というだけではなく、胡宗憲幕府全員による倭寇・日本研究の成果とみなすべきであろう。『籌海図編』の内容とそこに示された倭寇や海外通商をめぐる議論を考察するためには、胡宗憲や鄭若曾個人のみならず、胡宗憲の幕下にあつて倭寇対策に参与した知識人たちの動向や著述やより総合的に考察することが必要であろう。

さらに序章で述べたように、最近では東京大学史料編纂所を中心に、「倭寇図巻」（東京大学史料編纂所蔵）と「抗倭図巻」（中国国家博物館蔵）に関する共同研究が進められている。この二つの倭寇図は、ともに嘉靖倭寇期の東南沿海部における明軍の倭寇討伐を描いたも

²¹ 藤田元春「明人鄭若曾の日本地理」（『歴史と地理』第34巻4・5号、1934年）154-169頁、秋山謙蔵「明代支那人の日本地理研究」（『歴史地理』第61巻1号、1933年）31-61頁、同「日支交渉史に関する二つの問題——『広輿図』と『籌海図編』との関係其他」（『歴史地理』第65巻2号、1935年）81-84頁。

²² 後藤秀穂「籌海図編に就て」（『東洋文化』第42号、1965年）。田中健夫『中世海外交渉史の研究』（東京大学出版会、1959年）218頁から転引。

²³ 田中前掲「『籌海図編』の成立」217頁。

²⁴ 田中前掲「『籌海図編』の成立」215-226頁。

²⁵ 大友信一「『日本図纂』『籌海図編』の諸本とその成立事情」（『日本歴史』第132号、1959年）91-100頁。

²⁶ 鄭若曾『籌海図編』（中華書局、2007年）『籌海図編』序10頁。

のであり、2014年にはその図録と解説が、2016年には論文集が刊行された²⁷。そのなかで胡宗憲に関わる論考としては、山崎岳が「倭寇図巻」・「抗倭図巻」が描いた戦争場面について考証を加えている。山崎は当初、両図の原型となる「原倭寇図巻」の存在を想定し、それは胡宗憲が徐海集団を撃破した、嘉靖35（1556）年の「乍浦・沈荘の役」を題材とし、「明確に胡宗憲という特定の個人の、徐海退治という特定の功績を顕彰する戦勲図として作られた」と論じた²⁸。しかしその後、山崎は文献記録における「乍浦・沈荘の役」の経過と現実の地理状況を、「抗倭図巻」の画面描写と比較対照し、前稿での見解に留保を附している。また山崎は清代の文人張鑑による「文徵明画平倭図記」を詳細に分析し、張鑑は胡宗憲の功績に対しては懐疑的であったが、やはり「原倭寇図巻」から派生した「平倭図巻」（現存せず）を胡宗憲の戦勲図と解していたと指摘している²⁹。

一方、鹿毛敏夫は両図がともに胡宗憲による王直平定を象徴し、彼の抗倭功績を宣揚するために描かれたと論じるとともに、その背景として、胡宗憲と王直との交渉過程、蔣洲の日本宣諭や大友氏による遣明船派遣などの諸問題を論じている³⁰。さらに馬雅貞は明代中期以降、宦蹟図から派生した文官の戦勲図である「蘇州片」の作成が流行したことに注目し、「倭寇図巻」と「抗倭図巻」は「おそらく胡宗憲の倭寇平定に取材した蘇州片だろう」と推定した³¹。馬雅貞はこのほかに胡宗憲に関連するいくつかの倭寇図も紹介しており、これらの画像史料は、今後胡宗憲による倭寇対策を研究する上でも参照価値が高い。

²⁷ 東京大学史料編纂所編前掲『描かれた倭寇：「倭寇図巻」と「抗倭図巻」』、須田編前掲『「倭寇図巻」「抗倭図巻」をよむ』（勉誠出版、2016年）。

²⁸ 山崎岳「乍浦・梁荘の勝利と胡宗憲」・「成立と流布」（東大史料編纂所編前掲『描かれた倭寇』第4章「三つめの倭寇図巻？——幻の「平倭図巻」」所収）92-102頁。

²⁹ 山崎岳「乍浦・沈荘の役再考——中国国家博物館所蔵「抗倭図巻」を歩く」、同「清・張鑑「文徵明画平倭図記」——中国国家博物館所蔵「抗倭図巻」をよむ」（前掲『「倭寇図巻」「抗倭図巻」をよむ』）309-368頁。

³⁰ 鹿毛敏夫「近赤外線撮影による史料観察」・「大内・大友氏の「弘治」遣明船」（東大史料編纂所編前掲『描かれた倭寇』第3章「比較検討「倭寇図巻」と「抗倭図巻」」所収）74-82頁、同「「弘治」年旗倭寇船と戦国大名水軍」（前掲『「倭寇図巻」「抗倭図巻」をよむ』）。269-294頁。

³¹ 馬雅貞「戦勲と宦蹟——明代の戦争図像と官員の視覚文化」（前掲『「倭寇図巻」「抗倭図巻」をよむ』）139-202頁。

第二節 韓国における胡宗憲研究

韓国語による胡宗憲に関する研究は、主に彼の対倭寇政策を中心になされており、特に王直招撫策の実施過程に関心が集中している。まず、尹誠翊は胡宗憲が懷柔を名目として徐海・王直を誘殺した経過について検討を加えている³²。尹誠翊はさらに胡宗憲による徐海討伐の経過についても詳細な考察を行い、徐海による略奪行為と王直による密貿易活動とを対比したうえで、徐海集団の海域進出は、「非商人的・非中国人主体的な性格を持つ倭寇的活動」であったと規定した³³。以上の検討により、尹誠翊は倭寇の性格の強い徐海と海商的性格を持つ王直の倭寇的活動を対比して分析しているが、胡宗憲による王直・徐海への懷柔に関しては、特に両集団の異質性を考慮せず、ともに掃討のための計略であったと説いている。また李和承は16世紀の海商・海賊に関する研究において、浙直総督胡宗憲による王直の捕縛と処刑、および胡宗憲の失脚の経過について言及しているが、その叙述はそれほど詳しいものではない³⁴。

これに対し、曹永憲・蔡暻洙は16世紀中期の倭寇的活動と、それと緊密な関わりを持つ徽州人ネットワークに着目し、胡宗憲を中心とした、倭寇対策に関与した徽州人グループが、同じく徽州出身の徐海・王直集団を壊滅させる過程で果たした役割について検討を加えている。両氏は特に徐海・王直集団に対して行われた、胡宗憲による懷柔策の実施経緯について詳しく論じており、主に以下の三点を指摘している。第一に、胡宗憲は彼が倭寇対策に関与した当初から、東南沿海地域の軍事力の脆弱さという厳しい現状に直面して、在地土人が提唱した倭寇懷柔策を受け入れた。第二に、胡宗憲は倭寇集団に対する強硬な討伐策にかかわって柔軟な懷柔策を実行するため、積極的に趙文華による旧総督張経への糾弾を支持し、張経を排除して倭寇対策の主導権を握ることをめざした。第三に、胡宗憲は蔣洲を使節として日本に派遣することにより、王直と接触する機会を作り、王直を招撫の名目で捕縛することを企図した。特に両氏は、胡宗憲と王直との交渉過程において、胡宗憲は王直による「開市」の要望には否定的であったが、「互市官許」の可能性を示唆することによって王直を誘引し

³² 尹誠翊『명대왜구의 연구』[明代倭寇の研究]（경인문화사[景仁文化社]、2007年）160-162頁。

³³ 尹誠翊「「16世紀倭寇」의 多面的특성에 대한一考察：徐海집단의 예를 중심으로」[「16世紀倭寇」의 多面的な特性に対する一考察——徐海集團の例を中心に]（『명청사연구』[明清史研究] 第29号、2008年）33-69頁。

³⁴ 李和承「明中期이후 東南沿海의 海上世界」[明中期以後東南沿海の海上世界]（『동양사학연구』[東洋史学研究] 第127号、2014年）118-121頁。

て、最終的に捕縛したのだと論じている³⁵。

このように、両氏は胡宗憲の対倭寇政策の柔軟性を指摘する一方、彼は通商公認については否定的立場を取っていたと論じている。ただし、胡宗憲による王直招撫の過程と目的については、なお検討すべき課題が多い。例えば、王直が朝廷に帰順した後、最終的に処刑されたことは事実であるが、胡宗憲が当初から王直の誘殺を意図して招撫政策を進めていたといえるであろうか。また徐海を王直の「将領集団」とするように、両者を一体視する見方にも再考が必要である。胡宗憲による王直招撫策は、倭寇掃討のための計略というだけではなく、実際に海禁に対する一定の見直しを意図して行われていた可能性もあり、この問題を考察するためには、胡宗憲の対倭寇政策の立場について、より検討を深化させることが必要であろう。

さらに最近、韓国では胡宗憲の対倭寇政策を通じて、嘉靖年間の朝廷における倭寇問題に対する政策決定の動向を分析する注目すべき論考が発表された。すなわち車恵媛は、16世紀東アジアにおける貿易秩序という広汎な視野から、明朝が倭寇問題への対応策を模索する過程で、日・明間の貢市関係をどのように再認識し、調整しようとしたのか、という問題について論じている。具体的には、車恵媛は日明通商の再開をめぐる交渉過程という観点から、胡宗憲による蔣洲の日本派遣について再検討を加えた。特に蔣洲を壬辰倭乱における講和交渉に当たった沈惟敬と対比し、「二人はともに明朝の封貢と（貿易）市場を築くために日本に派遣された使節である」と述べ、蔣洲の日本派遣の背景には胡宗憲による「貢市」再開の構想と、明朝の主導による日明朝貢関係の再構築という意図があったと論じた³⁶。車恵媛の所論は、胡宗憲の対倭寇政策の理解に一つの新たな視点を提供する見解として注目に値する。

さらに車恵媛は、明人の対倭寇認識という関心から、『籌海図編』の編纂機構・編纂人員の構成と編纂理念についても検討を加えている。それによれば、胡宗憲幕府は倭寇問題に対応するための情報機関としての役割をはたしており、『籌海図編』も胡宗憲幕府による倭寇情報の収集と伝播の成果であったと論じた。また車恵媛は、胡宗憲幕府における陽明学者（唐順之・茅坤）と江南文人（徐渭・鄭若曾）、および蔣洲のような「遊客」などの多様な人員構成にも注目し、『籌海図編』は強い経世意識を持つ幕僚集団によって、共同で編纂されたものだとする興味深い見解を提示し、同時に王直招撫や東南海域での通商公認をめ

³⁵ 曹永憲・蔡暲洙「海商王直의 興亡과 徽州네트워크」〔海商王直の興亡と徽州ネットワーク〕（『명청사연구』〔明清史研究〕第44号、2015年）33-85頁。

³⁶ 車恵媛「16세기, 명조의南倭대척과 封・貢・市」〔16世紀、明朝の南倭対策と封・貢・市〕（『東洋史学研究』第135輯、2016年）59-93頁。

ぐって、幕僚の間で論争が行われたことにも論及している³⁷。

このほかに趙源一・朴福在は、『籌海図編』の内容について簡潔に紹介した³⁸。また洪性鳩は、明朝の北辺互市問題に関する論考において、明朝の対外貿易における東南沿海と北辺地域との連動性を強調し、東南における互市理念の成長にも検討を加え、主として『籌海図編』所収の東南互市に関わる言説により、海禁・通商問題をめぐる嘉靖年間後半の「籌海論争」について紹介している³⁹。

以上紹介した韓国における研究成果は、胡宗憲の対倭寇政策に関連して、嘉靖朝廷における「北虜南倭」をめぐる諸問題を総合的に考察している点が重要である。特に近年では、嘉靖後期の海防・貿易問題をめぐって、胡宗憲の対外貿易認識や、胡宗憲幕府が倭寇対策において果たした機能などについて分析が加えられており、倭寇研究に新たな観点を提示する成果として注目に値する。

第三節 英語圏における胡宗憲研究

英語圏においても、明代の倭寇問題に関連して、胡宗憲による倭寇対策や、その政治的立場について論及した研究は少なくない。まず蘇鈞煒 (Kwan-wai So) は嘉靖期の倭寇問題に関する専著において、対倭寇政策を主導した浙直総督の任命をめぐる政争についても論じ、特に胡宗憲が権臣嚴嵩の腹心趙文華と連携して浙直総督張経を弾劾して倭寇対策の主導権を奪い、王直招撫策を進めた過程を検討している。蘇鈞煒は胡宗憲が嚴嵩一党と同じく、海外通交に対して開放的な立場を取っていたが、最終的には反嚴嵩派であった徐階一党に糾弾されて失脚したと論じる⁴⁰。蘇鈞煒は趙文華の朝廷・地方における言動に焦点をあてて、嚴嵩一党が胡宗憲と結んで海禁緩和と王直招撫を進めようとしたと指摘するが、その過程で胡宗憲が果たした役割については、なお十分に検討されていない。特に張経弾劾事件は、

³⁷ 車恵媛「중국인의 「南倭」 체험과 壬辰전쟁 (1592-1598) — 『籌海図編—重編』을 중심으로」[中国人の「南倭」体験と壬辰戦争(1592-1598)——『籌海図編—重編』を中心に] (『歴史学報』第221輯、2014年)355-386頁。

³⁸ 趙源一・朴福在「명대 후기 해양사적 관련 저작에 대한 분석」[明代後期海洋史に関する著作に対する分析] (『중국학논총』[中国学論叢] 第49号、2016年)161-175頁。

³⁹ 洪性鳩「明代 北辺의 互市와 朝貢」[明代北辺の互市と朝貢] (『중국사연구』[中国史研究] 第72号、2011年)67-92頁。

⁴⁰ Kwan-wai So, *Japanese Piracy in Ming China during the 16th Century*, Michigan State University, 1975, pp.80-114.

その後胡宗憲が浙直総督として倭寇対策を進める上で重要な意義をもった事件であり、より多くの資料を精査して再検討する必要があるだろう。

またジェームス・ゲイスは胡宗憲による徐海・王直集団の掃討過程を詳しく考察し、特に日本宣諭の問題について、胡宗憲は趙文華の指示に従って王直を帰順させるために日本に使節を派遣した、という見解を示し、嘉靖帝による王直討伐の指示に背いて、趙文華と胡宗憲が王直招撫を図っていたことを示唆している⁴¹。同様にアンドリュー・R・ウィルソンは胡宗憲による徐海討伐の経過を略述し、倭寇対策をめぐって朝廷での議論が分裂するなかで、胡宗憲と趙文華が柔軟な対応策を主張していたことを示した⁴²。さらにジョン・E・ウィルズ・Jr. は、胡宗憲と趙文華は海禁を緩和する意図を持ちつつ、王直を通して他の倭寇の勢力を制御することを図ったが、招撫策の最終段階において、反嚴嵩勢力の糾弾によって、王直は最終的に処刑されることになったと論じている⁴³。

上述の研究で指摘された、倭寇対応をめぐる胡宗憲の党派的立場や、朝廷における政治的人脈などの問題は、胡宗憲の対倭寇政策を考察するうえで注目すべき論点といえよう。さらに近年の注目すべき成果として、李康英 (Li Kangying) は北虜南倭の危機をめぐる明朝朝廷における議論を、全体的に考察した専著を刊行している。李康英は明朝の海域政策の転換という視点から、嘉靖期の朝廷における危機解決のための議論を、通商公認論と海禁擁護論に分けて詳述し、北方辺境と東南沿海地域における通商公認への提案が、商人階層中心の政治勢力により朝論の主調に定着した過程を明らかにした。李康英は特に『籌海図編』の記事を活用しており、倭寇対策に関わる胡宗憲の言説や、幕僚の茅坤・鄭若曾による海禁緩和論を、交易開放論の代表例として分析し、胡宗憲の対倭寇政策に深く関与した徐渭についても、商人家庭の出身であったことを指摘し、胡宗憲の海域政策にも現地商人からの影響があったことを示唆している⁴⁴。ただし、『籌海図編』の記事により、胡宗憲が海外貿易容認を持論と

⁴¹ James Geiss, "The Chia-ching Reign, 1522-1566," Denis Twitchet and John K. Fairbank eds., *The Cambridge History of China 1368-1644, vol. 7, The Ming Dynasty*, Chapter 8, Cambridge University, 2008, pp.496-503.

⁴² Andrew R. Wilson, "The Maritime Transformation of Ming China," Andrew S. Erickson, Lyle J. Goldstein, and Carnes Lord eds., *China Goes to Sea: Maritime Transformation in Comparative Historical Perspective*, Naval Institute, 2009, p.260.

⁴³ John E. Wills Jr., "Maritime China from Wang Chih to Shih Lang: Themes in Peripheral History," Jonathan D. Spence and John E. Wills. Jr. eds, *From Ming to Ch'ing: Conquest, Region, and Continuity in Seventeenth-Century China*, Yale University, 1979, pp.212-213.

⁴⁴ Li 前掲, *The Ming Maritime Trade Policy in Transition, 1368 to 1567*.

していたとみなすのは問題があり、胡宗憲が浙直総督就任以前、北方辺境のモンゴル対策に従事し、アルタンによる互市要求の拒否を主張していたことにも注意すべきであろう⁴⁵。対外通交をめぐる胡宗憲の立場は、賛否両論の二元的な枠組みだけで論じることは難しく、より複合的な性格を持っていたと考えられる。胡宗憲は北虜・南倭問題の双方に関与しており、彼の辺禁・海禁認識をより総合的に検討することにより、嘉靖年間の対外貿易政策に関する新たな知見を提供しうられると思われる。

以上のような、嘉靖年間の倭寇政策や対外通商問題に関連して胡宗憲に論及した研究のほかに、胡宗憲個人の倭寇対策に関するいくつかの専論も発表されている。まずチャールズ・O・ハッカーは、胡宗憲の徐海討伐における軍事作戦を題材として、江南デルタ地帯における軍事衛所の設置など、浙江当局による海防措置について詳述し、胡宗憲をはじめとする地方当局者が臨機応変に徐海の招撫計略を実施し、その後展開された軍事行動も非常時的な性格が強いと論じている⁴⁶。

さらにメリリン・フィッツパトリックはハッカーの研究をふまえて、浙江当局の倭寇対策を、徐海集団の撃退を中心に考察し、中央政府・地方当局・在地士人のそれぞれの立場に留意し、胡宗憲が軍事討伐と懐柔政策を並行して行い、徐海集団を掃討した経緯について論じた。特に胡宗憲が中央朝廷の文官勢力（嚴嵩・趙文華）や、在地士人（茅坤を始めとする幕僚）と連携する一方、一部の在地武官（総兵官俞大猷など）とは相容れなかったことを示し、武官の行動を完全にはコントロールできていない状況下で、在地士人と共同して倭寇に対応するために、胡宗憲幕府が成立したという見解を示している⁴⁷。このほかに胡宗憲幕府や『籌海図編』に関する研究として、ケネス・E・フォルソンは清末の幕府体制に関する専著において、明代の胡宗憲幕府の機能についても論及し、胡宗憲に招聘された江南知識人が公文書管理と軍事戦略の制定に関与したと指摘した⁴⁸。

総じて欧米においては、胡宗憲に関する専論は少ないものの、近年では嘉靖年間の倭寇対策・通商政策全般について注目すべき論考が発表されており、胡宗憲が倭寇対策を進める上で、朝廷の政治的な人脈や東南地域の在地知識人との連携がどのような役割を果たしたか

⁴⁵ たとえば、胡宗憲『三巡奏議』所収「巡口北奏疏」などを参照。

⁴⁶ Charles O. Hucker, "Hu Tsung-hsien's Campaign Against Hsu Hai, 1556," Frank A. Kierman, Jr. and John K. Fairbank eds., *Chinese Ways in Warfare*, Harvard University, 1974, pp.273-307.

⁴⁷ Marilyn Fitzpatrick, *Local Administration in Northern Chekiang and the Response to the Pirate Invasions of 1553-1556*, Diss. Australian National University, 1976.

⁴⁸ Kenneth E. Folsom, *Friends, Guests, and Colleagues: The Mu-fu System in the Late Ch'ing Period*, University of California, 1968.

という問題を考察するうえで、示唆に富む論点が提示されている。

第四節 中国語圏における胡宗憲研究

中国語圏における胡宗憲に関する研究は、主として倭寇問題と朝廷政治の視点からなされており、特に胡宗憲による徐海討伐・王直捕縛の経緯や、胡宗憲と権臣嚴嵩・趙文華との関係に関心が集まっている。また近年では 16 世紀中期における朝貢・海禁体制の弛緩と、朝貢の枠外での対外交易（「互市」）や密貿易の拡大、それと互市公認の可否をめぐる議論（「籌海論争」）をめぐる研究が進展するとともに、中国語圏の海外貿易史・海防史研究においても胡宗憲による倭寇対策・海防政策が一つの焦点となっている。以下、それらの研究成果を中心に紹介していきたい。なお胡宗憲による北辺・西南辺境の軍事問題への対応や、胡宗憲と江南文人との交遊についても多くの研究があるが、本論文の主題とは直接には関係しないため、その紹介は他日を期すことにしたい。

（1）胡宗憲の対倭寇政策をめぐる研究

胡宗憲が主導した東南沿海地域における倭寇鎮圧の過程については、特に徐海集団の掃討や王直の招撫などの問題が、明代の倭寇・海防研究においてしばしば論及されている。例えば范中義・仝晰綱は明代倭寇に関する通史的研究において、胡宗憲が徐海・王直集団を壊滅させた過程について検討を加えた⁴⁹。また蘇勇軍は浙江沿海地域の海防問題に関連して、徐海集団を撃破した乍浦・沈荘の役や、王直の残党を駆逐した舟山群島における掃討戦を、胡宗憲の主要な事績として検討している⁵⁰。

1990 年代以降、胡宗憲の伝記やその評価に関する専論もあいついで刊行された。趙広華・趙連穩は、胡宗憲による王直・徐海に対する軍事作戦の成功を称揚し、明代の偉大な軍事家・政治家として評価している⁵¹。また徽州学研究者の卞利は 2001 年に出版した『胡宗憲評伝』において、胡宗憲の文集や家譜、関係する地方志などを総合的に利用し、胡宗憲の生涯事跡に詳細な検討を加えた⁵²。さらに卞利は 2013 年に前著を増訂した『胡宗憲伝』を刊行し、山根幸夫が紹介した『三巡奏議』も一部利用して、胡宗憲の事績をより全体的に解明している

⁴⁹ 范中義・仝晰綱『明代倭寇史略』（中華書局、2004 年）251-259 頁。

⁵⁰ 蘇勇軍『明代浙東海防研究』（浙江大学出版社、2014 年）86-90 頁

⁵¹ 趙広華「胡宗憲御倭活動述評」（『河南師範大学学报』1992 年 1 期）70-74 頁。趙連穩「胡宗憲与明代抗倭戦争」（『社会科学輯刊』1995 年 4 期）93-100 頁。

⁵² 卞利『胡宗憲評伝』（中国文聯出版社、2001 年）。

胡宗憲が王直招撫策の一環として実施した蔣洲・陳可願の日本派遣については、鄭樑生が招撫の名目で王直を捕縛することを企図していたと論じた⁵⁴。樊樹志はこれに対し、胡宗憲が蔣洲・陳可願を派遣した目的は、朝貢貿易と互市の再開により倭寇問題を解決するために、王直の招撫を試みることにあったと論じている⁵⁵。

また浙直総督の楊宜による鄭舜功の日本派遣については、時培壘が神戸輝夫による鄭舜功研究を踏まえて、鄭舜功が帰国後に胡宗憲に投獄された原因は、前総督の楊宜の失脚であったと指摘した⁵⁶。これに対し、童傑は鄭舜功と蔣洲が帰国後にともに胡宗憲に投獄された要因は、彼らが日本国王に倭寇禁圧を宣諭するという任務を果たせなかったためだと主張している⁵⁷。

（2）胡宗憲と嘉靖年間の朝政に関する研究

胡宗憲と嘉靖年間の朝廷政治との関係については、胡宗憲と権臣の嚴嵩・趙文華一派との結合が注目されており、嘉靖 34（1555）年に浙江巡按の胡宗憲が、趙文華と連携して、浙直総督の張経を糾弾したことが焦点の一つとなっている。この問題について、卞利は胡宗憲が嚴嵩と結託して張経を誣告したことにより、浙直総督に昇任することができたが、同時に悪評も招くことになったと論じた⁵⁸。また王波・王瑾は胡宗憲が最終的に失脚して投獄された要因は、嚴嵩と対立していた内閣主輔徐階による誣告であったと説いている⁵⁹。

嚴嵩・趙文華と胡宗憲との関係が、倭寇対策や海防政策に与えた影響にも関心が集まっている。台湾の鄭樑生は、嘉靖 33（1554）年前後の対倭寇政策について、朝廷における内閣首輔嚴嵩とその腹心の趙文華と、浙江の海防を統括する浙江巡撫王忬、浙直総督張経・楊宜・胡宗憲の言動を考察し、この時期の浙直総督の交替は朝廷における倭寇対策の主導権をめぐる派閥争いに起因すると指摘した。さらに鄭樑生は張経弾劾事件をめぐる嚴嵩と趙文華

⁵³ 卞利『胡宗憲伝』（安徽大学出版社、2013 年）。

⁵⁴ 鄭樑生『明代倭寇』（文史哲出版社、2008 年）第 4 章「倭乱靖難之縁由」203-204 頁。

⁵⁵ 樊樹志『晚明大变局』（中華書局、2015 年）第 1 章「海禁一朝貢」体制的突破」59-71 頁。

⁵⁶ 時培壘『明清日本研究史籍探研』（南開大学博士論文、2010 年）60-71 頁。

⁵⁷ 童傑「鄭舜功生平大要与『日本一鑑』的撰著」（『中南大学学报』2014 年 5 期）243-247 頁。

⁵⁸ 卞前掲『胡宗憲伝』第 8 章「榮膺御倭重任、誓靖東南海疆」97 頁、100 頁。

⁵⁹ 王波・王瑾「明朝政治家、軍事家胡宗憲功過是非論弁」（『明長陵宮建 600 周年學術研討會論文集』社会科学文献出版社、2009 年）344-351 頁。

の動向も検討している⁶⁰。

また宋烜は嚴嵩一党が惹起した倭寇対策の主導権をめぐる政争が、浙直総督の頻繁な交替や、その過程に生じた張經弾劾事件の要因となり、浙江沿海の海防にも悪影響を与えたと論じた⁶¹。宋烜は胡宗憲による王直招撫の実施についても、嚴嵩・趙文華による政治的支援が大きな役割を果たしたと評価している⁶²。一方、曹国慶は胡宗憲が嚴嵩一派と同じく海外通交に対して開放的な立場を取っており、このためこの問題に関して強硬策をとっていた張經の排除を図ったと論じた⁶³。また謝和生も張經弾劾事件に関連して、胡宗憲と嚴嵩との政治的連携により、倭寇対策の安定性が維持されたと説いている⁶⁴。さらに侯馥中は『三巡奏議』所収の題奏により、胡宗憲が趙文華の意向を受けて張經弾劾に関与したことを指摘し、また張經が最終的に処刑された原因は、嘉靖帝が倭寇討伐を急いだのに対し、張經が慎重に鎮圧作戦を進める「緩剿」方針を堅持したためであったと論じた⁶⁵。

（３）『籌海図編』と胡宗憲の海防議論をめぐる研究

前述のように、胡宗憲の幕下における倭寇情報・収集の成果として編纂された『籌海図編』は、明代の重要な海防書として、日本では早くから研究が進められてきた。中国においては、1980年代から『籌海図編』の書誌情報やその内容に関連する研究が発表されるようになった。近年では、『籌海図編』所収の海防論を通じて、胡宗憲の海禁政策や海外貿易に関する立場を論じた研究も少なくない。

中国において最初に『籌海図編』の成立事情に関する論考を発表したのは汪向荣である。彼は後藤秀穂と同様に、天啓版『籌海図編』に記された「新安少保胡宗憲編輯」という刊記

⁶⁰ 鄭樑生「王忬与靖倭之役」（『中日関係史研究論集』5所収、文史哲出版社、1995年）35-74頁、「張經与王江涇之役」75-108頁、「胡宗憲与靖倭之役」109-153頁。同『中日関係史研究論集』7（文史哲出版社、1997年）所収「嚴嵩与靖倭之役」37-77頁、「明嘉靖間靖倭督撫之更迭与趙文華之督察軍情：1547～1556」79-125頁。

⁶¹ 宋烜『明代浙江海防研究』（社会科学文献出版社、2013年）242-253頁、367頁。

⁶² 宋前掲『明代浙江海防研究』第4章「重要御倭戦役」252頁、291-311頁。

⁶³ 曹国慶「嚴、胡交誼与嘉靖東南抗倭」（陳怀仁主編『第六屆明史國際學術討論會論文集』黄山書社、1997年）708-803頁。

⁶⁴ 謝禾生「嚴嵩与明代嘉靖年間的抗倭戦争——兼与朱声敏先生商榷」（『新余高專學報』2007年4期）21-23頁。

⁶⁵ 侯馥中「剿倭方針与張經之死」（『內蒙古大學學報』2008年1期）59-63頁。

を否定し、本書の編纂者を鄭若曾とした⁶⁶。また、同時期の李致忠の論考も、同じような見解を示している⁶⁷。これに対し、王守稼・顧承甫は、『籌海図編』は鄭若曾個人の著作ではなく、胡宗憲の幕僚集団を中心とする江南知識人たちによって、共同で編纂されたものであるという見解を示し、特に倭寇情報の収集や同書の刊行については、胡宗憲自身が重要な役割を果たしたと指摘した⁶⁸。また宋克夫・邵金金は、鄭若曾は『籌海図編』編纂に際し、主に海防図などの地理的考証を執筆し、胡宗憲は倭寇対応や海防措置などの内容を構想したと想定している⁶⁹。

一方、胡宗憲と嘉靖後半期における「籌海論争」については、蘇勇軍が『籌海図編』における海外貿易・海防に関する言説から、胡宗憲をはじめとする浙江の海防責任者は、海外貿易には容認的であったが、「御海洋・固海岸・嚴城守」といった海防強化も主張していたと論じた⁷⁰。また鄭永常は『籌海図編』における海防緩和に関する議論を検討し、胡宗憲には浙江・福建における市舶・商舶貿易の開始を容認する意図があったが、最終的に嘉靖帝に否認されたと説いている⁷¹。また王濤は『皇明經世文編』所収の、胡宗憲・帰有光・唐順之・譚綸などによる、「隆慶開海」直前の海防問題に関する題奏により、海禁緩和・互市公認の可否をめぐる「籌海論争」の全体像を考察した。王濤はそれらの言説を、一切の貿易に反対する海禁擁護論、海禁を前提とする朝貢貿易の再開を容認する通商公認論、民間貿易を部分的に容認する海禁緩和論、朝貢貿易と民間の市貿易を全面的に開放する海禁解消論の四種の言説に分類して分析し、胡宗憲は海禁緩和論の立場にあったという見解を示している⁷²。

なお胡宗憲に関する書跡史料を論じた研究として、楊帆は中国故宮博物院所蔵の胡宗憲の落款をもつ書跡「呂港帖」を紹介し、それが嘉靖 35 年 7 月 7 日に胡宗憲が徐海一党の掃討に際し、浙江巡撫の沈良纘に対し、乍浦における作戦計画を伝えた書簡であると指摘して

⁶⁶ 汪向榮「『籌海図編』的版本和作者」（『讀書』1983 年 9 期）77-79 頁。汪向榮『中日關係史文獻論考』（岳麓書社、1985 年）所収「關於『籌海図編』」162-176 頁にも同じ内容がある。

⁶⁷ 李致忠「談『籌海図編』的作者与版本」（『文物』1983 年 7 期）68-72 頁。

⁶⁸ 王守稼・顧承甫「研究明代中日關係史的珍貴文獻——兼評復旦藏嘉靖本『籌海図編』」（『史林』1986 年 1 期）33-42 頁。

⁶⁹ 宋克夫・邵金金「論胡宗憲在『籌海図編』編撰中的重要作用」（『中南大學學報』2011 年 6 期）161-165 頁。

⁷⁰ 蘇前掲『明代浙東海防研究』119-128 頁

⁷¹ 鄭前掲『來自海洋的挑戰』205-222 頁。

⁷² 王濤『明清海盜（海商）的興衰——基於全球經濟發展的視角』（社會科學文獻出版社、2016 年）第 3 章「大航海時代初期「倭寇」的興衰」113-117 頁。

いる。「呂港帖」に記された徐海の掃討作戦に関する情報は、『籌海図編』「乍浦之捷」などの史料を補足する価値があるという⁷³。

このほかにも中国語圏では胡宗憲の伝記や事績に関する多数の論考が発表されているが、ここでは特に胡宗憲の対倭寇対策と、その朝廷政治関係、および『籌海図編』などに示された「籌海論争」に関わる研究に限定して紹介した。特に最近では、卞利による評伝をはじめとして、胡宗憲に関連する文集・地方志・海防書・宗譜史料を総合的に利用し、胡宗憲による倭寇対策・朝廷における人脈・海防議論について、詳細に検討した研究成果が公刊され、中国における胡宗憲研究は大きく進展している。ただし従来の研究では、胡宗憲の官界における履歴や事績・その政治的立場や、胡宗憲に対する同時代や後世の評価について詳細な検討が進められている。今後は嘉靖後期における海防・貿易問題全体において、胡宗憲の果たした役割とその影響について、さらに広汎な視点から研究を深化していくことが必要であろう。

おわりに

以上、本章では近年の論著を中心に、胡宗憲による倭寇対応に関わる研究成果を紹介した。これらの研究の中心は、胡宗憲による徐海討伐・王直捕縛の経緯にあり、なかでも王直招撫策の実施過程に関心が集中している。近年では、嘉靖年間の籌海論争に関連して、『籌海図編』の記述により、招撫の実施における胡宗憲による貢市再開の構想も指摘されている。ただし、胡宗憲の倭寇対策、及びその海禁政策への立場に関しては、必ずしも十分に検討されていない。とくに胡宗憲が王直を招撫した動機をめぐる検討は、胡宗憲に派遣された蔣洲の日本宣諭にかぎられており、その前後に胡宗憲が関与していた張経弾劾事件・鄭舜功冤罪事件と王直招撫案の展開との関係についてはほとんど検討されていない。この二つの事件に関しては、胡宗憲による倭寇対策の政治的立場のみならず、倭寇対策・海禁政策をめぐる胡宗憲と張経や鄭舜功との間に存在する相違・衝突を総合的に考察することが必要であろう。第二章・第三章では、特に明朝の対倭寇政策をめぐる胡宗憲と張経との戦略的分岐と、日本宣諭の立場・目的をめぐる鄭舜功と胡宗憲との見解の相違に注目して、この問題に再検討を試みることにしたい。

⁷³ 楊帆「胡宗憲「呂港帖」与乍浦之捷考」（『故宮博物館院刊』2012年5期）141-145頁、163頁。

第二章 胡宗憲と張經弾劾事件 ——『三巡奏議』を主史料として——

はじめに

胡宗憲は東南沿海における倭寇問題が深刻化するなかで、嘉靖 33（1554）年から 41（1562）年に浙江巡按御史となり、嘉靖 34（1555）年に浙直総督の張經が弾劾され失脚すると、浙江巡撫に昇任し、浙江沿岸での倭寇対策を主導することになった。この年には、胡宗憲は倭寇に対する武力討伐を進めるとともに、倭寇の大頭目であった王直に対する招撫も試み、従来の強硬な倭寇対策の転換も図っている。

嘉靖 34 年の張經弾劾事件と、それに続く胡宗憲による王直招撫は、明朝の倭寇対策を論じるうえで特に重要な問題であり、関連する多くの研究成果が蓄積されてきた。従来の研究では、張經弾劾事件は朝廷における倭寇対策の主導権をめぐる政争という観点から把握され、特にこの事件に関する権臣嚴嵩と趙文華の動向が議論の焦点となっている¹。これに対し、張經弾劾事件における胡宗憲の動向については、従来の研究ではあまり論じられておらず、この事件の過程で胡宗憲が果たした役割も、なお十分には解明されていない²。胡宗憲の対倭寇政策に関する研究では、王直招撫案の実施過程について早くから詳細な検討が加えられ³、近年では山崎岳が、胡宗憲は王直招撫を試みるに際して、朝貢と互市の再

¹ 代表的な研究としては、鄭樑生「張經与王江涇之役」（『中日関係史研究論集』5、文史哲出版社、1995 年）75-108 頁、同「明嘉靖間靖倭督撫之更迭与趙文華之督察軍情：1547～1556」（『中日関係史研究論集』7、文史哲出版社、1997 年）79-125 頁、同「嚴嵩与靖倭之役」（同上）37-77 頁、侯馥中「剿倭方針与張經之死」（『内蒙古大学学报』2008 年 1 期）59-63 頁、同「從張經之死看嘉靖政局」（『海南大学学报』2008 年 4 期）473-477 頁、Kwan-wai So, *Japanese Piracy in Ming China during the 16th Century*, IV “Wo-k’ou and Politics,” Michigan State University, 1975, pp.98-103. 川勝守「徐階と張居正」（『明代史論叢：山根幸夫教授退休記念』上巻、汲古書院、1990 年）243-261 頁などが挙げられる。

² 張經弾劾事件における胡宗憲の役割に関しては、胡宗憲が嚴嵩・趙文華の政治立場に従って張經への弾劾に関与した、或いは趙文華は胡宗憲と組んで張經を排斥した、という見解が通説となっている。鄭樑生「胡宗憲与靖倭之役」（前掲『中日関係史研究論集』5）116 頁、卞利『胡宗憲伝』第 8 章第 4 節「張經之死功過是非」（安徽大学出版社、2013 年）95-100 頁、また川勝前掲「徐階と張居正」255 頁などを参照。

³ 胡宗憲による王直招撫に関する研究として、以下の論考が挙げられる。李猷璋「嘉靖年

開も構想していたと論じている⁴。ただし胡宗憲による王直招撫の政治的背景とその意図については、従来の研究でもなお十分に明らかにされているとはいえない。この問題に関して、張経弾劾事件は、その後胡宗憲が浙江巡撫・浙直総督として倭寇対策を主導していく契機となった重要な問題であり、関連史料を精査して、より詳細な検討を加える必要があると考えられる。

先行研究において胡宗憲による張経弾劾を論じる際には、『世宗実録』の記録を主な史料としている。ただし『実録』には胡宗憲が趙文華と連携して張経らを誣告したと記すに止まり⁵、胡宗憲による具体的な張経弾劾の内容を記していない。一方で、胡宗憲の上奏文については、従来『皇明経世文編』所収の『胡少保奏疏』⁶がしばしば利用されてきたが、その他に胡宗憲の題奏を集めて刊行した『三巡奏議』⁷という史料が残されている。山根幸夫の考察によれば、この史料は旧徳山藩の毛利家に伝わっていた現存する唯一の胡宗憲の

間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考（下）——海禁下に自由を求める一私商の生涯」（『史学』第34巻2号、1961年）163-203頁。Kwan-wai So 前掲 *Japanese Piracy in Ming China during the 16th Century*, IV “Wo-k'ou and Politics,” pp.80-114. 田中健夫『中世対外関係史』（東京大学出版社、1975年）第2部補論「明人蔣洲の日本宣諭——王直の誘引と戦国日本の紹介」312-328頁。同『倭寇と勘合貿易』（至文堂、1961年）第7章「後期倭寇の消長」204-207頁。中島楽章「海商と海賊のあいだ——徽州海商と後期倭寇」（東洋文庫編『東インド会社とアジアの海賊』勉誠出版、2015年）138-179頁。山崎岳「舶主王直功罪考（後篇）——胡宗憲の日本招諭を中心に」（『東方学報』第90冊、2015年）91-143頁。曹永憲・蔡暲洙「海商王直의 興亡과 徽州네트워크」[海商王直の興亡と徽州ネットワーク]（『명청사연구』[明清史研究]第44号、2015年）33-85頁。

⁴ 山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」、曹・蔡前掲「海商王直の興亡と徽州ネットワーク」、増田真意子「明代嘉靖後期に於ける海禁政策の実行とその転換」（『言語・地域文化研究』第13号、2007年）187-205頁、車恵媛「16세기, 명조의南倭대책과 封・貢・市」[16世紀、明朝の南倭対策と封・貢・市]（『東洋史学研究』第135輯、2016年）59-93頁は胡宗憲の貢市構想を指摘している。

⁵ 例えば、「（張）経在江南有功、為趙文華所誣構、天寵亦无罪、胡宗憲力排之而奪其位」のような記録が見られる（『世宗実録』中央研究院歴史語言研究所影印本、1965年、巻427、嘉靖34年10月庚寅条、7391頁）。

⁶ 胡宗憲『胡少保奏疏』（陳子龍等輯『皇明経世文編』国風出版社、1964年、巻265-266）57-155頁。

⁷ 胡宗憲『三巡奏議』（古典研究会、1964年）。

奏議集であり、その内容は「胡少保奏疏」よりも豊富で、嘉靖時期の「北虜南倭」問題の両者にわたっており史料的价值は高い⁸。ただし管見のかぎり、日本の史学界では『三巡奏議』を史料として用いた研究は発表されていないようである。一方で、中国では趙連穩・卞利が「北虜南倭」問題への対応における胡宗憲の功績を示す史料として、さらに侯馥中が張経弾劾事件に関する研究において同書の一部を利用した⁹。しかし、これらの論考は『三巡奏議』所収の上奏文を部分的に紹介するに止まり、それらの題奏の背景やその具体的内容、そして各題奏間の関わりに関する総合的な検討は行われていない。

『三巡奏議』巻3の「巡浙奏疏」には、張経の総督在任期間に胡宗憲が浙江巡按として監察に当たった時期の題奏が収録されている。そのうち倭寇対策論と張経弾劾事件に関わる題奏は、上記の先行研究が提示するものと未利用のもの、合わせて8件が残されている。下表ではその一覧を示した。上奏が行われた時期について『三巡奏議』にはほとんど示していないが、その上奏内容からある程度限定することはできる。本章では、この一連の題奏に全体的に検討を加え、張経弾劾事件における胡宗憲の役割を再検討したい。その上で、張経への弾劾と王直招撫案の実施との関わりを分析することにより、胡宗憲による対倭寇政策が如何に展開したかを明らかにしていきたい。

付表 2-I : 『三巡奏議』における張経弾劾に関わる題奏¹⁰

(嘉靖 33 年～嘉靖 34 年)

略号	推定上奏時期	表 題
①	33 年 8～12 月	題為獻愚忠以図安攘疏
②	34 年 1 月 26 日～30 日	題為海賊長驅肆掠、官軍屢被殺傷、浙西大遭殘破、乞賜嚴究失事諸臣、以安重地以慰生靈疏

⁸ 山根幸夫「三巡奏議解題」（胡宗憲『三巡奏議』古典研究会、1964 年）1-6 頁、同文はまた「三巡奏議と胡宗憲」として、『明清史籍の研究』（研文出版、1989 年）48-53 頁に収録。

⁹ 趙連穩「胡宗憲与明代抗倭戦争」（『社会科学輯刊』1995 年 4 期）93-100 頁。卞前掲『胡宗憲伝』。侯前掲「剿倭方針与張経之死」。

¹⁰ この 8 つの題奏の中、略号①と⑤の同文は『胡少保奏疏』にも収録される。また、前掲曹永憲・蔡暲洙による研究は、胡宗憲の子孫である胡煜が編纂した『忠敬堂彙録』所収の「題為獻愚忠以図安攘疏」を利用したが（曹・蔡前掲「海商王直の興亡と徽州ネットワーク」65-66 頁）、筆者は当該版本を入手していないため、その詳細については別稿を期したい。その他、『忠敬堂彙録』は前掲の卞利や山崎岳の研究でも利用される。

③	同年 4 月 21 日～	題為倭賊奔突入境、乞賜嚴勅督撫諸臣早為撲滅、以安地方疏
④	同年 5 月 1 日の直後	題為懇乞聖明申勅督撫諸臣乘勝搗巢、永除海患疏
⑤	同年 5 月 23 日～28 日	題為督撫重臣玩寇殃民、懇乞聖明嚴加究治、以警官邪以安重地疏
⑥	同年 5 月 24 日～	題為懇乞天恩酌處監試職務、以便督軍以圖補報疏
⑦	同年 5 月 28 日～	題為海賊侵犯兩浙、生民受禍極情、乞賜嚴究失事官員以安地方疏
⑧	同年 6 月 2 日～7 月	題為緊急賊情疏

第一節 嘉靖 33 年前後における対倭寇政策の動向

嘉靖 33 年に、南京兵部尚書である張経が浙直総督に任じられて倭寇対策の総責任者となった。その後、朝廷では倭寇に対する宣諭・招撫の実施可否をめぐって激しい議論がくりかえされた。嘉靖 34 年に発生した張経弾劾事件においては、浙江巡按の胡宗憲が権臣嚴嵩の腹心である趙文華と連携して糾弾に関与した。この事件に関して、チャールズ・O・ハッカーは胡宗憲が浙直総督の張経を追放して、王直に対する招撫を展開することを意図していた、と論じている¹¹。張経弾劾事件の論理を理解するためには、このような王直招撫案の進展に緊密に関わる倭寇対策の動向を把握することが必要だと考えられる。

明朝の倭寇対策に関しては、鄭永常・岩井茂樹・Li Kangying・車恵媛などの中・日・米・韓の研究者が、明朝の海禁・貿易秩序問題という視野から、『世宗実録』・『皇明経世文編』・『籌海図編』を主な史料として総合的な検討を行っている¹²。特に本章において注目するのは、嘉靖 33 年前後の倭寇対策をめぐる議論である。この問題については、既に鄭樑生が詳しく紹介しているが¹³、近年では韓国の車恵媛が、明の朝廷における日明朝貢

¹¹ Charles O. Hucker, “Hu Tsung-hsien's Campaign Against Hsu Hai, 1556,” Frank A. Kierman, Jr. and John K. Fairbank eds., *Chinese Ways in Warfare*, Harvard University, 1974, pp.273-307.

¹² 鄭永常「倭寇衝擊下的生路——開放月港」（『来自海洋的挑戰——明代海貿政策演變研究』稻郷出版社、2005 年）205-222 頁。岩井茂樹『朝貢・海禁・互市：近世東アジアの貿易と秩序』（名古屋大学出版会、2020 年）第 4 章「十六世紀中国における交易秩序の模索と互市」169-220 頁。Li Kangying, *The Ming Maritime Trade Policy in Transition, 1368 to 1567*, Harrassowitz, 2010. 車前掲「16 世紀明朝の南倭対策と封・貢・市」。

¹³ 前掲の鄭樑生による一連の論文を参照する。

貿易の再開をめぐる議論を検討し、胡宗憲による日本宣諭論にも論及している¹⁴。さらに山崎岳は、王直招撫の実施可否をめぐる朝廷での論争に焦点をあて、「日本招諭論」が提起された背景と議論の経過について論じている¹⁵。

車恵媛と山崎岳の研究によって、嘉靖 33 年前後の宣諭・招撫案をめぐる政治過程と、そこで胡宗憲が果たした役割はほぼ解明されたといっていよい。ただしそれに先だつ張経弾劾事件と、この宣諭・招撫案の提起との関連については、従来の研究ではほとんど論じられていない。山崎は胡宗憲の題奏「題為獻愚忠以図安攘疏」に示された王直招撫案に検討を加えているが、そこに含まれる張経関係の記述については、特に論及していない¹⁶。張経の倭寇対策論を示す直接的な史料はきわめて乏しいが、「題為獻愚忠以図安攘疏」における張経関係の記述は、彼の倭寇対策における立場を示唆する手がかりを含んであり、改めて検討する必要があるだろう。このため本章においては、まず先行研究を参照して嘉靖 33 年前後における対倭寇政策の動向を検討し、ついで倭寇問題をめぐる政策論争における、総督張経の施策に対する胡宗憲の立場を検証することにした。

（1）宣諭・招撫案の浮上とその難航

宣諭・招撫案の実施要請は、嘉靖 32（1553）年 4 月以前、浙江巡撫王忬の上奏によって始まったとされている¹⁷。山崎の研究によると、王忬は逃亡した明人の送還や倭人の中国渡航への禁止について日本国王に諭旨を下すよう提案するとともに、倭寇の巨魁として王直らの実名を挙げてその赦免を求めたが、この提案は世宗の裁可を得ているはずだが、「俞大猷が強引に決行した瀝港襲撃によってご破算となった」とされる¹⁸。ついで南京給事中の張承憲も上奏を行い、朝鮮を通じて日本を宣諭し、また倭寇の徒党を招撫することを提案している¹⁹。

¹⁴ 車前掲「16 世紀明朝の南倭対策と封・貢・市」73-76 頁。

¹⁵ 山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」101-105 頁。

¹⁶ 山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」104 頁。

¹⁷ 鄭前掲「胡宗憲与靖倭之役」129 頁。王忬題奏の内容は『世宗実録』巻 397、嘉靖 32 年 4 月丙子条、6973 頁に記されている。

¹⁸ 山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」100-101 頁、104 頁。

¹⁹ 『世宗実録』巻 410、嘉靖 32 年 8 月壬寅条、7032 頁。車前掲「16 世紀明朝の南倭対策と封・貢・市」73 頁参照。ただし張承憲の提案が採用されたかどうか『実録』には明記されていない。また車恵媛は張承憲の提案が朝廷に採用されなかったと主張しているが、根拠は明示していない。

王忬と張承憲による日本宣諭案に対して、7月18日、礼部尚書の欧陽徳は、琉球・朝鮮による日本宣諭の旧例がないため、宣諭の案は今後日本使節が到来した際に、別途上奏すべきである、という否定的な見解を示した。最終的に世宗は欧陽徳の意見を裁可している²⁰。

嘉靖33年になると、まず5月12日に、当時漕運総督の任にあった兵部右侍郎の鄭曉²¹が、「乞収武勇亟議招撫以消賊党疏」という題奏を行った²²。鄭曉は「倭寇」の大部分が明人だと指摘した上で、その徒党を解散できる対策を早急に実施すべきだと建言しており、中でも倭寇の「脇従者」、即ち倭寇に強制的或いは自発的に随従している華人を招撫・赦免することを提唱している²³。その後、倭寇が南京に迫る中で、兵科給事中王国禎・都察院御史温景葵等は倭寇討伐のための軍兵・軍糧の調達や、それを統率する浙直総督の推薦について上奏した。その上奏は兵部に下され、兵部が5月18日にそれについて廷臣の議論を集めた。山崎も紹介しているように、この廷議において南京兵部尚書張経を浙直総督

²⁰ 欧陽徳『欧陽南野文集』（『皇明経世文編』巻212）巻1、疏、「覆請勅諭倭夷疏」153-154頁。「跡其平素如此、恐未可徒以言語化誨而震懾之者。……即今但申嚴祖宗備倭之法、其勅旨宣諭一節、付与琉球・朝鮮、既無旧例、合待日本貢使至日、酌量時勢緩急、另行奏請。……嘉靖三十三年七月十八日具題。奉聖旨『是』」。

²¹ 鄭曉、字は室甫、浙江海塩県の人。嘉靖2（1523）年の進士。嘉靖年間（1523-66年）において漕運総督・南京吏部尚書・兵部尚書などの要職を歴任しており、「北虜南倭」問題の対応に深く関与していた。鄭曉の履歴に関しては、張廷玉等撰『明史』（中華書局、1974年）巻199、列伝第八十七、鄭曉伝、5271-5274頁を参照。

²² 鄭曉『端簡鄭公文集』（『北京図書館古籍珍本叢刊』109、書目文献出版社、1988年）巻10、疏・淮揚類、「乞収武勇亟議招撫以消賊党疏」、578-579頁。当該疏文の内容は『皇明経世文編』（巻217、330-336頁）や『世宗実録』（巻411、嘉靖33年6月庚辰条、7160-7162頁）などにも記され、従来の研究でしばしば利用されている。鄭樸生は疏文の概要を簡単に紹介している。その他、宋烜・万明などが、部分的に紹介している。鄭前掲「胡宗憲与靖倭之役」130頁、宋烜『明代浙江海防研究』（社会科学文献出版社、2013年）313頁、万明「明朝嘉靖年間海禁政策的流变与「倭寇」」（『中国融入世界的步履——明与清前期海外政策比較研究』故宫出版社、2014年）234-235頁

²³ 鄭曉「乞収武勇亟議招撫以消賊党疏」、578-579頁。「其見今從賊者、亦乞天恩浩蕩、特降黃榜招撫赦宥、許令歸降送還鄉土。其間如有擒斬賊徒者、照例給賞。其才力可用、情願報效者、亦就隨宜委用個別地方立功贖罪、候有勞績、照前叙遷。……則凡可以解散賊党者、宜亟為議処也」。

として推薦する意見、また倭寇の頭目とされる王直が自ら帰順する場合は彼に世襲の指揮僉事を与える、という王直を赦免して招撫する提案が出された。これらの建議に対して世宗は実施を許可する諭旨を下した²⁴。ところが王直招撫案に対して兵科給事中の王国禎は26日に強い反論を行った。結局、世宗は彼の建言に従い、「令総督張経一意剿賊」と指示し倭寇の協従者への赦免は容認したが、首領への撫賞案は却下している²⁵。

上記の鄭曉の上奏に対して、兵部尚書の聶豹は6月9日に次のように覆奏した。

案呈到部、看得漕運侍郎鄭題称……（本官）所拋包荒含垢以消其党与、不為無見、相応議処。合候命下、移咨総督尚書張查照、節奉欽依内事理、復参以侍郎鄭所陳、或剿以示威、或撫以示恩、或広招来以示無外之度。此帝王之師仁義並行之道也。無得拘泥故常坐失事機。等因²⁶。

聶豹はまず鄭曉による倭寇の徒党（すなわち協従者）を懷柔して彼らを解散させるという提案には一定の利点があるため、それを検討すべきだと主張しており、聖裁が下されれば兵部が総督張経に咨文を送ると答申している。あわせて、世宗の聖旨と鄭曉の建言に基づき、倭寇に対する討伐策と懷柔策を併用すべきことを建議したのである。この覆奏は6月11日に世宗の裁可を得た。

このように、日本宣諭案と倭寇に対する招撫案は嘉靖32年の王忬と張承憲の提案から翌年5月の鄭曉の上奏と兵部の廷議を経て浮上しており、朝廷において懷柔的な倭寇対策が模索されつつあったことを示している。しかし、日本宣諭案は礼部からの反対によって却下されており、また王忬が発案した王直に対する赦免・撫賞策は、俞大猷の瀝港攻撃により実現しなかった。さらにこの赦免・撫賞策は、嘉靖33年5月の朝廷における議論で反論を招き、結局5月26日に下された実施不可の聖旨によって実行が困難となった。ただし協従者に対する招撫案は朝廷で認められ、その実施が同じ5月26日聖旨によって指示されたのである。

（2）宣諭・招撫案の再提起と掃討作戦の頓挫

²⁴ 『世宗実録』巻410、嘉靖33年5月丁巳条、7151頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」104頁。

²⁵ 『世宗実録』巻410、嘉靖33年5月乙丑条、7155頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」104頁。

²⁶ 鄭曉「乞收武勇亟議招撫以消賊党疏」、579頁。この兵部による覆議は、鄭曉『端簡鄭公文集』所収の当該疏文に付されているが、他の版本（『皇明経世文編』や『世宗実録』所収の同疏文）には見られない。

上述のように、嘉靖 33 年の後半には倭寇に対する宣諭・招撫案が続けて提起されており、それと同時に、倭寇の掃討作戦で起こった敗北に対し、総督張経の責任問題が指弾された。

まず、南京太僕寺卿章煥が海上に流亡する明人を招撫すべきことを上奏した。それに対して兵部は総督張経に実施させるべきと覆奏し、8 月 2 日に世宗がこの覆議を裁可した²⁷。その後、22 日に南直隸で倭寇と対峙する山東からの長鎗手²⁸が松江府柘林の辺りにある採淘港で倭寇を追撃したところ、採淘港に潜伏する倭寇の徒党に襲われて敗北を招いた²⁹。その直後、刑部主事郭仁は王直一党と結びついた倭寇の猖獗に関して上奏を行い、洪武年間にあった三仏斉を招諭する旧例を引いて朝鮮による日本宣諭を要請した。この朝鮮による日本宣諭案は兵部に下され覆議が命じられたが、兵部はそれに反対し、結局 27 日に世宗は兵部の意見を採用して郭仁の提案を拒否した³⁰。

その一方で、採淘港の敗北を契機として、張経に対する弾劾が浮上してきた。その経緯については既に先行研究により『実録』の記録によって紹介されており³¹、ここでもそれによって概観しておこう。10 月 5 日に採淘港の敗報が朝廷に届き、ついで 10 月 14 日に兵科都給事中李用敬が対倭寇作戦における総督張経の責任回避と職務怠慢を厳しく指弾する上奏を行った。しかしながら、朝廷では採淘港の敗北における張経の責任を追及せず、世

²⁷ 『世宗実録』巻 413、嘉靖 33 年 8 月庚午条、7181 頁。「夫海上多壮士。善者負氣任俠而不肯下人、否者凭恃險阻而恣睢暴戾。我能制之則為我用、不能制之則為賊用。故安反側、收豪傑、乃治乱之機、不可不深思、不可不預待。疏入、兵部請以其言下督臣張経采行。詔可」。

²⁸ 嘉靖年間の東南地域における客兵のうち、山東省の青州・沂州・兗州から召募された兵は、一般的に山東長鎗手と言われる。黎光明『嘉靖御倭江浙主客軍考』（知識産権出版社、2014 年、初出 1933 年）69 頁参照。

²⁹ 採淘港の役の過程について、『世宗実録』巻 413、嘉靖 33 年 8 月庚寅条には記されている。鄭前掲「張経与王江涇之役」78 頁、また胡凡・朱皓軒「狼士兵与嘉靖御倭王江涇大捷述論」（『陝西学前師範学院学報』2016 年 6 期）74 頁を参照。

³⁰ 『世宗実録』巻 413、嘉靖 33 年 8 月乙未条、7190 頁。山崎は郭仁の上奏と兵部の覆奏について詳しい分析を加えている。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」102 頁参照。その他、鄭樑生も郭仁の事例について紹介する。鄭前掲「張経与王江涇之役」79 頁参照。

³¹ 『世宗実録』巻 415、嘉靖 33 年 10 月辛巳条、7212 頁。胡・朱前掲「狼士兵与嘉靖御倭王江涇大捷述論」74 頁。

宗は兵部・吏部の対処意見を採用し、張経を南京参贊兵部尚書³²から兵部右侍郎兼都察院右都御史に改任し、東南地域の軍務の総督に専念することを命じた。

これに対し、浙江巡按の胡宗憲は採淘港の役の後、嘉靖 33 年 8 月から 12 月までの間に「題為献愚忠以図安攘事」³³という題奏を上呈し、倭寇問題の根本的な解決策について建言した。この「題為献愚忠以図安攘疏」は『三巡奏議』の他に、『皇明経世文編』の「胡少保奏疏」にも同文が収録され、従来胡宗憲の倭寇対策を示す史料として注目されている³⁴。

この題奏では、先行研究も指摘するように、胡宗憲は日本に招諭使節を派遣するという「日本招諭案」や、倭寇に随従する華人を招撫するという「協従招撫案」³⁵などを提唱している³⁶。具体的に、胡宗憲はまず東南地域における倭寇対応に関わる 3 つの現実的な問題を指摘した。即ち浙江の柘林に潜伏する日本人や朝貢貿易に乗じて来航する日本人が東南地域に騒乱をもたらしたこと、また前線の武将による厳しい捕殺政策のために倭寇に協従する華人が招撫策に応じないこと、そして軍隊調達のための附加税（加派）の過大な負担のため、東南地域の人々が倭寇に加わって協従者になっていること、という 3 点である。そして、これらの難題に対して胡宗憲は、倭寇になる日本人を規制するために日本を宣諭し、また明人が倭寇に加わることを抑えるために浙江地域における「加派」を取り締まることを提言している。

さらに胡宗憲は「題為献愚忠以図安攘疏」において総督張経の倭寇対策に対する批判も行っているが、この点については従来の研究では十分に注目されていない。胡宗憲はこの題奏の冒頭で、南直隸・浙江地域における倭寇の侵攻が一層激化しているとして、根本的

³² 明代の南京参贊機務は南京城の鎮守・兵防に関するあらゆる軍務を担当する。詳しくは王天有『明代国家機構研究』（故宫出版社、2014 年）219-220 頁、また蘇辰・羅冬陽「論明代南直隸兵防体制的演变」（『西南大学学报』2016 年第 6 期）159-168 頁を参照する。

³³ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、277-292 頁。また『皇明経世文編』巻 266、『胡少保奏疏』、134-148 頁。

³⁴ 山崎岳（山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」103 頁）と Li Kangying (Li 前掲 *The Ming Maritime Trade Policy in Transition, 1368 to 1567*, p.118)、または曹永憲・蔡暲洙（曹・蔡前掲「海商王直の興亡と徽州ネットワーク」65-66 頁）は当該題奏の一部を利用し、胡宗憲の遣使宣諭案と倭寇招撫案に分析を加えた。

³⁵ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、「題為献愚忠以図安攘疏」287 頁。「臣窃觀諸臣建議、俱以招撫協従為言。此固散其党孤其勢之良図也」。

³⁶ 山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」103 頁。

な対応策を実施する必要性を強調し、現行の倭寇討伐策の問題点について、以下のように述べている。

広調客兵、而覆敗相仍、靡費錢糧、而地方無補。若此者、其故何哉。臣嘗早夜思之、蓋以謀事者徒知揚湯濬流之為務、而去薪塞源之道或者未之講也³⁷。

ここで胡宗憲は「客兵」³⁸、即ち浙江に派遣されてきた他地域の軍隊の戦闘力不足、及びその徴発などが浙江地方に齎した財政負担などの弊害を指摘し、さらに対倭寇政策の「謀事者」が賢明とはいえないと批判する。ここでの「謀事者」とは、明言されていないが、倭寇の掃討作戦で客兵の動員を主導した総督張経を示唆していると考えられる。こうした観点から、胡宗憲は日本宣諭案と脇従招撫案を提案したのである。最終的に、この脇従招撫案が朝廷において認可されたかどうかは不明であるが、山崎が論じるように、日本宣諭案は嘉靖 34 年 4 月に礼部の賛同を得たようである³⁹。

ついで嘉靖 33 年末には、兵部尚書聶豹らが上奏を行い、倭寇討伐のための募兵費用に多額の軍費が既に計上されている現状を指摘した上、軍事防衛の向上のために、脇従招撫などを実施するよう求め、さらに督撫の職務怠慢を監察して糾弾すべきことを主張している⁴⁰。聶豹が特に督撫に対する監察を強調した要因について、『実録』は掃討作戦がなかなか進展を遂げない状況下で、聶豹が責任を回避するためであったと評している⁴¹。聶豹の

³⁷ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、277 頁。

³⁸ ここでの客兵は、嘉靖時期の倭寇を対応するために、明朝の北方（山西・山東・河南・直隸）と西南地域（広西・湖広）から浙江に動員された北方兵と狼兵・土兵の総称である。黎前掲『嘉靖御倭江浙主客軍考』39-84 頁参照。

³⁹ 『世宗実録』巻 421、嘉靖 34 年 4 月辛巳条、7298 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」102-103 頁参照。

⁴⁰ 『世宗実録』巻 417、嘉靖 33 年 12 月丁亥条、7243-7246 頁。「兵部尚書聶豹等言『国家財賦大半仰給東南。……調募客兵、近自徐邳・山東、遠至広西・湖広、所費各不下巨万。……乞申飭督撫嚴行守令預築城堡、掘坑塹、整軍置械、固守要害、団練土著、招撫脇従。……至于督撫罔功、則巡按御史核実糾劾、容臣等從実參究以章憲典』。……得旨『各处調兵將至、張経其督率守臣区画戦守克期蕩平、若復怠緩、重罪不宥。……其令浙直巡按御史稽実以聞』……豹初盛称南北戦功……及是以警報日聞、恐被遣責、故為此言、規脱己責云」。

⁴¹ 川勝守はこの点について「聶豹は倭寇対策の布陣には土着を練兵して用いることに固守しているが、それは江南総督張経がかつての任地の広東広西等からつれてくる客兵＝狼兵の害を予見して、張経の策を認めようとしなかったためであった」と指摘している（川勝前

上奏に対し、世宗は張経に全力で倭寇を掃滅するよう命じ、もし再び怠慢があるなら重罪に処すとし、浙江・直隸の巡按御史にはその実情を上聞するように命じているが、一方で招撫案を含むその他の倭寇対策については指示しなかった。このことは世宗が倭寇討伐策に対して高い期待を寄せていたことを示している。

以上第 1 節では、張経弾劾事件が発生する嘉靖 34 年以前における、明朝の対倭寇政策の動向について日本宣諭案・王直招撫案・脇從招撫案を中心に考察を加えた。ここで検討したように、浙直総督張経が嘉靖 33 年 5 月に就任した当初は、世宗の指示によって倭寇に対して強硬な倭寇掃討作戦が進められたため、宣諭・招撫案を実施することは困難であった。しかし、嘉靖 33 年後半になると、採淘港の敗北により、張経が主導する客兵作戦の弱点が露呈した。胡宗憲の題奏「題為獻愚忠以図安攘疏」では、客兵の動員による討伐策に固執せず、より柔軟な宣諭・招撫案を実施するべきだという見解が示されている。嘉靖 33 年に既に倭寇対応の現場で生じていた、胡宗憲と総督張経との方針の相違は、翌年の胡宗憲による張経弾劾事件につながる伏線となったと考えられる。

第二節 胡宗憲による張経弾劾（一）： 王江涇大捷以前

張経弾劾事件の発生と展開については、川勝守・鄭樑生・侯馥中・曹国慶・蘇鈞煒（Kwan-wai So）などが『世宗実録』を利用して内閣首輔嚴嵩と工部右侍郎趙文華の言動を中心に検討を加えた⁴²。従来は『実録』の記事によって、張経弾劾事件は嘉靖 34 年 4 月の工部右侍郎趙文華による上奏から始まったとされている⁴³。その基本的経過は次のとおりである。

嘉靖 34 年 4 月 7 日、督察浙直軍務・工部右侍郎趙文華は海神祭祀と軍事巡察の職責を

掲「徐階と張居正」253 頁）。

⁴² 川勝前掲「徐階と張居正」253-255 頁。鄭前掲「張経与王江涇之役」。侯前掲「剿倭方針与張経之死」。Kwan-wai So 前掲 *Japanese Piracy in Ming China during the 16th Century, IV Wo-k'ou and Politics*, pp.98-103. 曹国慶「嚴・胡交誼与嘉靖東南抗倭」（陳怀仁主編『第六届明史国際學術討論会論文集』黄山書社、1997 年）773-796 頁。

⁴³ 『世宗実録』卷 422、嘉靖 34 年 5 月己酉条、7321 頁。鄭前掲「張経与王江涇之役」96-97 頁、侯前掲「剿倭方針与張経之死」60 頁、James Geiss, “The Chia-Ching Reign, 1522-1566,” Denis Twitchett, John K. Fairbank. ed., *The Cambridge History of China 1368-1644*, Cambridge University, 2008, pp.496-499 参照。

以て松江府に至って剿倭について催促したが⁴⁴、総督張経は兵馬調達の段取りをしている途中だとして趙文華の出兵要求を拒否した⁴⁵。4月24日、趙文華は倭寇対応の怠慢により張経を処分するよう上奏したが⁴⁶、その一方で湖広から調達した永保兵⁴⁷が東南に到着すると、張経は倭寇に対する全面討伐に乗りだし、5月1日には王江涇の戦いにおいて「江南の御倭以来もっとも大きな勝利」を収めた⁴⁸。

しかし5月16日、趙文華の弾劾題奏は王江涇の勝報より先に朝廷に届き、張経を逮捕する令状が発せられた⁴⁹。さらに、内閣大学士嚴嵩は張経の職務怠慢を非難した上、王江涇戦捷を趙文華と浙江巡按胡宗憲の功績として上奏し、結局世宗は廷臣たちの弁明にも納得せず張経の処分を決意した⁵⁰。こうした中で、胡宗憲は6月19日に浙江巡撫に昇任した⁵¹。一方、罷免された張経と李天寵は7月25日に京師に械送され⁵²、10月29日に職務怠慢と責任回避の罪で処刑されたのである⁵³。

以上が『実録』に記された張経弾劾事件の顛末であるが、前述のように『三巡奏議』には『実録』に記されていない、胡宗憲が嘉靖34年1月の月末から同年6月ごろまでの間に行った、張経弾劾に関わる7つの上奏文（表Ⅰの②－⑧）を収録している。しかし先行研究では、これらの上奏文は十分な検討が行われていない。

⁴⁴ 『世宗実録』巻421、嘉靖34年4月辛未条、7294-7295頁。鄭前掲「張経与王江涇之役」89頁。

⁴⁵ 『世宗実録』巻420、嘉靖34年5月己酉条、7322頁。鄭前掲「明嘉靖間靖倭督撫之更迭与趙文華之督察軍情」104頁。

⁴⁶ 趙文華が張経を弾劾した時期は、『世宗実録』巻421、嘉靖34年4月戊子条と『世宗実録』巻422、嘉靖34年5月癸丑条の記事によって推定した。

⁴⁷ 永保兵とは湖広地域の永順宣慰司と保靖州宣慰司に駐在する辺郡の兵の総称であり、客兵の一種である土兵に属する。黎前掲『嘉靖御倭江浙主客軍考』50-64頁参照。

⁴⁸ 『世宗実録』巻422、嘉靖34年5月甲午条。鄭前掲「張経与王江涇之役」93頁。

⁴⁹ 同上、嘉靖34年5月己酉条、7321頁。鄭前掲「張経与王江涇之役」97頁。

⁵⁰ 同上、嘉靖34年5月癸丑条、7324頁。同上。

⁵¹ 『世宗実録』巻423、嘉靖34年6月壬午条、7338頁。卞前掲『胡宗憲伝』、付録「胡宗憲大事年表」265頁。

⁵² 『世宗実録』巻424、嘉靖34年7月丁巳条、7354頁。鄭前掲「張経与王江涇之役」100頁。

⁵³ 『世宗実録』巻427、嘉靖34年10月庚寅条、7391頁。侯前掲「剿倭方針与張経之死」60頁。

『三巡奏議』によれば、胡宗憲は趙文華よりも早く、嘉靖 34 年 1 月末から既に総督張経の統率力不足について上奏し、そして同年の 6 月まで張経への弾劾を続けていたことがわかる。胡宗憲による張経への糾弾は彼が王直招撫案の実施を模索する過程で行われており、その後の胡宗憲の対倭寇政策を理解する上でも重要な意味をもつと考えられる。本節ではまず『三巡奏議』所収の一件の題奏（表 I の②）を中心に、胡宗憲による張経批判の発端を検討することにした。

（1）胡宗憲による張経批判の発端

嘉靖 33 年 11 月、倭寇が浙東温州府・台州府・紹興府と浙西嘉興府・湖州府に侵攻し⁵⁴、また同年 12 月に浙西の倭寇はさらに内陸に侵入して嘉興府の嘉善県城を攻略した。それに対応して、浙江巡按胡宗憲は倭寇対策に従事する各官の功罪に関する上奏を行った。この題奏では倭寇の侵攻を阻止できなかったとして、参将俞大猷・海道副使陳应魁と嘉興府知府劉慤・嘉善県知府鄧植を始めとする前線の各官の職務怠慢を糾弾している。あわせて巡撫李天寵の統率不足も指摘しているが、総督張経の責任問題には触れていない⁵⁵。

そして嘉靖 34 年になると、正月 1 日に倭寇は再度、浙西嘉興・湖州地域へ侵入し、嘉興府崇徳県城を攻略した。その日から同月の 26 日にかけて、湖州府徳清県と南潯鎮を経て嘉興府の秀水県などを転掠した。こうした中で胡宗憲は嘉靖 34 年 1 月 26 日から 30 日までの間に、さらに「題為海賊長驅肆掠、官軍屢被殺傷、浙西大遭殘破、乞賜嚴究失事諸臣、以安重地以慰生靈疏」という題奏を上呈した⁵⁶。ここで胡宗憲は倭寇による浙西再侵攻について関係各官を厳重に処罰するよう主張しており、糾弾する対象は掃討作戦に直接関与した官員だけではなく、総督張経にまで拡大した。その中で、張経と李天寵の責任問題について、胡宗憲は以下のように述べている。

提督軍務都御史李天寵、心力雖殫于經營機宜、或失于猶豫、時方兩月賊已再侵。総督軍務都御史張経、心存補過志切攘夷、惟乏万全之謀致有一隅之失。此二臣者、均当並

⁵⁴ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、「題為倭寇突入境内殺傷官軍殘害居民、乞賜究治失事官以肅軍政事」、217-230 頁。

⁵⁵ 同上、「題為海賊衝入腹里殺虜居民焚燒県治、各該文武官員戰守失策、乞賜嚴行察究以罰不恪以弥海患事」、246-261 頁。

⁵⁶ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、261-276 頁。侯馥中はこの題奏により、胡宗憲は趙文華が浙江に来るまでに総督張経の施策方針を容認する立場にあったが、その後趙文華に従って張経を指弾するようになったと指摘している（侯前掲「剿倭方針与張経之死」61 頁）。

究。……權雖在于總督、決機兩陣、事實由于將領。若俱歸咎一人、于情亦有不堪。況目下狼兵方至、本官昔任兩廣、威信素孚。若欲大舉夾攻、舍之無可任重、似当略其前愆、責以後效也⁵⁷。

胡宗憲は前半部分で、李天寵は倭寇対策に尽力しているものの、掃討作戦の時期を失し、張経は倭寇討伐に熱心ではあったが、全体的戦略に乏しく、浙西のいくつかの地域で敗戦を招いたと述べている。さらに後半部分では、胡宗憲は明軍が対倭寇作戦で敗北したのは総督一人の責任ではなく、張経に対する狼兵の信望も厚いことから、処分案を一旦保留することを要請しているのである。

総じて、この題奏では張経の倭寇対策への尽力を評価しながらも、彼の対倭寇戦略については、慎重に批判を加えている。前節でも述べたように、嘉靖 33 年 5 月の朝廷議論の結果として、世宗の上裁によって、新しく任命された浙直総督の張経は倭寇に対して強硬な討伐策を進めていた。それに対し、嘉靖 33 年後半には胡宗憲は客兵作戦の弊害を指摘して宣諭・招撫案の必要性を提言していた。嘉靖 34 年 1 月の段階において胡宗憲が倭寇の浙西再侵攻を機にあえて総督張経を批判した背景には、より柔軟な倭寇対策の必要性を朝廷に示す意図があったのではないと思われる。

『世宗実録』によれば、胡宗憲の題奏を受けて、参将湯克寛・巡撫李天寵などはそれぞれ「先取死罪」や「戴罪殺賊」などの処分を受けているが、総督張経は特に処分を受けなかったようである。おそらく朝廷には内閣大学士徐階のような厳嵩と対立する立場に立ち、張経との関係が深い政治勢力が存在したためであろう⁵⁸。またこの段階では、世宗自身も張経による倭寇討伐になお期待を寄せていたと考えられる。

（２）倭寇対応の監察官派遣問題

『世宗実録』嘉靖 34 年 2 月 15 日庚辰条（以下、『実録』庚辰条と略す）には、倭寇対応の監察官増派をめぐる朝廷の議論が記されている。最初に監察官増派を提案したのは趙文華である。彼は自らの倭寇対応策である「備倭七事」の中で、海神への祭祀（「祀海神」）及び軍隊を統率する責任官への監督（「遣視師」）という理由で東南地域に官員を遣わすように提言した。この提言について、従来の研究では専ら趙文華が倭寇問題に介入しようとした意図に注目し、張経弾劾事件の先蹤として捉えている⁵⁹。本節では胡宗憲による張経

⁵⁷ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、274-275 頁。

⁵⁸ 川勝前掲「徐階と張居正」248-258 頁。

⁵⁹ 鄭前掲「張経与王江涇之役」75-108 頁、また川勝前掲「徐階と張居正」254-255 頁を参照。

弾劾の背景として、従来の研究では十分に検討されてこなかった、趙文華の提言に対する兵部尚書聶豹の答申と世宗の指示に焦点を当て分析を行いたい⁶⁰。

ここで取り上げる内容は、『実録』庚辰条における工部右侍郎趙文華の倭寇対策論を始めとする 2 件の関係題奏と、それに対する兵部からの一件の覆議、また兵部尚書聶豹による一件の題奏、及び兵部尚書聶豹・浙直総督張経に下された 3 件の諭旨である。

まず、趙文華の上奏した 7 件の倭寇対策（「備倭七事」）に対して、兵部尚書の聶豹は 2 月 15 日に覆奏を行った。聶豹は「祀海神」（海神を祭る）は軍政に有益であるため、ほかの 4 件とともに督臣に伝え、酌量して行うよう建議したが、「遣視師」（官を遣わして将領を監督する）に関しては、総督張経に自ら将兵を鼓舞して統率するよう伝えるべきで、別に監督の官を派遣する必要はないと反対している⁶¹。

また、兵部覆奏の直後、致仕侍郎の朱隆禧も上奏し、福建巡按の増設を建議している。世宗は趙文華と朱隆禧の上奏に対し、内閣を通じて勅諭を下した。この勅諭において、世宗は北虜南倭という国家の緊急事態に兵部が積極的に対応していないことを非難した上で、兵部などに対し趙文華・朱隆禧からの上奏を検討し、対応策を講じることを命じている⁶²。

皇帝から非難の矛先を向けられた兵部尚書の聶豹は、その罪を詫びて上奏した。聶豹はまず趙文華の上奏について、実施可能だと思われる内容は上呈して既に裁可を得ており、実施不可だと思われる点は覆奏で説明したと弁明した。聶豹のこの題奏は、実際には上述の兵部覆奏で示した監察官の派遣反対という基本的立場を変えず、皇帝からの非難に弁解を試みたものであった。上奏の最後で、聶豹は福建巡按を増派すれば福建から江南にいたる兵士調達に差し支えると指摘し、兵力の集結が既に完了した現段階においては、軍事的対応に専念すべきだと表明している⁶³。

⁶⁰ 鄭樑生は『実録』庚辰条の記録について全体的に紹介したが、詳しい分析を行っていない。

⁶¹ 『世宗実録』卷 419、嘉靖 34 年 2 月庚辰条、7270 頁。「祀海神・降德音・増水軍・募余力・察賊情、俱有裨軍政、請下督臣酌行。……遣視師宜行総督張経獎率諸軍、不必別遣」。鄭前掲「明嘉靖間靖倭督撫之更迭与趙文華之督察軍情」101-102 頁、川勝前掲「徐階と張居正」253-254 頁。

⁶² 同上。「会昆山県致仕侍郎朱隆禧奏請添設巡視福建都御史、併開互市之禁。上諭閣臣曰『南北兩欺、不宜怠視、本兵若罔知者。文華・隆禧二臣之疏似不同泛奏者、当有依焉。……卿等其集兵部科臣、示朕此意、令尽忠猷以告』」。鄭前掲「張経与王江涇之役」85 頁。

⁶³ 同上。「于是兵部尚書聶豹等震懾請罪、言『文華之疏臣度其可行者已奏可之、其事有

ただし、聶豹のこうした弁解はさらに世宗の不満を招いた。世宗がさらに聖旨を下し、聶豹が倭寇対応策を真摯に講じていないと詰責し、彼に再度の答申を命じている⁶⁴。この聖旨を受けて、聶豹は監察官派遣などの問題を避けて、自らの倭寇対応策として「便宜五事」を上奏した。しかしながら世宗はその内容に不満を持ち、結局聶豹を始めとする兵部各官に罰俸・降格などの処分を下した⁶⁵。さらに世宗は総督張経にも勅諭を下し、再び職務に怠慢があれば厳罰に処分すると叱責したのである⁶⁶。

その一方、兵部の反対にもかかわらず、工部右侍郎の趙文華は督察浙直軍務の職責を兼ねて、同年 4 月に海神祭祀と軍事巡察の名目で東南地域へ赴き、彼が「備倭七事」で主張した「祀海神」と「遣視師」を実行した⁶⁷。周知のように、趙文華は世宗の全面的な信任を得ていた内閣首輔嚴嵩と強く結び付いており、彼が東南に派遣されたのも嚴嵩の推薦があったためであった⁶⁸。

このように胡宗憲が張経への批判を開始した直後の嘉靖 34 年 2 月の段階で、世宗が下した 3 件の勅諭や趙文華の東南派遣から、世宗の張経に対する信任が変化しつつあったことが確認できる。世宗の態度の変化に伴い、張経は厳しい立場に追い込まれた。趙文華は嘉靖 34 年 4 月に松江府に到着したが、同月には張経との対立が表面化し、上奏して張経を弾劾するにいたる。嘉靖 34 年 1 月の段階における胡宗憲による張経への批判は、なお直接的なものではなかったが、世宗の嚴嵩・趙文華に対する支持を背景として、胡宗憲は

室戾者亦復疏陳其略。至如隆禧所奏設巡視、則科臣謂官多民擾。其云開互市、科臣亦謂示弱、兼以北虜之市為鑑、皆駁寢之。……若更設巡視閩中、則人懷自顧、漳泉之兵豈得復為蘇松兩浙之用。今兵力四集、南倭似有可平之浙（漸）』」。鄭前掲「張経与王江涇之役」86 頁。

⁶⁴ 同上。「疏入、得旨……『昨下諭求平剿長策、欲豹等入告忠猷、今此疏何有忠猷之告。其更悉心計処以聞』」。鄭前掲「張経与王江涇之役」86 頁。

⁶⁵ 同上。「疏入、上曰『爾等職任本兵、坐視賊欺、不能設一策平剿。及奉諭問却又泛言其對、撫拾旧文塞責。豹始降俸二級、侍郎翁溥等各奪俸半年、所司郎中張重隆一級調外任、余各奪俸三月』」。鄭前掲「張経与王江涇之役」86 頁。

⁶⁶ 同上。「已復降敕『切責張経師文罔、效令其嚴督諸臣亟為剿賊安民。如再因循、重坐不貸』」。侯馥中はこの記録によって世宗が倭寇に対する「急剿」方針を主張したと指摘しているが（侯前掲「剿倭方針与張経之死」60 頁）、賛同しがたい。

⁶⁷ 『世宗実録』卷 419、嘉靖 34 年 2 月丙戌条、7278 頁。鄭前掲「明嘉靖間靖倭督撫之更迭与趙文華之督察軍情」102 頁。

⁶⁸ 鄭前掲「明嘉靖間靖倭督撫之更迭与趙文華之督察軍情」111-112 頁。

その後、張経に対しさらに厳しい弾劾を行うことになるのである。

第三節 胡宗憲と張経弾劾（二）： 王江涇大捷以後

前節で検討したように、浙江巡按御史であった胡宗憲は、嘉靖 34 年 1 月に浙直総督張経の対倭寇戦略が功を奏さず、倭寇の猖獗が止まないことを批判する題奏を行っていた。その後、張経は西南少数民族からなる「狼兵」を動員して倭寇鎮圧を図った。『実録』によれば、東南戦場に投入された狼兵は最初、戦果をあげたものの、4 月 7 日には漕涇で倭寇に大敗して多くの死傷者を出した⁶⁹。さらに 20 日には、総兵俞大猷の率いる土狼兵が金山衛で倭寇によって壊滅され、倭寇が頻繁に浙江方面へ侵入するようになった⁷⁰。

このように対倭寇作戦において惨敗が続く中、胡宗憲は 4 月 21 日ごろに「題為倭賊奔突入境、乞賜嚴勅督撫諸臣早為撲滅、以安地方疏」という題奏を行い、巡按御史による参劾権力を強化することを朝廷に要請した⁷¹。その目的は趙文華による監察官派遣の提案と同じように、総督張経に対する牽制にあったといえよう。

さらに胡宗憲は、張経が倭寇に対する強硬な武力討伐策を主導していたのに対し、より柔軟な倭寇懐柔策を実施する構想を早くから抱いており、そのことも彼の張経批判の背景にあったと考えられる。第 1 節で紹介した山崎の考察によれば、嘉靖 33 年後半に胡宗憲は日本宣諭案と協從招撫案の実施を求める題奏を行い、嘉靖 34 年 4 月には礼部も日本宣諭案に賛意を示した⁷²。この年には胡宗憲も再び日本宣諭と海商召還の提案を明言しており、この提案の線に沿って、同年 7 月には蔣洲・陳可願が日本に派遣され、倭寇鎮圧を宣諭することになるのである⁷³。

このように、嘉靖 34 年初頭から、胡宗憲は総督張経への牽制を図るとともに、日本宣諭案と協從招撫案の実現に向けた準備を進めつつあった。ただし実際に日本に使節を派遣する際には、浙直総督が主導的な役割を果たす必要があった。たとえば同年に、張経失脚

⁶⁹ 『世宗実録』巻 421、嘉靖 34 年 4 月辛未条、7294-7295 頁。同上 103-104 頁。

⁷⁰ 『世宗実録』巻 421、嘉靖 34 年 4 月甲申条、7302-7303 頁。同上。

⁷¹ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、301-306 頁。

⁷² 『世宗実録』巻 421、嘉靖 34 年 4 月辛巳条、7298-7299 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」103 頁。

⁷³ 『世宗実録』巻 434、嘉靖 35 年 4 月甲午条、7479 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」104 頁。

後浙直総督となった楊宜が、日本に鄭舜功を派遣した際には、兵部から総督に、総督から浙江・福建の巡撫と都指揮使司に咨文を送り、さらに浙江布政使・按察使・守巡道などに文書を送致して、派遣計画を実行に移している⁷⁴。このため、倭寇懐柔策の実現を模索する胡宗憲としては、専ら強硬な武力討伐策を推進する総督張経を抑制する必要があり、このことが張経の対倭寇戦略を批判し巡按御史の参劾権の拡大を求めた背景にあったと考えられる。

（１）王江涇大捷以降の掃討作戦をめぐる軋轢

胡宗憲が張経に対する本格的な弾劾を開始したのは、嘉靖 34 年 5 月初頭に、張経が王江涇において大勝を収めた直後からのことであった。『三巡奏議』には、胡宗憲が嘉靖 34 年 5 月から 6 月までの間に、張経による倭寇掃討作戦について上奏した 5 件の題奏を収録している。ただしこれらの題奏は、『世宗実録』では言及されておらず、このため従来の研究では十分に注目されてこなかった。中国では趙連穩・卞利・侯馥中が、これらの題奏を部分的に紹介しているが、それらに全体的な検討を加えたわけではなく、胡宗憲が張経弾劾に関与した動機や背景もあまり論じられていない。本節では上記の 5 件の題奏を紹介し、その内容に検討を加えることにしたい。

ここではまず先行研究に基づき、王江涇の役の経緯を概観しておこう。嘉靖 34 年 4 月 26 日ごろ、南直隸松江府の柘林に駐屯していた徐海が率いる倭寇集団は浙江嘉興府方面へ移動し、杭州城に向けて侵攻しようとしていた。しかし当時、巡撫李天寵は杭州におり、また総督張経は主力である狼土兵を率いて松江府の華亭にいたため、松江府と杭州府の間にある嘉興府の防衛は手薄な状態になっていた。こうした中で浙江東部を巡察する浙江巡按胡宗憲は嘉興へ赴き、毒酒を用いて倭寇徒党の一部を撃退した。残党は西北部へ撤退したが、嘉興府北部にある王江涇で胡宗憲と工部右侍郎趙文華の待ち伏せを受け、そこに到着した張経が率いる明軍の攻撃によって全滅したのである⁷⁵。

5 月 1 日の王江涇大捷により、張経は倭寇集団に大きな打撃を与え、彼の強硬な倭寇討伐策は大きな成果を収めることになった。ところが前節でも述べたように、王江涇の勝報に先だち、趙文華が張経を弾劾した上奏が朝廷に届いていた。このため 5 月 20 日には、朝廷において張経の功過を巡って議論が行われた。そこで兵科給事中の李用敬らは、趙文

⁷⁴ 鄭舜功『日本一鑑』（文殿閣、1939 年）窮河話海、巻 9、接使、7 頁表。「于歲乙卯赴闕陳言、荷蒙聖明不以愚昧罪功、特下兵部咨送總督軍門、轉咨浙福軍門、文移浙江司道、議功使往日本國採訪夷情、隨機開諭歸報施行」。

⁷⁵ 鄭前掲「張経与王江涇之役」88-94 頁参照。

華が張経を逮捕し処罰するという要請に対し、掃討作戦の最中に総督を交代させれば倭寇を追撃する戦機を逸しかねないと主張し、張経がさらに軍事行動を進めた後に、その実績次第で処罰の可否を決めるべきだと提案した。しかし、世宗は李用敬らの意見を受け入れることはなかった。一方、世宗からこの問題を諮問された嚴嵩は、張経をさらに非難した上で、王江涇の勝利を趙文華と胡宗憲の功績に帰し、特に胡宗憲自ら出陣したことを勝利の要因であったと強調した⁷⁶。こうした状況下で、胡宗憲は趙文華による弾劾を援護するように、張経による倭寇掃討作戦の失敗を糾弾したのである。

まず5月1日の王江涇の役の直後、胡宗憲は「題為懇乞聖明申勅督撫諸臣、乘勝搗巢永除海患疏」⁷⁷という題奏を提出し、総督張経が倭寇残党を一気に追撃し、殲滅すべきであると主張した。胡宗憲は王江涇役の勝報に対して、皇帝の天威により「当事諸臣」が倭寇の主力に大きな打撃を与えたと、王江涇での戦果を評価した上で、この大勝に乗じて、大軍を集中して松江府の柘林を拠点とする倭寇の残党を一気に掃討することを建議している⁷⁸。一方で題奏の後半では、この機会に倭寇集団に決定的な打撃を与えることができず、勢力回復の機会を与えたならば、極めて不忠の行為になるとも警告している⁷⁹。

張経は倭寇に対する強硬な武力討伐策を主導していたが、侯馥中によれば、彼は同時に性急に討伐を図るのではなく、慎重に鎮圧作戦を進める「緩剿」方針を主張していたという⁸⁰。胡宗憲が倭寇を一気に殲滅することを主張するのは、張経の「緩剿」方針とは相容れない意見であり、王江涇の役の直後から、掃討戦略を巡って胡宗憲と張経との間に齟齬が生じていたことが窺われる。

⁷⁶ 『世宗実録』巻422、嘉靖34年5月癸丑条、7324-7325頁。川勝前掲「徐階と張居正」255頁。鄭前掲「嚴嵩与靖倭之役」60-62頁。

⁷⁷ 胡宗憲『三巡奏議』巻3、巡浙奏疏、310-312頁。

⁷⁸ 同上、310-311頁。「本月二十五日及五月初一等日、節拋參將盧鏜等各呈報、職等督同宣慰彭蓋臣等分布各哨、連日在于石塘湾王江涇等处与賊對敵。我兵奮勇衝殺、賊遂潰敗、斬獲殆尽。候查明另報、等因。到臣。該、臣看得倭賊連年勾結、殘害地方、慘毒已極。雖屢經發兵追剿、未挫其鋒……今乃尽行擒斬、此豈諸臣之能、皆仰仗我皇上天威震蕩神人協助、兵將用命之所至也。……但柘林賊巢尚遺党類。今欲乘此破竹之勢、大收掃穴之功、務期殄滅、俾無遺類、庶遠夷知警、禍根可除、而地方永保無虞矣」。

⁷⁹ 同上、311頁。「若当事諸臣狃于一勝而有驕心、苦于百戰而萌怠意、則是養虎遺患、不忠之甚者也」。

⁸⁰ 侯前掲「剿倭方針与張経之死」61-62頁。

（２）胡宗憲による張經弾劾

ついで、5月17日から21日にかけて、倭寇は嘉興府の乍浦所を攻撃してさらに南下し、22日に海塩县城を包囲した。胡宗憲はこうした緊急事態を受けて、浙江に兵力を集中するよう総督張經に要求したが、張經はそれに応じず狼士兵の一部を南直隸に配置し、その結果浙江地域における対倭寇作戦は頓挫してしまった。これに対し、胡宗憲は5月23日から28日までの間に「題為督撫重臣玩寇殃民、懇乞聖明嚴加究治、以警官邪以安重地疏」⁸¹という題奏を行い、張經を激しく指弾した。侯馥中・卞利は、この題奏を紹介して、胡宗憲は趙文華の指示を受けて張經弾劾に関与したのだと推定しているが⁸²、題奏の内容全体には検討を加えていない。以下この題奏によって、王江涇の大勝以降の浙江・江南における対倭寇作戦の経過を、胡宗憲の主張に沿って概観しておきたい。

5月下旬ごろ、胡宗憲は張經に対し、倭寇に対する掃討戦略について、「兵力を集中し、狼兵は東（南直隸の黄浦）から、苗兵は西（浙江の乍浦所）から同時に倭寇を攻撃し、水軍は海上で倭寇を食い止める」ことを提言した。張經はその場にいた趙文華とともに胡宗憲の意見に賛意を示した。その後、倭寇は南直隸の蘇州一帯に姿を現し、さらに南京に侵攻すると揚言した。胡宗憲はそれが倭寇が明軍の兵力を分散させるための計略だと判断し、兵力を集中して倭寇を掃討すべきだと主張した。しかし、南直隸の当局者は南京城の防衛のために総督張經に兵力派遣を強く要請し、張經はそれに応じて、対倭寇作戦の主力であった永順・保靖兵⁸³を蘇州地域に派遣した。

張經が明軍の兵力を分散させたことによって、先に彼が胡宗憲・趙文華と合意した、兵力を集中して倭寇主力を掃討するという戦略は実現しなかった。こうした状況下で、5月16日には浙江方面の倭寇は乍浦・海塩への攻撃を開始し、さらに杭州城にも侵攻を図った。この緊急事態に対して、胡宗憲はすべての精兵が蘇州に駐屯しているため杭州城の防衛が

⁸¹ 胡宗憲『三巡奏議』巻3、巡浙奏疏、312-320頁。『皇明經世文編』巻266、『胡少保奏疏』、148-155頁。

⁸² 胡宗憲『三巡奏議』巻3、巡浙奏疏、318-319頁。「参照総督南直隸浙江福建等處軍務・都察院右都御史兼兵部右侍郎張經、素負才名、近覺乖謬、心惑于利害之私而漫無定主、志驕于戰勝之後而不聽善言。……此一臣者、蓋功之首而罪之魁者也。……如蒙皇上敕下吏・兵二部、查果臣言不妄、乞將張經嚴加戒治、李天寵量才調處、則東南不勝幸甚」。侯前掲「剿倭方針与張經之死」3頁、8頁。卞前掲『胡宗憲伝』第8章4節「張經之死功過是非」96頁。

⁸³ 永順・保靖兵とは即ち永保兵を指す。前掲注47参照。

手薄になっているとして、杭州への兵力増派を張経に要求したが、張経は応じなかった⁸⁴。最終的に、胡宗憲は張経が兵力を分散したために倭寇掃討に失敗し、杭州城が倭寇侵攻の危険に曝されたとして、張経の戦略を激しく批判したのである。

胡宗憲はこの題奏によって、張経の対倭寇戦略を公然と批判し、張経は王江涇での功績を趙文華と胡宗憲に奪われただけでなく、両者が連携して彼を批判したことにより、さらに苦境に追い込まれた。さらに 5 月 24 日には、浙江巡按の胡宗憲に浙江地域の文武諸官を監察させるとともに、軍馬・軍費の調達や兵士の訓練などの海防を統率させるという勅諭が東南に届いた⁸⁵。

この勅諭を受けて、当時浙江嘉興府に駐在していた胡宗憲は「題為懇乞天恩酌処監試職務、以便督軍以図補報疏」⁸⁶という題奏を行い、聖意に応じて浙江地域において海防に従事するため、都察院御史として郷試を監督する職責の免除を要請している。この題奏が行われたのは、胡宗憲が嘉靖 34 年 4 月ごろに遣使宣諭案と海商召還案の実行を朝廷に奏請した 1 か月後のことであり、彼はこの時点で、蔣洲らの日本派遣の準備を進めつつあったと思われる⁸⁷。このことも彼が郷試監督の免除を要請した理由の一つであろう。

ついで、胡宗憲は 5 月 28 日以降に「題為海賊侵犯兩浙、生民受禍極情、乞賜嚴究失事官員以安地方疏」⁸⁸という題奏を行い、倭寇が 5 月 18 日から 27 日にかけて浙江嘉興府の

⁸⁴ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、315-317 頁。「除具題外、臣又面語總督御史張経、……時工部侍郎趙文華等皆在坐、僉以臣言為是、張経時亦樂從。……倭寇欲牽制我大兵而阻撓搗巢之舉。直隸當事諸臣以土兵万余不能堵截、威言險語以挾張経。張経不能主持、遂分永順兵以就蘇州、至使二枝之兵、東奔西走、日夜不息、舉皆疲困、遂俱敗衄」。

⁸⁵ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、320-321 頁。「嘉靖二十四年五月二十四日、欽奉敕諭『茲因倭寇猖獗為患、已命總督等官領兵平剿。近該言官建議、要得專官隨營紀錄功罪、以警人心、兼理海防事務。今特命爾不妨原務、查照該部題準事理、督率所屬沿海地方兵備・備倭、及軍衛・有司等官、操練軍士、修補營伍、調度兵馬、措置錢糧及一應海防事宜』」。

⁸⁶ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、320-323 頁。

⁸⁷ 蔣洲らが日本に派遣された時期に関して、田中健夫は黄宗義の『南雷文約』にある「蔣洲伝」の記録によって蔣洲らが嘉靖 34 年 9 月に中国から離れたと主張した（田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」318 頁）。ただし山崎岳は鄭若曾『籌海図編』巻 2、上、「王官使倭事略」の記述により、蔣洲らが日本に派遣されたのは嘉靖 34 年 7 月であったことを示している。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」106-107 頁参照。

⁸⁸ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、324-336 頁。

海塩県・平湖県・崇徳県・乍浦所・海寧衛と紹興府の余姚県などの地域を相次いで攻略し、放火・略奪行為を行ったと報告し、倭寇被害の状況の深刻さを指摘した。その上で総督張経の責任問題について、「目下倭寇はより一層猖獗を極め、地方がさらなる被害を被ったのは、当初の総督による不適切な兵力配置がそのもっとも大きな要因である」と非難した。くわえて参将湯克寛を始めとする張経配下の将領に対しても、名指しで厳しく指弾したのである。

さらに、嘉靖 34 年 6 月にいたり、倭寇が杭州の北新関を劫略するという事件が発生した。これを受けて胡宗憲は「題為緊急賊情事」⁸⁹という題奏を行い、この事件に責任がある文武官員を糾弾し、彼らの責任を追究することを主張している⁹⁰。胡宗憲によれば、5 月下旬に彼が杭州への兵力派遣を要請したにもかかわらず、張経はそれに応じなかった。その後、倭寇が杭州方面に集結するにいたり、ようやく 6 月 2 日に張経は土狼兵を統率して浙江嘉興府に到達し、当日には杭州城の救援に赴いたが、同日には倭寇はすでに杭州城北門外の北新関に突入し、劫略を行ったのだという。北新関劫略事件は、張経が主導してきた倭寇の掃討作戦の限界を示すことになり、張経の失脚後は、嚴嵩・趙文華と結びついた胡宗憲の主導により、倭寇に対する武力討伐策とともに、日本への使節派遣による宣諭策が並行して進められていくのである。

おわりに

以上、本章では『三巡奏議』所収の胡宗憲の題奏を中心に、『世宗実録』などの関係記事と対照して、胡宗憲と張経弾劾事件との関係について論じ、王直招撫案が展開する直前の東南地域における倭寇対応の実態や、倭寇対策をめぐる胡宗憲と張経との戦略的分岐について検討してきた。従来、嘉靖年間の倭寇対策の転換点であった張経弾劾事件については、『世宗実録』の記述により、嚴嵩の腹心であった趙文華が主導し、胡宗憲はそれに随従したとみなされていた。しかし『三巡奏議』所収の題奏からは、胡宗憲が当初から趙文華とともに、張経弾劾に主導的な役割を果たしていたことが確認できる。

浙直総督を罷免された張経は、最終的に嘉靖 34 年 7 月 25 日に京師に械送され、後に処刑された。そして嘉靖 34 年 6 月には浙江巡按の胡宗憲が浙江巡撫に昇任し、7 月には蔣洲・陳可願を日本に派遣して、日本宣諭案・招撫王直案を実行に移すことになる。近年、

⁸⁹ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、337-339 頁。

⁹⁰ 胡宗憲『三巡奏議』巻 3、巡浙奏疏、339 頁。「所擿各該失事文武官員、即當從重參究」。

曹永憲・蔡暲はこのような政治的動向を、強硬な倭寇対策を代表する「張經—李天寵体制」が終結し、胡宗憲・趙文華の主張する王直招撫を中心とする倭寇懐柔策が進められていく転換点であったと論じている⁹¹。本章で検討した『三巡奏議』所収の一連の題奏は、こうした政治過程において、胡宗憲が当初から日本宣諭案・招撫王直案の実行を意図し、嚴嵩や趙文華と連携して主要な役割を担っていたことを示すものといえる。

付表 2-II：倭寇に対する宣諭・招撫案の動向関連年表（嘉靖 34 年以前）

時 期	関係者・ 関係部署	相関の提案・建議
嘉靖 32 年 4 月以前	浙江巡撫 王忬の上奏	◎倭寇招撫案（王直招撫を含む） 「寛禁令以開自新、如脇從賊犯、准令投首、積年渠魁、亦聽歸降」。 ◎日本宣諭案
（不明）	南京吏科給事中 張承憲の上奏	◎朝鮮による日本宣諭案 ◎倭寇の徒党を招撫する提案 「朝鮮貢使至日、賜敕令宣諭日本国王、数以縱惡寇辺之罪」、「招撫歸正以散党与」。
同年 7 月 18 日	礼部尚書 欧陽徳の覆奏 （礼部⇒王忬・ 張承憲）	◎琉球・朝鮮による日本宣諭案の反対案 「其勅旨宣諭一節付与琉球朝鮮既無旧例、合待日本貢使至日酌量時勢緩急、另行奏請」。
嘉靖 33 年 5 月 12 日	兵部右侍郎 鄭曉の上奏	◎「脇從」招撫案 「亟議招撫以消賊党」、 「包荒含垢以消其党与」。
同年 5 月 18 日	兵部による廷議	◎王直捕縛に関する奨励案 ◎倭寇招撫案（王直招撫を含む） 「有能擒斬首惡王直等者、授世襲指揮僉事。如直等悔罪能率衆來降、亦如之。其部下量授世襲千百戸等官、俱填注備倭職事」。

⁹¹ 曹・蔡前掲「海商王直の興亡と徽州ネットワーク」63-65 頁参照。

同年 5月26日	兵科給事中 王国禎の上奏	◎王直招撫案の反対案 「比本兵議上御倭方略、欲以重賞招降賊首王直等、臣窃疑之」。
同年 6月9日	兵部尚書 聶豹の覆奏 (兵部⇒鄭曉)	◎倭寇討伐策と倭寇懷柔策を同時に行う議論 「或剿以示威、或撫以示恩、或広招来以示無外之度。……無得拘泥故常、坐失事機」。
(不明)	南京太仆寺卿 章煥の上奏	◎海上流亡者を招撫する提案 「海上多壯士。……我能制之則為我用、不能制之則為賊用。故安反側、收豪傑、乃治乱之機。不可不深思、不可不預待」。
同年 8月2日	兵部尚書 聶豹の覆奏 (兵部⇒章煥)	◎上記章煥提案への賛成意見 「以其言下督臣張經采行」。
(不明)	刑部主事 郭仁の上奏	◎朝鮮による日本宣諭案 「以賊首王直挟倭奴乱海上、引祖宗諭三仏齊故事、請敕令朝鮮宣諭日本国」。
同年 8月27日	兵部尚書 聶豹の覆奏 (兵部⇒郭仁)	◎朝鮮による日本宣諭案の反対案 ◎倭寇懷柔策とともに倭寇討伐策も行う建言 「宣諭乃国体所関、最宜慎重、蓋倭寇方得志恣肆、比之往年益為猖獗、恐未可以言語化誨懷服也。……矧今簡將練兵、皆有次第、待其畏威悔罪、然後皇上抔天地之仁、頒恩諭以容其更生、未為晚也。且祖宗時、三仏齊止因阻絶商旅、非有倭奴匪茹之罪、朝鮮国近上表献俘、心存敵愾、如復令其軫行宣諭、恐亦非其心矣。臣窃以為不便」。
同年 8月～12月	浙江巡按 胡宗憲の上奏	◎遣使宣諭案 「誠望遣人省諭彼国酋長、俾令感畏威德遏絶寇盜」。 ◎「脇従」招撫案 「臣窃觀諸臣建議、俱以招撫脇従為言。此固散其党、孤其勢之良図也」。

(不明) * 聶豹が同年 12 月 21 日に聖旨を奉じた。	兵部尚書 聶豹の上奏	◎「脇從」招撫案 「乞申飭督撫嚴行守令、預築城堡、掘坑塹、整軍置械、固守要害、団練土著招撫脇從」。
-----------------------------------	---------------	--

* 典拠：『世宗実録』巻 397、巻 410-411、巻 413、巻 415、巻 417、巻 421。『三巡奏議』巻 3「巡浙奏疏」。『皇明経世文編』巻 212、『欧陽南野文集』。鄭曉『端簡鄭公文集』。

参照：鄭樸生「胡宗憲与靖倭之役：1555～1559」、「張経与王江涇之役」、山崎岳「舶主王直功罪考（後篇）——胡宗憲の日本招諭を中心に」、車恵媛「16 世紀後期、明朝の南倭対策と封・貢・市」。

付表 2-Ⅲ：張経弾劾事件と王直招撫案

朝廷における倭寇対策論の動向	胡宗憲による王直招撫案の進展
【嘉靖 32 年・嘉靖 33 年の段階】	
◆ 王直招撫案の発案とその反論	◆ 倭寇懐柔策の必要性を指摘
◆ 張経が総督に着任： 客兵作戦の方針を貫徹	◆ 客兵作戦の弊を指摘 ⇒ 倭寇対策を転換する意図
【嘉靖 34 年第Ⅰ段階：王江涇の役以前】	
◆ 掃討作戦の戦略をめぐる軋轢： 趙文華による張経弾劾の発生	◆ 倭寇による侵攻を踏まえて張経の戦略問題を批判 ◆ 張経への処分案を保留 ⇒ 張経弾劾を着手
【嘉靖 34 年第Ⅱ段階：王江涇の役以降】	
◆ 討伐策の行き詰まり	◆ 張経の職務怠慢を集中的に指弾
◆ 遣使宣諭案・海商召還案の確立	◆ 倭寇懐柔策を連続的に提案 ◆ 掃討作戦の戦略を提出 ◆ 張経グループへ糾弾を貫く ⇒ 倭寇対策を全体的に主導する意図
◆ 張経が失脚、東南から追放	◆ 胡宗憲が遣使宣諭案・海商召還案を実施

第三章 胡宗憲と鄭舜功冤罪事件 ——鄭舜功の海商身分から見て——

はじめに

前節で論じたように、嘉靖 34（1555）年初頭から江南・浙江における倭寇の活動が激化するなかで、浙江巡按胡宗憲は強硬な武力討伐策を進める浙直総督張経を批判し、朝廷の嚴嵩・趙文華を後ろ楯として一連の弾劾を行った。その結果、張経は同年 5 月に浙直総督を罷免され、6 月には胡宗憲が浙江巡撫に昇任し、7 月には蔣洲・陳可願を日本に派遣して、日本宣諭と王直招撫を実行に移すことになる。その一方、同年 4 月には徽州出身の「布衣」鄭舜功が、兵部に対し日本に渡航して宣諭を行うことを提言し、嘉靖帝の裁可を経て彼の日本派遣が実施された。鄭舜功がのちに著した『日本一鑑』によれば、彼は翌嘉靖 35（1557）年 5 月ごろに浙直総督楊宜によって日本に派遣されたが、翌嘉靖 36（1558）年 3 月ごろに帰国した直後、新たに総督となった胡宗憲によって投獄され、嘉靖 42（1563）年に胡宗憲が解任されるまで、7 年間にわたり拘禁されることになったという¹。

胡宗憲による鄭舜功冤罪事件について、従来の研究では浙直総督の交替にともなう政治的軋轢に注目し、旧総督楊宜が派遣した鄭舜功を、胡宗憲が投獄した経過が論じられている²。近年では、曹永憲・蔡璟洙が王直と徽州人海商・官僚の関係を論じるとともに、胡宗憲

¹ 鄭舜功『日本一鑑』（文殿閣、1939 年）窮河話海、巻 9、接使、8 頁表。「自匪人去位之後、訴蒙憲司哀憐釈獄」。同巻 8、評議、10 頁表。「不惟以功效忠不賞、幽禁七年」。なお胡宗憲は嘉靖 41（1562）年 11 月に逮捕されて上京し、嘉靖 42 年正月に解任の処分を受けて帰郷している。卞利『胡宗憲伝』（安徽大学出版社、2013 年）付録「胡宗憲大事編年」278-279 頁参照。

² 胡宗憲による鄭舜功の投獄事件については、神戸輝夫「鄭舜功と蔣洲——大友宗麟と会った二人の明人」（『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第 10 号、1999 年）109-124 頁。卞利「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」（『安徽史学』2017 年 6 期）75-76 頁。車恵媛「16 세기, 명조의南倭대척과 封・貢・市」〔16 世紀、明朝の南倭対策と封・貢・市〕（『東洋史学研究』第 135 輯、2016 年）82-83 頁を参照。一方、小葉田淳・中島敬・卞利らは、鄭舜功の投獄の原因を、胡宗憲による冤罪としてではなく、蔣洲と同じく日本の朝貢再開を要請したことに起因すると述べている。小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』（刀江書院、1969 年、初出 1941 年）454-455 頁。中島敬「鄭舜功の来日について」（『東洋大学文学部紀要 史学科篇』第 19 号、1993 年）72 頁。

の次男胡桂奇が著した『胡公行実』の記事によって、鄭舜功が帰国直後に日本使節と結託して互市の開始を求めたため、胡宗憲に弾劾されて投獄されたのだと論じている³。ただし『胡公行実』は胡桂奇が胡宗憲による倭寇鎮圧の功績を顕彰するために執筆したものであり、胡宗憲が日本との「互市」再開に反対していたという記述を、そのまま信じることはできない。近年の研究では、胡宗憲は王直招撫に際して、日本との互市再開も構想していたと指摘されている⁴。

先行研究では鄭舜功の冤罪事件を、鄭舜功自身の『日本一鑑』のほか、胡桂奇の『胡公行実』や胡宗憲幕下の鄭若曾による『籌海図編』、および『世宗実録』などの記事により論じてきた。ただしこれらの史料では、鄭舜功の渡日・帰国・入獄・雪冤の経過について記すものの、彼が日本宣諭を企図した動機や、日本渡航以前の動向についてはほとんど伝えていない。

しかし近年、卞利は安徽省博物館所蔵の『双橋鄭氏宗譜』（万暦5〔1577〕年写本）所収の、鄭舜功の祖父鄭廉の墓誌を紹介し、鄭廉が徽州・浙江一帯で商業に従事する新安商人であり、鄭廉の没後、鄭舜功が国子監祭酒であった陸深にその墓誌銘の執筆を依頼したことを明らかにした。卞利はまた『胡公行実』の記事により、鄭舜功がもともと私貿易商人であったことも指摘している⁵。卞利の論考は、従来の研究では不明確であった鄭舜功の家系と、日本渡航以前の経歴を明らかにした重要な成果である。

さらに陸深の文集『儼山集』には、卞利も紹介していない鄭廉の墓誌銘や祭文が収録されており、および同時代の他の文集にも、鄭廉と士大夫との交友関係を示す記事が残されている。以下、本章では『胡公行実』・『籌海図編』・『双橋鄭氏宗譜』・『日本一鑑』・『儼山集』などを総合的に利用し、鄭舜功の祖父商人鄭廉の商業活動と官界での人脈、および鄭舜功の海

³ 胡桂奇『胡公行実』（不分卷）（『四庫全書存目叢書』史部83冊・伝記類、齐鲁書社、1996年）460頁。曹永憲・蔡暲洙「海商王直의 興亡과 徽州네트워크」〔海商王直の興亡と徽州ネットワーク〕（『명청사연구』〔明清史研究〕44号、2015年）74頁。また卞利は胡宗憲に関する研究において同じ視点から同史料を簡潔に紹介している。卞前掲『胡宗憲伝』第11章「剿撫倭寇、誘殺王直」149-150頁参照。

⁴ 山崎岳「舶主王直功罪考（後篇）——胡宗憲の日本招諭を中心に」（『東方学報』第90冊、2015年）91-143頁、曹・蔡前掲「海商王直의 興亡과 徽州네트워크」〔海商王直の興亡と徽州ネットワーク〕、増田真意子「明代嘉靖後期に於ける海禁政策の実行とその転換」（『言語・地域文化研究』第13号、2007年）、車前掲「16세기, 명조의 南倭대책과 封・貢・市」〔16世紀、明朝の南倭対策と封・貢・市〕を参照。

⁵ 卞前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」72頁。

商としての活動を検討し、鄭舜功による日本宣諭の背景とその意図についても考察する。さらに胡宗憲による鄭舜功冤罪事件の経緯についても、鄭舜功と胡宗憲の海外貿易再開問題に対する立場の相違に注目して、再検討を試みることにしたい。

第一節 倭寇対応策をめぐる胡宗憲と鄭舜功の行動

(1) 胡宗憲の日本宣諭・王直招撫案

前章で論じたように、嘉靖 34 年初頭から、浙江巡按御史胡宗憲は、内閣首輔嚴嵩と工部右侍郎趙文華を後ろ盾にして、強硬な武力討伐策を推進する総督張経を牽制するとともに、日本宣諭案と協従招撫案の実現に向けた準備を進めつつあった。同年 4 月、礼部が日本宣諭案に賛意を示すと、胡宗憲は総督張経を弾劾するとともに、日本宣諭と海商召還も提案し、それによって同年 7 月には蔣洲・陳可願が日本に派遣され、倭寇鎮圧を宣諭することになる⁶。張経は同年 5 月に浙直総督を罷免され、翌嘉靖 35 年 7 月 25 日には京師に械送され、ついで処刑された。一方、同年 2 月には胡宗憲が浙直総督に昇任し、倭寇対応の総責任者として、王直招撫を中心とする倭寇懐柔策を進めていった。

胡宗憲による王直招撫の実施経過については、すでに田中健夫・山崎岳が、『世宗実録』などの記事により詳細に検討しており⁷、ここでもこれらの研究に基づいて、その経過を概観しておきたい。嘉靖 34 年 7 月、生員の蔣洲・陳可願が浙江布政使司から市舶司属官の肩書きを与えられ、それぞれ正使・副使として浙江定海から日本に出航した⁸。彼らは「禁戢島夷」（倭寇禁止を日本国王に求める）とともに、「招還通商番犯」（密貿易者を召還する）という任務を与えられていた⁹。彼らはまず五島において王直と面会し、明朝に帰順して帰国すれば、「前罪不問」（罪を許す）・「且寛海禁」（海禁を緩和する）・「許東夷市」（日本との

⁶ 『世宗実録』（中央研究院歴史語言研究所影印本、1965 年）巻 421、嘉靖 34 年 4 月辛巳条、7298-7299 頁。『世宗実録』巻 434、嘉靖 35 年 4 月甲午条、7479 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」103-104 頁。

⁷ 田中健夫「明人蔣洲の日本宣諭——王直の誘引と戦国日本の紹介」（『中世対外関係史』東京大学出版社、1975 年）312-328 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」91-143 頁。

⁸ 鄭若曾『籌海図編』（中華書局、2007 年）巻 2 上、「王官使倭事略」、今上皇帝嘉靖三十四年七月遣使移諭日本条、157 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」106 頁参照。

⁹ 『世宗実録』巻 434、嘉靖三十五年四月甲午条、7479 頁。田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」318 頁。

互市を容認する) という、胡宗憲の内意を伝えたという¹⁰。ついで蔣洲は王直とともに豊後に赴いて大友義鎮と面会し、その実弟であった山口の大内義長にも使者を送って、倭寇禁圧に関する明朝の要求を伝えた¹¹。その結果、王直は明朝に帰順する意を決め、大友義鎮と大内義長も王直とともに明朝に使節を派遣し、明朝に謝罪して朝貢を求めることになった¹²。

嘉靖 36 年 10 月、王直は徳陽とともに舟山群島に来航し、明朝に帰順する意を示し、11 月には胡宗憲に投降した。しかし浙江地方の官民は王直の真意を疑い、朝廷でも王直の帰順を許すことには批判が強かった¹³。これに対し、胡宗憲は大友・大内氏に朝貢と互市を認めるとともに、王直は死罪を免じ、沿海の軍衛で海防に従事させ罪を償わせるという処置案を上奏しようとした¹⁴。しかし浙江巡按御使の王本固はこの処置案を批判し、江浙の人々も胡宗憲が王直や日本人の賄賂を受けて互市容認と王直の赦免を提案したのだと噂した¹⁵。最終的に、胡宗憲も王直の処罰を求めざるを得ず、嘉靖 38 年 12 月、王直は杭州で処刑された。のちに嘉靖 41 (1562) 年に胡宗憲の幕下で刊行された『籌海図編』では、胡宗憲の王直招撫案は、あくまで王直を捕縛するための策略であったと記している¹⁶。

(2) 鄭舜功の渡日要請

明代には一般民衆も朝廷に直接建言を行うことが許されており、嘉靖年間には倭寇対策

¹⁰ 『世宗実録』巻 453、嘉靖 36 年 11 月乙卯条、7677 頁。鹿毛敏夫「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」(『史学雑誌』第 112 巻 2 号、2003 年) 29-30 頁、山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」108-109 頁、田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」320 頁を参照。

¹¹ 『世宗実録』巻 176、嘉靖 35 年 4 月甲戌条、7479 頁。『世宗実録』巻 176、嘉靖 36 年 8 月甲辰条、7649 頁。田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」320-322 頁参照。

¹² 『世宗実録』巻 453、嘉靖 36 年 11 月乙卯条、7676 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」114-118 頁参照。

¹³ 『世宗実録』巻 453、嘉靖 36 年 11 月乙卯条、7677 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」119 頁参照。

¹⁴ 同上、7678 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」122 頁参照。

¹⁵ 『世宗実録』巻 453、嘉靖 36 年 11 月乙卯条、7678 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」122 頁参照。

¹⁶ 小葉田淳は、『籌海図編』における王直に関する記述は「王直の逮捕・処刑の結果に関連して、胡宗憲弁護の立場にあり、これと対応して常に歪曲されがちであること」を指摘する。小葉田前掲『中世日支通交貿易史の研究』第 8 章「日明交渉の新展開」475 頁。

などをめぐって、「万民に開かれた献策制度」が行われていた¹⁷。嘉靖 33（1554）年の浙江巡按胡宗憲の題奏「題為献愚忠以図安攘事」にも、寧波府定海県の監生や生員が、日本に遣使して倭寇禁圧を宣諭することを要請したことを伝えている¹⁸。

『日本一鑑』によれば、鄭舜功は嘉靖 34 年に北京に赴き、兵部の門で倭寇対策の名案がある者は「掲帖」を上呈して提言することを促す告示を見た。それに応じて、鄭舜功は掲帖を兵部に上呈し、自ら日本に渡航して現地情報を収集し、倭寇禁圧を宣諭することを志願したのである。嘉靖帝は彼の要請を裁可し、それを受けて兵部は浙直総督に咨文を送ってその実施を要請し、鄭舜功の日本派遣が実現したのである¹⁹。

蔣洲が日本宣諭に起用された経過については、田中健夫・山崎岳が黄宗義『南雷文約』巻 3「蔣洲伝」や、万表による彼の墓誌銘により詳しく検討している²⁰。すなわち嘉靖 32（1553）年に王直集団による江南・浙江沿岸の襲撃が激化すると、南京中軍都督府都督僉事であった万表は、王直を招撫の名目で誘い出して捕縛する計略を立て、そのために同郷（浙江寧波府

¹⁷ 武安隆・熊達雲『中国人の日本研究史』（六興出版、1989 年）70 頁。中島前掲「鄭舜功の来日について」65-66 頁参照。

¹⁸ 胡宗憲『三巡奏議』（古典研究会、1964 年）巻 3、巡浙奏疏、「題為献愚忠以図安攘事」283-284 頁。「又拋巡視海道副使劉起宗呈称、本道邇巡定海、拋監生生員徐応宿・李賢等連名掲呈、併諸官吏士民衆口同詞、僉謂倭奴素為称臣納款之番服、非套虜達賊之比。但其散处別島之夷、背其君長之令、肆為鼠窃之謀、亦由沿海姦民互為番舶之市、漸滋勾引之釁、以釀成禍害至此。誠望遣人省諭彼国酋長、俾令感畏威德、遏絶寇盜、庶幾可塞其源。……今日士民同詞、欲行浙・福二省以有司之意遣人省諭、以伸国威、只欲題知、使有司得以開誠展布耳」。

¹⁹ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 9、接使、7 頁表。「于歳乙卯赴闕陳言、荷蒙聖明、不以愚昧罪功、特下兵部咨送総督軍門、轉咨浙・福軍門、文移浙江司道、議功使往日本国採訪夷情、隨機開諭歸報施行等因」。同巻 8、評議、1 頁表。「念功一誠、効役万死、余生三至京師……又睹兵部之門示、則曰『一応人等、但有御侮平倭長策者、俱許具開掲帖、不時赴部以備採摺』」。掲帖は宋元時代の財政報告書に起源し、明代から官庁間の上行文書や、私的な書簡として広く使われた。また明初には洪武帝が民衆が政治上の建言や官員の摘発を直接に皇帝に上言することを推奨し、掲帖は一般民衆が国政について建言する手段として用いられたという。展龍「掲帖——明代輿論的政治互通与官民互動」（『史学集刊』2018 年 3 期）4-15 頁、趙彦昌「明清掲帖考」（『山西档案』2007 年 2 期）54-57 頁。

²⁰ 「蔣洲伝」の同文は、黄宗義著・陳乃乾編『黄梨洲文集』（中華書局、1959 年）傳狀類、「蔣氏三世伝」、62-65 頁にも収録されている。田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」314-318 頁参照。以下、本論文では「蔣氏三世伝」の内容を引用する。

鄞県)の生員蔣洲を胡宗憲に推薦した。蔣洲はもともと王直と親しく、「通番」の疑いで拘束されていたが、王直招撫を実施するにあたって使者として起用されたのだという²¹。これを受けて、胡宗憲は蔣洲を日本に派遣することを上奏し、嘉靖帝の裁可を経て、蔣洲を正使、やはり寧波府の生員であった陳可願を副使として、浙江市舶提挙司の属官の肩書きを付与して日本に派遣することになったのである²²。

第二節 鄭舜功による日本宣諭の意図

本節では、卞利が紹介した『双橋鄭氏宗譜』(以下、『宗譜』と略称)にくわえ、陸深『儼山集』などの同時代の文集史料も利用して、鄭舜功の祖父鄭廉の商業活動とその人脈について検討し、さらに鄭舜功による海外貿易や、彼が日本宣諭を要請した背景について考察する。

(1) 歙県双橋鄭氏と鄭廉

明代の『新安名族志』によれば、南直隸徽州府歙県の双橋鄭氏一族は、北宋の天禧(1017～1021)年間に睦州の建德県から隣接する歙県の西沙溪一帯に移住し、「双橋鄭氏」と自称し、ついで歙県の鄭村に移って定住したと伝えられる²³。元代には、鄭氏一族の官僚や在地有力者は元朝の地方統治に協力し、徽州地域の有力宗族の一つとして成長していった²⁴。

²¹ 田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」317頁、山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」105頁。なお黄宗義「蔣氏三世伝」では、蔣洲は万表の推薦により胡宗憲の私的幕僚として招聘されたと記す。「蔣氏三世伝」、63頁。「(王直)時々遣部下剽攻沿海郡邑、東南陰動。当是時、胡梅林宗憲開府浙直、歴訪奇士。而宗信(夏注：蔣洲の字)之里人都督万鹿園表留心人物、謂梅林曰『里有蔣生者、縦横之士也』。梅林遂介鹿園、置之幕府」。呂靖波「胡宗憲幕府人物考略」(『滁州学院学報』2008年4期)6頁。辻原明徳「明代督撫幕府の構造と特色——嘉靖年間の胡宗憲幕府を手掛りとして」(『史窓』第67号、2010年)32-33頁、38頁。

²² 浙江布政使司により派遣されたと考えられる。田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」318頁、山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」105-106頁。

²³ 戴廷明・程尚寛等編『新安名族志』(黄山書社、2007年)後卷、鄭、歙県・鄭村条、448頁。「在邑西十里、宋有諱球者、天禧中遷此。歳久族蕃、遂以姓称其地」。于磊「元代徽州家族与地方社会秩序的构建——以歙県双橋鄭氏為中心」(『中国史研究』2016年4期)133頁参照。

²⁴ 代表的な人物として、鄭安と鄭玉が挙げられる。鄭安は南宋の降伏直後に歙県の士人と連携して元朝による屠城を阻止し、歙県尹に任じられた。鄭玉は元末の理学家として著名で

さらに卞利は『宗譜』に収録する、国子監祭酒・翰林院学士の陸深による、鄭氏 19 世の鄭廉（号は可斎）の墓誌を紹介している。撰者の陸深（1477～1544）は、字は子淵、号は儼山、南直隸松江府上海県の人。弘治 18（1505）年に進士となり、翰林院庶吉士、翰林院編修などを歴任し、正徳 13（1518）年に国子監司業、嘉靖 7（1528）年 5 月に国子監祭酒に至った²⁵。

この陸深撰の墓誌では、鄭廉の高祖鄭得韶から、孫の鄭舜功に至る家系を、次のように記している。

鄭生舜功再至京師、凡三閱寒暑、往返万里、乞為大父可斎銘其墓。可斎、予故人、姓鄭氏、名廉、字簡宜、可斎其別号也。……按、歙之鄭族最盛、……字得韶者、以行誼聞一鄉、故歙有善述堂、可斎之高祖也、曾祖孟寧、祖文修。父成大、号「鹿門遺隱」、母汪氏。……配許氏、有賢行。子男思宏、娶程氏、先十二年族（卒）。孫二、舜功、舜勛²⁶。

これによれば、鄭可斎の名は廉、字は宜簡、可斎はその号であり、鄭舜功はその長孫であった。鄭舜功は鄭可斎の没後に何度も上京して陸深に墓誌銘の執筆を依頼したという。卞利はこの記事により、鄭舜功が歙県双橋鄭氏の第 21 世孫であったことを指摘している²⁷。下図では鄭廉の墓誌により、双橋鄭氏の 15 世鄭得韶から 21 世鄭舜功に至る家系を図示した。

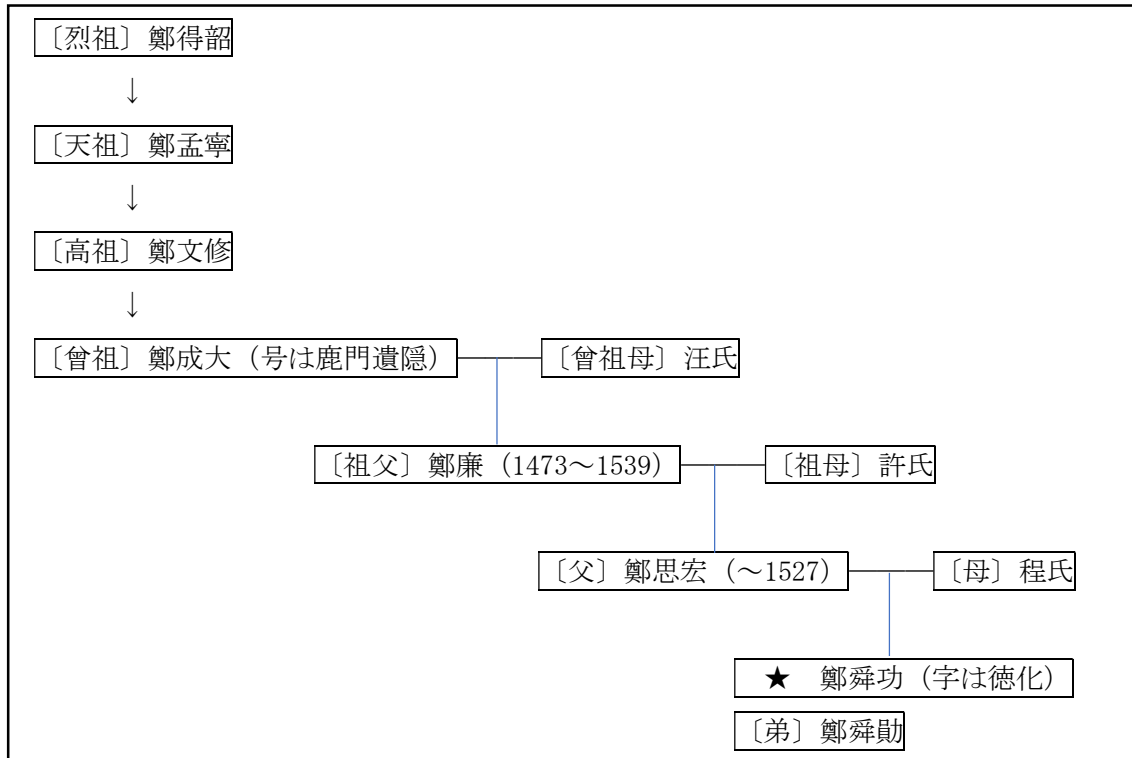
あり、元が滅びた際に国に殉じて自殺した。于前掲「元代徽州家族与地方社会秩序的構建」131-146 頁。韓志遠「從元末徽州名儒鄭玉殉国看南人儒士對元朝的認同」（梁家貴主編『皖北文化研究集刊：元後期政治与社会學術研討會專輯 第 3 輯』黄山書社、2012 年）24-36 頁。

²⁵ 『明史』（中華書局、1974 年）卷 286、列伝第百七十四、文苑 2、陸深、7358 頁。『孝宗実録』（中央研究院歴史語言研究所影印本、1964 年）卷 212、弘治 18 年 3 月辛亥条、4204 頁。『武宗実録』（中央研究院歴史語言研究所影印本、1964 年）卷 166、正徳 13 年 9 月癸丑条、3215 頁。『世宗実録』卷 98、嘉靖 7 年 5 月己卯条、2300 頁。

²⁶ 『双橋鄭氏宗譜』所収鄭可斎の墓誌、卞前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」72 頁参照。なお卞利は紹介していないが、陸深『儼山集』（『欽定四庫全書』集部 6・別集類 5 所収）卷 67、墓誌銘 6、には、『双橋鄭氏宗譜』の鄭廉墓誌とほぼ同文の「処士鄭可斎墓誌銘」を収めており、末尾には『宗譜』所収墓誌にはない銘文も附している（『文淵閣四庫全書』1268 冊・集部 207・別集類、上海古籍出版社、1987 年、431-432 頁）。なお鄭廉の子（鄭舜功の父）鄭思宏について、『宗譜』所収墓誌には「子男思宏、娶程氏、先十二年族（卒）」とあるが、『儼山集』所収「墓誌銘」には「子男思宏、娶某氏、先二年卒」としており、妻の姓を明記せず没年も異なっている。『宗譜』の記載の方が原文に近いと、以下『宗譜』により引用する。

²⁷ 卞前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」72 頁。

付図 3- I 徽州双橋歙県鄭氏家系図（15 世鄭得韶～21 世鄭舜功）



このほかに卞利は『宗譜』から、「可斎鄭公墓図」・「明故鄭貞士可斎公偕許氏孺人墓」と題する墓図も紹介しているが、『宗譜』の全体的な構成・内容は不明である。ただし卞利は上記の墓誌と墓図以外には、鄭舜功に関連する記事は紹介しておらず、『宗譜』には直接的に鄭舜功の事績を伝える記事は残されていないようである。明末の宗譜編纂に際しては、一般的に「著名の者は書く」・「恩典を受けた者は書く」・「実績ある者はその事を書く」とされ、宗族の名誉を失墜するものは記さないのが原則であった²⁸。後述のように、鄭舜功は元来日本との密貿易に関与していた可能性があり、帰国後は胡宗憲により投獄されたために、『宗譜』には彼の事績を記さなかったのだと考えられる。

その一方、『宗譜』所収の「墓誌」では鄭廉による商業活動や、彼と陸深の交遊について詳記しており、卞利も簡潔に紹介している。しかしその他にも、陸深の文集『儼山集』には、陸深と鄭廉との親交に関する記事が多く残されており、同時代の他の文集にも、鄭廉と士大夫との交遊に関する記事が散見する。ここでは「墓誌」とともに、『儼山集』などの文集の関連記事を総合的に検討して、鄭舜功の日本宣諭の背景として、祖父鄭廉の商業活動とその人脈について検討してみたい。

²⁸ 多賀秋五郎『中国宗譜の研究 上』（日本学術振興会、1981 年）第 3 章「明末宗族の性格と宗譜編集に関する考察」293-294 頁。

まず鄭廉の商業活動について、陸深は「墓誌」において次のように簡略に記している。

壯齡服賈、遊吳淞。……以嘉靖十八年正月十三日卒于家、得年六十有六云²⁹。

すなわち鄭廉は壮年期に吳淞一帯において商業を営み、嘉靖 18（1539）年正月に 66 歳（暦年齢）で没したという。吳淞とは南直隸松江府を流れる吳淞江を指し、ここでは松江府一帯を意味している。鄭廉は成化 10（1474）年に生まれ、壮年期にあたる 15 世紀末～16 世紀初頭に、松江府地域において商売に従事していたことがわかる。周知のように、徽州（新安）商人は 15 世紀末の開中法の改革を契機に塩商として台頭し、山西商人とならぶ全国有数の商人集団として成長していった。鄭廉が商業をしていた 15 世紀末～16 世紀初頭には、徽州商人は江南デルタの都市や鎮市に進出し、生糸・絹・綿布などの手工業品の流通を掌握していく。特に綿布の主産地であった松江府においては、「布莊」などと呼ばれる問屋を開く徽州商人が集中していた³⁰。鄭廉も歙県出身の徽州商人（歙商）の一人として、松江府で綿布などの交易に従事していたのであろう。

また陸深は「墓誌」において、鄭廉の人柄や文人士大夫との交遊について、次のように記している。

（可齋）為人磊落、好義舉、名卿大夫多愛之。……清修博雅、操觚為文翰、不下儒者。

諸技能精巧妙、凡出其手者、雖名家或未及。……不屑屑于刀錐之末、而意氣豁如也³¹。

すなわち鄭可齋は磊落で義侠を好み、著名な士大夫とも交遊があった。また文人的教養を持ち文章にも巧みで、商人としても僅かな利益に汲々とすることはなかったという。

陸深はまた鄭廉の還暦を祝って記した「三松図」において、鄭廉はかつて北京に遊歴し、翰林院の著名な学者や史官などの知遇も得たと伝えている³²。藤井宏が論じるように、明代の徽州商人はその経済力を背景として、宗族郷党との関係も利用し、官僚や郷紳との間で広く人脈を構築し、その人脈を商業活動においても有効に活用していた³³。鄭廉の教養や交遊に関する陸深の記述は、富裕な徽州商人を「儒商」として顕彰する定型表現という面もあるが、鄭廉は科挙資格のない「布衣」であったとはいえ、一定の文人的教養を持ち、徽州商人

²⁹ 卞前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」72 頁所引、『双橋鄭氏宗譜』。

³⁰ 藤井宏「新安商人の研究（二）」（『東洋学報』第 36 卷 2 号、1953 年）180-194 頁。中島楽章『徽州商人与明清中国』（山川出版社、2009 年）23-30 頁。

³¹ 『双橋鄭氏宗譜』。卞前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」72 頁。

³² 陸深『儼山集』（『文淵閣四庫全書』1268 冊・集部 207・別集類、上海古籍出版社、1987 年）卷 2、歌 1、「三松図」、10 頁。「往年遊京師、館閣巨公与諸学士史官暨当世名流、頗有知之者、而宜簡益自韜晦」。

³³ 藤井宏「新安商人の研究（四完）」（『東洋学報』第 36 卷 4 号、1954 年）115-144 頁。

としての経済力を背景として、江南や北京の士大夫・官僚とも交友関係を持っていたことは確かだろう。

また広東南雄府知府などを歴任した倪宗正（弘治 18 [1505] 年進士）も、鄭廉は代々詩書礼学を奉じる名家の出身であり、広く士大夫と交際していたと記している³⁴。これは単なる美辞ではなく、鄭氏一族は元代には鄭玉などの著名な儒者を輩出しており、官僚や士大夫の間にも人脈を有していた³⁵。明代においても、鄭氏一族は鄭行簡（永楽 13 [1415] 年進士、浙江紹興府上虞知県）、鄭循（成化 4 [1468] 年挙人、浙江嘉興府同知）、鄭達（成化 14、[1478] 年進士、河南道御史）などの任官者を出している³⁶。鄭廉が官界にも人脈を広げた背景には、鄭氏が元代以来官僚や士人を輩出した、歙県における「名族」の一つであり、明代中期にも科挙を通じて官界に進出していたことがあるのだろう。

（2）鄭廉と官僚友人陸深との交遊

松江府で商業に従事していた鄭廉は、その地の郷紳であった陸深と交友関係をもち、鄭廉の没後には、孫の鄭舜功の依頼により、陸深がその墓誌銘を執筆している。鄭廉の死後も、鄭舜功がなお陸深との関係を維持していたことは、彼の日本宣諭が実現するうえで、なんらかの役割を果たした可能性がある。ここでは陸深の文集『儼山集』により、彼と鄭廉との交流についてさらに考察してみたい。

陸深の『儼山集』には、上記の墓誌銘の外にも、鄭廉のために執筆したいくつかの詩文が収められている。そのうち鄭廉に対する送別詩「贈別鄭宜簡」には、「天北天南三十載、聴風聴雨幾宵同」との一句がある³⁷。陸深は、弘治 18 年に進士となり、北京で任官していた³⁸。一方、鄭廉は松江府方面で商業に従事しており、鄭廉は陸深が科挙に合格する以前に、松江府において陸深と親交を結んでいたと考えられる。さらに陸深が鄭廉の死後に執筆した祭文「祭鄭可斎处士文」では、鄭廉との情誼を「骨肉之誼」と称し、これまでの交遊関係

³⁴ 倪宗正『倪小野先生全集』（『四庫全書存目叢書』集部 58 冊・別集類、齊魯書社、1997 年）巻 2、説、「可斎説」、484-485 頁。「歙人鄭廉字宜簡……師山之孫、守詩礼以世其家、与賢士賢大夫交、觀感琢磨以成其徳、而不背乎名教」。

³⁵ 于磊は双橋鄭氏の子孫だった鄭燭が嘉靖 14（1535）年に編纂した『濟美録』によって、元代における鄭氏の人脈ネットワーク構築について検討を加えている。于前掲「元代徽州家族与地方社会秩序的构建」135-139 頁。

³⁶ 戴・程前掲『新安名族志』後巻、鄭、歙県・鄭村条、449-450 頁。

³⁷ 陸深『儼山集』巻 15、七言律詩、「贈別鄭宜簡」、97 頁。

³⁸ 『明史』巻 286、列伝第百七十四、文苑 2、陸深、7358 頁。

について詳しく回想している。それによれば、鄭廉が嘗て窮地に陥った時に、陸深は彼のために弁護に努めた。また正徳 16（1521）年に国子監司業の任にあった陸深が服喪のために帰郷した際には、鄭廉は頻繁に陸深のもとを訪れて慰問した。さらに嘉靖 8（1529）年に陸深が国子監祭酒から福建延平府同知に左遷された際には³⁹、鄭廉が乗船を準備して、陸深が松江府から海路で福建に赴くのを送別したという⁴⁰。また陸深が北京から延平府に赴任する旅程を記した「南遷日記」にも、松江府到着以前に鄭廉から書簡を受け取ったことを記している⁴¹。

なお「祭鄭可齋處士文」が言及する鄭廉の冤罪とその雪冤については、「墓誌銘」により詳細な記述がある。それによれば、鄭廉は正徳年間（1506～21 年）に同郷人に無実の罪を着せられたが、徽州知府はその冤罪を察せず、彼が重罪を犯したと断じた。このため鄭廉は急ぎ北京に赴き、自らの冤罪を朝廷に訴えた。陸深は正徳 2（1507）年から翰林院編修、正徳 13（1518）年から国子監司業の任にあったが、鄭廉のために弁明に努め、それによって鄭廉の無実が認められたという⁴²。

藤井宏によれば、両淮塩商をはじめとする徽州商人は、積極的に官僚層との親交を結ぶことによって、政権との関係を強化していたが、こうした傾向は、とくに納銀開中法成立後の

³⁹ 陸深は正徳 13 年から北京において国子監司業・国子監祭酒の任にあったが、正徳 16 年から服喪のために帰郷し、嘉靖 6 年に再び復職した。その後、嘉靖 8 年 3 月以降、同年 9 月までは福建延平府同知に左遷されていた。『武宗実録』巻 166、正徳 13 年 9 月癸条、3215 頁。『世宗実録』巻 82、嘉靖 6 年 11 月戊戌条、1837 頁。同巻 98、嘉靖 7 年 5 月己卯条、2300 頁。同巻 98、嘉靖 8 年 3 月癸卯条、2335 頁。

⁴⁰ 陸深『儼山集』巻 83、誄辞、「祭鄭可齋處士文」、531-532 頁。「（可齋）而独与予傾蓋相契、予亦寡儔、歡洽無幾、独視可齋猶芝蘭玉樹也。既而可齋以耿介受侮、予為白之、而可齋之徳予也独深。……正徳辛巳、予還読礼、煢煢哀疚、而可齋遠過、慰藉矜恤、家居十載、不煩屢訪。每一聚首、輒連旬日、藹然骨肉之誼也。嘉靖戊子、赴召北上、明年遂自講筵左遷南劍、可齋遠自海上操舟送之、自呉歷越、不啻千里、南抵閩関、繾綣難別。……猶買舟騎驢訪余海上、是豈世情交合者耶」。

⁴¹ 陸深『儼山外集』巻 9、「南遷日記」（『四庫全書存目叢書』史部 127 冊・伝記類、齊魯書社、1996 年）633 頁。

⁴² 陸深『儼山集』巻 67、墓誌銘 6、「處士鄭可齋墓誌銘」、432 頁。「正徳間、為郷人嫁禍、郡太守遂当以大罪、而可齋実他出無与。亟走京師、聞其事于朝、乃械系御史台、種種白其事、尽釈」。また『双橋鄭氏宗譜』、卞前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」72 頁も参照できる。

弘治年間（1492～1505）から顕著になっていったという⁴³。鄭廉が陸深と交友関係を結んでいたのも、やはり弘治・正徳年間のことであった。鄭廉は国家権力と特に緊密な関係をもつ塩商ではなかったが、彼が松江府において商業に従事するうえでも、現地出身の有力郷紳である陸深との関係は、重要な意味をもったであろう。

陸深はその後、浙江按察司副使・江西布政使司右参政・江西右布政使などを歴任し、嘉靖 15（1536）年には北京に戻って光祿寺卿となった⁴⁴。さらに嘉靖 17（1538）年には太常寺卿兼侍読学士、嘉靖 18 年 2 月に詹事府詹事兼翰林院学士に至り、嘉靖 23（1544）年に没している⁴⁵。鄭廉と朝廷の高官であった陸深との密接な関係は、鄭廉の孫であった鄭舜功にとっても、彼の日本宣諭の企図を実現するうえでの政治資本を提供した可能性がある。嘉靖 34 年に鄭舜功が北京に赴き、兵部に掲帖を上呈した時点で、陸深はすでに没していたが、かつて鄭廉が陸深を通じて北京の官界に人脈を有していたことは、鄭舜功の日本宣諭が実現するうえでも、一定の作用を果たしたのではないだろうか。

（3）海商鄭舜功の貿易活動

鄭舜功の日本派遣について、『日本一鑑』や『世宗実録』では、科挙資格のない布衣であったが、浙直総督楊宜と兵部尚書楊博の命を受けて「大明国客」として、倭寇禁圧の宣諭と日本情報の偵察のために日本に渡航したと記している⁴⁶。これに対し、胡桂奇の『胡公行実』では、鄭舜功の出自について、次のように記している。

有古歙県人鄭舜功者、素浮海日本覓利、熟海道。詣闕、乞以身往説日本夷禁絶入寇、本兵允行⁴⁷。

すなわち、歙県人の鄭舜功はもともと日本との密貿易に従事し、日本への航路を熟知してい

⁴³ 藤井前掲「新安商人の研究（四完）」116 頁、131 頁。明初には北方辺境に軍糧を納入した商人に塩の販売権を与えたが、銀流通の普及にともない弘治 5（1492）年ごろ、塩の産地で銀を納付して塩の専売権を与え、その銀を中央政府に送って軍糧を調達することになった。これが納銀開中法である。中島前掲『徽州商人与明清中国』24-25 頁。

⁴⁴ 『世宗実録』巻 146、嘉靖 12 年正月壬申条、3393 頁。『世宗実録』巻 172、嘉靖 14 年 2 月己酉条、3742 頁。『世宗実録』巻 194、嘉靖 15 年 12 月庚子条、4103 頁。

⁴⁵ 『世宗実録』巻 209、嘉靖 17 年 2 月壬戌条、4332 頁。『世宗実録』巻 221、嘉靖 18 年 2 月癸丑条、4592 頁。『世宗実録』巻 288、嘉靖 23 年 7 月壬戌条、5557 頁。

⁴⁶ 卞前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」72-73 頁、神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」113-114 頁。

⁴⁷ 胡桂奇『胡公行実』460 頁。

た。彼は朝廷に赴いて自ら日本に赴き倭寇禁圧を宣諭することを志願し、兵部によって認可されたというのである。卞利はこの記事により、鄭舜功はもともと対日密貿易に従事する海商であったと指摘している⁴⁸。

『日本一鑑』には、彼が対日密貿易に従事していたことを示す記述は残されていない。ただし同書には、他史料に見られない、16 世紀前中期における海商・海寇の活動や、日本の航路・交易に関する詳細な記事が多く、そのなかには彼が海商としての航海・交易活動を通じて得た情報も多く含まれると思われる。

前述のように、16 世紀初期から徽州商人は江南デルタの手工業品の流通を主導し、16 世紀中期には海外密貿易にも進出した。特に歙県出身の許氏四兄弟（棟・松・楠・梓）は、マレー半島のマラッカ・パタニなどへの密貿易に従事し、1540 年代には福建海商の李光頭とともに、寧波近海の双嶼の密貿易を主導するようになる。嘉靖 23 年には許棟が日本に渡航し、翌嘉靖 24（1545）年には同じく歙県出身の王直が、博多の日本人を双嶼に誘引した。1540 年代、許棟などの徽州海商は、双嶼の密貿易を主導して、江南の手工業品と、南海産品や日本銀との交易を仲介する役割を担ったのである。嘉靖 27（1548）年、明軍が双嶼港を破壊すると、許棟は広東に、王直は日本に拠点を移し、多くの日本人を誘引して、密貿易とともに大規模な略奪や海賊行為を行うようになった⁴⁹。許氏兄弟や王直と同郷の歙県出身であった鄭舜功も、彼らの密貿易ネットワークに連なって、対日密貿易に関与していたのではないと思われる。

その一方、鄭舜功は『日本一鑑』において、許氏兄弟を東南沿岸における擾乱の元凶として非難している⁵⁰。さらに『日本一鑑』では、嘉靖 25（1546）年、許棟（許二）らは双嶼で外国商人が掛け売りした商品の代価を支払うことができず、その穴埋めに蘇州や松江の良民を双嶼に引き込み、外国商人に彼らの商品を掠奪させたという事件も記録している⁵¹。蘇

⁴⁸ 卞前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」73 頁。

⁴⁹ 中島楽章「海商と海賊のあいだ——徽州商人と後期倭寇」（東洋文庫編『東インド会社とアジアの海賊』勉誠出版、2015 年）145-155 頁。

⁵⁰ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷 6、流逋、12 頁表。「備按、……許四倡乱海洋、罪逆深重、又況不從招諭、常赦不原。其生擒歸軍門而輕縱之、渠魁既縱、協從則亦可縱矣。向使深根固蒂于夷島、以釀無究（窮？）之禍矣」。同、13 頁表、13 頁裏。「備按得、直本是遊民、初以図利下海、故無曾長之号、不過頭目之称、蓋因庚戌・辛亥・壬子歲奉檄拏賊、是故負名。既負虛名、東南向受災禍矣。且如直者、固深夷島、積今不知幾多耶。書云『殲厥渠魁、協從罔治』。久無一決、縱之深固、而乃究兵、奚為長治久安之道」。

⁵¹ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷 6、海市、3 頁表。「歲丙午、許二・許四因許一・許三

州府や松江府の「良民」とは一般商人を指し、彼らは許棟を牙行（仲介商人）として、蘇州産の生糸や絹、松江産の綿布などを外国商人に売ろうとしたが、許棟に騙されて商品を奪われたのであろう。

前述のように、鄭舜功の祖父鄭廉は、松江府において商業に従事しており、鄭舜功自身も同郷の許氏兄弟などを通じて、外国商人に綿布などを供給し、あるいはみずから日本に渡航して密貿易に従事していた可能性がある。『日本一鑑』が記す、許氏兄弟による外国商人との交易をめぐる不当行為は、おそらく鄭舜功自身が経験ないし見聞した事件に基づくと思われる。なお鄭舜功は『日本一鑑』において、嘉靖 36 年に日本から帰国後、広東から江西省南部の贛州府と福建西部の汀州府を経て浙江に向かう途中で、贛州府・汀州府一带に身を隠していた許梓（許四）の居所を探知して招撫を試みたが、許梓がそれに応じなかったため、彼を捕縛して浙直総督衙門に連行したと記している⁵²。このことも鄭舜功がかつて許氏兄弟の密貿易になんらかの形で関わっていた可能性を示唆している。

双嶼攻撃を命じた朱紘の失脚後、1550 年代には浙江近海の海防はふたたび弛緩し、王直が許棟にかわり密貿易の主導権を握っていった。嘉靖 32 年には、王直は明軍の攻撃を避けて平戸・五島列島に拠点を移したが、王直傘下の倭寇船団による日明間の密貿易や、東南沿岸における襲撃・略奪は、依然として活発であった。こうした状況下で、鄭舜功は日本宣諭の任務を帯びて九州に渡航したのである。

『世宗実録』・『日本一鑑』によれば、鄭舜功の任務は「採訪夷情」・「隨機開諭帰報」、すなわち日本情報を探察するとともに倭寇禁圧を宣諭し、その結果を報告することであった。鄭舜功は「採訪夷情」の必要性について、「姦党や重罪人が日本に移住して盤踞し、交易を

事故、所欠番人貨物無償、却以姦党于直隸・蘇松等处地方誘騙良民、收買貨財到港、許二・許四陰賊番人搶奪、陽則寬慰被害之人、許償貨価」。藤井前掲「新安商人の研究（二）」202 頁、中島前掲「海商と海賊のあいだ」148-149 頁参照。なお、岡美穂子はフェルナン・メンデス・ピント『東洋遍歴記』（メンデス・ピント著、岡村多希子訳『東洋遍歴記』3、平凡社、1980 年）の第 221 章「どのようにシャンペイロ島からサンシャン島へ、そこからランパカウへ行ったか、シナでポルトガル人の二集落に起こった二つの惨事について語る」にも上記の『日本一鑑』の記事と類似する事件が記録されていることを指摘し、両者が同一の事件に由来することを指摘している。岡美穂子『商人と宣教師——南蛮貿易の世界』（東京大学出版会、2010 年）第 1 章「南蛮貿易前史」39 頁。

⁵² 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷 6、流逋、11 頁裏。「嘉靖丁巳春正月辛巳、賊首許四帶同家小匿汀贛、以俟許二回船裝載入倭。惟時布衣鄭舜功使日本還、道經汀贛、訪知許四蹤跡、招諭不從、擒至總督軍門。賊党有事軍門者、謀請寬待、縱放湖広鎮溪衛、從戎終身」。

名目に日明間を往来し、東南沿岸を騷擾している」と指摘し⁵³、日本における彼らの巢窟を把握し、根絶してこそ倭寇問題は解決しようという認識を示している⁵⁴。鄭舜功は日本宣諭を通じて、こうした倭寇勢力による襲撃や略奪を抑制し、なんらかの形でより安定的な交易を実現することを意図していたのではないかと思われる。

第三節 鄭舜功冤罪事件の経緯

本章冒頭で述べたように、『日本一鑑』では鄭舜功冤罪事件の起因について、「匪人」（胡宗憲）が鄭舜功の忠義を嫉み無実の罪で投獄したと記している。その一方、胡宗憲の子胡桂奇による『胡公行実』では、鄭舜功は帰国直後に日本使節と結託して互市再開を要求したため、胡宗憲に「挟夷求市」の罪で弾劾されて入獄したと記すのである。

第1節・第2節で述べたように、胡宗憲も元来は王直の帰順を許し互市を認めるという可能性も排除していなかったと考えられる。一方、鄭舜功は『日本一鑑』において、対日通商を朝貢貿易に限定し、互市は認めるべきではないという見解を示している。すなわち朝貢制度は「祖宗の法」であり、日本との朝貢貿易を完全に断絶することは長久の策ではないが、密貿易が続く限りは倭寇による劫掠も終わらず、安定的な朝貢関係も確立しないと説くのである⁵⁵。ただし彼が日本宣諭に赴いた時点で、このように日本との通商を朝貢貿易に限定し、私貿易を禁じることを意図していたと断じることはできない。本節では日本宣諭の実施過程における、鄭舜功と胡宗憲の、日本との朝貢貿易ないし互市の可否をめぐる両者の見解に注目して、鄭舜功の日本渡航とその後の冤罪事件の背景を再検討することにしたい。

（1）鄭舜功の日本宣諭とその頓挫

浙江巡撫胡宗憲が派遣した使節蔣洲は、嘉靖34年11月に定海を出発し、10日後に五島

⁵³ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻6、海市、4頁裏。「姦民罪犯深重者、移家受廬于夷島、深根固蒂乎其間、籍以買売之名、用其賊寇之計、泛去泛来、東南多事」。

⁵⁴ 同、巻8、評議、11頁表。「既入其境、得知流逋之淵藪、姦宄之盤根、必須拔本塞源而禍始息。諭之使禁、但治病之標、未究其本也」。

⁵⁵ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻8、評議、4頁裏。「賊寇年来、痛靡国用、……未若授其不急之貢物、使守祖宗之成法、全活有用之辺氓、馭夷之道得矣」。同、10頁表。「夫嚴守備亦不得不然、杜門殺賊、似非長策。……倭奴自祖宗朝効其職貢、已非一日。邇朝廷準令遣使移檄往諭、実属招来之意、以開其補過之門」。同上、11頁表～11頁裏。「私商之路不窒、則姦盜之禍不息。姦盜之禍不息、則来王之道不通」。

に到着し、ついで倭寇の拠点であった松浦・対島・肥前・博多などを巡回して倭寇禁圧を宣諭した。翌嘉靖 35 年 4 月、彼は王直とともに豊後を訪れ、大友義鎮に倭寇禁圧を要求している⁵⁶。

一方、浙直総督楊宜によって派遣された鄭舜功は、蔣洲より二か月遅れて、嘉靖 35 年 5 月初（端午以後）に広州を出航し、同年 5 月中下旬～6 月初旬頃に豊後府内の澳浜に入港した⁵⁷。もともと鄭舜功は、まず日本国王に倭寇禁圧を宣諭し、ついで日本各地に倭寇禁圧の要求を伝えることを意図していた。しかし豊後において「匪人」に阻害され、また同地で乗船が破損したこともあって、同行した沈孟綱・胡福寧を京都に派遣し、「日本国王源知仁」（後奈良天皇）に倭寇禁圧を求めることにした⁵⁸。『日本一鑑』によれば、沈孟綱らは後奈良天皇に面会して、「回書」と「印信」を得て豊後に戻り、大友義鎮からも信旗を得たと記しているが、日本側史料では対応する事実は確認できない⁵⁹。嘉靖 37（1558）年 7 月、沈孟綱と胡福寧は鄭舜功とは別に、豊後から潮州近海に帰還したが、海陽県の辟望巡検司で投獄されてしまった。それを知った鄭舜功は「軍門」（胡宗憲）に冤罪を訴えたが、彼らはその後、獄中で殺害されてしまったという⁶⁰。

また『日本一鑑』によれば、鄭舜功は沈孟綱らを京都に派遣するとともに、自らは豊後において大友義鎮に倭寇禁圧を宣諭した⁶¹。大友義鎮は王直などの倭寇勢力とも結びついて対

⁵⁶ 趙文華・原実甫『嘉靖平倭祇役紀略』（江蘇揚州人民出版社、1961 年）巻 3、「諭日本疏」、12 頁。李詔『戒庵老人漫筆』（中華書局、1997 年）巻 5、「蔣陳二生」、186 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」108 頁、139 頁注 54 参照。

⁵⁷ 神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」115 頁。

⁵⁸ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 8、評議、10 頁表。「邇朝廷準令遣使移檄往諭、実属招来之意、以開其補過之門。但奉使者不能直達于倭王、而徒以私意簡率行之、欺罔觀聽、……功往諭日本于豊後、時値彼匪人忌功忠義、陰謀沮抑、密令沈孟綱等齊書往諭倭王」。同、巻 9、接使、7 頁表。「功按大体、必先曉諭日本国王、乃得遍行通過、協一禁止。我舟因風不可泛海、又按豊後且有姦宄顛倒其間、功加深慮、隨為批書与從事沈孟綱・胡福寧潛濟二海、曉諭日本王」。同、巻 6、流逋、12 頁裏。「乃以從事沈孟綱・胡福寧齎執批書往諭日本国王源知仁、獲其聽信」。神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」115-116 頁参照。

⁵⁹ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 9、接使、7 頁裏。神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」116 頁。

⁶⁰ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 6、流逋、12 頁裏。神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」115-117 頁参照。

⁶¹ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 7、奉貢、6 頁表。

明密貿易にも関与しており⁶²、また天文 21（嘉靖 31、1552）年には陶隆房が大内義隆を殺害し、大友義鎮の実弟である義長を大内家当主として擁立していた。大友義鎮は当時の西日本においてもっとも有力な大名であり、鄭舜功も彼に対する宣諭を通じて、倭寇禁圧の実現を図ったのである。しかし鄭舜功が「豊後且有姦宄、顛倒其間」と記すように、彼の豊後における宣諭は、「姦宄」の妨害により頓挫したという。『日本一鑑』では、豊後において鄭舜功を妨害した「匪人」や「姦宄」が指す対象を明言していないが、それは彼と競合して宣諭を進めていた蔣洲や、彼と連携していた王直を指すのではないかと思われる。

（2）「朝貢」をめぐる対立

嘉靖 36 年 7 月から 10 月にかけて、蔣洲と王直は大友氏の遣明船とともに舟山本島に來航したが、王直の船団は明軍に包圍され、11 月には投降を余儀なくされた。また大友氏の船団も朝貢を認められず、明軍に包圍・攻撃されることになる。鄭舜功は日明朝貢貿易の再開を図る立場から、胡宗憲による大友氏遣明船に対する強硬策を批判しており、こうした立場の相違が、胡宗憲による鄭舜功投獄の背景にあったと考えられる。

ここではまず先行研究により、舟山列島における王直船団や大友氏遣明船と、明軍との攻防の経過を概観しておこう。嘉靖 36 年 7 月、蔣洲は大友義鎮の使僧徳陽とともに舟山本島に入港して朝貢を求め、大内義長も別途使者を派遣して朝貢を要請した。ほぼ同時期に鄭舜功も大友氏の使僧清授・清超を伴って、広東から陸路で寧波府に到着した。鄭舜功らは寧波府において胡宗憲と面会し、倭寇の襲撃は華人姦商と彼らに誘引された日本人の所業であり、大友氏は関知していないと弁明し、朝貢貿易の再開を請願した。これに対し、胡宗憲は大友義鎮・大内義長の朝貢要請は認めるべきではないが、「畏罪乞恩」の意を示しているため、適宜恩賞を与えて送還すべきだと上奏している⁶³。

一方、同年 10 月には王直が大友氏の使僧善妙らとともに舟山本島に來航した。しかし王直の船団は明軍に包圍され、11 月には投降を余儀なくされた⁶⁴。その後、舟山本島に残った大友氏の遣明船は明軍に包圍・攻撃されたが、翌嘉靖 37 年 11 月には明軍の包圍を破って脱出し帰国している⁶⁵。なお鄭舜功と同行した清授は、明軍と徳陽・善妙らの大友氏遣明船

⁶² 鹿毛前掲「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」1-33 頁。

⁶³ 『世宗実録』巻 450、嘉靖 36 年 8 月甲辰条、7649-7650 頁。鹿毛前掲「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」27 頁、田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」323 頁。

⁶⁴ 『世宗実録』巻 453、嘉靖 36 年 11 月乙卯条、7676-7777 頁。『世宗実録』巻 474、嘉靖 38 年 7 月戊子条、7954 頁。鹿毛前掲「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」30 頁参照。

⁶⁵ 『世宗実録』巻 465、嘉靖 37 年 10 月辛亥条、7845-7846 頁。『世宗実録』巻 474、嘉靖

の攻防には関与していなかったが、嘉靖 38 年 4 月には胡宗憲の上奏により、四川茂州の治平寺に流謫された⁶⁶。

このような胡宗憲による大友氏遣明船への対処について、鄭舜功は『日本一鑑』において、明軍の参将張四維が交戦中に徳陽の同伴者を殺害したことを批判し、これによって今後日本との朝貢使節が来航しなくなり、日本が華人「流逋」の巢窟となると述べている⁶⁷。また鄭舜功は胡宗憲が使僧清授の流謫処分を上奏したことについても、「当事者不用忠謀、……而乃妄引典例、繆請置使于四川、故阻東夷之心、以遂中国流逋之欲」と、胡宗憲が洪武年間の旧例により清授を四川に発遣することを求めたのは、かえって日本人が明朝に帰順することを阻み、中国の「流逋」を利することになるとも非難する⁶⁸。さらに鄭舜功は「助長盜名、不礼遇之、故沮入朝」と、「匪人」が大友氏遣明船を賊船とみなし朝貢を阻んだことを批判するが、この「匪人」も暗に胡宗憲を指すのだろう⁶⁹。

このように鄭舜功は「当事者」（胡宗憲）が「忠謀」を用いず、「東夷之心」を阻み、「流逋之欲」を遂げさせたと説く。すなわち胡宗憲が、大友氏の朝貢を認めて倭寇を禁圧させるという鄭舜功の「忠謀」に従わず、大友氏の朝貢要請を拒否し、華人密貿易者を利したことを批判しているのである。また彼は『日本一鑑』において、「伏思、我皇祖宗之制、既無倭市之条、只当宣昭大信、庶使四夷永守画一之法、猶可也。何乃以市自誣之？」と記し、祖法に反する日本との互市は決して認めるべきではないとも明言している⁷⁰。

一方、『胡公行実』が記す胡宗憲と鄭舜功との見解の対立は、『日本一鑑』とはまったく異なる。『胡公行実』によれば、鄭舜功は日本から帰国後、清授とともに広東から舟山群島に到り、ついで胡宗憲に面会した。その際、鄭舜功は胡宗憲に対し、「海上の擾乱を鎮静化するためには、南直隸・浙江・福建において、広東の南澳島と同じように互市を開き貿易を行

38 年 7 月戊子条、7954 頁。『世宗実録』巻 466、嘉靖 37 年 11 月丙戌条、7857 頁。鹿毛前掲「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」29-30 頁参照。

⁶⁶ 『世宗実録』巻 471、嘉靖 38 年 4 月乙卯条、7917-7918 頁。神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」117 頁参照。

⁶⁷ 同上。「参将張四維……卒殺（内姦呉）四郎及夷伴。夫此夷伴、蓋使招来貢者、固不可殺」。同、4 頁裏。「招来貢夷、況既殺之、今其供使、必不復至、流逋得遂深固之謀」。

⁶⁸ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 7、授節、23 頁表。ここでいう「旧例」とは洪武 14（1381）年に日本使節の如瑤らが胡惟庸の謀反に関与したとして、陝西・四川に発遣されたことを指す。

⁶⁹ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 8、評議、9 頁表。

⁷⁰ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 6、海市、6 頁表。

うべきである。そうすれば倭寇問題は収束するだろう」とくりかえし建言したという⁷¹。第五章で詳論するように、広東東端の南澳島近海では、1550年代には事実上海外商船の来航が黙認され、現地当局が南澳島対岸の海嶺半島に「公館」を設置して商船を管理し、そこでは関税徴収（抽分）も行っていたと思われる。鄭舜功は浙江においても、南澳島と同じように海外商船との互市を公認すべきだと主張したのである。

これに対し胡宗憲は、鄭舜功が倭寇禁圧の宣諭のために日本に渡航しながら、互市公認を主張するのは不適切だと批判し、あくまで武力によって東南沿岸を襲撃する倭寇を鎮圧すべきであり、互市要求は拒絶すべきだと答えたという⁷²。鄭舜功は胡宗憲の強硬策に対し、清授は日本で「国師」として尊崇されており、彼の入朝を許して日本情勢を尋問すべきだと説くとともに、重ねて「互市を開いてこそ、東南沿海の騒乱を鎮静化しうる」と説いたとされる⁷³。しかし結局、胡宗憲は鄭舜功を日本人と結んで海禁に反する互市を要求したとして弾劾し、清授は遠方に流謫し、鄭舜功は辺境の軍役に充てるという処分が下されたという⁷⁴。

このように『日本一鑑』では鄭舜功が大友氏による朝貢の承認を求めたのに対し、『胡公行実』では鄭舜功が南澳島の事例に倣って日本との互市開始を求めたのに対し、胡宗憲が断固拒否したと記すのである。『日本一鑑』も『胡公行実』も、1550年代に明朝が王直の互市開始要求を拒絶し、彼が投降し処刑されたことによって、江南・浙江における倭寇の襲撃が鎮静化した後に成立した著作であり、当時鄭舜功ないし胡宗憲が、王直の要請により互市を開くことを模索していたと書くことはあり得ない。

ただし近年の研究では、胡宗憲は当初王直の要請に応じ、浙江における互市開始も選択肢として検討していたと考えられている。たとえば岩井茂樹は、嘉靖37年に王直が浙直総督胡宗憲の招撫に応じる際に、舟山群島において広州近海と同じような互市を開くことを構

⁷¹ 胡桂奇『胡公行実』、460頁。「(鄭舜功)至是挟夷僧清授師徒数人、款定海関。謁公、抗言『欲靖海波、必須直・浙・福三省効広東南澳開市貿易、則倭患熄』。反復数百語」。

⁷² 胡桂奇『胡公行実』、460頁。「公徐詰曰、汝以平民赴奏、隻身往諭禁賊、何故又倡開市之説？我守臣但知張皇天討、振揚国威、以服遠夷耳。開市之説、非所宜聞。況禿奴藉姦民勾引、深入内地、東南数千里、機杼一空。殺擄淫虐慘不忍言、此我赤子不共戴天之仇、今幸削平諸逆、瘡痍未起、又可復使此輩貿易乎？且此僧来、何為者？」。

⁷³ 同上。「舜功誇清授為倭人信重、号曰国師、彼中事体皆能張主、帶之還朝、廟堂一詢、即知彼国之詳。爺言固妙、然必終由開市以寧地方」。

⁷⁴ 同上。「公乃行三司議審、館清授于浄寺羈侯、舜功劾其挟夷求市之故。先皇怒錮清授于遠地、舜功擬戍、事遂寢」。

想していたと説く⁷⁵。また鹿毛敏夫・山崎岳は、胡宗憲は蔣洲らを九州に派遣し、王直に倭寇鎮圧を条件に互市を認可することを示唆して、招撫を試みたのだと論じている⁷⁶、さらに車恵媛も、1556年の蔣洲の日本派遣の背景には、胡宗憲による「貢市」再開の構想と、明朝の主導による日明朝貢関係の再構築という意図があったと説いている⁷⁷。

これに対し、同時期の鄭舜功が、『日本一鑑』に記すように朝貢貿易認可を要請し、互市再開には否定的だったのか、『胡公行実』が記すように互市開始を必要に求めていたのか、確認する手がかりは残されていないようである。近年の研究が説くように、胡宗憲が浙江近海における互市開始の可能性を検討していたとして、鄭舜功がそれに反対していたのか否か、現段階では判断することは難しい。

ただしいずれにせよ、王直や大友氏遣明船への対応を中心に、倭寇対策を自らのイニシアティブによって進めていた胡宗憲にとって、前総督楊宜が派遣した鄭舜功が、その過程に介入してくることは望ましくなかったことは確かである。このため胡宗憲は、おそらく王直が投降し、彼の互市開始要請を拒絶することが決した時点で、鄭舜功が日本使節と結託して互市を要求したという理由により、彼を投獄して倭寇対策の現場から排除したのではないだろうか。

おわりに

以上、本章では、浙直総督胡宗憲の倭寇対応に関わる『籌海図編』・『胡公行実』、鄭舜功の『日本一鑑』にくわえ、鄭舜功一族の家譜『双橋鄭氏宗譜』や、陸深『儼山集』所収の鄭舜功の祖父鄭廉に関する史料も利用して、鄭舜功が日本宣諭のために派遣された経過と、王直招撫をめぐる胡宗憲と鄭舜功の関係性、および鄭舜功冤罪事件の背景について再検討を加えた。

従来、王直招撫の過程で行われた鄭舜功の日本宣諭については、鄭舜功が浙直総督楊宜により倭寇禁圧の宣諭のため日本に派遣されたと論じるにとどまっていた。また鄭舜功が帰国後に胡宗憲により投獄された要因については、彼を派遣した旧総督楊宜の失脚や、彼が大

⁷⁵ 岩井前掲『朝貢・海禁・互市』第4章「十六世紀中国における交易秩序の模索と互市」201-217頁。

⁷⁶ 鹿毛前掲「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」27-28頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」133頁。

⁷⁷ 車前掲「16세기, 명조의 南倭대책과 封・貢・市」（16世紀、明朝の南倭対策と封・貢・市）77-86頁。

友氏の使僧とともに互市開始を要求したことに求められていた。これに対し、本章では『双橋鄭氏宗譜』や『儼山集』所収の墓誌銘などにより、鄭舜功の祖父鄭廉が松江府において商業に従事し、当地の郷紳陸深とも交友関係をもち、鄭舜功が祖父の墓誌銘を陸深に依頼したことを示し、鄭舜功の日本宣諭の実現にこうした官界における人脈の存在が寄与したと思われることを指摘した。また『胡公行実』や『日本一鑑』により、鄭舜功自身も同郷の歙県出身である許氏兄弟などとともに、海外密貿易に関与していた可能性も指摘した。

さらに本章では、王直招撫に対する互市開始の是非をめぐる問題について、胡宗憲と鄭舜功の見解の相違を、『日本一鑑』と『胡公行実』の記述を対照して検討した。胡宗憲が当初は互市開始の可能性を模索していたと考えられるのに対し、鄭舜功がもともと朝貢貿易の再開のみを意図していたのか、浙江において広東の南澳島と同じような互市の開始をめざしていたのか、判断することは難しいが、朝廷の嚴嵩・趙文華と結んで東南沿海の倭寇対策を強力に主導しつつあった胡宗憲にとって、鄭舜功がその過程に容喙することは許容しがたく、結果的に鄭舜功の投獄に到ったのだと考えられる。

第Ⅱ部

明代後期の南澳島と東アジア海上貿易

第四章 南澳島研究の動向と『南澳遊小紀』

はじめに

16 世紀中期には、中国東南沿岸の杭州湾・漳州湾・珠江口において、複数の海上交易の拠点が発達していった。広東では、1557 年にはポルトガル人がマカオを貿易拠点として確保した。その一方、浙江・福建においては、嘉靖 27（1548）年に明軍が寧波近海の双嶼の密貿易拠点を破壊してから、隆慶元（1567）年に漳州の月港を開放するまで、厳しい海禁政策が続けられ、かえって中国人と日本人の混在する後倭寇の蔓延を招くことになった。

そして、1560 年代末に明朝は海禁政策を緩和し、華人海商が漳州湾の海澄港から東南アジア各地に渡航することを認めた。1571 年にはポルトガル人のマカオ―長崎貿易が開始され、広東・福建と九州を直結する貿易航路が確立した。同年、マニラ市がスペイン領フィリピンの首都として建設され、華人海商が毎年海澄からマニラに渡航するようになる。これによって台湾海峡を通過する中国・日本の商船が増加し、台湾西南沿海の北港が交易拠点として成長した。その一方、1560 年代末期に後倭寇が終息すると、華人武装海上勢力は福建・広東の沿岸部から台湾海峡、さらに南シナ海域へ活動を広げていった。

こうして福建・広東の境界地域は、華人や海外諸国の海商・海寇による海上貿易の中継地点となっていく。この地域は福建漳州府詔安県・広東潮州府饒平県の共管地であった南澳島（現広東省汕頭市南澳県）とその周辺の海域を中心とするが、南澳島北部の主要港湾に相対する詔安県梅嶺半島の南部も含まれ、東方では台湾海峡の澎湖諸島に相対し、南方では直接に南シナ海に通じている。16 世紀中期において、南澳島は東南アジアと中国東南沿海地域や九州・琉球などを結ぶ航路の要衝であるとともに、中国・日本・ポルトガル・東南アジアの海寇・海商の混在する海上勢力の活動拠点としても知られていた¹。万暦 3（1575）年には南澳島に軍鎮が設置され、さらに翌年には梅嶺半島の玄鐘遊が南澳遊と改称され、南澳島東部・南部の海防を担い、海防体制が強化された。

福建・広東交界地域における重要な密貿易拠点であった南澳島については、中国語圏・欧米・韓国において、16～19 世紀における倭寇・海寇の活動状況や、明清王朝による海防政策などに関して、一定の研究成果が発表されているが、日本の東アジア海域史研究においては、関連する研究成果は限られている。このため本章では、16 世紀中期～17 世紀前

¹ 徐明德「南澳島在明清中外関係史上的重要地位」（『杭州大学学报』1995 年 1 期）56 頁。馬楚堅「南澳之交通地位及其于明代海防線上轉變為走私寇攘跳板之發展」（杜経国・呉奎信主編『海上絲綢之路与潮汕文化』汕頭大学出版社、1998 年）126-147 頁。

期の南澳島における海上活動を考察するための基本的作業として、まず南澳島の東アジア海域史に関する研究動向を整理するとともに、従来の研究では利用されていない、安国賢『南澳遊小紀』の伝来・所蔵状況や、内容構成・史料的价值について紹介することにした。

第一節 南澳島と東アジア海上活動に関する研究史

(1) 16 世紀における南澳島の密貿易

従来、日本の後期倭寇研究においては、特に浙江省寧波近海の舟山群島における密貿易に関心が集まっていた。特に嘉靖 27 年の浙江巡撫朱纨による舟山群島の双嶼港攻撃や、嘉靖 36 (1557) 年の浙直総督胡宗憲による舟山本島での王直捕縛については、多くの研究が蓄積されている²。また福建南部、漳州湾の貿易港であった月港についても、嘉靖 40 (1561) 年の「月港二十四将の反乱」や、隆慶初年 (1567 年ごろ) における海澄県の設定と海禁緩和などについて研究が進められてきた³。

一方、福建・広東交界地域の主要密貿易拠点であった南澳島については、日本における東アジア海域史研究では専論が乏しく、後期倭寇研究に関連して、若干の研究で論及されるに止まる。つとに戦前には、小葉田淳が『日本一鑑』における南澳島の海寇・倭寇に関する記事により、「広東海上海商接済の根拠は南澳島で、日本商人も往市し、海寇の巢窟となった⁴」ことを指摘し、王直一党と結託した徽州海寇の洪迪珍や、潮州海寇の許朝光の

² 片山誠二郎「嘉靖海寇反乱の一考察——王直一党の反抗を中心に」(『東洋史学論集』第 4、不昧堂書店、1955 年) 401-434 頁。山崎岳「舶主王直功罪考(前編)——『海寇議』とその周辺」(『東方学報』第 85 冊、2010 年) 443-477。同「舶主王直功罪考(後篇)——胡宗憲の日本招諭を中心に」(『東方学報』第 90 冊、2015 年) 91-143 頁。李献璋「嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(上)——かねてポルトガル人の寧波居留地を論ずる」(『史学』第 34 巻 2 号、1961 年) 45-82 頁。同「嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)——海禁下に自由を求める一私商の生涯」(『史学』第 34 巻 2 号、1961 年) 163-203 頁。中島楽章「海商と海賊のあいだ——徽州海商と後期倭寇」(東洋文庫編『東インド会社とアジアの海賊』勉誠出版、2015 年) 138-178 頁。

³ 片山誠二郎「月港「二十四将」の反乱」(『明代史論叢 清水博士追悼記念』大安、1962 年) 389-419 頁。佐久間重男『日明関係史の研究』(吉川弘文館、1992 年) 第 2 編第 3 章「中国嶺南海域の海寇と月港二十四将の反乱」295-321 頁。

⁴ 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書院、1941 年) 475 頁。

活動を中心に検討を加えた⁵。登丸福寿・茂木秀一郎は 1560 年代の呉平・林道乾・林鳳などの海寇による南澳島における活動について紹介している⁶。また戦後には、佐久間重男が嘉靖 36 年の王直捕縛後に激化した嶺南海域の海寇・倭寇に関連して、洪廸珍・許朝光のほか、謝老・林国頭・呉平・曾一本などの海寇の南澳島における活動を検討した⁷。また太田弘毅は、南澳島が王直一党による軍事品の密貿易拠点となり、日本人もそれに深く関与していたことを指摘しており⁸、最近では伊川健二が、中国沿岸の島嶼部における密貿易拠点として、南澳島についても簡略に言及している⁹。

一方、中国語圏や欧米・韓国では、16～19 世紀の南澳島における倭寇・海寇の活動や、明清王朝の海防政策などに関して多くの研究が発表されており、特に 16 世紀後期における華人海寇の反乱や南澳軍鎮の設立などについて検討が進められている。16 世紀中期の南澳島における密貿易や海賊に関しては、つとに 1956 年に傅衣凌が論及しており¹⁰、1980 年代以降は、陳自強・李金明・林仁川・馬楚堅・聶德寧・徐明德などが、16～19 世紀の南澳島が東アジア海上貿易の重要拠点であったことを論じた¹¹。また湯開建・陳文源は明代南澳島における華人・日本人・ポルトガル人・東南アジア人の密貿易や海賊活動と、それに

⁵ 小葉田淳『史説日本と南支那』（野田書房、1942 年）所収「歴史上より観たる我が国と潮汕地方との交渉」136-140 頁。

⁶ 登丸福寿・茂木秀一郎『倭寇研究』（中央公論社、1942 年）53-54 頁、192 頁、194 頁。

⁷ 佐久間前掲『日明関係史の研究』第 2 編・第 4 章「中国嶺南海域の海寇と月港二十四将の反乱」300-309 頁。

⁸ 太田弘毅『倭寇——商業・軍事史的研究』（春風社、2002 年）第 3 部「倭寇による密貿易と日本刀」217-224 頁、第 4 部「倭寇による密貿易と火器用軍需物資」403-417 頁。

⁹ 伊川健二「16 世紀前半における中国島嶼部交易の不安と安定」（鈴木英明編『東アジア海域から眺望する世界史——ネットワークと海域』明石書店、2019 年）211-213 頁。

¹⁰ 傅衣凌『明清時代商人及商業資本』（人民出版社、1956 年）第 4 章「明代福建海商」107-160 頁。

¹¹ 陳自強『漳州古代海外交通与海洋文化』（福建人民出版社、2014 年、初出 1998 年）所収「論明代以南澳島為中心的漳潮海外貿易区」53-63 頁。李金明「試論明代海外貿易港的興衰」（前掲『海上絲綢之路与潮汕文化』）368-369 頁。林仁川「明清時期南澳港の海上貿易」（『海交史研究』1997 年 1 期）10-18 頁。馬前掲「南澳之交通地位及其于明代海防線上轉變為走私寇攘跳板之發展」126-147 頁。聶德寧「明清時期南澳港的民間海外貿易」（『潮学研究』3 輯、汕頭大学出版社、1995 年）34-47 頁。徐前掲「南澳島在明清中外關係史上的重要地位」56 頁。

対する明朝の海防対策について、漢籍史料を網羅的に収集・紹介した¹²。最近では、銭江・鄭有国や元廷植が、朱紉の双嶼港攻撃以降、福建の密貿易者が南澳島に拠点を移して密貿易を拡大したことを指摘している¹³。

嘉靖 36・37 (1558) 年の胡宗憲による王直捕縛と舟山群島の掃討作戦を契機として、舟山群島の倭寇勢力のなかには、福建・広東境界地域に南下して南澳島を拠点とするものも多かった。この問題に関連して、陳懋恒・林仁川・毛麗は嘉靖後期～万暦初年 (1550～80 年代) の華南沿海における海寇勢力の動向を全体的に検討し、徐海の一党であった林国憲 (国顕)・徐銓 (碧溪) や、王直の一党であった許朝光・洪沢珍 (迪珍) らが、1550 年代後半から南澳島で活動していたことを指摘している¹⁴。また陳春声は、従来未紹介であった地方文献の万暦『東里志』も活用して、南澳島における海防体制の沿革や、密貿易の実態と社会的背景についても検討を加えた¹⁵。

なお 2007 年には、南澳島東南部の海湾で一隻の万暦年間の沈没船が発見された¹⁶。この沈没船「南澳 I 号」の研討会を契機として、明代南澳島の海上貿易への関心が高まり、考

¹² 湯開建・陳文源「明代南澳史事初探」(前掲『潮学研究』3 輯) 48-65 頁。

¹³ James K. Chin, "Merchants, Smugglers, and Pirates: Multinational Clandestine Trade on the South China Coast, 1520-50," Robert J. Antony ed., *Elusive Pirates, Pervasive Smugglers: Violence and Clandestine Trade in the Greater China Seas*, Hong Kong University Press, 2010, p.46. 鄭有国「閩人通蕃与「准販東西二洋」」(『閩商文化研究』2014 年 1 期) 38-41 頁。元廷植「明清時代 福建의 商人과 国家權力」[明清時代福建の商人と国家權力](『명청사연구』[明清史研究]第 13 輯、2000 年) 48 頁。

¹⁴ 陳懋恒『明代倭寇考略』(人民出版社、1957 年) 129-142 頁。林仁川『明末清初私人海上貿易』(華東師範大学出版社、1987 年) 第 3 章「私人海上貿易集團的形成」85-111 頁。毛麗「明中葉的海商、海盜集團与漳州的對外貿易」(『福建史志』2008 年 3 期) 34-36 頁。

¹⁵ 陳春声「明代前期潮州海防及其歷史影響(下)」(『中山大学學報』2007 年 3 期) 50 頁。同「明代における潮州の海防と沿海地域の社会——泉・漳・潮州における海上勢力の構造およびその影響」(『大阪市立大学東洋史論叢』別冊特集号、2007 年) 103-127 頁。

¹⁶ 南澳 I 号沈没船の発掘経緯やその遺物について、孫健「広東「南澳 I 号」沈船与東南地区海外貿易」(呉春明主編『海洋遺産与考古』科学出版社、2012 年) 155-170 頁を参照。孫健によれば、南澳 I 号沈没船は 2007 年 5 月の下旬に現南澳島(広東省汕頭市南澳県)の東南において発見され、船舶の構造や遺物である漳州窯陶磁器の製造技術から見て、福建漳州港から出発した万暦年間(16 世紀末期～17 世紀初期)の商船であったと考えられるという。

古学的な研究の進展と並行して、文献史学の立場からも、関連する諸研究が発表されている。陳春声は明代華南地域社会史の視点から、16 世紀の南澳島における密貿易活動の社会的背景や、それに関与した人々の実態について詳しい分析を加えた¹⁷。一方、崔勇「「南澳 1 号」沈船与明代外銷瓷」によれば、「南澳 1 号」では、特に福建南部の漳州窯磁器が多数発見され、景德鎮磁器がそれに次ぐ。同様の漳州窯磁器は、日本やエジプトの遺跡や、フィリピンや西アフリカの沈没船からも多数発見されており、漳州で海外市場向けに生産され、漳州湾の海澄（月港）から輸出される途中、南澳島近海で沈没したと考えられるという¹⁸。また呉春明は南澳 I 号に載せられていた貿易陶磁器はヨーロッパへ輸出したものであったと推定し、南澳 I 号による海外貿易の背景として、16 世紀では華人海商・海寇は、マカオ・マラッカ・長崎・南澳・漳州月港においてポルトガル人・スペイン人と密貿易を行っていたと論じる¹⁹。さらに丁見祥は 15 世紀中葉～18 世紀末期にかけての、南澳島密貿易に関する漢籍史料の記事を一覧表として紹介している²⁰。

また序章でも紹介したように、最近刊行された、明末の海防図『全海図注』に関する論文集では、湯開建・周孝雷が『全海図注』の「広東沿海図」の部分に描かれた南澳島における海寇拠点に注目し、嘉靖末期～万暦初期の潮州海寇による南澳島での活動に検討を加えた²¹。また葉農は金国平とローデリッヒ・プタックの研究に基づき、フェルナン・メンデス・ピント『東洋遍歴記』（Fernão Mendes Pinto）や鄭若曾『籌海図編』における南澳島関連記事や、17 世紀の針路書『順風相送』に記される南澳島に関わる航路情報を紹介している²²。

このほかにポルトガル・明朝関係史に関連して、南澳島に論及した研究も少なくない。

¹⁷ 陳春声「閩粵交界——以南澳為中心看明代海上活動」（『「南澳 I 号与海上陶瓷之路」學術研討會論文選』天馬出版有限公司、2013 年）178-192 頁。

¹⁸ 崔勇「「南澳 1 号」沈船与明代外銷瓷」（香港海事博物館編『明代海洋貿易、航海術和 underwater 考古研究新進展』香港中華書局、2015 年）206-214 頁。

¹⁹ Chunming Wu, “Portuguese and Spanish in Southeast China During 16th-17th Century: A Perspective of Maritime Ethno-Archaeology,” Chunming Wu ed., *Early Navigation in the Asia-Pacific Region: A Maritime Archaeological Perspective*, Springer, 2016, pp.211-213.

²⁰ 丁見祥「「南澳 I 号」——位置・内涵与時代」（『博物院』2018 年 2 期）40-41 頁。

²¹ 湯開建・周孝雷「明宋応昌『全海図注・広東沿海図』研究」（金国平・楊汎凌編『「全海図注」研究』澳門基金会、2021 年）168-174 頁。

²² 葉農「從『全海図注』看 16 世紀海外貿易与広東海防——珠江口及以東部分地区探究」（金・楊編前掲『「全海図注」研究』）290-298 頁。

張増信は 1550 年代のポルトガル航海地図に現れる Lamao/Lamo を南澳島に比定し、当時の南澳島はポルトガル人の中国沿海地域における重要な貿易拠点だったと推定した²³。一方、金国平はピント『東洋遍歴記』に現れる南澳島関係記事を翻訳し²⁴、その他のヨーロッパ史料や漢籍史料も併用して、Lamao の語源やポルトガル人の南澳島における寄港地などについて検討を加えた²⁵。

最近では廖大珂やローデリッヒ・プタックが、南澳島に関する漢籍・ヨーロッパ史料を総合的に整理・紹介し、ポルトガル人の南澳島海域における航海活動について詳しく論じている。廖大珂はポルトガル人の航海誌とヨーロッパの航海図・地図史料を総合的に利用し、16 世紀においてポルトガル人が最初に南澳島を航行した経緯や彼らの南澳島渡航の動機について検討を加えている²⁶。またプタックは嘉靖『潮州府志』や乾隆『南澳志』の記事のほか、16 世紀のポルトガル語史料、メンデス・ピント『東洋遍歴記』を紹介する。『東洋遍歴記』では史実とフィクションが混在するが、ポルトガル人が南澳島に寄港して水や食糧を補給し、あるいは華人海寇や密貿易者と接触していたことを示す描写が残されている。ただしポルトガル人のマカオ定住以降は、南澳島の寄港地としての重要性は低下し、マカオから日本に向かう際の航路標識や避難港となっていたという²⁷。

（2）16 世紀後期～17 世紀前期、南澳島の海防と海上活動

万暦 3 年には南澳島に軍鎮が設置され、さらに翌年には梅嶺半島の玄鐘遊が南澳遊と改

²³ 張増信『明季東南中国の海上活動（上）』（私立東呉大学、1988 年）第 2 編「第 2 章 16 世紀前期葡萄牙人在中国沿海的貿易拠点」269-344 頁。

²⁴ 金国平「16 世紀中葡初交——澳門曙光・南澳（Lamao）」（『西方澳門史料選萃（15-16 世紀）』所収、広東人民出版社、2005 年）45-49 頁。

²⁵ 金国平「南澳三考」（『西力東漸——中葡早期接触追昔』所収、澳門基金会、2000 年）74-82 頁。

²⁶ 廖大珂「16～19 世紀初西方文献中的南澳」（『国家航海』6 輯、上海古籍出版社、2014 年）44-73 頁。

²⁷ 胡宝柱・肖文帥・普塔克「明永樂至隆慶南澳の海上活動——附早期葡文資料中の南澳島」（『海交史研究』2014 年 1 期）73-94 頁。Roderich, Ptak, “Some Notes on Nan’ao Island in Portuguese Sources of the Sixteenth Century,” Jiarong Chen and Jinrong Feng, eds., *New Research into the Maritime Trades, Seafaring and Underwater Archaeology of the Ming Dynasty: Hong Kong Maritime Museum International Symposium Proceedings*, Hong Kong: Chung Hwa Book Company (Hong Kong) Limited Press, 2015, pp.266-288.

称され、南澳島東部・南部の海防を担い、海防体制が強化された。その後の福建・広東境域における海上勢力の活動については、中国語圏や日本・欧米・韓国において、主に嘉靖末年～万暦初年（1561-75 年ごろ）と万暦末年～崇禎末年（1618-33 年ごろ）の南澳島における華人海寇頭目の反乱や、明朝当局の軍事的対応について、詳しい検討が加えられている。陳春声・鄭樑生・張増信や李和承・崔ナギン・尹誠翊などは、南澳島における漳州・潮州海寇の叛乱に注目し、16 世紀後期～17 世紀初期における呉平・曾一本・林道乾・林鳳・袁進・李忠などの海寇の南澳島における活動に検討を加えた²⁸。また呉振強・吳奎信・王潞・湯開建などは、潮州府の海防体制に注目し、南澳軍鎮が設置された経緯や南澳軍鎮に駐在する南澳副総兵（＝漳潮副総兵）について検討を行った²⁹。

しかし万暦 24～天啓 2（1596～1622）年には、南澳遊の兵船・兵員が削減され、福建・広東境域の海防体制は弱体化していった³⁰。またこの時期には、オランダ東インド会社が

²⁸ 陳春声「16 世紀閩粵交界地域海上活動人群的特質——以吳平的研究為中心」（『海洋史研究』1 輯、社会科学文献出版社、2010 年）129-152 頁。鄭樑生『明・日関係史の研究』（雄山閣、1985 年）第 4 章「明代の倭寇」246 頁、415 頁、419-420 頁、422 頁、430 頁、438 頁。張増信『明季東南中国の海上活動（上編）』（私立東呉大学中国學術著作奨助委員会、1988 年）第 1 編・第 1 章「隆慶、万暦的海寇活動」60-61 頁、66 頁、71-73 頁、80 頁、101 頁、第 2 章「天啓、崇禎的海寇活動」122 頁、161 頁。李和承「明清時期 商業의 發展과 商人勢力의 成長」[明清時期商業の發展と商人勢力の成長]（『동양사학회 학술대회 발표 논문집』[東洋史学会學術大会發表論文集]、2004 年）55-56 頁。최낙민「明의 海禁政策과 泉州人의 해상활동——嘉靖年間以後 海寇活動을 중심으로」[明の海禁政策と泉州人の海上活動——嘉靖年間以後の海寇活動を中心に]（부산경남사학회[釜山慶南史学会]『역사와 경계』[歴史と經濟]第 78 輯、2011 年）124-125 頁。尹誠翊『명대왜구의 연구』[明代倭寇の研究]（경인문화사[景仁文化社]、2007 年）176 頁。

²⁹ Ng Chin-keong (吳振強), *Boundaries and Beyond: China's Maritime Southeast in Late Imperial*, Vol.II “The Offshore Islands: Expansion and Evolution of the Haifang Concept-Nan'ao,” Times NUS Press, 2017, pp.78-80. 吳奎信「南澳設總兵置鎮前後的海交与海防」（杜經国・吳奎信主編『海上絲綢之路与潮汕文化』汕頭大学出版社、1998 年）180-188 頁。王潞「論 16～18 世紀南澳島的王朝經略与行政建置演變」（『広東社会科学』2018 年 1 期）133-143 頁。湯開建「明代南澳副總兵考」（『潮学研究』4 輯、汕頭大学出版社、1995 年）89-99 頁。湯開建「明代潮州海防考述」（『潮学研究』7 輯、花城出版社、1999 年）67-93 頁。

³⁰ 張前掲『明季東南中国の海上活動（上編）』第 2 章「天啓・崇禎的海寇活動」131 頁、湯前掲「明代潮州海防考述」179 頁、聶德寧「明清時期南澳港的民間海外貿易」（前掲『潮

東アジア海域にも進出を開始している。17 世紀前半におけるオランダ人の南澳島海域来航については、聶德寧や湯開建が、明代檔案や乾隆『南澳志』により、オランダ人や華人海寇の南澳島海域における軍事活動について略述している。聶德寧は、崇禎 6（1633）年に海寇劉香がオランダ人と手を組んで南澳島を攻撃した事件を論じ、南澳島は 16 世紀後期以降も華人海上勢力の密貿易拠点であったと推論する³¹。一方、湯開建は乾隆『南澳志』の記事により、天啓 2 年にオランダ艦隊は武力で南澳島に貿易拠点を設置することを図ったと推測しているが、具体的な論拠は示していない³²。

また廖大珂は英語圏におけるオランダの台湾殖民史とポルトガル・オランダ関係史の研究成果を踏まえて、オランダ東インド会社の檔案史料・総督日記、またヨーロッパの航海図・地図史料などを総合的に利用し、17 世紀前期におけるオランダ人の南澳島への来航状況を論じて、南澳島はオランダによる台湾—日本—東南アジア三角貿易航路上の重要な中継港であったと推定している³³。なお廖大珂も湯開建と同様に、天啓 2 年にオランダ艦隊は武力で南澳島に貿易拠点を設置することを図ったと推定する³⁴。

なお現在の南澳島では、北宋末から民国にいたる摩崖石刻や石碑・墓碑も多く残されている。最近では考古学者の高健斌がそれらの総合的な調査を行い、『南澳石刻調査』を出版した³⁵。その中には万暦・天啓年間（1573～1627）の南澳副総兵于嵩・陳璘・黎国炳によって建てられた「南澳鎮城漢壽亭侯祠記」・「南澳山種樹記」・「獵嶼銃城記」など、明代南澳島の歴史・地理や 16 世紀後期～17 世紀前期における南澳島の海防と華人海寇・オランダ人による活動の状況を示す碑文も収録されている³⁶。本論文では南澳島に関する文献史料とともに、これらの石刻・碑文資料も活用して検討を進めたい。

（3）『東里志』と『南澳遊小紀』

南澳島の海上活動に関する研究は、主として鄭舜功『日本一鑑』や鄭若曾『籌海図編』

学研究』3 輯）43 頁を参照。

³¹ 聶前掲「明清時期南澳港的民間海外貿易」42-45 頁。

³² 湯・陳前掲「明代南澳史事初探」52 頁。

³³ 廖前掲「16～19 世紀初西方文献中的南澳」62-63 頁、65 頁。

³⁴ 廖前掲「16～19 世紀初西方文献中的南澳」62 頁。オランダ人の南澳島通商要請については、冷東『東南亜海外潮人研究』（中国華僑出版社、1999 年）第 3 章「東南亜海外潮人的流動及其特点」79-80 頁でも、簡略に論及している。

³⁵ 高健斌・彭亮『南澳石刻調査』（福建教育出版社、2018 年）。

³⁶ 高・彭前掲『南澳石刻調査』113-156 頁、162-167 頁。

などの同時代の倭寇研究書と、乾隆年間の『潮州府志』や『南澳志』などの地方志を主史料として進められてきた。しかしこのほかに、明代後半期の南澳島周辺海域について詳しい記事を提供する、二つの同時代的な地方文献が存在する。それが『東里志』と『南澳遊小紀』である。

明代後期の南澳島は潮州府饒平県と漳州府詔安県に両属していたが、『東里志』はその北方対岸に位置する、饒平県東南部の東里地域の郷誌である。「東里」地域は「東界」とも呼ばれ、南澳島の対岸にある饒平県東南沿海部の、大城千戸所を中心とする柘林半島一帯を指していた³⁷。南澳島は東里地域から 30 里（約 17km）ほどの南方近海に位置しており、東里地域南部の柘林澳とは渡船で結ばれ、関係が密接であった³⁸。『東里志』は万暦年間に饒平県出身の進士であった陳天資により編纂され、その後は抄本のみで伝わっていたが、1990 年に饒平県地方史編纂委員会の王琳乾が両種の民国抄本を整理・校勘した活字本を刊行し、容易に利用できるようになった³⁹。

万暦『東里志』は、東里地域や南澳島に関する記事も多く含んでおり、16 世紀中期の南澳島海域における密貿易や海寇の活動に関する記事も少なくない。最近では『東里志』は地元研究者による「潮州学」研究の重要史料となり、また前述のように、陳春声も潮州地域社会史・海上交流史の史料として『東里志』を活用している。ただし『東里志』所載の嘉靖年間（1522-66）の海寇・倭寇や海上貿易に関する史料は、なお十分には利用されていない。また日本の研究では、従来『東里志』は利用されていないようである。

南澳島に関わるもう一つの同時代的な地方文献が、『南澳遊小紀』（12 巻）である。南澳島に関する最初の地誌は、南澳軍鎮が設置された 6 年後の万暦 9（1581）年に、南澳島に駐屯する協守漳泉副総兵であった于嵩が編纂した『南澳志』（2 巻）である⁴⁰。ついで万暦 29（1601）年には、やはり副総兵であった黄崗が『南澳鎮志』（10 巻）を刊行した⁴¹。さらに天啓 4（1624）年には、南澳遊把総であった安国賢が『南澳遊小紀』（12 巻）を著したの

³⁷ 万暦『東里志』（饒平県・汕頭市地方志編纂委員会辦公室、1990 年）巻 1、疆域志、界至、17 頁。同書、村落、42 頁。陳前掲「嘉靖「倭乱」与潮州地方文献編修之關係」66 頁参照。

³⁸ 万暦『東里志』巻 1、疆域志、澳嶼、29 頁。同書、津渡、45 頁。陳前掲「閩粵交界——以南澳為中心看明代海上活動」182 頁参照。

³⁹ 陳春声「嘉靖「倭乱」与潮州地方文献編修之關係——以『東里志』的研究為中心」（『潮学研究』5 輯、汕頭大学出版社、1996 年）65-86 頁参照。

⁴⁰ 郭子章『潮中雜紀』（香港潮州商会、1993 年）巻 7、芸文志上、200 頁。

⁴¹ 民国『南澳県志』（出版者不明、2007 年）巻 21、芸文上、313 頁。

である。ただし従来中国では、『南澳鎮志』と『南澳遊小紀』は書名が伝わるのみで、すでに散佚したとみなされていた⁴²。しかし筆者は、国立国会図書館に、安国賢輯『南澳遊小紀』の天啓 5（1625）年序刊本が所蔵されていることを確認した。同書には他の史料には見られない、明代中後期の南澳島に関する地理・海防情報が多く残されており、16 世紀中期～17 世紀初期の南澳島における海上貿易の実態を示す、重要な新史料といえることができる。

第二節 安国賢『南澳遊小紀』について

（1）安国賢と『南澳遊小紀』の編輯

国立国会図書館所蔵『南澳遊小紀』の巻首には「福州安国賢蓋卿輯、長泰戴燦亨融、侯官曹学佺能始閱」という表記があり、福州人安国賢が『南澳遊小紀』を編輯し、漳州府長泰県の戴燦と福州府侯官の曹学佺がその内容を閲覧したことを示している（付図 4-I 参照）。編者の安国賢の経歴や著述に関する記載は、明清時代の文集・地方志などに散見するが、近年では高健斌・彭亮が南澳島の石刻史料に関する専著において、天啓 3（1623）年の「獬嶼銃城碑記」をめぐって、獬嶼銃城の建設に関与した安国賢の関連史料をまとめて紹介している⁴³。それによれば、安国賢は福州府閩県の人、字は蓋卿⁴⁴。万暦中期に福州左衛指揮使を世襲し⁴⁵、天啓年間（1621-27）には南澳遊把総の任にあった⁴⁶。崇禎 8（1635）年に、海寇劉香への掃討作戦に参加して戦功を立て⁴⁷、その後浙江定海の参将に昇任した⁴⁸。

⁴² 『南澳県志』（中華書局、2000 年）附録、「歴代修志記略」812 頁。前掲馬「南澳之交通地位及其于明代海防線上轉變為走私寇攘跳板之發展」126 頁。

⁴³ 獬嶼銃城は天啓 3 年にオランダ人による侵攻を防ぐために建てられた海防施設である。詳しくは本論文第 6 章第 1 節で論じる。

⁴⁴ 福建省地方志編纂委員会整理・王忞山纂『閩都記（新校注本）』（方志出版社、2002 年）巻 8、郡城東北隅、注 33、68 頁。高・彭前掲『南澳石刻調査』166 頁。

⁴⁵ 乾隆『福建通志』（『景印文淵閣四庫全書』529 冊、台湾商務印書館、1983 年）巻 51、文苑、福州府、明、721 頁。高・彭前掲『南澳石刻調査』165 頁。

⁴⁶ 黎国炳「獬嶼銃城碑記」。高・彭前掲『南澳石刻調査』164 頁。

⁴⁷ 国立中央研究院歴史語言研究所編『明清史料 乙編』7（商務印書館、1936 年）、「海寇劉香殘稿一」、691-692 頁、695 頁、697-698 頁、700 頁。高・彭前掲『南澳石刻調査』165 頁。

⁴⁸ 民国『連江県志』巻 12、職官、明、参将（『中国地方志集成 福建府県志輯』15、上海

また安国賢は声楽・詩文に長じており⁴⁹、曹学佺・謝肇淛等とともに「閩中七子」と称された⁵⁰。著書には『南澳小紀』12巻、『南日寨紀』10巻（散佚）、『守城事宜』1巻（福建省図書館所蔵）があるという⁵¹。

安国賢が南澳遊に着任する前後の履歴については、『南澳遊小紀』に次のような具体的な記述がある。

安国賢、字蓋卿、号震沢。福州左衛指揮使、軍門正中軍。天啓二年十一月内署、本年十二月内任、六年四月内升都司僉書⁵²。

すなわち安国賢の号は震沢、嘗て福州左衛指揮使として「軍門正中軍」の任にあった⁵³。ついで天啓2年12月から天啓6（1626）年4月にかけて南澳遊の把総を兼任し、天啓6年4月に福建都指揮僉事に昇任したという。要するに、安国賢は福州衛の世襲武官の出身で、正中軍（標兵營の将領か）となり、南澳島に遊兵把総として着任する前から、福建沿海地域の海防問題を熟知していたと推定される。

「遊」とは明代の沿海地域や島嶼部の巡邏を担当する遊兵と、その指揮官である把総の駐屯地である。南澳遊の前身は、洪武20（1387）年に福建省の漳州府詔安県に属する梅嶺半島東岸に設置された玄鐘遊である。万暦4（1576）年にいたり、玄鐘遊は南澳遊と改称され、広東省の潮州府饒平県に属する南澳島東部・南部の海防も担当することになった⁵⁴。『南澳遊小紀』の自叙によれば、安国賢は南澳遊の管轄範囲である、詔安県の梅嶺半島と

書店出版社、2000年）114頁。高・彭前掲『南澳石刻調査』165頁。

⁴⁹ 乾隆『福建通志』巻51、文苑、福州府、明、721頁。同上、167頁。

⁵⁰ 鄭傑等輯録『全閩詩録』（福建人民出版社、2011年）鄧原岳、1265頁。同上、167頁。

⁵¹ 『明史』（中華書局、1974年）巻97、志第七十三、芸文2、史類10、地理類、2416頁。同上、167頁。また陳梅湖主纂・陳端度協纂『粵閩南澳職官志』（出版者不明、2011年）武志2、明南澳欽依把総、438頁にも関連する記事がある。

⁵² 安国賢『南澳遊小紀』上、歴官紀第五、3頁。

⁵³ 現段階で「軍門正中軍」に関する記載を他の史料では確認できず、その具体的な職務が不明である。ただし「軍門」とは総督・巡撫を指し、「中軍」とは福建巡撫が直轄する標兵營のことを指している（肖立軍『明代省鎮營兵制与地方秩序』天津古籍出版社、2010年、37頁）。おそらく「軍門正中軍」とは、福建巡撫が直轄する標兵營の将領である中軍官を指すのではないだろうか。

⁵⁴ 安国賢『南澳遊小紀』上、遊紀第二、1-2頁。「寨遊之設、古未有也。国朝洪武二十年、為閩海防倭、……置遊三、曰海壇、曰浯銅、曰懸鐘。……万暦四年、巡撫劉堯誨建議改懸鐘遊為南澳遊、……澳之東南属遊哨守、澳之西北属広柘林寨哨守」。

饒平県の南澳島東部・南部に関する地理・海防情報を中心に、『南澳遊小紀』を編纂したのである⁵⁵。

また『南澳遊小紀』巻首の「長泰戴燦亨融、候官曹学佺能始閱」という題記から見て、安国賢は書稿の完成後、戴燦と曹学佺に校閲を求めたことがわかる。戴燦（1563～1627）の字は亨融、号は今梁・利溥、漳州府長泰県の人。万暦 14（1586）年に進士となり、山東按察副使、江西按察副使・四川按察使などを歴任した⁵⁶。また曹学佺（1574～1646）は、字は能始、号は雁沢・石倉居士・西峰居士、福州府侯官県の人。万暦 23（1595）年の進士で、四川按察使・礼部尚書などを歴任した⁵⁷。

一方、このうち曹学佺は安国賢らとともに「閩中七子」と称されており、おそらく彼らは詩文の交流とともに、福建の海防問題をめぐる情報や意見の交換も行っていた可能性がある。曹学佺の「閩中通志雜論」には、万暦年間と天啓前期（1573～1623 年）の福建沿海における海防措置や倭寇の活動、またオランダ人の厦門湾・澎湖列島来航について詳細な記事が残されており、南澳島に関連する記述も含まれている⁵⁸。安国賢は『南澳遊小紀』を編輯するに際して、曹学佺のような海防問題にも通じた福建の文人官僚に校閲を依頼したのである。

（2）国立国会図書館所蔵『南澳遊小紀』

ここでは国立国会図書館（以下、国会図書館と略す）所蔵の『南澳遊小紀』の来歴や書誌について検討する⁵⁹。国会図書館の蔵書目録では、その来歴について特に説明はない。ただし同書の蔵書印・蔵書票などには、いくつかの手がかりが残されている。まず第 12 卷「文紀」の巻首には「閩中徐惟起蔵書印」という朱印があり（付図 4-II 参照）、もともと福建の徐惟起の蔵書であったことがわかる。徐惟起（徐興公、隆慶 4～崇禎 15 [1570～1642] 年）の名は焞、号は鰲峰居士・筠雪道人・石農、福州府閩県の人、明朝末期の有名

⁵⁵ 安国賢『南澳遊小紀』上、「南澳遊小紀自叙」、2 頁。「非封守之地不紀」。

⁵⁶ 劉濤「明代東南文壇名家戴燦年譜」（『閩台文化研究』2018 年 1 期）93-107 頁。

⁵⁷ 方宝川「曹学佺与『石倉全集』」（何少川主編『閩人要籍評鑑（下）』海峡文芸出版社、2016 年）345 頁参照。

⁵⁸ 曹学佺『曹大理集 21 冊 湘西紀行』（内閣文庫所蔵明刊本）下巻、附録、「閩中通志雜論」。

⁵⁹ 筆者は 2019 年末に国立国会図書館所蔵『南澳遊小紀』の複写版を入手したが、翌 2020 年初以降のコロナ禍の影響で原本調査を行うことはできなかった。以下の記述はすべて同書の複写版に基づいている。

な詩人・蔵書家として知られる⁶⁰。彼の邸宅には紅雨楼・宛羽楼（宛雨楼）・汗竹巢・緑玉斎などの蔵書楼を擁し、そのうち『徐氏紅雨楼書目』巻 2、史部旁史類・方輿の項には、「『南澳遊小紀』十三卷安国賢」と著録されている⁶¹。したがって国会図書館所蔵の『南澳遊小紀』は、もともと徐惟起の蔵書楼である紅雨楼に収蔵されていたことが判明する。

徐惟起は安国賢・曹学佺と同様に、上述した明末の「閩中七子」の一人であった⁶²。彼はとくに曹学佺と親交があり、二人はともに明代末期、福建中部地域における「興公詩派」の代表的な詩人として知られる⁶³。恐らく紅雨楼所蔵の『南澳遊小紀』は、こうした交友関係を通じて、編者の安国賢もしくは校閲者の曹学佺を通じて徐惟起の手に帰したのであろう。なお徐惟起は崇禎 15 年 12 月 16 日に死去したが、その蔵書は明末清初の戦乱を免れ、散逸することはなかったという⁶⁴。

さらに国会図書館蔵『南澳遊小紀』の第 1 冊（巻 11 まで）と第 2 冊（巻 12）の表紙右上には、「卅五～四 共二本」と墨書され、同頁の上中部には「東京図書館」と題する紙箋が添付され、「漢書門／地理類／一七函／二架／一六八号／二冊」と記されている（付図 4-III 参照、数字は墨書、他は活字）。また第 1 冊巻首の「叙南澳遊紀」の冒頭には、「東京書籍館」の円形朱印と、「明治九年文部省交付」という縦長の方形朱印が押されている（付図 4-IV 参照）。この「東京書籍館」の円形朱印は、『国立国会図書館三十年史』に掲載される、東京書籍館の蔵書印と一致している（付図 4-V 参照）。

⁶⁰ 市原亨吉「徐焞年譜稿略」（入矢教授小川教授退休記念会編集『入矢教授小川教授退休記念中国文学語学論集』筑摩書房、1974 年）635-651 頁。方雲「群玉為山非是宝、千箱充棟始称奇——記明代徐焞的蔵書楼及其蔵書」（『中国典籍与文化』1998 年 3 期）27-30 頁。馬泰来「明季蔵書家徐焞叢考」（『文献』2010 年 4 期）135-143 頁。袁静「明代蔵書家徐焞古籍保護与修復活動研究——以『紅雨楼題跋』為中心」（『図書館研究与写作』2020 年 5 期）92 頁。

⁶¹ 徐焞『徐氏紅雨楼書目』（古典文学出版社、1957 年）巻 2、史部、旁史類、方輿、分省、280 頁。

⁶² 閩侯県地方志編纂委員会編『閩侯県志』（方志出版社、2001 年）巻 40、人物、1042 頁。

⁶³ 徐焞『徐氏家蔵書目』（馬泰来整理『新輯紅雨題記 徐氏家蔵書目』上海古籍出版社、2014 年）刘燕庭「徐焞小伝」205 頁。「万曆間、与曹学佺相友善、主閩中詩壇」。袁前掲「明代蔵書家徐焞古籍保護与修復活動研究」92 頁参照。また徐惟起の蔵書楼の一つだった宛羽楼（宛雨楼）は、曹学佺による出資で建てられたという。方前掲「群玉為山非是宝、千箱充棟始称奇」27-29 頁参照。

⁶⁴ 馬前掲「明季蔵書家徐焞叢考」136 頁。

国立国会図書館史によれば、現在の国会図書館の一つの大きな源流に、帝国図書館の系統がある。すなわち明治 5（1872）年の「書籍館」に端を発し、東京書籍館（明治 8、1875 年）～東京府書籍館（明治 10、1877 年）～東京図書館（明治 13、1880 年）～帝国図書館（明治 30、1897 年）～国立図書館（昭和 22、1947 年）と継承、昭和 24（1949）年国立国会図書館統合に至った系統である。ただしこの系統のなかで、明治 5 年文部省創立の「書籍館」の蔵書は、明治 8 年の東京書籍館に継承されなかった。明治 8 年に再び文部省の所管となった書籍館は、名目上の復帰であったため、文部省から本省所蔵の一万余冊の交付を受け、それを基本蔵書に「東京書籍館」と改称のうえ開館の運びとなり、またそれらの書籍が現在国会図書館の蔵書面の源流となっているという⁶⁵。

館史の記述と本書の巻首に押された「明治九年文部省交付」の朱印からみて、本書は東京書籍館が開館した直前の明治 9（1876）年に、文部省から交付された本省蔵書の一部であることが判明する。表紙に貼付される「東京図書館」の紙箋上の図書情報は、東京図書館時期（明治 13～30 年）における本書の類別区分・資料番号・配架場所を示している。

このように、国会図書館所蔵の『南澳遊小紀』は、元々編纂者の安国賢或いは校閲に関与した曹学佺から明末の蔵書家徐惟起への贈呈品で、少なくとも 17 世紀中期頃までに徐氏の蔵書楼紅雨楼に保管されていた。その後、具体的な時期や経緯は不明だが、日本に渡来して、明治初年に文部省の収蔵に帰し、明治 9 年から東京書籍館に移転され、現在の国会図書館の蔵書となったのである。

なお国立国会図書館図書部編『国立国会図書館漢籍目録』では、『南澳遊小紀』を史部・地理類・遊記之属に分類し、次のような書誌情報を記している。

『南澳遊小紀』12 卷、明人安国賢輯、1625（天啓 5）年序刊、兩冊、25 センチ、線装⁶⁶。

国会図書館では、本書には天啓 5 年の序文があることから、刊年を同天啓 5 年と判断している。本書の巻頭には、福州府侯官県人邵捷春（万暦 47[1619]年進士）の「叙南澳遊紀」、張廷範（出身地、経歴不詳）の「南澳遊紀叙」、および安国賢による「南澳遊小紀自叙」という 3 篇の序文を掲げる。このうち張廷範序の文末には「乙丑菊月」即ち天啓 5 年 9 月（付図 4-VI 参照）、安国賢自序には「天啓甲子春日」即ち天啓 4 年春という紀年があ

⁶⁵ 国立国会図書館編『国立国会図書館三十年史 本編』（日本図書館協会、1979 年）序章「国立国会図書館史」14-15 頁。

⁶⁶ 国立国会図書館図書部編『国立国会図書館漢籍目録』（国立国会図書館、1987 年）247 頁。ただし前述のように、「遊」とは遊歴の意味ではなく、遊兵とその指揮官である把総の駐屯地を指し、『南澳遊小紀』を「遊記之属」に分類するのは不適切である。

る。その一方、『南澳遊小紀』における最新記事として、前述のように安国賢が天啓 6 年 4 月に福建都指揮僉事に昇任したという記録がある。したがって『南澳遊小紀』の刊行時期は、天啓 6 年 4 月以降だったことになる。おそらく安国賢が福建都指揮僉事に昇任するに際して、南澳遊把総在任中の知見と自らの治績を記録する目的で、同書を編輯・刊行したのではないかと考えられる。

（３）『南澳遊小紀』の内容構成と史料的价值

『南澳遊小紀』は、南澳島とその対岸地域に関する「山海図」と、全 12 巻の本文からなっており、毎巻の末尾に安国賢の按語を附している。ここでは、『南澳遊小紀』本文各巻の内容を概観し、その史料的价值を指摘することにしたい。『南澳遊小紀』の記載は、南澳島の地理環境・物産や、海防体制の建制・海寇の活動・海防官の事績とその著述、および軍規・武器・兵糧の状況にわたっている。なお、下表では各巻内容の概要を示した。

付表 4：『南澳遊小紀』（巻 1～12）内容概要

タイトル	内容
鎮紀第一	南澳軍鎮の所在地の地理的状況、軍鎮の建制と軍事力の配置を紹介する。
遊紀第二	洪武 20～万暦 4 年、福建沿海地域における軍事拠点（寨遊・軍鎮など）の設置やその沿革を記述する。
地紀第三	南澳島・詔安県南部梅嶺半島・銅山島南端にある港湾・渡し場・標識地物、及び同地域の近海にある山・島・礁の分布状況を説明し、各処での船舶の渡航・寄泊や海防配置の状況を詳記する。
建置紀第四	南澳島と梅嶺半島南部に建てられている海防施設（寨遊・墩台・銃城など）と遺跡・寺院・叢祠の歴史、またその修繕・建造の経過を記す。
歴官紀五	万暦 4～天啓 6 年における南澳遊の歴任の把総と署官を紹介する。
兵食紀第六	万暦～天啓前期（1573～1624）、南澳遊に配置された兵員・船具・武器の状況（定員数やその増減等）を詳記する。
戦具紀第七	
約束紀第八	南澳遊に駐在する水軍と陸軍の作戦法、安国賢の軍事的理念、海上寇掠の形態、海防警備期（汛期）での巡邏制度と巡邏ルートを記述する。
人紀第九	嘉靖年間から天啓 4 年までに、玄鐘所・南澳遊の軍官と来航した倭寇・海寇との海戦を記す。
物紀第十	南澳島の物産を記す。

寇紀第十一	嘉靖 37～41（1558-62）年間で南澳島に駐在していた倭寇による劫掠、嘉靖末年～万暦初年（1560-73 年ごろ）に南澳島を拠点とした華人海寇の活動履歴、万暦 29 年～天啓 4 年 7 月におけるオランダ人による福建・澎湖への進出を詳記する。
文紀第十二	嘉靖末期～天啓前期（1556～1624 年ごろ）、南澳遊に任職していた海防官僚や福建・広東の官員による詩文、安国賢の友人・幕僚による贈答詩文、安国賢の詩集である『玄海草』を収録する文集。

安国賢は「南澳遊小紀自叙」において、『南澳遊小紀』の編輯に際して「浮談者不紀。訛伝者不紀。已見『鎮志』者不紀。非軍旅之事不紀」と述べ、不確実な記事、万暦『南澳鎮志』所載の記事、軍事以外の記事は収録しないという方針を示している⁶⁷。一方、『南澳遊小紀』には、他の文献史料には見られない記事が非常に多く、その内容は従来の南澳島に関する研究で常用される乾隆『南澳志』にも、ほとんど反映されていない⁶⁸。なお道光『広東通志』では本書について、「『南澳小記』十二卷、明安国賢撰、未見」と記しており⁶⁹、19 世紀初頭までに本書は現地でも散佚していたことがわかる。

『南澳遊小紀』には、特に彼が福建沿海で海防に従事していた万暦・天啓年間の海防関係記事が豊富である。安国賢はその時期の南澳島海域における華人海寇・日本人（「倭」）・オランダ人（「夷」）の活動状況について、万暦 29 年オランダ人の中国初来航や、他の史料に見られない天啓 3 年のオランダ人による南澳島来航・上陸を中心に詳記するとともに、海寇・倭寇・紅夷の侵攻に備える海防措置の状況（兵員の配置・船具と武器の装備・海防施設の建設など）について詳しく記録・評論している。このように、『南澳遊小紀』は 17 世紀初期の東アジア海域史研究を進める上の貴重な一次資料となっている。

一方で『南澳遊小紀』では、海防と直接に関係しない海上貿易に関する記事は希少である。ただし南澳遊兵の巡邏範囲であった、南澳島とその対岸の梅嶺半島南部における商船・漁船や、海寇船・紅夷船・倭寇船の寄泊・航行状況などに関する記録は多い。南澳島

⁶⁷ 安国賢『南澳遊小紀』上、「南澳遊小紀自叙」、2 頁。

⁶⁸ 乾隆 48（1783）年の『南澳志』は南澳同知の斉翀が万暦『南澳鎮志』の残本に基づいて編成したものとされている。施存龍「関于「張璉」・「南澳」誤伝弁証」（『文化雑誌』第 47 期、2003 年）222 頁参照。また『南澳遊小紀』巻 3「地紀」に乾隆『南澳志』巻 2「疆域志」の記述に類似している部分があるため、安国賢は万暦『南澳鎮志』における南澳島に関する地理的情報を参考にしたと考えられる。

⁶⁹ 道光『広東通志』（道光 2 [1822] 年刻本）巻 193、芸文略 5、史部 4。

東南部からその対岸にかけての船舶寄港地や貿易港に関する記述も詳しく、南澳島海域の海上貿易の実態についても貴重な手がかりを提供している。第Ⅱ部ではそれらの記事と、関連する漢籍や欧文史料を併用して、福建・広東境界地域における中国人を中心とする略奪・交易活動の実態について再検討を試みることにしたい。

おわりに

従来、明代後期の南澳島における交易や海防に関しては、明代の『日本一鑑』・『籌海図編』や、清代乾隆年間（1736-95）の『潮州府志』・『南澳志』を主史料とし、ポルトガル史料なども参照して、華人海商・海寇とともに、ポルトガル・日本・東南アジア系の人々も南澳島海域に来航し、広東・福建境界地域における密貿易の拠点となっていたことが明らかにされている。また 1540 年代末～1560 年代末における嘉靖倭寇に関しては、特に嘉靖 27 年の浙江巡撫朱纨による舟山群島の双嶼港攻撃や、嘉靖 36 年の浙直総督胡宗憲による舟山本島での王直捕縛などを中心に、詳細な検討がなされている。しかしこの時期における南澳島を拠点とした海商・海寇の交易活動については、なお研究が乏しく、その実態についても未解明の部分が多い。

16 世紀中期には、朱纨による双嶼港攻撃、胡宗憲による王直捕縛などを通じて、浙江沿海を拠点とする華人海商・海寇が福建・広東方面に南下し、密貿易拠点としての南澳島の重要性が高まっていった。本論文の第 5 章では、安国賢輯『南澳遊小紀』などの地方史料も活用して、華人海商・海寇を中心とし、ポルトガル人・日本人・東南アジア系の人々も加わった多民族的な海上勢力の南澳島海域における交易活動と、それに対する現地当局の関与について検討し、それを 16 世紀中期の東・南シナ海域を結ぶ交易ネットワークの発展と、海禁＝朝貢体制の動揺と互市の成長という状況に位置づけることを試みたい。

また 16 世紀後期～17 世紀初期の万暦・天啓年間の福建・広東境域における海上活動と海防の実態については、主に福建・広東沿海における略奪・密貿易と、明朝の軍事的対応について検討が進められており、さらに 17 世紀初期には、オランダ人は福建・広東境界地域にも来航して交易を試みていたが、従来の研究ではこの問題については十分に論じられていない。その一つの要因は中国において明代後期に編纂された南澳島地域に関する地方志がすべて散佚し、関係する漢文史料が少ないことにある。『南澳遊小紀』はこの問題を検討するうえでも、貴重な情報を提供する。

第 6 章と第 7 章では『南澳遊小紀』を中心に同時代の地方志・海防書・文集史料や和訳・英訳・中国語訳の欧文史料も併用し、南澳島における略奪・交易活動と台湾－日本貿

易の発展との関係や、オランダ人の南澳島海域における活動とその中国通商計画との関係に注目しながら、福建・広東境域の中国商船による沿岸交易と海外貿易の実態や、海寇・倭寇・紅夷船の来航と現地海防官僚の対応について詳しく検討し、東アジア海域における当該地域の位置づけについて考察を加えたい。

南澳遊小紀

福州安國賢蓋卿輯

長泰戴 燦亨融

候官曹學佺能始

閱

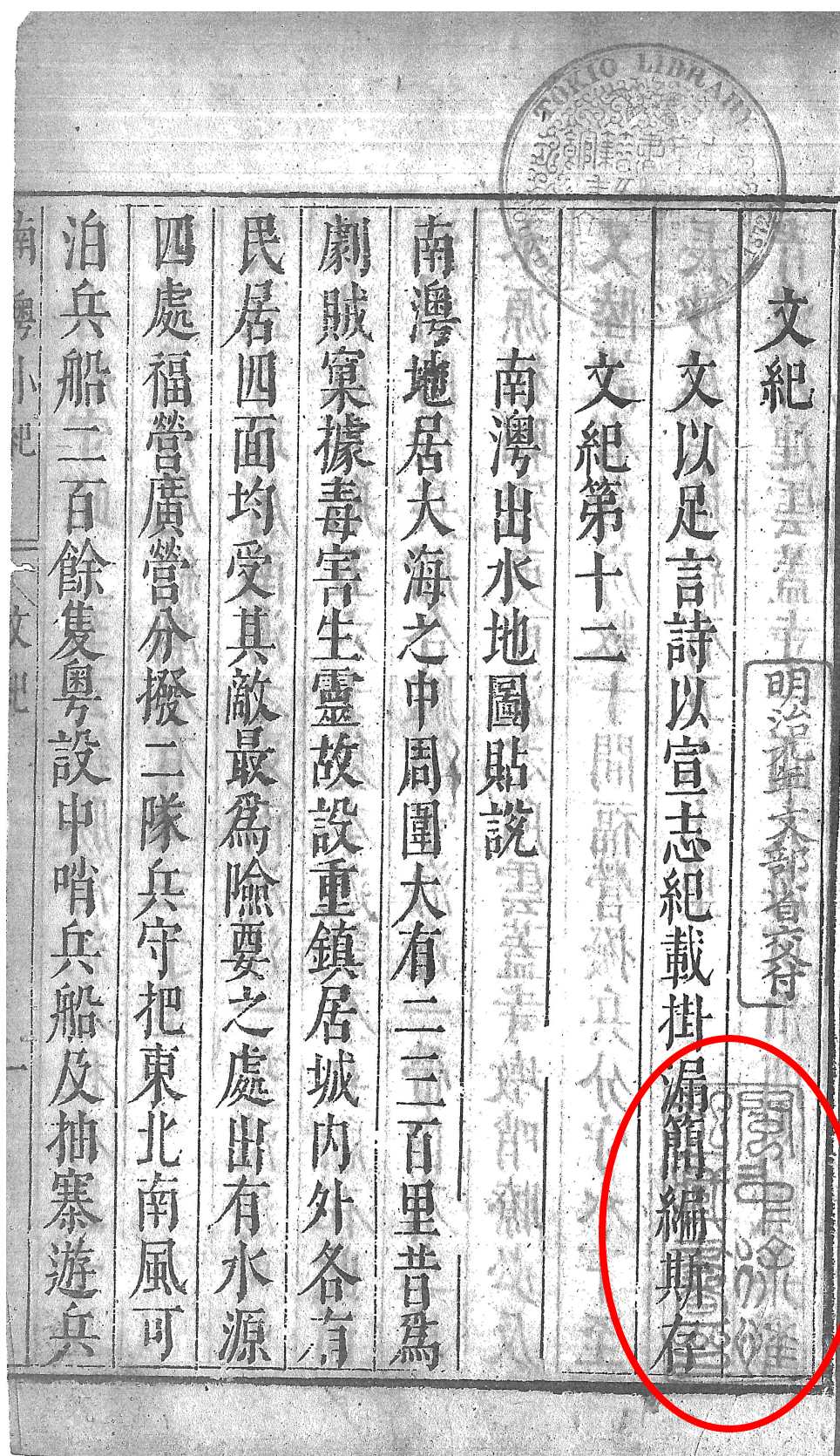
鎮紀

遊爲鎮吏靡鎮無本節制號令乃有所受

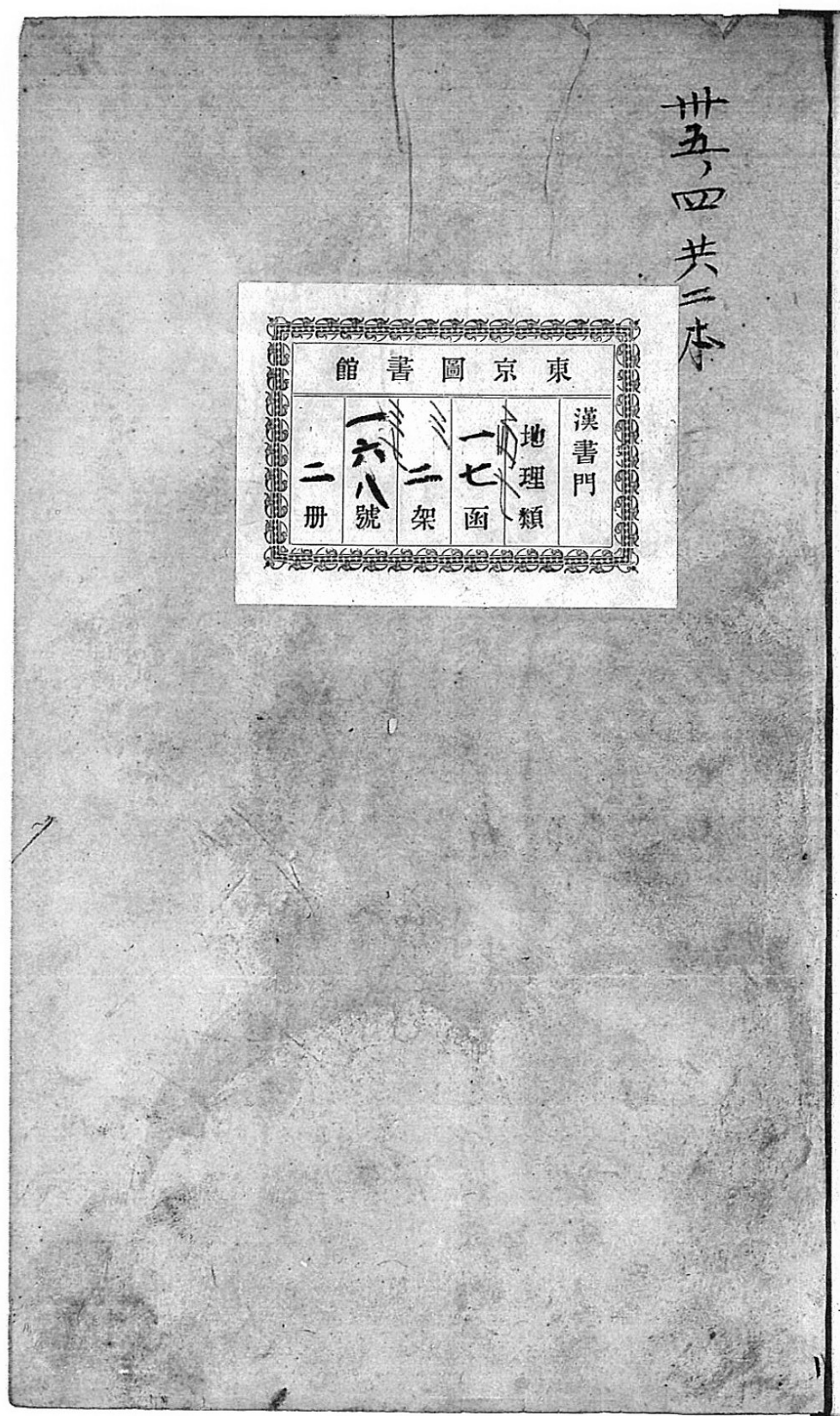
鎮紀第一

閩廣之交有山若筆架突起海中者曰金山周圍三百餘里其中之灣非一獨稱南灣者鎮府

付図 4-I :『南澳遊小紀』の編輯者等



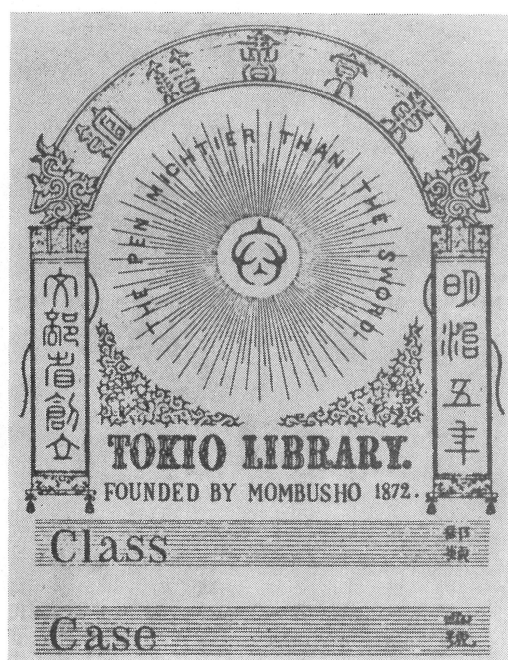
付図 4-Ⅱ：国会図書館所蔵『南澳遊小紀』・「閩中徐惟起藏書印」



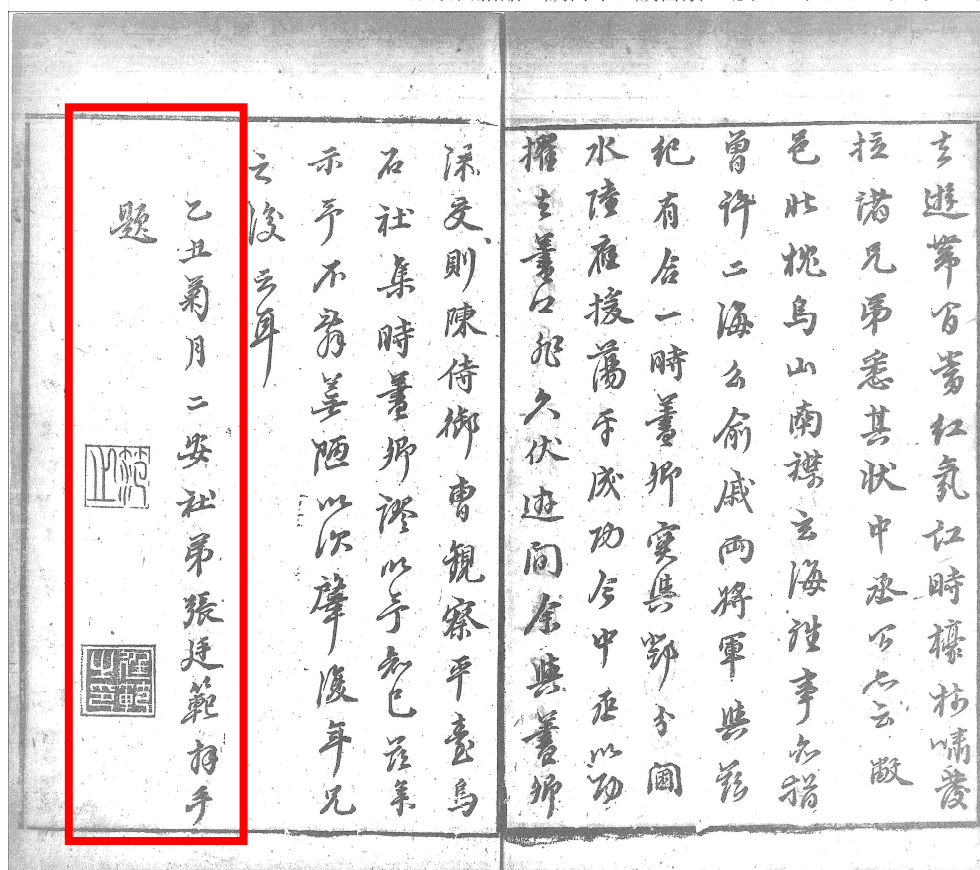
付図 4-Ⅲ：『南澳遊小紀』・表紙と「東京図書館」紙箋



付図 4-IV :『南澳遊小紀』・「東京書籍館」印と「明治九年文部省交付」印



付図 4-V: 東京書籍館・蔵書印と蔵書票 (『国立国会図書館三十年史』18 頁)



付図 4-VI: 『南澳遊小紀』・張廷範序文の落款

第五章 16 世紀中葉、広東南澳島の海上貿易

はじめに

16 世紀中期の東アジア海域史研究は、日本銀の産出増加と華人海商・倭寇による密貿易の拡大、それに便乗したポルトガル人来航などのテーマを中心に進められてきた。そのなかでも 1540 年代の双嶼における「諸民族雑居」的な密貿易¹、1550 年代の王直勢力の台頭と解体²、1550～60 年代の月港密貿易の拡大と海禁緩和³、ポルトガル人の東アジア海域進出の過程⁴に関しては、多数の研究成果が蓄積されている。また近年では、この時期における朝貢・海禁体制の弛緩と、朝貢の枠外での対外交易（互市）や密貿易の拡大、それと互

¹ 李献璋「嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考（上）——かねてポルトガル人の寧波居留地を論ずる」（『史学』第 34 卷 2 号、1961 年）45–82 頁。同「嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考（下）——海禁下に自由を求める一私商の生涯」（『史学』第 34 卷 2 号、1961 年）163–203 頁。山崎岳「巡撫朱統の見た海——明代嘉靖年間の沿海衛所と「大倭寇」前夜の人々」（『東洋史研究』第 62 卷 1 号、2003 年）1–38 頁。岡美穂子『商人と宣教師——南蛮貿易の世界』（東京大学出版会、2010 年）30–42 頁。James K. Chin, “Merchants, Smugglers, and Pirates: Multinational Clandestine Trade on the South China Coast, 1520–50,” Robert J. Antony ed., *Elusive Pirates, Pervasive Smugglers: Violence and Clandestine Trade in the Greater China Seas*, Hong Kong University Press, 2010, pp.46–50 など。

² 山崎岳「舶主王直功罪考（前編）——『海寇議』とその周辺」（『東方学報』第 85 冊、2010 年）443–477 頁。山崎岳「舶主王直功罪考（後篇）——胡宗憲の日本招諭を中心に」（『東方学報』第 90 冊、2015 年）91–143 頁。中島楽章「海商と海賊のあいだ——徽州商人と後期倭寇」（東洋文庫編『東インド会社とアジアの海賊』勉誠出版、2015 年）138–179 頁など。

³ 佐久間重男『日明関係史の研究』（吉川弘文館、1992 年）311–345 頁。李金明『漳州港』（福建人民出版社、2001 年）21–39 頁。蘇惠苹『衆力向洋——明清月港社会人群与海洋社会』（厦門大学出版社、2018 年）41–58 頁。陳海冰「明代福建に於ける「海禁」の実態——月港の開港をめぐる」（『東洋史苑』第 95 号、2022 年）1–36 頁など。

⁴ C. R. Boxer ed., *South China in the Sixteenth Century, Being the Narratives of Galeote Pereira, Fr. Gaspar da Cruz, O.P., Fr. Martín de Rada, O.E.S.A. (1550–1575)*, London: Printed for the Hakluyt Society, 1953. 金国平『西力東漸——中葡早期接触追昔』（澳門基金会、2000 年）。岡前掲『商人と宣教師』25–92 頁。中島楽章「胡椒と佛郎機——ポルトガル私貿易商人の東アジア進出」（『東洋史研究』第 74 卷 4 号、2016 年）109–146 頁など。

市公認の可否をめぐる議論（籌海論争）をめぐる研究も進展している⁵。

とりわけ最近の日本における代表的成果としては、16 世紀中期における北方辺境・東南沿海での交易ブームと交易秩序の変動を包括的に検討した、岩井茂樹の著書を挙げることができる。岩井は特に 16 世紀前中期の広東における交易秩序の変遷について、広東当局と中央の戸部・礼部における、広州近海に來航した海外商船に対する互市・抽分をめぐる政策論争を中心に検討し、互市の可否をめぐる政策の変転を経て、1530 年代以降、広東では朝貢船の積載商品（附搭貨物）に対する関税徴収（抽分）と互市の公認を契機に、海外商船に対する互市と抽分が容認されていく過程を解明した⁶。一方で岩井は、福建・浙江では広東と異なり互市・抽分は容認されず、「広東事例」に倣った互市公認も実現することはなかったと論じている⁷。

しかしながら、16 世紀中期において、朝貢貿易の枠外で、互市や抽分が実質的に容認されたのは広州近海だけだったのだろうか。従来の研究で詳細に論じられている、浙江近海の舟山群島、福建南部の漳州湾などの密貿易拠点では、1560 年代末に海禁が緩和され漳州湾の月港において華人商船の海外渡航が公認されるまで、互市や抽分が認められることもなかった。これに対し、広東・福建境域に位置し、もう一つの密貿易拠点であった広東東端の南澳島については、特に日本では研究が乏しく、同地における海上貿易の実態に対する検討も進められていない。

南澳島（現広東省汕頭市南澳県）は、広東省潮州府と福建省漳州府の境界に位置し、万暦 3（1575）年以降は、潮州府饒平県と漳州府詔安県に両属していた。南澳島は中国東南沿海と東南アジア・琉球・九州を結ぶ航路の要衝でもあり、華人・日本人・ポルトガル人や、東南アジア系の海商・海寇の交易拠点ともなっていた⁸。ただし前述のように、日本の東アジア海域史研究では南澳島に関する専論は乏しく、後期倭寇研究に関連して、小葉田淳・佐久間重男・太田弘毅などが、南澳島を拠点とした主要海寇の活動状況や、倭寇との

⁵ 李慶新『明代海外貿易制度』（社会科学文献出版社、2007 年）267–277 頁。Kangying Li, *The Ming Maritime Trade Policy in Transition, 1368 to 1567*, Wiesbaden: Harrassowitz, 2010, pp.97-129.

⁶ 岩井茂樹『朝貢・海禁・互市——近世東アジアの貿易と秩序』（京都大学学術出版会、2020 年）180–211 頁。

⁷ 岩井前掲『朝貢・海禁・互市』211–217 頁。

⁸ 徐明德「南澳島在明清中外關係史上的重要地位」（『杭州大学学报』1995 年 1 期）56–61 頁。馬楚堅「南澳之交通地位及其于明代海防線上轉變為走私寇攘跳板之發展」（杜経国・呉奎信編『海上絲綢之路与潮汕文化』汕頭大学出版社、1998 年）126–147 頁。

関連などを論及するに止まる⁹。

これに対し、中国語圏では 16～19 世紀の南澳島における貿易活動に論及した多くの研究が発表されている。特に 16 世紀中期以降の南澳島密貿易については、陳懋恒・林仁川・銭江・鄭有国が、嘉靖 27（1548）年の朱統による双嶼港攻撃や、1550 年代後半の胡宗憲による浙江・江南での倭寇掃討作戦の後、海寇勢力が南澳島に南下して交易拠点としたことを指摘した¹⁰。さらに鄭樑生・張増信・陳春声も、16 世紀後半～17 世紀前期の南澳島における漳州・潮州海寇の叛乱や、主要海寇集団の活動状況に検討を加えている¹¹。

さらにポルトガル・明朝関係史の一環として、南澳島に論及した研究も少なくない。最近では廖大珂やローデリッヒ・プタックが、南澳島に関する漢籍・ヨーロッパ史料を総合的に整理・紹介している¹²。特にプタックは 15 世紀末期から 1520 年代にかけて拡大していた南澳島の密貿易が、嘉靖期（1522-66）には後期倭寇の影響で不安定化し、そのなか

⁹ 小葉田淳『史説日本と南支那』（野田書房、1942 年）所収「歴史上より観たる我が国と潮汕地方との交渉」136-140 頁、佐久間前掲『日明関係史の研究』第 2 編第 3 章「中国嶺南海域の海寇と月港二十四将の反乱」295-321 頁、太田弘毅『倭寇——商業・軍事史的研究』（春風社、2002 年）第 3 部「倭寇による密貿易と日本刀」217-224 頁、第 4 部「倭寇による密貿易と火器用軍需物資」403-417 頁を参照。

¹⁰ 陳懋恒『明代倭寇考略』（人民出版社、1957 年）129-142 頁。林仁川『明末清初私人海上貿易』（華東師範大学出版社、1987 年）第 3 章「私人海上貿易集団的形成」85-111 頁。James K. Chin 前掲, “Merchants, Smugglers, and Pirates: Multinational Clandestine Trade on the South China Coast, 1520-50,” p.46. 鄭有国「閩人通蕃与「准販東西二洋」」（『閩商文化研究』2014 年 9 期）34-42 頁。

¹¹ 鄭樑生『明・日関係史の研究』（雄山閣、1985 年）。張増信『明季東南中国の海上活動（上編）』（私立東呉大学中国学術著作奨助委員会、1988 年）。陳春声「16 世紀閩粵交界地域海上活動人群的特質——以吳平的研究為中心」（『海洋史研究』1 輯、2010 年）129-152 頁。同「閩粵交界——以南澳為中心看明代海上活動」（『「南澳一号与海上陶瓷之路」學術研討會論文選』天馬出版有限公司、2013 年）178-192 頁。

¹² 廖大珂「16～19 世紀初西方文献中的南澳」（『国家航海』6 輯、2014 年）44-73 頁。Roderich Ptak, “Some Notes on Nan’ao Island in Portuguese Sources of the Sixteenth Century,” Jiarong Chen and Jinrong Feng, eds., *New Research into the Maritime Trades, Seafaring and Underwater Archaeology of the Ming Dynasty: Hong Kong Maritime Museum International Symposium Proceedings*, Hong Kong: Chung Hwa Book Company (Hong Kong) Limited Press, 2015, pp.266-288.

で南澳島を中心とする海賊・密貿易者のネットワークが形成されていったと論じている¹³。

このように従来の研究では、明代の倭寇研究書である『日本一鑑』・『籌海図編』や、清代乾隆年間の『潮州府志』・『南澳志』を主史料とし、ポルトガル史料なども参照して、16世紀中期の南澳島では、華人海商・海寇とともに、ポルトガル・日本・東南アジア系の人々も来航し、広東・福建境界地域における密貿易の拠点となっていたことが明らかにされている。また 1540 年代末～1560 年代末におけるいわゆる嘉靖倭寇に関しては、特に嘉靖 27 年の浙江巡撫朱纨による舟山群島の双嶼港攻撃や、嘉靖 36 (1557) 年の浙直総督胡宗憲による舟山本島での王直捕縛などを中心に、詳細な検討がなされている。しかし、この時期における南澳島を拠点とした海商・海寇の交易活動については、なお研究が乏しく、その実態についても未解明の部分が多い。

近年では陳春声が、従来未紹介であった地方文献の万暦『東里志』¹⁴を利用して、南澳島における海防体制の沿革や、密貿易の実態と社会的背景について詳論している¹⁵。ただし『東里志』所載の嘉靖年間の海寇・倭寇や海上貿易に関する史料は、なお十分には利用されていない。さらに本章では、筆者が日本の国立国会図書館に新たに確認した、安国賢輯『南澳遊小紀』(天啓 5 [1625] 年序刊本)¹⁶などの地方史料も活用して、華人海商・海寇を中心とし、ポルトガル人・日本人・東南アジア系の人々も加わった多民族的な海上勢力の南澳島海域における交易活動と、それに対する現地当局の関与について検討し、それを 16 世紀中期の東・南シナ海域を結ぶ交易ネットワークの発展と、海禁＝朝貢体制の動揺と互市の成長という状況に位置づけることを試みたい。

¹³ 胡宝柱・肖文帥・普塔克「明永樂至隆慶南澳的海上活動——附早期葡文資料中的南澳島」(『海交史研究』2014 年 1 期)73-94 頁。

¹⁴ 万暦『東里志』と「東里」地域について、陳春声「嘉靖「倭乱」与潮州地方文献編修之關係——以『東里志』的研究為中心」(『潮学研究』5 輯、1996 年)65-86 頁を参照。本稿の第 4 章第 1 節においても関連する紹介を行った。

¹⁵ 陳春声「明代における潮州の海防と沿海地域の社会——泉・漳・潮州における海上勢力の構造およびその影響」(『大阪市立大学東洋史論叢』別冊特集号、2007 年)103-127 頁。同「明代前期潮州海防及其歴史影響(下)」(『中山大学學報』2007 年 3 期)46-52 頁。同前掲「閩粵交界」178-192 頁。

¹⁶ 安国賢『南澳遊小紀』の書誌的情報について、本稿の第 4 章第 2 節の内容を参照。また、『南澳遊小紀』が刊行された時期について、国立国会図書館による天啓 5 年説に対し、本稿は天啓 6 (1626) 年説を主張している。具体的な論考も第 4 章第 2 節の内容を参照できる。

以下本章では、16 世紀中期の南澳島とその周辺海域における海上貿易の実態と変遷を、時系列に沿って叙述していく。まず第 1 節では、南澳島とその周辺海域における港湾・航路を検証し、海上貿易管理のために設けられたと思われる「公館」の存在も指摘する。つづく第 2・3・4 節では、主要な華人海商・海寇の活動に注目して、1540～1560 年代の南澳島周辺海域における、華人海商を中心に日本人・ポルトガル人・東南アジア系の人々が混在した海上貿易の発展を検討し、その過程における抽分の実施と、有力な華人海寇を仲介者とする「偽市」（第四節の(3)で詳述）貿易の進展などの問題を論じていくことにしたい。

第一節 南澳島の港湾分布と航路状況

(1) 南澳島の主要港湾とその航路網

ここでは『南澳遊小紀』の「地紀」の記述を中心に、『東里志』などの関連史料や先行研究も参照して、南澳島と潮州府の東里地域、漳州府の梅嶺半島における港湾と、「海寇」・「倭寇」の寄港状況を概観しておこう。

16 世紀中期の中国沿岸における武装海上勢力は、史料上「海寇」・「倭寇」などと記される。漢文史料における「海寇」は、中国沿岸・近海で劫掠や密貿易に従事する、華人を中心とした武装商業勢力を指す一般的用語である。一方、当時の中国史料に記された「倭寇」とは、一般には華人密貿易者と日本人海民が混在した武装略奪・交易集団であり¹⁷、こうした「諸民族雑居」的な海上勢力が国境を超えて活動する、「倭寇的状况」が注目されてきた¹⁸。また天正 16（万暦 16 [1588]）年に豊臣秀吉が発布した海賊禁止令によれば、日本では定住性のない日本人の武装海民とともに、九州などを拠点にして東シナ海で海賊をはたらく倭寇を「海賊」と称しており、また東シナ海で武力を行使し略奪を行うポルトガル船なども「海賊」とみなされたという¹⁹。本章でも「倭寇」と「海寇」を、上記のような史料用語として使用する。

南澳島が中国東南沿海部における主要密貿易拠点の一つとなった要因には、広東と福建の境界地域に位置するとともに、島内にいくつかの良港があり、外洋船の寄港地としての

¹⁷ 石原道博『倭寇』（吉川弘文館、1964 年）82–133 頁、202–213 頁。田中健夫『倭寇——海の歴史』（講談社、2012 年、初出 1982 年）139–187 頁。

¹⁸ 荒野泰典「日本型華夷秩序の形成」（朝尾直弘ほか編『日本の社会史 1 列島内外の交通と国家』（岩波書店、1987）184–226 頁、184–189 頁。村井章介『日本中世境界史論』（岩波書店、2013 年）150–154 頁、171–175 頁。

¹⁹ 藤木久志『刀狩り——武器を封印した民衆』（岩波書店、2005 年）113–118 頁。

条件を備えていたことがあった。『東里志』によれば、南澳島は大きく深澳・青澳・南澳・隆澳という四つの地域に分けられる。そのうち南部の南澳は雲澳とも称され、地勢が広く平坦だが、外海に位置するため上陸に不便であり、東部の青澳も波風が荒く、この両港に寄港する船舶は少ない。これに対し、北部の深澳は港内が広く、かつ港外の小島が天然の障害となり、多くの船舶が碇泊することができ、寄港地として理想的な条件を備えていた。このため深澳にはしばしば外国船や海寇船が碇泊し、周辺地域で略奪を行うこともあった²⁰。一方、『読史方輿紀要』では南澳島西部の隆澳を南澳島の門戸として記している²¹。この隆澳港の一部をなす後沢澳は、嘉靖期には潮州海寇の許朝光の根拠地となっていたという²²。

また万暦 10～14（1582-86）年に潮州府知府であった郭子章は、海寇船は水や弾薬を補給するために南澳島に碇泊しており、中国の「姦民」から食糧や硝石・硫黄などを調達した後、島内で待機し侵攻の機会を伺っていたと述べている²³。また島内に水源が豊富なことも、南澳島が海商や海寇の活動拠点となった要因であった。特に隆澳と雲澳には、主要水源が集中しており、海外の海寇船はつねに雲澳付近の雲蓋寺に碇泊して水を確保していたという²⁴。このように、明代後期には南澳島北部の深澳港、南部の雲澳（南澳）港・西部の隆澳港と後沢澳港を中心に、南澳島の諸港には潮州・漳州・泉州地域のほか、東南アジアや日本から来航した海商・海寇がしばしば寄港しており、福建・広東境界地域における主要な密貿易・海寇活動の拠点となっていたのである。

『南澳遊小紀』によれば、南澳遊の所在する梅嶺半島南岸の玄鐘附近には、漁船・商船・海寇船の寄港地・交易地となる島嶼や澳湾が多く分布していた²⁵。玄鍾は東里地域と同じく、南澳島から 30 里ほどの対岸に位置し、洪武 20（1387）年には玄鐘守御千戸所が

²⁰ 万暦『東里志』（饒平県・汕頭市地方志編纂委員会辦公室、1990 年）巻 1、疆域志、澳嶼、29 頁。陳前掲「閩粵交界」182 頁参照。

²¹ 顧祖禹『讀史方輿紀要稿本』（上海古籍出版社、1993 年）巻 103、広東 4、潮州府、饒平県、314 頁。

²² 万暦『東里志』巻 1、疆域志、澳嶼、31 頁。

²³ 乾隆『潮州府志』（『中国地方志集成 広東府県志輯』24、2003 年）巻 40、芸文志上、論、「南澳論」、993 頁。「南澳面海背山。……昔海寇之来也、困于咸水、舟乏火器、自泊澳以待内姦之接濟。給以粮米、假之硝磺、而後整戈入寇」。

²⁴ 乾隆『南澳志』（『中国地方志集成 広東府県志輯』24、2003 年）巻 2、疆域志、澳嶼、391 頁。安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、3-4 頁。

²⁵ 南澳遊に関する紹介は、本稿の第 4 章第 1 節を参照。

置かれていた²⁶。まず南澳遊の西南、玄鐘千戸所の東方近海には、嘉靖 28（1549）年に双嶼港から逃れた密貿易船団の掃討戦が行われた走馬溪がある。走馬溪の奥に広がる東澳は、海寇船がしばしば風を避けて停泊する入江であった²⁷。また玄鐘千戸所の北門外に位置する卸石湾には、数百隻もの船舶が停泊でき、商船や漁船が集まっており、その附近の勝澳は南澳島に相對し、小型の海寇船の出港地となっていたという²⁸。

一方、南澳島の北方對岸に位置する東里地域には、柘林湾に面して大城千戸所が設置されていた。また柘林湾には柘林水寨が設置され、漳州府の銅山水寨とともに、海防上の要衝となっていた²⁹。その一方、嘉靖『潮州府志』によれば、当時の柘林澳にはシャムや倭寇・海寇の大船がつねに碇泊していたといわれる³⁰。嘉靖年間には、潮州府東南端の柘林湾は、對岸の南澳島や、隣接する漳州府西南端の梅嶺半島近海とともに、外国船や倭寇・海寇による密貿易拠点となっていたのである³¹。文末の地図 I では、上記の南澳島とその周辺海域の港湾に関する情報を図示した。

南澳島と東・南シナ海域を結ぶ航路情報については、明末清初の福建海商の航路誌である『順風相送』・『指南正法』³²に、南澳島を出帆・寄港・帰航の地とする中国沿岸航路と

²⁶ 万曆（癸酉〔1573〕年）『漳州府志』（台湾学生書局、1965 年）卷 29、附録險惡方、1005 頁。李金明「試論明代海外貿易港的興衰」（杜・吳編前掲『海上絲綢之路与潮汕文化』）368–69 頁参照。

²⁷ 安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、8 頁。「走馬溪、溪内有東澳、為海口藏風之处、可泊南風船数十隻。寇船多于此寄泊、呼為賊澳」。

²⁸ 安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、5 頁。「卸石湾、在玄鐘所北門外、前有沙散、可泊船数百隻、左為内嶼、其状如龜、与洋林大散謂之龜蛇相会、乃詔安之咽喉、商漁混集」。「勝澳、居玄鐘海口、与南澳相對、可泊北風船五六十隻」。

²⁹ 鄭若曾『籌海図編』（中華書局、2007 年）卷 3、「広東事宜」、244 頁、同卷 4、「福建事宜」、276 頁。

³⁰ 嘉靖『潮州府志』（『日本藏中国罕見地方志叢刊』書目文献出版社、1991 年）卷 1、地理志、180 頁。「柘林澳、暹羅・諸倭及海寇常泊巨舟為患」。饒宗頤「柘林在海外交通史上的地位」（『潮学研究』2 輯、汕頭大学出版社、1994 年）1 頁参照。

³¹ 饒前掲「柘林在海外交通史上的地位」1–8 頁。

³² 『順風相送』（1593 年ごろ）と『指南正法』（1685 年ごろ）は、共にイギリスのオックスフォード大学ボドリアン図書館所蔵の著者不明の抄本であり、向達が校注を加えて『兩種海道針經』（中華書局、1961 年）として出版した。内田晶子「向達校注『兩種海道針經』中の「順風相送」について——16 世紀における中国商船の針路」（『南島史学』第 25 号、

外洋航路が多く記録されている³³。王冠倬はこれらの記事を整理し、南澳島は長崎港から厦門湾にいたり、さらに東南アジアの東京(ベトナムの北部地域)・広南・柬埔寨・暹羅・北大年・咬啍吧(バタヴィア)などにいたる航路における、重要な中継港となっていたと指摘する³⁴。

さらにオランダ人ヤン・ハイヘン・ファン・リンスホーテン(Jan Huygen van Linschoten、1563～1611)が 16 世紀末に刊行した『ポルトガル人航海誌』(*Reys-gheschrift vande Navigatien der Portugaloyzers in Orienten*³⁵)にも、ポルトガル人の航海記に基づく、南澳島に関する航路情報が収録されている。廖大珂は同書の記事により、16 世紀のポルトガル人は、マラッカからマカオを経て、漳州湾や双嶼港、あるいは平戸・豊後に渡航する際に、必ず南澳島に寄港しており、南澳島はポルトガル人の東・南シナ海航海における中継拠点となっていたと述べている³⁶。

このように、16 世紀中期には東・南シナ海を結ぶ華人海商やポルトガル人などの交易ルートが発達するとともに、南澳島は福建と九州を結ぶ航路、および広東とシャム・マラッカなどを結ぶ「西洋」航路を結びつける重要な中継拠点となっていた。地図Ⅱでは、

1985 年) 98–114 頁。張崇根「関于『兩種海道針經』的著作年代」(『中外関係史論叢』1 輯、1985 年) 183–194 頁。

³³ 向前掲『兩種海道針經』49–51 頁、54–55 頁、88 頁、167 頁、169–171 頁、173 頁、175 頁、177 頁、179–180 頁、190–191 頁、195 頁。

³⁴ 王冠倬「中国古代南澳島の航海地位——經過南澳的針路整理介紹」(『潮学研究』3 輯、1995 年) 66–78 頁。

³⁵ 『ポルトガル人航海誌』は、オランダ商人リンスホーテンが1580～90年代にインドに滞在中、スペイン・ポルトガル航海者のアジア・アメリカ海域における航海記録を収集・翻訳した航海資料集であり、1596年にオランダ語版(Jan Huygen van Linschoten, *Itinerario, Voyage ofte Schipvaert naer Oost ofte Portugaels Indien*, Amsterdam: Cornelis Claesz, 1596.)、1598年に英訳版(Jan Huygen van Linschoten, William Phillip, *Iohn Huighen van Linschoten. His Discours of Voyages into ye Easte & West Indies: Devided into Four Books*, London: Iohn Wolfe Printed, 1598, pp.307–447.) が出版された。全体は67章からなり、第30～43章の内容は中国と日本(九州・四国)沿海の航海情報である。リンスホーテン著、岩生成一ほか訳注『東方案内記』(岩波書店、1968年) 28–39頁参照。

³⁶ Linschoten Phillip 前掲, *Iohn Huighen van Linschoten. His Discours of Voyages into ye Easte & West Indies*, pp.363–364, pp.380–386, pp.388–392, pp.399–402. 廖前掲「16～19 世紀初西方文献中的南澳」59 頁、61 頁。

『両種海道針経』と『ポルトガル人航海誌』に記された、南澳島を経由する東・南シナ海の交易ルートを図示した。

なお『ポルトガル人航海誌』の第 31 章には、ポルトガル人はマカオから寧波に向かう途中で南澳島を経由すること、およびその背後地である潮州府では上質な絹を産出することを併記している³⁷。また嘉靖『潮州府志』によれば、地元の商人は市集において潮州産の絹を高価で買い、ポルトガル人や東南アジアの人々に販売していたという³⁸。また前述のように、嘉靖『潮州府志』にはシャムの大船がつねに柘林澳に碇泊していたとされる。潮州において絹を購入していたのも、このようにシャムを始めとする東南アジア各地から来航した商人であろう。南澳島は中国東南沿岸を北上する際の主要寄港地であるとともに、潮州産の絹などの商品の入手地でもあったのである。華人商船も同様に南澳島で絹などの産品を仕入れたにちががなく、ポルトガル船や華人商船が積載した潮州の産品は、寧波近海を経ておもに日本に輸出されたと考えられる。

さらに潮州府では、陶磁器や鉄も海外への主要輸出品となっていた³⁹。考古調査によれば、饒平県の九村窯は元代ごろから白磁青花を焼造しており⁴⁰、九村窯の陶磁器は南澳島から日本や東南アジアへ輸出していたと推測されている⁴¹。南澳島はこれらの潮州産陶磁の輸出港でもあった。さらに『日本一鑑』は、ポルトガル人や東南アジア系の人々は広東で鉄鍋を購入し、日本へ転売していたと伝えている⁴²。『天下郡国利病書』によれば、潮州府は鉄の製錬地として著名であり⁴³、広州府仏山鎮にくわえ、潮州府も鉄製品の主要生産

³⁷ Linschoten Phillip 前掲, *Iohn Huighen van Linschoten. His Discours of Voyages into ye Easte & West Indies*, p.364. 廖前掲「16～19 世紀初西方文献中的南澳」59 頁。

³⁸ 嘉靖『潮州府志』巻 2、建置志、市集、192 頁。「潮七県称市集者亦繁多、……居積最者、惟紬絹、往往雜以造糸、又稀薄不可衣、黠民以此昂其価于諸番」。林済『潮商史略』（華文出版社、2008 年）47 頁。

³⁹ 林前掲『潮商史略』47 頁。

⁴⁰ 何紀生・彭如策・邱立誠「広東饒平九村青花窯址調査記」（文物編輯委員会編『中国古代窯址調査発掘報告集』文物出版社、1984 年）156 頁。

⁴¹ 林前掲『潮商史略』47 頁。

⁴² 鄭舜功『日本一鑑』（文殿閣影印本、1939 年）窮河話海、巻 2、器用、11 頁裏。「広東之鍋、西番商人有市往彼者」。林前掲『潮商史略』47-48 頁。

⁴³ 顧炎武『天下郡国利病書』（『四部叢刊統編』3 編、史部、080、台湾商務印書館、1966 年）広東備録（中）、潮州府、鉉冶、8 頁表。林前掲『潮商史略』47 頁。

地となり、南澳島からはこれらの鉄製品も海外に輸出されていたと考えられる⁴⁴。

周知のように、1530 年代からの日本銀の産量急増を契機として、1540 年代において双嶼や漳州湾に華人・ポルトガル人・日本人・東南アジア系の人々が集結し、日本銀や中国・南洋商品が交易される密貿易市場が形成され、東南アジア各地から双嶼に渡航した華人やポルトガル人の商船には、蘇木・胡椒・象牙・丁香などの南洋商品が大量に積載されていた⁴⁵。嘉靖 27 年の双嶼壊滅後、1550 年代には中国東南沿海・日本を拠点とする、華人・日本人が混在する武装商業集団としての後期倭寇の活動が拡大し、マラッカ・アユタヤなどに居留するポルトガル私貿易商人も、華人密貿易者や倭寇勢力と結びついて、東・南シナ海での交易活動に進出し、嘉靖 36 年にはマカオに交易拠点を確保した⁴⁶。漳州・泉州の商人は中国産の絹・生糸・陶磁器・砂糖などをシャム・マラッカや日本へ密輸し、東南アジア産の香木・香辛料や日本銀などを輸入した⁴⁷。同様に潮州の海商も東南アジア貿易に深く関与しており⁴⁸、潮州の密貿易者の大規模船団が、日本銀などを求めて琉球に來航することもあった⁴⁹。こうした海上交易の拡大のなかで、その主要中継港の一つであっ

⁴⁴ 林前掲『潮商史略』47 頁。

⁴⁵ ガスパール・ダ・クルス著、日埜博司編訳『クルス「中国誌」』（新人物往来社、1996 年）第 23 章、201–205 頁。岸本美緒『東アジアの「近世」』（山川出版社、1998 年）7–14 頁、James K. Chin 前掲，“Merchants, Smugglers, and Pirates: Multinational Clandestine Trade on the South China Coast, 1520–50,” p.49, p.53, 中島前掲「胡椒と佛郎機」120–124 頁を参照。

⁴⁶ C. R. Boxer ed. 前掲, *South China in the Sixteenth Century, Being the Narratives of Galeote Pereira, Fr. Gaspar da Cruz, O.P., Fr. Martín de Rada, O.E.S.A. (1550–1575)*, pp.xxvi–xxxv. C. R. Boxer, *The Great Ship from Amacon: Annals of Macao and the Old Japan Trade, 1555–1640*, Lisboa: Centro de Estudos Históricos Ultramarinos, 1959, pp.21–24. 岡美穂子「ポルトガル人のアジア交易ネットワークとアユタヤ」（中島楽章編『南蛮・紅毛・唐人——一六・一七世紀の東アジア海域』思文閣出版、2013 年）369 頁。

⁴⁷ Roderich Ptak, “Ming Maritime Trade to Southeast Asia, 1368–1567: Visions of a System,” Claude Guillot, Denys Lombard and Roderich Ptak, eds., *From the Mediterranean to the China Sea: Miscellaneous Notes*, Wiesbaden: Harrassowitz Verlag, 1998, pp.184–186. 廖大珂『福建海外交通史』（福建人民出版社、2002 年）209–212 頁、277–280 頁。

⁴⁸ 嘉靖『潮州府志』巻 1、地理志、柘林澳、180 頁。「近年、倭鮮至、而閩粵人與其溫紹人亡命者、率竄入海、……一曰通番、謂閩粵濱海諸郡人、駕双桅、挾私貨、百十為群、往來東西洋、雋諸番奇貨」。林前掲『潮商史略』52–53 頁。

⁴⁹ 陳子龍等輯『皇明經世文編』（国風出版社、1964 年）巻 219、嚴嵩『南宮奏議』巻 1、

た南澳島には、東・南シナ海域を往来するポルトガル船・日本船・中国船が寄港し、中国・日本・東南アジア製品の交易が行われたのである。

（２）梅嶺半島の「公館」と海上貿易

上述のように、16 世紀中期には梅嶺半島近海の諸港は、近接する南澳島や柘林湾とともに海寇船による交易拠点となっていた。さらに『南澳遊小紀』では、特に梅嶺半島の東岸、南澳遊の東北に位置する「下傳港」について、次のような注目すべき記事を伝えている。

先年、漳州府の外洋船（「洋舶」）はここから出航していた。元来「公館」が設けられ、主簿が鎮守していたが、後に県が設置され鎮守は除かれた。この地方はしばしば倭寇の拠点となったため、現在では船舶はみな海澄から出航している。二里先に梅嶺港がある⁵⁰。

すなわち下傳港は外洋船（洋舶）の出航地であり、「公館」が設置され主簿が鎮守していた。ただしこの地方は倭寇の拠点でもあったため、県が新設された際に下傳の「公館」は廃止され、現在では海船はみな海澄から出航しているという。下傳港は、『南澳遊小紀』によれば梅嶺半島中南部沿岸に位置すると考えられるが、他の史料では下傳港という地名は確認できない。ただし、現在の梅嶺半島中南部には、「下傳村」という村名があり、それは明代に海上貿易に従事していた傅氏一族が集住していた村落であるという。また下傳村の北方には、やはり海上貿易を行っていた田氏一族が集住する「田厝村」や、その附近には「田厝港」という港名も残されている⁵¹。おそらく『南澳遊小紀』に記す「下傳港」とは、「下傳港」の誤記であり、上記の「下傳村」の傅氏一族が利用していた海港であったと推定される。このため以下、『南澳遊小紀』に記された「下傳港」は、「下傳港」として表記することにしたい。

この下傳港の「公館」については、先行研究ではまったく論及されておらず、その成立過程や機構・職掌も明確ではない。『南澳遊小紀』に、県の新設にともない梅嶺の「公館」が廃止されたと記すのは、嘉靖 9（1530）年の詔安県設置を指すようにも読める。しかし

「琉球国解送通番人犯疏」、484 頁。中島楽章『大航海時代の海域アジアと琉球——レキオスを求めて』（思文閣、2020 年）292 頁、367 頁。岩井前掲『朝貢・海禁・互市』209-210 頁。

⁵⁰ 安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、6 頁。「下傳港、先年漳之洋舶実発于此。原設公館、主簿鎮焉。後設県、鎮除。以其地方屡為倭寇所凭、今発船皆在海澄。二里至梅嶺港」。

⁵¹ 陳自強『漳州古代海外交通与海洋文化』（福建人民出版社、2014 年、初出 1998 年）57 頁。

万暦『漳州府志』には、「梅嶺の公館は下社にある。嘉靖 27 年、巡撫が月港の安辺館に倣って設けた」という記事がある⁵²。すなわち嘉靖 27 年に、浙江巡撫として福建の海防も兼担していた朱纨が、月港方面の安辺館に倣い下社（地理位置不明）に「梅嶺公館」を設けたというのである。嘉靖 44（1565）年に月港に海澄県が設置され、隆慶元（1567）年以降、明朝は海禁を大きく緩和して海澄から東南アジア各地への渡航を容認した。したがって『南澳遊小紀』にいう新県の設置とは、嘉靖 44 年の海澄県設置を指すと考えられる。

なお「安辺館」とは、嘉靖 9 年に海寇警備のため、漳州府龍溪県に設置した官署である。ただしその設置地点は月港ではなく、月港の対岸（漳州湾北岸）に位置する海滄港であった⁵³。福建布政使司参政林魁の「安辺館記」によれば、海滄の安辺館には福建八府の通判が半年交代で駐守しており、海賊行為や密貿易活動の取り締まりや舟運管理のほか、地方の司法や治安維持にも関与していたという⁵⁴。また嘉靖 21（1542）年に延平府通判となった張天衢については、「かつて安辺館を兼署し、海舶の出入を司った」とも伝えられている⁵⁵。これによれば、海滄の安辺館は海賊・密貿易対策とともに、漳州湾を出入する海船の管理も司っていたようである。梅嶺の「公館」もおそらく下傳港を出入する船舶の管理などを職掌とし、詔安県の主簿がその任に当たったのだと思われる。

さらに張燮『東西洋考』には、嘉靖 44 年の海澄県設置と隆慶元年以降の東南アジア渡航解禁を記すのに続き、次のように伝えている。「これより先、船舶は詔安南部の梅嶺から出航していたが、のち盗賊に阻害されたため、その経路を海澄に改めた」⁵⁶。鄭有国・王日根はこれによって、梅嶺地域は月港（海澄）開港以前に、官府が管理する海船の出航地となっていたと論じている⁵⁷。梅嶺半島の下傳港は、海澄県設置までは海外に渡航する

⁵² 万暦『漳州府志』巻 29、詔安県、舖社、附録陝陌地方、615 頁。蔡丹妮「明代漳州安辺館探析」（『卷宗』2014 年 6 期）502 頁。

⁵³ 嘉靖『龍溪県志』（『天一閣藏明代方志選刊』32、上海古籍書店、1982 年）巻 2、公署、3 頁表。

⁵⁴ 崇禎『海澄県志』（『日本藏中国罕見地方志叢刊』書目文献出版社、1991 年）巻 17、芸文志 2、碑、「安辺館記」、502 頁。蔡前掲「明代漳州安辺館探析」502 頁。

⁵⁵ 嘉慶『山陰県志』（『中国地方志集成 浙江府県志輯』37、上海書店、1993 年）巻 14、鄉賢 2、693 頁。「張天衢、字道亨、嘉靖壬午舉人。……嘗署安辺館、司海舶出入。有巨賈裹千金餘棄遺之、天衢怒斥去」。

⁵⁶ 張燮『東西洋考』（中華書局、2000 年）巻 7、餉稅考、132 頁。「先是、發舶在南詔之梅嶺、後以盜賊梗阻、改道海澄」。

⁵⁷ 鄭前掲「閩人通蕃与「准販東西二洋」」289 頁。王日根『耕海耘波——明清官民走向海

商船の主要出航地となっており、官府も事実上それを容認して、「公館」を設置して商船の出入を管理していたのであろう。

岩井茂樹によれば、明初以来広東市舶司が管轄していた朝貢貿易とそれにとみなう互市とは別に、16 世紀初期には外国商船が広州近海に来航して華人商人と互市を行い、広東当局もそれを黙認して抽分（関税徴収）を行っていた⁵⁸。1510 年代にはポルトガル船も広東の互市に加わったが、1520 年代には朝貢船以外の外国船との互市は禁止された。しかし 1530 年代以降、朝貢船以外の外国船との互市と抽分も拡大していったという⁵⁹。

岩井は広州近海においては、海禁＝朝貢体制を乗り越えて事実上の互市が実現しつつあったのに対し、浙江では王直や唐順之などによって「広東の事例」によって互市を実現する構想が示されながら、結局は実現しなかったことを指摘している⁶⁰。しかし上述のように、『南澳遊小紀』によれば、16 世紀中期には南澳島対岸の梅嶺半島においても、「公館」が設置され商船を管轄していたとされる。確言はできないが、その公館において広州近海と類似するなんらかの関税徴収（抽分）が行われていた可能性がある。広州以外にも、朝廷や省当局の統制が及びがたい広東・福建境界地域に位置する梅嶺半島においては、地方当局の黙認のもとで、実質的な互市と抽分が行われるようになっていたのではないかと。こうした「互市」は、本来は朝貢＝海禁制度の枠外で発達した「密貿易」であったが、16 世紀中期の広東・福建境界地域の現実としては、実質的に地方官府により容認された公貿易的な性格を持つものとなっていた。

浙江巡撫朱纨が下傳港に梅嶺公館を設置した嘉靖 27 年とは、彼が舟山群島の双嶼港を攻撃し、密貿易者を駆逐した年である。朱纨は浙江とともに福建の海防も管轄していたが、当時広東省饒平県に所属していた南澳島はその管轄外であった。このため朱纨による浙江・福建の海防強化に対して、多くの密貿易者が南澳島に拠点を移して交易活動を行っていたのだと思われる。おそらく朱纨は中国沿岸を航海する商船の管理とともに、双嶼から福建・広東交界地域に南下した密貿易者の取り締まりも意図して、梅嶺の公館を新設したのであろう。しかしその後、福建・広東沿海における密貿易の拡大にともない、梅嶺半島

洋歷程』（廈門大学出版社、2018 年）215 頁。

⁵⁸ 明清時代における「互市」とは、広義には交易全般を指すが、宋代以降は、特に官府の管理下で、内陸・沿海の国境地帯などで行われる外国商人との貿易を「互市」と称することが多い（岩井前掲『朝貢・海禁・互市』23 頁）。ここでいう「互市」も、明朝の地方官府の管理下で行われる沿海部での外国貿易を指す。

⁵⁹ 岩井前掲『朝貢・海禁・互市』176-211 頁。

⁶⁰ 岩井前掲『朝貢・海禁・互市』213-217 頁。

が地方官府の黙認のもとで海外貿易船の出航地となり、本来は海防と沿岸航海の管理のために設置された「公館」が、その管理や関税徴収を担ったのではないかと推定される。その後、隆慶元年に海禁が緩和され海澄からの海外渡航が解禁されるにいたり、明朝は南澳島に残存していた海寇勢力を掃滅するとともに、海防強化のため万暦 3 年に南澳島を福建・広東に両属させたのだと思われる。

このように 16 世紀中期の南澳島は、東アジア・東南アジアの交易ネットワークの結節点となっており、対岸の梅嶺半島では漳州府の当局が「公館」を設置して関税徴収を実施していた。次節以降、この南澳島において実際にどのように交易が行われていたのかについて、時系列に沿って検討を加える。

第二節 南澳島海域貿易の発展：林国顕・徐銓を中心に

（1）1540 年代、福建海寇李大用の南澳島貿易

鄭若曾『籌海図編』によれば、日本人が福建人と結んで南澳島を拠点とするようになったのは、1540 年代の嘉靖 23（1544）年以降のことであるという⁶¹。ただし当時南澳島で外国人と交易を行っていた華人海商・海寇の実態や、彼らが南澳島を拠点とするようになった経緯については十分に明らかにされていない。

一方『東里志』では、東里地域における福建海寇の李大用・沈門・林国顕とともに、林国顕と密接な関係を持っていた、徽州海寇の徐銓（徐碧溪・徐惟学）の活動についても言及している。それによれば、1550 年代初頭ごろに徐銓は林国顕の誘導によって南澳島の「澳主」となったという。さらに『東里志』では、嘉靖 31（1552）年における黄岩県寇掠事件をはじめとして、1550 年代前半に林国顕・徐銓を中心とする福建・徽州の海寇集団が、五島列島・浙江沿岸から南澳島・梅嶺一帯にいたる海域で活動していたことを詳記しているが、従来の研究では、このうち林国顕に簡単に論及するにとどまる⁶²。このため本節では、『東里志』と関連する史料を併用して、1540 年代後半～1550 年代前半における南澳島海域における海寇集団の実態を、林国顕と徐銓の活動を中心に再検討することにしたい。

『東里志』によれば、林国顕は詔安県梅嶺の出身で、もともと福建海寇の実力者李大用の配下にあった。その後、李大用の船団は暴風で壊滅するが、林国顕の船は遭難を免れ、

⁶¹ 鄭若曾『籌海図編』巻 12 下、経略 4、開互市、853 頁。廖前掲「16～19 世紀初西方文献中的南澳」47 頁参照。

⁶² 陳前掲「16 世紀閩粵交界地域海上活動人群的特質」132-133 頁。黄挺『潮商文化』（華文出版社、2008 年）173 頁。

やはり難を逃れた「番子」とともに、新たに海賊集団を形成した。さらに林国顕は徽州海寇の徐銓の義子となり、彼を南澳島に迎え入れたのだという⁶³。ただし『東里志』には、林国顕が南澳島を拠点とした時期や契機、彼が徐銓を南澳島に誘引した動機などは記されていない。

李大用の事跡については、関連史料が乏しく先行研究ではほとんど論及されていない。しかし浙江巡撫朱紘が、嘉靖 27 年 4 月に双嶼港を攻撃したのち、同年 5 月 26 日に行った題奏では、李大用がポルトガル人・日本人と結んで南澳島一帯で密貿易を行っていたことを伝えている。この題奏において、朱紘は海防強化のために漳州府龍溪県月港に新県を設置することを提言し、その理由として月港を拠点とする「賊首」李大用が、仏郎機（ポルトガル人）や日本人を自家に蔵匿していると指摘しているのである⁶⁴。おそらく嘉靖 27 年 4 月に朱紘が双嶼港を攻撃した後、漳州湾に逃れたポルトガル人や日本人を、李大用が月港の密貿易拠点に隠匿したのであろう。

また朱紘は双嶼攻撃の前年、嘉靖 26（1547）年 9 月の題奏でも、「賊船はみな広東潮州府や浙江寧波府などの海島に潜伏している」と記しており⁶⁵、潮州府近海の南澳島が、寧波近海の双嶼とならぶ海寇の拠点となっていたことを示唆している。また彼は嘉靖 28 年 2 月 25 日の題奏でも、漳州府の走馬溪から潮州府の南澳山にかけての福建・広東境界地域に、「賊夷」が出没しており、「賊船」がつねに走馬溪や東里沿岸部の下湾に集まっていると指摘する。そして田氏・傅氏などの「梅嶺の群悪」がそれらの密貿易に出資し、船を造って海外に渡航し、あるいは賊党を誘引して、外国船に物資を供給していると伝えている

⁶³ 万曆『東里志』巻 2、境事志、災異、79 頁。「林国顕、……拜徽人徐碧溪為乾兒、導之至南澳。……国顕家梅嶺、与東里密邇、梅嶺人悉從為盜」。同、81 頁。「念嵩嶼・梅嶺・下海、皆云倭禍起于壬子、実沈門啓之也。方李大用賊首猖獗、林国顕・沈門・田浪広皆從之、至大用逆風溺死、百艘皆壞、独国顕・浪広二曾舟存、有旧番子在焉、各自為夥。而沈門五舟泊于涪嶼澳」。

⁶⁴ 朱紘『甓餘雜集』（『四庫全書存目叢書』集部 78 冊、齊魯書社、1997 年）巻 3、章疏 2、「増置県治以安地方事」、57 頁。「漳州府龍溪県月港地方、……其俗強狠而野、故居則尚闘、出則喜劫。如仏郎機・日本諸夷、阮其夷・李大用諸賊首苟可以利、則窩于其家、而縱之妻女不恥焉、此何等俗也」。

⁶⁵ 朱紘『甓餘雜集』巻 2、章疏 1、「瞭報海洋船隻事」、37 頁。「訪得賊船俱在広東潮州併浙江寧波等処海島潛住」。

このように 1540 年代末には、梅嶺半島から南澳島にかけての海域は、漳州湾とならぶ密貿易者や海寇の活動拠点となっていた。そのころ福建海寇の首領であった李大用は、月港を拠点として日本人やポルトガル人との密貿易を行うとともに、梅嶺半島・南澳島一帯での交易活動にも関与していたようである。また林国顕もこの時期に李大用集団に加わり、ポルトガル人・日本人とも結んで、月港—走馬溪—下湾—南澳島一帯の海域で貿易や海賊活動を行っていたと考えられる。

（2）1552 年の黄岩県寇掠と「澳主」徐銓の登場

嘉靖 31 年、日本からの倭寇集団が浙江・福建沿海に大挙襲来し、5 月頃に浙江台州府の黄岩県を寇掠・攻略するという事件が起こった。『籌海図編』ではこの黄岩県寇掠事件に関連して、「海上の巨寇」である林碧川（林国顕）・鄧文俊・沈南山（沈門）らの集団が、嘉靖 31 年 4 月に日本の「楊哥」（呼子？）から寧波府象山県の遊仙寨を攻撃し、さらに浙江沿海を南下して王直一党と合流したのち、温州府の瑞安県を攻撃し、さらに東北に進んで黄岩県に侵攻したと記している⁶⁷。一方、『東里志』では李大用の船団が遭難したのち、その一党であった沈門が、林国顕と徐銓と結託して黄岩県を寇掠し、ついで林国顕と徐銓は南澳島・梅嶺半島一帯へ撤収したとする⁶⁸。

また『東里志』では、沈門らが黄岩県を寇掠するにいたった経緯を、次のように伝えている。李大用の船団が遭難したのち、沈門は厦門湾の涪嶼島に停泊していた。そのころ李嵩山という海商が「西南番」に渡航するため、五隻の船団を艤装していたが、沈門の略奪を恐れ、事前に彼に金品を贈っていた。ところが沈門一党の「番徒」が、李嵩山の積荷を略奪するという事件が起こった。李嵩山は沈門や「番徒」が日本に渡航し、略奪した商品

⁶⁶ 朱紱『甓餘雜集』巻 5、章疏 4、「設專職以控要害事」、127–128 頁。「由走馬溪而南、則潮州之南澳山矣、蓋閩広嚙喉之冲、賊夷出沒之所、視龍溪県之海滄、均為要害。……賊船集泊、每于走馬溪・下湾、……又有梅嶺群惡以濟之耳。……或出本販番、或造船下海、或勾引賊党、或接濟夷船」。この史料は福建特に漳州月港一帯の密貿易状況を示す史料としてよく引用して紹介されている。三木聡『伝統中国と福建社会』（汲古書院、2015 年）117–118 頁など参照。

⁶⁷ 鄭若曾『籌海図編』巻 8 下、寇踪分合始末図譜、571–575 頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（前編）460–461 頁参照。

⁶⁸ 万曆『東里志』巻 2、境事志、災異、80–81 頁。また、乾隆『南澳志』・乾隆『潮州府志』にも簡略な記事がある。

を転売するだろうと考え、自らも日本に渡って当地にいる旧知の林昆を頼って、日本の王に被害を訴えた。林昆はこれに応じて、「番奴」を派遣して沈門の船の船荷や武器を押収し、倭人海賊を殺害し、沈門や華人海賊を拘束して、明朝に処置を仰ごうとした。しかし沈門は中元節（お盆）の酒宴の際に、監守の倭人に毒酒を与えて殺害し、乗船して五島に逃亡した。彼はそこで林国頭らと出会い、黄岩県の寇掠を企図したのだという⁶⁹。

この記事では一連の事件が起こった年月を記していないが、沈門が日本を脱出し五島で林国頭らと合流したのは、おそらく黄岩県寇掠の前年である嘉靖 30（1551）年であろう。そうだとすれば、李大用が遭難したのは同年初頭以前のことであり、難を逃れた沈門は同年の中元節（7 月 15 日）以前に日本に渡航したことになる。林国頭が新たな海寇集団を作り、徐銓を南澳島に誘引したのも同時期のことであろう。

なお前述のように李大用が遭難した際、沈門は「番子」とともに難を逃れていたが、彼ら「番徒」が、厦門湾で李嵩山の貨物を略奪したのだという。この「番徒」は主に東南アジア系の人々を指すと思われるが、ポルトガル人が混在していた可能性もある。また日本で林昆の指示により沈門の船荷を押収した「番奴」も倭人と区別して記されているので、東南アジア系の可能性が強い。この記事によれば 1550 年代初頭には厦門湾と日本の間で華人・日本人と東南アジア系の人々・ポルトガル人が混在した、密貿易・海賊活動が行われていたことになる。

一方、『籌海図編』では黄岩県を寇掠したのは林国頭・沈門などだとして、徐銓の名は挙げていない。しかし『東里志』によれば、沈門・林国頭・徐銓が黄岩県城を攻略・略奪して撤退したのち、黄岩県の士人たちは「澳主」の徐銓が首謀者だとして、台州府から徽州府に文書を送り、その家族を拘留させたという⁷⁰。嘉靖 31 年の黄岩県寇掠事件の時点で、

⁶⁹ 万暦『東里志』巻 2、境事志、災異、80 頁。「適嵩嶼李嵩山艤舟五隻、裝貨欲販西南番、檣具未備、恐沈門掠之、乃謀往見沈、以常例納焉、使為之防。沈悅而礼待之。次日、沈門回訪而李不復虞。乃番徒見貨心動、肆掠以去、衆志消阻。李曰『彼不過販日本耳、其国林昆与我旧好、若往告、必得理』。于是收拾殘貨入日本。見王告之。林昆為之携、遂遣番奴至江口、將沈門舟中貨物槍刀搬盡、殺其倭之為害者、留沈門及華賊、請中国処置。列柵守之。至七月十五日中元節、倭素重此節、無論大小貧富、皆治酒肴飲、必尽醉以樂太平。沈門乃設酒犒守柵之倭、歡唱恣飲、酒後置毒其中、守柵者皆迷、遂拔其佩刀尽殺之、抽柵木為柁、駕舟逸出江口。至五島、遇国頭等、相与謀劫浙之黄岩県」。

⁷⁰ 万暦『東里志』巻 2、境事志、災異、80-81 頁。「(黄岩) 県原無城、又升平日久、不設備、被焚掠殆尽。三曾坐于院道署中、以待俘贖、飽欲而去。黄岩士夫、皆歸咎于澳主徐碧溪、陳訴移文徽州、拘系家屬、嚴論捕之」。

徐銓はすでに林国頭・沈門を含む海寇集団の首領の一人として認識されていたと考えられる。

（３）「澳主」徐銓の南澳島貿易

『東里志』によれば、嘉靖 31 年の黄岩県寇掠後、徐銓は徽州にいる家族が拘留されたことに復讐するため、巨艦を建造して林国頭を船主とし、ふたたび黄岩県を襲撃しようとした。しかし船が巨大すぎて建造中に壊れてしまい、やむなく小型船を造って南澳島に移った。そこで林国頭は対岸の梅嶺に大邸宅を造って徐銓を迎えようとしたが、広東の黒孟陽の軍船が徐銓を襲撃し捕らえてしまった。そこで林国頭は日本に逃亡し、日本人を勾引して福建・広東を劫略するようになったのだという⁷¹。

一方、『日本一鑑』では、徐銓は嘉靖 33（1554）年に倭寇を南澳島に誘引して互市を行い、ついで日本に渡航しようとしたが、対岸の柘林湾に停泊中、指揮黒孟陽に撃滅されたと記している⁷²。さらに『世宗実録』は徐銓撃滅の状況をさらに詳しく記している。それによれば、嘉靖 33 年 7 月、指揮黒孟陽は軍船を率いて、潮州府柘林に侵攻した華人・番賊と倭人の混在する海寇集団を撃滅し、賊首の方四溪や、「夷目」の「吒過羅」など 135 名の海寇を生け捕ったが、その戦闘中に賊首の徐銓は溺死したという⁷³。

ここで注目されるのは、黒孟陽が捕虜とした「夷目」の「吒過羅」という人物である。明清時代にはマカオに駐在するポルトガル人官員を「夷目」・「番目」・「渠目」・「兵目」と総称していた⁷⁴。施存龍はそれをふまえて、嘉靖 33 年には吒過羅を首領とするポルトガル人の海賊集団が、南澳を拠点とする徐銓の一党として、潮州府の柘林方面で略奪を行っていたと論じている⁷⁵。現時点では「吒過羅」がポルトガル人か東南アジア人かは確定できないが、おそらく嘉靖 33 年ごろの南澳島・柘林湾一帯では、徐銓を中心として、華人の

⁷¹ 万曆『東里志』巻 2、境事志、災異、81 頁。

⁷² 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 6、海市、4 頁裏。小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』（刀江書院、1941 年）475-476 頁参照。

⁷³ 『世宗実録』（中央研究院歴史語言研究所、1965 年）巻 412、嘉靖 33 年 7 月庚子条、巻 415、嘉靖 33 年 10 月戊寅条、7215 頁。施存龍「關於「張璉」、「南澳」誤伝弁証」（『文化雑誌』第 47 期、2003 年）223 頁参照。

⁷⁴ 湯開建「明代管理澳門倣唐宋「藩坊」制度辨」（前掲『澳門開埠初期史研究』）206-208 頁。金国平「夷目唵嚟哆考証」（『西力東漸——中葡早期接触追昔』澳門基金会、2000 年）108-113 頁。

⁷⁵ 施前掲「關於「張璉」、「南澳」誤伝弁証」223 頁。

ほかに日本人・ポルトガル人・東南アジア系の人々が混在する多民族的な海寇集団が、交易や略奪を行っていたのであろう。

以上で検討したように、徐銓は李大用死後の嘉靖 29～30（1550-51）年ごろから林国顕と結んで南澳島を拠点とし、その「澳主」と見なされるようになったようである。そして嘉靖 31 年には五島から戻った林国顕や沈門とともに黄岩県を寇掠し、さらに林国顕とともに南澳島・梅嶺一帯で交易や略奪を行っていたが、嘉靖 33 年に官軍の攻撃を受け溺死したわけである。

徽州出身の徐銓は、もともと同郷の徐海や王直の配下にあつて九州と浙江沿岸を結ぶ海域を活動の舞台としていた。李大用の船団が壊滅したのち、林国顕は福建・広東境界地域で海寇集団として自立するに際し、徐海や王直と密接な関係を持つ徐銓を南澳島に招いたのであろう。嘉靖 31 年ごろから、徐海は官軍に協力姿勢をみせていた王直との対立を深めつつあり⁷⁶、同年に王直は烈港で福建海寇の頭目陳思汧を捕縛して明朝に互市を求めている⁷⁷。こうした状況下で、徐銓は王直と徐海の対立を危惧し、あるいは王直の官軍との協力方針を忌避して、林国顕に応じて南澳島に拠点を移したのだと思われる。

第三節 王直集団による南澳島海域貿易

（1）葉宗満による南澳島貿易の開始

嘉靖 33 年に、南澳島の「澳主」となっていた徐銓が官軍の攻撃により溺死したのち、南澳島の貿易を主導するようになったのは、王直の義兄である葉宗満であった。葉宗満が嘉靖 32（1553）年に南澳島貿易を開始した経緯については、『日本一鑑』に詳しい記述があり⁷⁸、王直集団に属する福建海寇の洪迪珍（洪老・洪沢珍）が、嘉靖 34～36（1555-57）年に月港で東南アジア船と交易するとともに、日本人とともに南澳島の貿易にも参入していたことも、従来から指摘されている⁷⁹。ただし王直集団による南澳島貿易に関する研究は、

⁷⁶ 佐久間前掲『日明関係史の研究』289-290 頁。

⁷⁷ 山崎前掲「舶主王直功罪考（前編）」456 頁。

⁷⁸ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 6、海市、4 頁表。

⁷⁹ 乾隆『海澄県志』（『中国地方志集成 福建府県志輯』30、上海書店出版社、2000 年）巻 24、叢談志、遺事、703 頁。『世宗実録』巻 472、嘉靖 38 年 5 月癸未条、7923 頁。小葉田前掲『史説日本と南支那』137 頁、475-476 頁、佐久間前掲『日明関係史の研究』303 頁、廖前掲『福建海外交通史』215 頁など参照。

全体的に乏しい⁸⁰。このため本節では、1550 年代に王直集団によって行われた、南澳島における多民族的な交易活動の形成過程とその実態について検証することにした。

嘉靖 32 年、黄岩県が再び倭寇に襲撃されると、分守寧波・紹興・台州参将の俞大猷は王直を海寇の黒幕と見なして烈港を攻撃し、王直は烈港を放棄して平戸に拠点に移した⁸¹。同年に王直集団の幹部であった葉宗満は日本人を誘引し、浙江を回避して南澳島に南下して互市を行った。この時から葉宗満は南澳島を貿易拠点とするようになる⁸²。嘉靖 32 年に明軍による浙江近海での海防が強化されたことにより、王直と葉宗満はあいついで平戸と南澳島に本拠を移したわけである。葉宗満の南下により、南澳島は新たに王直集団による対日貿易の一拠点となり、さらに嘉靖 33 年以降、王直集団による日本——烈港間の密貿易が解体するとともに、その一部は平戸——南澳島間の貿易として再編されたのである。

（2）南澳島における「倭」・「番」混在の「輸税貿易」

嘉靖 34 年 4 月、工部右侍郎趙文華は督察浙直軍務の任を帯び、海神祭祀と軍事巡察のために東南沿海に派遣され、同年 8 月には「条陳海防疏」という題奏を行い、福建人が海寇に物資を提供（「接濟」）し交易を行っていると言弾した⁸³。この題奏の全文は、彼が東南沿海巡察中の上奏・書簡を集成した『嘉靖平倭祗役紀略』に収録されている。この題奏において、趙文華は福建沿海では多くの「賊党」が「番舶」と内通していると指摘し、さらに南澳島における「通番」状況についても、次のように伝えている。

福建との境界にある潮州府の南澳島には番舶の貨物が集まっている。伝聞するところによれば、今年の四・五月、海賊の王直らはそこに至って貨物を販売し、納税して貿

⁸⁰ 太田前掲『倭寇』410-411 頁。は王直が嘉靖 19（1540）年ごろに葉宗満とともに広東・日本・シャムとの密貿易に従事していたことや、王直の義子である毛烈が嘉靖 38（1559）年に南澳島に駐泊していたことを指摘し、王直は当初、南澳島を拠点として日本・中国・シャムを結ぶ密貿易体制を築いていたと推定している。また傅衣凌『明清時代商人及商業資本』（人民出版社、1956 年）111 頁や太田前掲『倭寇』202-217 頁などは、『籌海図編』（巻 3、「広東事宜」、247 頁）の記事によって日本人が南澳島貿易に加わっていたことを指摘する。

⁸¹ 山崎前掲「舶主王直功罪考（前編）」467 頁。

⁸² 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 6、流逋、4 頁表。小葉田前掲『史説日本と南支那』136 頁。

⁸³ 『世宗実録』巻 421、嘉靖 34 年 4 月辛未条、7294 頁。同巻 425、嘉靖 34 年 8 月壬辰条 7362 頁。鄭樸生『中日関係史研究論集』5（文史哲出版社、1995 年）89 頁参照。

易を行った(「輸税貿易」)という。その養子である海賊の毛(烈)、徒党である海賊の徐(元亮)は、なおこの要害に拠っている⁸⁴。

この記述からは、嘉靖 34 年には夏季の南西風によって、南澳島に「番舶」(東南アジア・ポルトガル船)が多数来航・停泊していたことがわかる。そして王直の船団はこの時期に南澳島に渡航し、「輸税貿易」を行っていたという。その後も王直の義子である王澈(毛烈・毛海峰)や、王直一党の徐元亮(徐北峰)は南澳島に駐泊して拠点としていたとされる。

ここで特に注目されるのは、王直船団が南澳島において「輸税貿易」を行っていたという一節である。趙文華はこの「輸税貿易」の実態について明示していないが、彼が朝廷から督察軍務として派遣され、東南海防の実態視察の任を帯びていたことから見て、実際に当時の南澳島においては、「番舶」に対してなんらかの徴税を行っていたのだと考えられる。岩井茂樹が論じるように、広州近海では 16 世紀初頭から朝貢船以外の海外商船が来航して交易を行い、広東当局はそれを黙認して、「抽分」すなわち事実上の関税徴収を行っていた。その後一時、広州近海における外国商船との交易と「抽分」は禁止されるが、1530 年代には朝貢船の附搭貨物に対する「抽分」の認可を契機に、朝貢船以外の外国船との互市や、それに対する「抽分」もしだいに復活し、嘉靖 35(1556)年ごろまでには、外国船が「客綱」・「客紀」などと称される仲介者を通じて交易を行い、それに対して「抽分」が行われる体制が実質的に形成されていたという⁸⁵。

趙文華の報告によれば、1550 年代中期には、広州近海だけではなく南澳島方面においても、「番舶」が来航して「互市」を行い、それに対する徴税も行われていたようである。第 1 節で述べたように、南澳島に相対する梅嶺半島の下傳港には外洋船が出入しており、その管理のために「公館」が設置されていた。南澳島に来航する商船に対する徴税も、下傳港の「公館」で行われていた可能性がある。

鄭若曾『籌海図編』によれば、南澳島に来航して交易を行っていた「番舶」には、東南アジアからの商船だけではなく、日本からの商船も含まれていたという。すなわち鄭若曾は同書の「福建事宜」の項において次のように記している。

漳州・潮州は濱海の地であり、広東・福建人は各地の商品を民家に貯蔵し、倭人が到ればそれらを売る。倭人はただ銀によって購入し、西洋人のように商品を舶載して他

⁸⁴ 趙文華・原実甫『嘉靖平倭祗役紀略』(江蘇揚州人民出版社、1961 年) 卷 3、「条陳海防疏」、4 頁。「又其界潮州南澳、番舶貨萃。今年四五月内、伝聞海賊王直等販貨到彼、輸税貿易、其養子毛賊、徒党徐賊拠險尚在」。

⁸⁵ 岩井前掲『朝貢・海禁・互市』180-217 頁、李前掲『明代海外貿易制度』255-259 頁、262-267 頁。

の商品と交易して去るのではない。故に中国が倭寇の消息を知ろうと思えば、人を南澳島に派遣して商人に偽装させ(倭人と)交易させればいい。そうすれば襲来の有無や人数の多寡など、一年内の情報を容易にすべて知ることができる⁸⁶。

さらに鄭若曾は同書「開互市」の項でも、次のように述べている。

日本の夷商はただ銀によって商品を買ひ、「西番」のように商品で交易するのではない。福建人はその価値を利として、そこから抽税することを望み、尖底船を買って外海に到り補造し、日本に行つてこれを渡す⁸⁷。

すなわち福建人は日本人がもたらす銀に「抽税」することを望み、尖底船を調達して日本人に渡し、来航を促していたという。鄭若曾のいう「西洋人」や「西番」とは、西洋(東南アジア西部)から来航するポルトガル私貿易商人や東南アジア系商人であろう。南澳島方面にはこれらのポルトガル商人や東南アジア系商人が南洋商品を、日本人が銀をもたらししており、それらに対する「抽税」も行われていたのだと考えられる。また鄭若曾が、福建人が日本人からの「抽税」を望み尖底船を提供するという記述は、この「抽税」が福建省漳州府詔安県の下傳港の「公館」で行われていた可能性を示唆している。

1550年代の南澳島において、華人と「倭」・「番」が混在する交易活動が行われていたことは、嘉靖34～35(1555-56)年に広東省惠州府推官の任にあった楊載鳴も言及している。彼は惠州府沿海部の海防体制の脆弱さを指摘し、それに関連して南澳島の状況について次のように記す。

「倭艘」と「番舶」が何をするのかは、最近の潮州府の深澳での事態が参考となろう。

彼らの活動が交易のみにとどまるだろうか。万一(沿海部)を襲撃すれば、惠州府がまずその被害を受けることになる⁸⁸。

第1節で述べたように、深澳は南澳島北部に位置し、しばしば外国船や海寇船が停泊する主要港であった。楊載鳴もこの深澳に「倭艘」や「番舶」、すなわち日本や東南アジアからの外洋船が来航して交易を行うとともに、それらが惠州府への略奪に転じることを危惧しているのである。

このように1550年代には、王直集団の幹部である葉宗満などを中心として、南澳島か

⁸⁶ 鄭若曾『籌海図編』巻4、「福建事宜」、278頁。太田前掲『倭寇』202-214頁。

⁸⁷ 同上、巻12下、経略4、開互市、853頁。「日本夷商惟以銀置貨、非若西番之載貨交易也。福人利其值、希其抽税、買尖底船、至外海貼造而往渡之」。

⁸⁸ 嘉靖『惠志略』(不分巻)(『天一閣藏明代方志選刊』64、上海古籍書店、1982年)兵防志、營砦、39頁裏。「倭艘番舶之虞、近日潮深澳事可見矣。彼豈尽(僅)通貨賄哉。万一奔突、則惠先受其禍」。

ら梅嶺半島にかけての広東・福建境界海域では、華人にくわえ日本人・ポルトガル人や東南アジア系商人などの海商・海寇が混在する「密貿易」が行われ、広東・福建の地方当局もそれを事実上黙認し、徴税も行っていたと考えられる。1540年代には舟山群島の双嶼において、日本人・華人・ポルトガル人や東南アジア系商人が混在する密貿易拠点となっていた。嘉靖27年に双嶼が壊滅したあと、これらの密貿易者の一部は福建・広東境界海域に南下するが、彼らも嘉靖28年の走馬溪の海戦で掃討された。しかしそれによってこの海域の交易活動が根絶されたわけではなく、1550年代には王直集団に属する海商・海寇が南澳島・梅嶺地域に進出し、ポルトガル人・東南アジア系商人・日本人との新たな貿易拠点としていたのである。そして1550年代中期には、広州近海で「客綱」・「客紀」を通じた「抽分」制度が形成されたのと並行して、この海域でも外国船に対する課税が行われるようになっていたと考えられる。

1550年代中期に多くの「番舶」が南澳島に來航した背景には、東南アジアを拠点とするポルトガル私貿易商人の東アジア海域における交易拡大もあった。この時期にはポルトガル人は広州近海の上川島や浪白澳^{ランバカウ}を拠点として密貿易に従事し、マラッカ―広州近海―日本を結ぶ交易ルートが形成されつつあった⁸⁹。地図Ⅱで示すように、南澳島は広州近海から福建を経て日本へ向かう航路の寄港地に位置しており、ポルトガルや東南アジア系商人は南澳島附近に寄港して華人商人と交易をおこない、日本人もまた華人と結んで南澳島海域貿易に加わり、日本銀と中国・南洋商品を交易するようになったのである。この時期に南澳島の貿易活動を主導していたのは王直集団をはじめとする華人海商・海寇であり、趙文華の上奏も示すように、王直集団を仲介者として、中国商品と南海商品・日本銀の交易が南澳島で行われ、それらの商品に対しては広州近海と同じように抽分形式の課税も行われていたと思われる。

なお岩井茂樹によれば、嘉靖35年には広州において、広州・徽州・泉州などの商人を「客綱」と呼ばれる仲介者として、東南アジアやポルトガルの商船が互市を行うようになり、嘉靖37（1558）年に王直が浙直総督胡宗憲の招撫に応じる際にも、こうした「広東の事例」に即して、舟山群島において互市を開くことを構想していたという⁹⁰。一方上述のように、南澳島においても王直と関連の深い海寇集団が、「倭寇」やポルトガル商人・東南アジア系商人とともに交易活動を行っていた。1550年代において、南澳島附近の梅嶺半島の「公館」において地方政府管理下で互市と抽分が行われていたとすれば、王直は上記の「広東の事例」に加え、南澳島・梅嶺半島海域での交易の現実も念頭に置き、舟山群島

⁸⁹ 岡前掲『商人と宣教師』81-86頁。

⁹⁰ 岩井前掲『朝貢・海禁・互市』201-217頁。

での互市実現を構想した可能性もあるのではないだろうか。

（３）王直・葉宗満の投降と胡宗憲の南澳島招諭

嘉靖 35 年、浙直総督に任命された胡宗憲は、王直勢力下の海商や海寇が東南沿岸一帯で交易や略奪を拡大し、徐海が率いる倭寇集団が浙江・江南一帯を劫略するなかで徐海集団に対する掃討作戦を進めるとともに、王直に倭寇鎮圧を条件に互市を認可することを示唆して招撫を試みた⁹¹。胡宗憲による王直招撫については、彼が蔣洲らを九州に派遣し王直の帰順を促したことがよく知られているが⁹²、彼が並行して南澳島においても倭人に対する招撫策に着手していたことは、従来の研究では十分に論じられていない。

嘉靖 35 年の胡宗憲による南澳島招諭については、鄭舜功『日本一鑑』に一連の記事が残されている。周知のように、鄭舜功は胡宗憲の前任者楊宜によって日本に派遣され、嘉靖 35 年 5 月に広東を出帆し、潮州府近海を経て豊後に渡航し、翌嘉靖 36 年正月に豊後から潮州府に帰還した⁹³。『日本一鑑』所収の南澳島招諭に関する情報は、鄭舜功が日本往復の過程で南澳島方面に寄港した際に入手したものと思われる。

胡宗憲による南澳島招諭に先だって、南澳島での貿易を主導していた葉宗満は、王直が胡宗憲の招撫に応じて舟山列島に赴くのに先だち、王激（毛烈・毛海峰）とともに浙江に帰還していた。山崎岳が詳しく検討するように、蔣洲とともに日本に渡航した陳可願は、五島で王直と接触して明朝への帰順を勧誘し、嘉靖 35 年 3 月ごろに王激・葉宗満らとともに浙江近海に帰還した。同年 5 月から 8 月にかけて、王激・葉宗満らは舟山列島で倭寇掃討にあたり、翌嘉靖 36 年 10 月には、王直の船団が大友氏の船団とともに舟山列島の岑港に入り、明朝に帰順するとして互市の再開を求めた⁹⁴。

なお『日本一鑑』によれば、もともと葉宗満は浙江に帰順するまで南澳島で貿易を継続する意図を持っていたという。嘉靖 35 年、王直は互市の公認を望んで明朝の招撫に応じようとしたが、明朝による処罰の可能性も危惧して、まず毛烈（王激）を先行させること

⁹¹ 山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」120-122 頁。

⁹² 山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」106-107 頁、鹿毛敏夫「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」(『史学雑誌』第 112 巻 2 号、2003 年) 179-180 頁、田中健夫『中世対外関係史』(東京大学出版会、1975 年) 所収「明人蔣洲の日本宣諭——王直の誘引と戦国日本の紹介」312-328 頁、神戸輝夫「鄭舜功と蔣洲——大友宗麟と会った二人の明人」(『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第 21 巻 2 号、1999 年) 118-120 頁など参照。

⁹³ 神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」115 頁。

⁹⁴ 山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」111-114 頁。

にした。葉宗満は南澳島で交易を行うことを望んでいたが、王直から「南澳島での交易は利益があるが名分がない。毛烈と（舟山列島に）同行すれば、利益と名分の双方が得られる」と説得され同行したという。葉宗満は毛烈らとともに舟山列島の烈港に赴き交易をおこなうとともに、上述のように倭寇を掃討し、ついで日本に赴いている⁹⁵。こうして葉宗満は南澳島の貿易から離脱することになった。

これを受けて、胡宗憲は嘉靖 35 年 8 月以降、南澳島に残って海外貿易を継続していた、福建海寇の王宗道と李貴顕に対しても招諭を行った⁹⁶。『日本一鑑』はその経過を次のように記す。

当時、南澳島の倭夷は常に小船に乗って、直接に潮州の広濟橋に赴き、財貨を購買し南澳島と往来していた。胡宗憲は使者を南澳島に派遣して招諭を行った。清溪(王宗道)・華山(李貴顕)は家族とともに官府に出頭し、倭人を日本に送還したのち、浙江沿海に戻り帰順すると称した⁹⁷。

嘉靖 35 年に葉宗満が南澳島の互市から離脱した後も、王宗道・李貴顕らの華人海商は、日本商人と結んで南澳島で交易をおこなっていたわけである。これに対し、胡宗憲は浙江近海で互市を公認する可能性を示唆したうえで、さらに王宗道・李貴顕が日本人をみずから送還したのち、浙江近海に戻ることを認めた。

王宗道と李貴顕はもともと王直・葉宗満とともに五島を拠点として貿易に従事しており、王直集団の有力者であった⁹⁸。彼らが南澳島から浙江に帰順しようとしたのは、胡宗憲が葉宗満による舟山での互市も黙認しており、王直による朝貢・互市公認の要望が認められると考えたためであろう。しかし嘉靖 37 年には情勢が一転し、胡宗憲は舟山群島で王直を捕縛し、毛烈らは大友氏の使節とともに岑港一帯を占拠し、明朝官兵と対峙することになった。一方、倭人を送還して日本から浙江に帰還した王宗道と李貴顕は、浙江近海に到

⁹⁵ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷 6、海市、5 頁裏。「歳丙辰（嘉靖 35 年）、王直聴招以市、畏法不決、欲毛烈先行。烈子難之、招宗満。宗満欲市南澳。直曰『市南澳有利無名、同烈行名利兩得』。宗満聴、与童華来市列港。……宗満率倭商、殺舟山倭賊、後去日本」。

⁹⁶ 小葉田前掲『中世日支通交貿易史の研究』475 頁。

⁹⁷ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷 6、海市、5 頁表。「于時（嘉靖丙辰）、南澳倭夷常乘小舟直抵潮州広濟橋接買貨財、往来南澳、而胡宗憲又遣使人至澳招諭。王宗道即清溪、李貴顕即華山、随以家属到官、自許送倭還国、復帰浙海以自効」。

⁹⁸ 『世宗実録』卷 453、嘉靖 36 年 11 月乙卯条、7675 頁。鄭若曾『籌海図編』卷 12 下、経略 4、降宣諭、839 頁。

り事態の急変を知り、南澳島に逃げ戻ったという⁹⁹。

このように、嘉靖 35 年から嘉靖 37 年にかけて、南澳島での貿易を主導していた葉宗満は、舟山群島での互市の公認を期待して浙江沿岸に移り、やはり南澳島で日本人との交易を行っていた福建海寇の王宗道・李貴顕も、舟山群島での互市への参入を期待して、いったん南澳島を離れて日本人を送還した。しかし結局、舟山群島における互市公認は空手形に終わり、南澳島における王直勢力下の海商・海寇による交易活動も頓挫することになったのである。

第四節 王直投降後の南澳島貿易と海寇・倭寇

(1) 王直投降後の南澳島貿易

嘉靖 36 年 11 月には、王直・葉宗満が舟山群島の岑港で胡宗憲に投降し、翌嘉靖 37 年、明軍が大友氏の遣明船と王直の義子毛烈の船団を岑港から駆逐すると、舟山群島を追われた海商・海寇の一部は福建・広東境界地域に南下し、南澳島近海を拠点として交易や略奪を継続した。鄭舜功も『日本一鑑』において、嘉靖 37 年以降は南澳島が海賊の巢窟となったと記している¹⁰⁰。本節では先行研究により 1550 年代末から 1560 年代にかけての南澳島における華人海商・海寇の動向を概観するとともに、『南澳遊小紀』なども利用して、福建海寇の謝老や潮州海寇の許朝光による交易や略奪の実態を、倭寇集団との関係にも注目して検討したい。

1550 年代末には、胡宗憲の舟山群島における掃討戦によって駆逐された、王直集団の残党が南澳島に移動している。前述のように、嘉靖 37 年には王宗道・李貴顕が舟山群島から南澳島に撤収し、洪迪珍も南澳島と漳州湾近くの浯嶼一帯を拠点として交易や略奪を行うようになった。また毛烈も同年に浯嶼に南下し、翌年には南澳島に本拠を移している¹⁰¹。また、王直集団に属していた福建海寇の謝老も、嘉靖 36 年頃から嘉靖 39 (1560) 年にかけて南澳島を拠点として、泉州府から漳州府の月港・走馬溪にかけての福建東南沿海に侵

⁹⁹ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 6、海市、5 頁表。小葉田前掲『中世日支通交貿易史の研究』475 頁。

¹⁰⁰ 同上、5 頁裏。胡・肖・普塔克前掲「明永楽至隆慶南澳的海上活動」85 頁。

¹⁰¹ 乾隆『海澄県志』巻 24、叢談志、遺事、703 頁。『世宗実録』巻 472、嘉靖 38 年 5 月癸未条、7928 頁。徐学聚『嘉靖東南平倭録』（神州国光社、1939 年）嘉靖 38 年 5 月条、46 頁。小葉田前掲『史説日本と南支那』137 頁、廖前掲『福建海外交通史』215 頁、佐久間前掲『日明関係史の研究』303 頁、太田前掲『倭寇』410 頁など参照。

攻した¹⁰²。一方、潮州海寇の許朝光は、南澳島西部の隆澳港を拠点として広東・福建沿海で活動し、特に嘉靖 37 年ごろには南澳島において日本人と「偽市」を行っている¹⁰³。

『南澳遊小紀』にも、嘉靖 37 年から日本人が南澳島を拠点として沿岸地域を略奪していたことが記されている。まず南澳島北部の深澳港については、次のような記述がある。

嘉靖年間、潮州府は海賊がここを占拠することを危惧し、木石によって(港内を)塞いだ。嘉靖 37 年、倭奴が水の中から木石を撤去して港を再び利用できるようにし、その巢窟とした¹⁰⁴。

すなわち潮州府が海賊の拠点となりうる深澳港を木石で塞いだにもかかわらず、嘉靖 37 年に「倭奴」が木石を排除し深澳港を拠点としたというのである¹⁰⁵。前述のように、嘉靖 35 年に胡宗憲が南澳島の王宗道などの海寇を招撫した当時、「倭夷」は南澳島と潮州府の広濟橋を往来して貿易を行っていた。これに対し、胡宗憲は王宗道らに日本人を本国に送還させ、これを受けて、潮州府も深澳港を塞ぐ措置を取ったのだろう。しかし嘉靖 37 年以降、南澳島近海に残留していた日本人、あるいは浙江方面から駆逐され南下した日本人が、ふたたび深澳港を本拠としたのである。

さらに『南澳遊小紀』には、南澳島南部の雲蓋寺港についても、次のように記している。

倭人は……嘉靖 37 (1558 年) に南澳島の雲蓋寺を巢窟とした。38・39 (1559・60) 年にも連年来航して巢窟とし、41 (1562) 年 10 月には玄鐘所の所城を陥落させ、各郷に散開して駐屯し、塚墓をすべて暴き、そのつど数か月留まって去った。隆慶初年 (1567 年) ごろ、総兵の戚繼光がほぼすべてを掃討・捕縛した¹⁰⁶。

このように嘉靖 37 年に王直集団の残党が舟山群島から駆逐された後も、南澳島近海で

¹⁰² 佐久間前掲『日明関係史の研究』302 頁。林前掲『明末清初私人海上貿易』101 頁。

¹⁰³ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 6、流逋、5 頁裏。佐久間前掲『日明関係史の研究』301-302 頁。

¹⁰⁴ 安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、1 頁。「嘉靖間潮州府慮賊拠此、塞以木石。三十七年、倭奴入水撈起、澳口復通、因拋為巢」。

¹⁰⁵ 顧炎武『天下郡国利病書』、福建備録、詔安県志、南澳副総兵、132 頁表にも類似する記事があるが、時期を明記していない。王日根（『海潤華夏——中国経済発展的の海洋文化動力』(厦門大学出版社、2015 年) 所収「明末至清代詔安地方防御体系設置及其変遷」135 頁。

¹⁰⁶ 安国賢『南澳遊小紀』上、寇紀第十一、1 頁。「倭。……嘉靖三十七年入窠于南澳雲蓋寺。三十八・三十九連年来窠。四十一年十月陷玄鐘所城、散屯各郷、尽発塚墓、每至輒留数月乃去。隆慶初、総兵戚繼光剿捕殆尽」。

は日本人が深澳・雲蓋寺港などを拠点に、貿易活動や沿海部の襲撃・略奪を継続していたのである。前述のように、梅嶺半島の下傳港は嘉靖 44 年に月港に海澄県が設置されるまで、外洋船の出航地となり、「公館」が設置され海上貿易を管理していた。上記の「海寇」・「倭寇」は、南澳島を拠点としてこうした貿易にも参入していたのではないと思われる。

（２）漳州海寇謝老と倭寇

1550 年代末から、南澳島近海で日本人と結託して密貿易や略奪を行っていた海寇の頭目に、漳州府出身の謝老（本名は謝和、謝策とも称する）がいる。謝老については、佐久間重男や林仁川が『籌海図編』・万暦『漳州府志』・乾隆『海澄県志』などの記述により、彼が嘉靖 37～39 年に南澳島・月港一帯で活動していたことを明らかにしている¹⁰⁷。ここではさらに関連する奏議集・海防書や『南澳遊小紀』の記述を利用し、福建巡撫の阮鶚による倭寇対策にも注目して、南澳島近海における謝老集団と倭寇勢力の結合について検討を加える。

阮鶚は嘉靖 35 年 3 月に浙江巡撫に着任し、胡宗憲を補佐して徐海掃討作戦などに当たり、翌嘉靖 36 年 1 月に福建巡撫に転任し、福建での倭寇対策を主導した¹⁰⁸。この年、謝老は福建海寇の許朝堅と結託し、倭寇を漳州沿岸に誘引して略奪を行った。黄侯卿『倭患考原』には、嘉靖 36 年の謝老・許朝堅による福建沿岸襲撃の経緯を詳記している。それによれば、阮鶚はこの襲撃事件の直後、謝老らと倭寇を南澳島まで追跡した。その乗員はみな外国船への物資供給者や海外への密貿易者（接濟・通番之徒）であったという¹⁰⁹。

しかしこの年 3 月、刑科給事中の劉佑は、阮鶚が泉州府に襲来した倭寇に対し、福建布政司の庫銀を与えて懐柔しようとしたと弾劾し、嘉靖帝は錦衣衛に阮鶚の逮捕を命じた¹¹⁰。ついで 6 月には、兵部右侍郎の鄭曉も上奏して阮鶚を弾劾した。この上奏には、阮鶚が鎮撫司での訊問に際し、彼が倭寇の福建襲撃に対し追撃作戦を進めたという弁明書が引用さ

¹⁰⁷ 佐久間前掲『日明関係史の研究』302 頁。林前掲『明末清初私人海上貿易』101 頁。

¹⁰⁸ 『世宗実録』巻 433、嘉靖 35 年 3 月乙丑条、7463-7464 頁。同巻 443、嘉靖 36 年正月丁卯条、7571 頁。

¹⁰⁹ 黄侯卿『倭患考原』（『北京図書館古籍珍本叢刊』10、書目文献出版社、1987 年）上、362-363 頁。「（嘉靖）三十六（1557）年、以浙江都御史阮鶚提督軍務巡撫福建地方。……会海寇許朝堅・謝策等勾倭突至漳州、登岸焚掠。阮訪知有賊船湾泊南澳、逼近詔安梅嶺、皆接濟・通番之徒在焉」。徐曉望『早期台湾海峡史研究』（海風出版社、2006 年）116 頁。

¹¹⁰ 『世宗実録』巻 457、嘉靖 37 年 3 月甲子条、7792 頁。

れている。それによれば、倭寇は嘉靖 36 年 2 月から福州府の洪塘などに侵攻し、6 月末には漳州府へ南下して玄鍾千戸所と月港を襲撃した。その後この倭寇は南澳島に逃亡したが、阮鶚はこれを追撃して賊党数百人を捕縛したという¹¹¹。以上の倭寇の踪跡は、『倭患考原』に記す謝老らの漳州府劫掠と南澳島への逃避の過程と一致しており、この倭寇は漳州海寇の謝老が倭寇と結託した集団だったと考えられる。この時期に南澳島の深澳と雲蓋寺を拠点としていたのも、この倭寇集団であろう。

さらに『南澳遊小紀』には、阮鶚が漳州・南澳島近海で倭寇の追討作戦を行った際の報告書が収録されている。そこでは「上将」が彼に告げた言として、「広東の潮州と福建の漳州の交界に南澳という島がある。……南澳島と対峙して梅嶺があり、数千の族類、数万の賊党が、倭夷を勾引し、隣省を劫掠している」と記されている。阮鶚はこれに応じて、水兵を潮州の南澳島に、陸兵を漳州の銅山所に派遣して状況を偵察させたという¹¹²。このように嘉靖 36 年ごろには、謝老のような華人海寇と結託し、南澳島・梅嶺近海を拠点として沿岸部を劫略していた。これらの「倭寇」の構成員には、他の多くの場合と同じく、実際には日本人よりも華人が多かったであろう。いずれにせよ、嘉靖 36 年 11 月の王直の投降前後から、中国東南沿海における倭寇集団の活動の中心は、浙江近海の舟山列島から、福建・広東境界地域の梅嶺・南澳島近海に移りつつあったと考えられる。

なお謝老の海寇集団は、嘉靖 39 年にも南澳島を拠点として、漳州府詔安県・長泰県、汀州府寧化県、泉州府同安県などを寇掠した¹¹³。同年 7 月には、謝老は約 3000 人の海賊を率い、玄鍾衛の哨船 27 隻によって南澳島から走馬溪に襲来したが、官軍に撃退されて南澳島に撤退し、追撃を受けて壊滅したという¹¹⁴。

¹¹¹ 鄭曉「鄭端簡公奏議」（『続修四庫全書』477 史部・詔令奏議類、上海古籍出版社、1995 年）巻 12、刑部類、「参福建巡撫阮鶚疏」、51 頁。

¹¹² 安国賢『南澳遊小紀』下、文紀第十二、「漳州偵」、5 頁。「上将曰『広東潮州与福建漳州之交有山曰南澳……、与南澳対峙有山曰梅嶺、其族数千、其党数万、勾引倭夷、劫掠隣省』……。某啓『梅嶺・南澳之賊、近犯月港、再犯浯嶼。八閩恨之、告于某、曰「数年兵連禍結、皆此孽本之所構也」。某潜発水兵、從泉州海洋直搜南澳山、又潜発陸兵、從漳州海口直伏銅山所』……」。

¹¹³ 鄭若曾『籌海図編』巻 8 下、寇踪分合始末図譜、596 頁。鄭前掲『明・日関係史の研究』438 頁。

¹¹⁴ 鄭若曾『籌海図編』巻 4、「福建倭変紀」、274 頁。佐久間前掲『日明関係史の研究』302 頁参照。胡桂奇『胡公行実』（不分巻）（『四庫全書存目叢書』史部 83 冊・伝記類、齊魯書社、1996 年）477 頁により詳しい記録が残される。前述したように、嘉靖 36 年に謝老

（３）許朝光の海寇集団と倭寇の「倂市」

謝老とならび、1550 年代末から南澳島を拠点として、倭寇と結託して活動していた海寇の有力者が、潮州出身の許朝光であり、鄭舜功は彼を「南澳の賊首」と称している¹¹⁵。先行研究によれば、許朝光の本姓は謝といい、潮州府饒平県出身の海寇許棟（徽州海商の許棟とは別人）が彼の父を殺害し、彼を養子として育てた。嘉靖 37 年に許棟が日本から倭寇を誘引して潮州に帰港した際に、許朝光は伏兵を配置して許棟を襲殺し、許棟の配下を収容した。さらに南澳島の隆澳を占拠し、勢力を拡大したという¹¹⁶。同時に、許朝光は潮州府海陽県・潮陽県沿海部を占拠して、「舟を計りて権税し、商船の来往には、皆な票を給して抽分し、名づけて買水と曰う¹¹⁷」と伝えられている。この「抽分」とは、むろん梅嶺の「公館」で行われていたと思われる地方官府による徴税ではなく、海寇勢力が勢力下の海域に來航する商船に対して要求する私的な徴収である。しかしその後、彼は部下に殺されたという¹¹⁸。

また許朝光の南澳島における活動については、小葉田と佐久間が『日本一鑑』の記事により、彼が嘉靖 37 年ごろ日本人と「倂市」を行い、嘉靖 42(1563)年には広東当局の招撫に応じた経緯を論じている¹¹⁹。ここでは佐久間が紹介した『日本一鑑』などの記事に加え、『南澳遊小紀』などの記事も参照して許朝光と倭寇との「倂市」の実態についてあらためて検討を加えたい。

『日本一鑑』には、南澳島における許朝光の貿易活動について、次のように記している。

南澳島では、戊午(嘉靖 37)年以前はみな海上貿易(「海市」)を行っていたが、戊午の年以降は海賊の巢窟となり、許朝光らがそこを拠点としていた。倭寇や外国の海賊は、

集団は玄鍾千戸所を襲撃しており、走馬溪に襲来した哨船はその際に略奪したものであるう。

¹¹⁵ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷 6、流逋、13 頁裏。佐久間前掲『日明関係史の研究』301 頁。

¹¹⁶ 乾隆『潮州府志』卷 38、征撫、許棟、918 頁。万曆『東里志』卷 2、境事志、災異、82 頁。陳前掲『明代倭寇考略』135-136 頁、佐久間前掲『日明関係史の研究』301 頁など参照。

¹¹⁷ 乾隆『潮州府志』卷 38、征撫、許棟、918 頁。佐久間前掲『日明関係史の研究』301 頁。

¹¹⁸ 同注 116。

¹¹⁹ 小葉田前掲『史説日本と南支那』139 頁、佐久間前掲『日明関係史の研究』301 頁。

福建や広東を襲撃すると、必ず南澳を訪れた。(倭寇らが)略奪した財貨や人間については、許朝光があらかじめ建造していた大船を販売し、倭寇らはそれに略奪品を積載して帰国していった。劫奪した金銀も、(許朝光らと)「偽市」して去った¹²⁰。

すなわち許朝光は、倭寇に略奪品を積む大船を売るとともに、倭寇が略奪した金銀の「偽市」も行っていたのである。ただしその後、許朝光が倭寇に売った船はたやすく破損したため、倭寇は許朝光から貨物船を強奪して日本に帰国しようと、許朝光の拠点である隆澳を襲撃・略奪したという¹²¹。

ここでの「偽」は「牙」に通じ、古義が「交」に通じる¹²²。許朝光が南澳島において行っていた「偽市」とは仲介交易を意味し、彼は倭寇のもたらす金銀と、華人商人がもたらす中国商品との交易を仲介していたのだと考えられる。実際には倭寇が交易した銀の多くは彼らが持ちこんだ日本銀が多かったであろう。周知のように、双嶼密貿易においても、許棟や王直のような有力者は、華人商人と外国商船との交易の仲介を担っていた¹²³。また岩井茂樹が論じるように、嘉靖 35 年には広州近海において、広州・徽州・泉州の商人が「客綱」・「客紀」に任じられ、東南アジアから来航する商船の交易を仲介することが定められ、ポルトガル人もこの互市に参入するようになる。広東当局が公認した「客綱」・「客紀」は、外国船と華人商人の交易を仲介するとともに、関税にあたる貨物の「抽分」と納入も担っていたと考えられる。岩井はその翌年に胡宗憲に投降した王直も、舟山群島においても広州近海と同じような互市が公認され、自身が「客綱」・「客紀」の役割を担うことを企図していたと想定している¹²⁴。

さらに『日本一鑑』によれば、嘉靖 42 年には南澳島において貿易活動を継続していた許朝光も、両広提督呉桂芳の招撫に応じたという¹²⁵。『南澳遊小紀』には嘉靖 42 年の許朝

¹²⁰ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 6、海市、5 頁裏。「又且南澳自戊午歲前皆海市者、戊午以後乃為賊窩、而許朝光等負固其間、倭寇闖廣則歸此澳。擄得貨財人口、許朝光等則必預造大船、市与賊衆、裝載以歸。劫得金銀与之偽市而去」。佐久間前掲『日明關係史の研究』301 頁。

¹²¹ 小葉田前掲『史説日本と南支那』139 頁。

¹²² 『漢語大字典』7 (四川辞書出版社、1996 年)、667 頁。

¹²³ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 6、海市、2 頁裏-3 頁裏。同「流逋」、8 頁裏-9 頁表。李前掲「嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(上)」50-61 頁、中島前掲「海商と海賊のあいだ」139-154 頁。

¹²⁴ 岩井前掲『朝貢・海禁・互市』201-217 頁。

¹²⁵ 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、巻 6、流逋、6 頁表。小葉田前掲『史説日本と南支那』

光招撫の状況を次のように具体的に伝えている。

嘉靖 42 年、潮州府は使者を派遣して(許朝光を)招撫した。……朝光は数十艘の船団に乗りこみ、船旗は空を覆い、老鴉洲に接岸した。彼は高馬に騎乗し、長剣を帯び、数百人の配下が護衛して入城し、宴席に列席して退出した。これによって益々官府を軽んじ、これを咎める者もなかった。……南澳島の後宅に城砦を造り、依然として四方を劫略しつづけた¹²⁶。

許朝光がどのような状況で潮州府の招撫に応じたのかは不明だが、舟山群島における王直と同様に、南澳島における互市の容認を求めた可能性もある。なお第 1 節で述べたように、この時期には南澳島対岸の梅嶺半島の下傳港が海外貿易の拠点となり、「公館」が設置され商船を管理していた。広東当局は南澳島の「賊首」許朝光を招撫して、南澳島での貿易に対しても何らかの管理を及ぼそうとしたのかもしれない。いずれにせよ、広東当局による招撫は実効性を持たず、彼はその後も南澳島を拠点として交易や略奪を続けていたようである。

1550 年代末～1560 年代初、倭寇や許朝光などが南澳島に拠点を置き、劫掠などの暴力活動を繰り返し、南澳島・梅嶺半島での交易活動はそれによって阻害されたと思われる。ただし、その一方、許朝光は日本人と華人商人に仲介して牙市を行っており、潮州府の招撫に応じてその貿易の公認を図った可能性もある。

隆慶元年以降、華人商船の海澄から東南アジアへの渡航が解禁されると、下傳港の「公館」は廃止され、密貿易者のなかには海澄からの合法貿易に転じる者も少なくなかった。しかしその一方で、1560 年代から 1570 年代にかけて、漳州・潮州地域では呉平・曾一本のような海寇集団が倭寇と結託して活動を拡大した¹²⁷。嘉靖 43 (1564) 年に呉平が南澳で敗北した後、その同党であった林道乾は、南澳島を狙って官軍と交戦し、敗北した後に東南アジアに逃亡した。1570 年代に彼は潮州に戻ってきたが、南澳島附近の澎湖海域で明軍に撃破されて東番(台湾)に逃げ、そこに駐屯した倭寇の残党と結託して台湾海峡一帯に寇掠をするようになった¹²⁸。

140 頁、佐久間前掲『日明関係史の研究』301 頁。

¹²⁶ 安国賢『南澳遊小紀』上、寇紀第十一、3 頁。「嘉靖四十二年、潮州府遣人招安、……朝光即駕船数十艘、旌旗蔽空、艤舟老鴉洲。跨高馬、佩長劍、其党数百翼之入城、受宴而出。于是益輕有司、莫之誰何。……乃築寨于南澳後宅、四出剽掠如故」。

¹²⁷ 陳前掲「16 世紀閩粵交界地域海上活動人群的特質」129-152 頁、同「閩粵交界」178-192 頁参照。

¹²⁸ 登丸福寿・茂木秀一郎『倭寇研究』(中央公論社、1942 年)54 頁、192 頁。張前掲

また呉平の同党の林鳳は、万暦元（1573）年に潮州府の澄海県を劫掠した後に南澳島西南部の錢澳に停泊して招撫を強要したが、両広総督の殷正茂に却下され、その後澎湖に移って倭寇を誘引し、福建・広東沿海部と台湾海峡・フィリピンの間で寇掠を行っていた¹²⁹。1580年代になっても南澳島一帯では倭寇の残党が活動しており、南澳島を拠点とする日本との海外貿易も、16世紀中期よりは小規模であるが継続されていたと思われる。

おわりに

本章では同時代史料により、1540年代における沿海密貿易の拡大から、1560年代末の海禁緩和にいたる間の、南澳島を中心とした広東・福建境界地域における海上貿易の実態について検討を試みた。従来、16世紀中期の中国東南沿海における密貿易に関しては、舟山群島における双嶼密貿易や、王直集団などの倭寇勢力の活動、および福建南部の月港密貿易や、広州近海における外国船との互市やポルトガル人のマカオ定住過程などについて、詳細な検討が行われてきた。これに対し、本章では1540～60年代の梅嶺半島・南澳島において、日本人・ポルトガル人や東南アジア系の人々が混在した密貿易が拡大し、さらに福建当局の黙認のもとで、梅嶺半島には「公館」が設置され、交易管理や徴税に当たっていたと考えられることも示した。16世紀中期、東・南シナ海域を結ぶ交易ネットワークが発展する中で、南澳島・梅嶺半島海域は、広東・福建境域における東南アジア・日本貿易の一つの中継拠点となっていたのである。

また16世紀中期には、広州近海において海外商船との事実上の「互市」がふたたび容認されるようになり、1550年代中期には、有力な華人商人を「客綱」・「客紀」に任じ、彼らを通じて、海外商船の商品に対する「抽分」も行われるようになる。一方、本章で検討したように、南澳島から梅嶺半島にかけての海域でも、1550年代中期から海外商船の来航が事実上容認されており、梅嶺半島には商船の出入を管理する「公館」が設置され、そこではおそらく「抽分」も行われていたと思われる。1560年代末に明朝が海禁を緩和し、海澄から東南アジアへの渡航を解禁するまで、広州近海に加え、南澳島・梅嶺半島海域でも、おそらく中央政府の統制外で、海外商船との互市と抽分が行われていたと考えられるのである。

『明季東南中国の海上活動(上編)』80頁、86–87頁。

¹²⁹ 登丸・茂木前掲『倭寇研究』194頁。鄭前掲『明・日関係史の研究』422–423頁。張前掲『明季東南中国の海上活動(上編)』100–101頁。

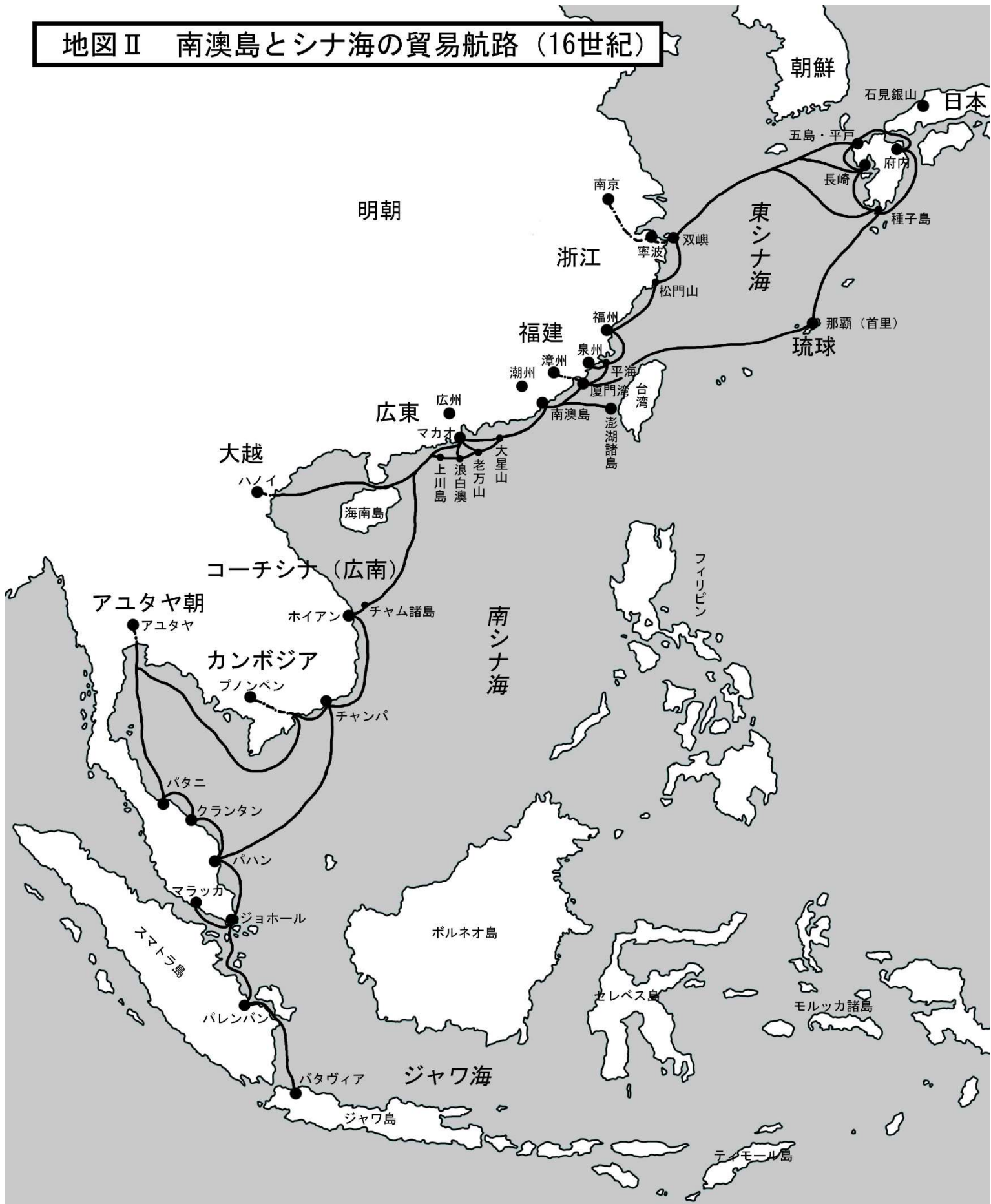
地図Ⅲ * 本稿で紹介する海商・海寇の活動場所



地図Ⅰ 南澳島とその対岸地域（16世紀中期）



地図Ⅱ 南澳島とシナ海の貿易航路（16世紀）



第六章 16 世紀後期～17 世紀初期の南澳島とアジア海上貿易

はじめに

1560 年代末に明朝は海禁政策を緩和し、華人海商が漳州湾の海澄港から東南アジア各地に渡航することを認めた。1571 年にはポルトガル人のマカオ―長崎貿易が開始され、広東・福建と九州を直結する貿易航路が確立した。同年、マニラ市がスペイン領フィリピンの首都として建設され、華人海商が毎年海澄からマニラに渡航するようになった。さらに 1580 年代になると、福建海商は東南アジア貿易にくわえ、九州への密貿易やマニラ―九州間の海上貿易にも乗り出し交易活動を拡大してゆく。また 1590 年代以降、日本人海商も東南アジア各地や台湾に活発に渡航して貿易を行うようになる。これによって台湾海峡を通過する中国・日本の商船が増加し、台湾西南沿海の北港が交易拠点として成長した。その一方、1560 年代末期に後倭寇が終息すると、華人武装海上勢力は福建・広東の沿岸部から台湾海峡、さらに南シナ海域へ活動を広げていった。

前章で論じたように、福建漳州府と広東潮州府の境界部の近海に位置し、台湾海峡の澎湖諸島とも相対する南澳島（現広東省汕頭市南澳県）は、16 世紀中期から中国・日本・ポルトガル・東南アジアの人々が混在する海商・海寇勢力の拠点となっていた。そして、万暦 3（1575）年には南澳島に軍鎮が設置され、南澳島は潮州府饒平県と漳州府詔安県に両属することになり、さらに翌年には詔安県梅嶺半島の玄鐘遊が南澳遊と改称され、南澳島東部・南部の海防を担った¹。

その後の福建・広東境域における海上貿易や海防については、第 4 章で紹介したように、日本・中国・欧米の海域史研究では、主に嘉靖末年～万暦初年（1561-75 年ごろ）と万暦末年～崇禎末年（1618-33 年ごろ）の南澳島における華人海寇頭目の反乱や、明朝当局の軍事的対応について、詳しい検討が加えられている²。また近年の中国・欧米では、16 世紀後期

¹ 明代後期の南澳島の海防史については、湯開建・陳文源「明代南澳史事初探」（『潮学研究』3 輯、汕頭大学出版社、1995 年）48-65 頁、湯開建「明代南澳副総兵考」（『潮学研究』4 輯、汕頭大学出版社、1995 年）89-99 頁、廖大珂「16～19 世紀初西方文献中的南澳」（『国家航海』6 輯、上海古籍出版社、2014 年）44-73 頁、陳春声「明代における潮州の海防と沿海地域の社会——泉・漳・潮州における海上勢力の構造およびその影響」（『大阪市立大学東洋史論叢』別冊特集号、2007 年）103-127 頁、王潞「論 16～18 世紀南澳島の王朝経略与行政建置演变」（『広東社会科学』2018 年 1 期）133-143 頁などを参照。

² 佐久間重男『日明関係史の研究』（吉川弘文館、1992 年）300-309 頁。鄭樑生『明・日関

～19 世紀初期における南澳島の海上貿易に関する研究が発表されており、特に 16 世紀中期と 17 世紀初期のポルトガル人・オランダ人の南澳島海域における航海活動が、ヨーロッパ史料によって詳細に論じられている³。その一方で、16 世紀後期～17 世紀初期の福建・広東境域における海上活動と海防の実態、特に南澳島と日本・台湾・東南アジアとの海上交易については、なお十分な検討が行われていない。その一つの要因は中国において明代後期に編纂された南澳島地域に関する地方志がすべて散佚し、関係する漢文史料が少ないことにある。

しかし第 4 章でも述べたように、筆者は日本の国立国会図書館に、安国賢輯『南澳遊小紀』の天啓 5 (1625) 年序刊本が所蔵されていることを確認した。同書には他の史料には見られない、万暦～天啓前期 (1573～1624 年ごろ) の南澳島・梅嶺半島に関する地理・海防情報が多く残されているが、従来の研究ではまったく利用されていない。本章では『南澳遊小紀』を中心に同時代の地方志・海防書・文集史料も併用し、16 世紀中期と 17 世紀初期における福建・広東境域の中国商船による沿岸交易と海域貿易の実態や、海寇・倭寇や外国からの商船の来航と現地海防官僚の対応について詳しく検討することにした。

係史の研究』(雄山閣、1985 年) 246 頁、415 頁、419-420 頁、422 頁、430 頁、438 頁。張増信『明季東南中国の海上活動(上編)』(私立東呉大学中国學術著作奨助委員会、1988 年) 60-61 頁、66 頁、71-73 頁、80 頁、101 頁、122 頁、161 頁。林仁川『明末清初私人海上貿易』(華東師範大学出版社、1987 年) 106-111 頁。Ng Chin-keong (吳振強), *Boundaries and Beyond: China's Maritime Southeast in Late Imperial*, Vol.II “The Offshore Islands: Expansion and Evolution of the Haifang Concept-Nan'ao,” Times NUS Press, 2017, pp.78-80. 吳奎信「南澳設総兵置鎮前後の海交与海防」(杜経国・吳奎信主編『海上絲綢之路与潮汕文化』汕頭大学出版社、1998 年) 180-188 頁、湯開建「明代潮州海防考述」(『潮学研究』7 輯、花城出版社、1999 年) 67-93 頁。

³ 廖前掲「16～19 世紀初西方文献中の南澳」44-73 頁。胡宝柱・肖文帥・普塔克「明永楽至隆慶南澳の海上活動——附早期葡文資料中の南澳島」(『海交史研究』2014 年 1 期) 73-94 頁。Roderich Ptak, “Some Notes on Nan'ao Island in Portuguese Sources of the Sixteenth Century,” Jiarong Chen & Jinrong Feng eds., *New Research into the Maritime Trades, Seafaring and Underwater Archaeology of the Ming Dynasty: Hong Kong Maritime Museum International Symposium Proceedings*, 中華書局(香港), 2015, pp.266-288. 夏歆「16 世紀中葉、広東南澳島の海上貿易」(『社会経済史学』第 87 卷 3 号、2021 年) 55-81 頁。

第一節 福建・広東境域における海防と海上活動 ——『南澳遊小紀』所収「山海図」から見て——

本節では、安国賢『南澳遊小紀』所収の海防輿図「山海図」と同書巻3「地紀」に記されている海防情報を中心に、1620年代ごろの南澳島と対岸の梅嶺半島における「倭」・「夷」・「商」・「漁」の活動状況を概観し、それらとアジア海域貿易との関わりを明らかにする。

(1) 南澳島の海防措置の沿革

ここでは、まず先行研究を踏まえて、明代初期からの南澳島における海防措置の沿革を簡潔に論じ、南澳島の海上活動が活発化した歴史的背景について概観しておく。

南澳島は12世紀初期～14世紀中期の宋元時代から既に民間海商や海寇の活動拠点として知られていた⁴。明代初期には、東南アジア諸国による朝貢貿易の寄港地となっており⁵、また海防措置として水寨が置かれていたようである⁶。しかしながら、洪武24(1391)年と永楽7(1409)年に徙民政策が行われ、その結果、永楽7年から万暦3年にかけて、南澳島では事実上、海防が放置された状態になっていた⁷。

南澳島民の強制移住の過程については、陳春声が万暦『東里志』や乾隆『南澳志』により検討している。それによれば、洪武24年に島民の一部を潮州府の潮陽千戸所(洪武27[1394]年から海門千戸所に改称)の軍戸に充てたが、永楽2(1404)年に島に戻し、再び漁業・農耕に従事させた。しかし永楽7年になると、倭寇との結託を防ぐため、島民95戸を潮州府

⁴ 呉榕青・李国平「早期南澳史事鉤稽」(『国家航海』9輯、上海古籍出版社、2014年)96-99頁。

⁵ 黄挺は古代潮州の商港に関する研究で、万暦21(1593)年に南澳副総兵陳璘が書いた碑文「南澳山種樹記」にある「為諸夷貢道所必経」との一文によって推定している(黄挺・杜経国「潮汕古代商貿港口研究」『潮学研究』1輯、汕頭大学出版社、1993年、71頁)。

⁶ 湯開建は嘉靖40(1561)年に兵部から江広紀功監察御史段顧言に送った覆議における「南澳実広東要冲之地、原設把総駐札」との一文によって推定している(塗沢民「請設大城参将書」、湯前掲「明代潮州海防考述」73頁参照)。

⁷ 南澳島の海防が放棄された具体的時期とその起因に関しては、関連する史料の記載が異なっているためいまだに定説がない。本論文では主に万暦『東里志』と乾隆『南澳志』を利用する陳春声と呉振強の研究を参照している。陳前掲「明代前期潮州海防及其歴史影響(下)」50頁。呉前掲 *Boundaries and Beyond*, pp.78-80.

澄海県の蘇湾都（下二都）地域に移住させ、さらに倭寇の食料補給を断つため、島での耕作放棄を命じたという⁸。こうした措置は、1380年代から洪武帝が海禁強化のために進めた、近海の島嶼部を無人化させる「空島政策」の一環であった⁹。

一方、南澳島徙民策の実施はそれなりに現実的な要因があった。陳春声の考察によれば、洪武24年に行われた初回の徙民は、同年に設置された潮陽千戸所の軍丁を補填する目的もあったという¹⁰。そして、永楽6（1408）年に倭寇が朝鮮半島西南面の忠清道・全羅道地域を劫掠し、さらに黄海海域の近海島嶼部へ移動したことから、永楽帝は倭寇の侵攻に備えて山東半島に6000人ほどの官軍を集結させた¹¹。このように、倭寇による朝鮮半島への侵攻が明朝の海防強化を促すとともに、山東半島への軍事力集結によって近海島嶼部に配置できる兵力が手薄となった。このような海防状況も、翌永楽7年に南澳島において空島政策が実施された要因になったと考えられる。

しかし、それによって南澳島とその近海地域の掠奪・交易活動が根絶されたわけではなく、徙民策の後、明朝の沿海防衛線の外に位置することになった南澳島は、却って福建・広東境界地域における海上勢力の活動拠点となっていた。特に16世紀中期になると、朱纨による双嶼港攻撃、胡宗憲による王直捕縛などの結果、浙江沿海を拠点とする華人海商・海寇が福

⁸ 万暦『東里志』（饒平県・汕頭市地方志編纂委員会辦公室、1990年）巻1、疆域志、澳嶼、29頁。乾隆『南澳志』（『中国地方志集成 広東府県志輯27』上海書店、2003年）巻3、建置、394頁。陳前掲「明代前期潮州海防及其歴史影響（下）」50頁。また何孟興・牛傳彪の研究では洪武年間の南澳島徙民策を紹介している。何孟興「洗島靖海——論明初福建的「墟地徙民」措施」（『興大歴史学報』第22期、2010年）7頁、10頁と牛傳彪「明初起遣島民与海上備御実態考察」（『社会科学』2016年9期）140-150頁を参照。さらに藤田明良は1380年代の舟山群島に施行された無人化政策に詳しい検討を加え、明代初期に行われていた同じような海防強化策を「空島政策」と呼ぶ。藤田明良「蘭秀山の乱」と東アジアの海域世界——14世紀の舟山群島と高麗・日本」（『歴史学研究』第698号、1997年）30-31頁、同「東アジアにおける島嶼と国家——黄海をめぐる海域交流史」（荒野泰典・石井正敏・村井章介編『倭寇と「日本国王」』、吉川弘文館、2010年）234-237頁、242-245頁。

⁹ 檀上寛「方国珍海上勢力と元末明初の江浙沿海地域社会」（京都女子大学東洋史研究室編『東アジア海洋域圏の史的研究』、京都女子大学、2003年）197-201頁。

¹⁰ 陳前掲「明代前期潮州海防及其歴史影響（下）」50頁。

¹¹ 『朝鮮太宗実録』1冊（国史編纂委員会、1986年）巻15、太宗8年3月丁巳条、431頁、同太宗8年5月壬戌条、439頁。『太宗実録』（中央研究院歴史語言研究所、1962年）巻86、永楽6年12月甲申条、1138頁。

建・広東方面に南下し、ポルトガル人・日本人・東南アジア人も加わって、密貿易拠点としての南澳島の重要性が高まっていた。また嘉靖 41（1562）年には、華人海寇の呉平が南澳島を占拠して明軍と武装対峙する事件が発生し、それを機に南澳島の海防問題が重要視されるようになった。

万暦 3 年に至ると、南澳島を拠点とした華人海寇林鳳の勢力が掃滅され、両広総督殷正茂と福建巡撫劉堯誨は、「閩粵南澳鎮」と「協守漳潮副総兵」の設置を上奏し、同年 9 月に皇帝の裁可を得た¹²。ついで翌万暦 4（1576）年には、南澳島において南澳鎮城と総兵府を建設するとともに、洪武 20（1387）年から梅嶺半島の南部に設置されていた「懸鐘遊」を「南澳遊」に改称し、南澳島東部と南部の海防を管轄させた¹³。同時に広東潮州府の柘林水寨が、南澳島北部と西部の守備と海上巡邏を担当するようになり、南澳島は海防上、福建・広東に両属することになったのである。

（２）「山海図」の基本情報と作成背景

安国賢『南澳遊小紀』では巻首の序文と目録に続いて、南澳島地域と漳州府詔安県梅嶺半島南部・銅山島西南部、また潮州府饒平県柘林湾の南部を描いた「南澳山海図」が掲載されている（付図 6-I 参照）。同書の目録ではこの地図を「山海図」と記しており、ここでも以下「山海図」と称することにした（付図 6-II・6-III 参照）。この地図の作成時期は記されていない。ただし天啓 3（1623）年 12 月、オランダ人の侵攻に備えて築かれた「防夷銃城」が描かれていることから、天啓 3 年 12 月以降、『南澳遊小紀』が刊行された天啓 6（1626）年以前の、安国賢の南澳遊把総在任中（天啓 2～6〔1622-26〕年）に作成されたことがわかる。従来の研究では、1570 年代中期から福建・広東境域部の海防が強化されるとともに、南澳島における密貿易や略奪は次第に沈静化していったと論じられることが多いが¹⁴、「山

¹² 郭子章『潮中雜紀』（香港潮州商会、1993 年）巻 5、劉堯誨「請設南澳副総兵書」138-142 頁。同巻 2、「万暦南澳勅」66-68 頁。湯・陳前掲「明代南澳史事初探」57-58 頁参照。

¹³ 安国賢『南澳遊小紀』上、遊紀第二、1-2 頁。「寨遊之設、古未有也。国朝洪武二十年為閩海防倭、至計遣信国公湯和・江夏侯周德興分行海上。置寨三、曰「烽火」曰「南日」曰「浯嶼」。置遊三、曰「海壇」曰「浯銅」曰「懸鐘」。歲撙衛軍操駕巡哨、選各衛指揮才能出衆者、克把総領之。万暦四年、巡撫劉堯誨建議改懸鐘遊為南澳遊……澳之東南属遊哨守、澳之西北属広柘林寨哨守」。

¹⁴ 冷東「戚繼光視野下的明代潮州社会」（『広州大学学报』2004 年 3 期）23-29 頁、陳前掲「16 世紀閩粵交界地域海上活動人群的特質」、湯前掲「明代南澳副総兵考」、王前掲「論 16～18 世紀南澳島の王朝経略与行政建置演变」、湯前掲「明代潮州海防考述」を参照。

海図」にはこの時期における密貿易・略奪の状況を示唆する記事も含まれている。

「山海図」は全体的に軍事的施設の配置状況と海防の要衝の分布を中心に描いた海防輿図である¹⁵。ただしこの地図では、図の右半分に南澳島を、左半分に梅嶺半島と銅山島を、実際の方位を考慮せずに描いているため、右半分では上方が北、左半分では上方が東となっている。

筆者が確認した限り、「山海図」は明代の福建・広東境域に関するもっとも詳細な海防輿図といえる¹⁶。その内容は、衛所・巡検司・寨遊・墩台・烽堠・銃城・村落・寺院・遺跡などの地物や、沿岸の港湾・渡し場及び近海の山・島・礁などに関する表記と、略奪・交易の拠点となる重要な港湾や海防施設に対する注記からなっている。注記の内容には文献史料に記されていない南澳島海域に関する地理・海防情報が多く含まれており、1620 年代ごろ南澳島と対岸梅嶺半島の海域を往来する「倭」・「夷」・「商」・「漁」の活動や、南澳遊把総安国賢の海防問題に関する認識を反映している。以下、この「山海図」と同書巻3「地紀」における海防情報を中心に、明代後期の南澳島海域における密貿易や海防の状況を検討することにした。

（3）「彭山」に関する描写

「山海図」第2頁の上部に、南彭山・中彭山・北彭山が描かれている。それは現在南澳島の東南近海にある南澎諸島の主体部分であり、中国の針路書や航海図においては通常、「彭山」或いは「坪山」（「坪」とも略記する）と略称されている。例えば、16・17世紀から18

¹⁵ 明清時期の輿図には、地理状況の表現を中心とする地図・輿地図のほかに、天文・江海・河道・塩務・名勝・風水などに関する各種地図がある。呉哲・丁海斌「歴史上「地図」、「輿地図」、「輿図」的淵源及異同分析——兼對趙志強教授商榷文的答復」（『档案管理』第240号、2019年）35頁参照。本稿では『南澳遊小紀』の「山海図」のような地図を「海防輿図」と称する。

¹⁶ 例えば、『福建海防図』や宋応昌『全海図注』においては南澳島とその周辺海域がより簡略化して描かれているのである。『福建海防図』は、中国科学院図書館所蔵の明朝中後期の地図であり（孫靖国『輿図指要——中国科学院図書館所蔵中国古地図叙録』中国地図出版社、2012年、327-328頁）、原図に作者や作成年代について記されていないが、近年、陳宗仁はその作成時期を万暦44（1616）年に推定している（陳宗仁「明朝晩期『福建海防図』的繪製及其時代背景」『台湾史研究』第23巻3号、2016年、29頁）。また宋応昌『全海図注』に関する紹介は「序論」の内容を参照。

世紀 40 年代にかけて華人航海者が使用していた『イエール航海図』¹⁷には、南澳島から南澎諸島へ、また南澳島と南澎諸島一帯から台湾西南近海にある澎湖諸島への航路情報が記されている¹⁸。これによって、南澎諸島は南澳島と澎湖諸島を結ぶ短距離航路の経由地であったことがわかる。また 17 世紀の針路書『順風相送』と『指南正法』のなかで、「坪山」や「南澳坪（彭）山」を、浙江・福建からベトナム・カンボジア・シャム・パタニに向かう「西洋航路」の寄港地の一つと記している¹⁹。

上記の 16・17 世紀における南澎諸島に関する航海情報は、華人・日本人・ポルトガル人の船舶が台湾海峡、あるいは南・東シナ海を往来する際、常に南澎諸島を経由していた状況を示している。さらに「山海図」では、南彭・中彭・北彭の側に、「汪洋大海、倭・夷往来、于此経過、為極要衝之所」という注記を附している。すなわち南澎諸島が位置する「汪洋大海」（台湾海峡の澎湖諸島・南澳島間の海域）は、「倭」・「夷」が往来する海防の要衝であるという²⁰。ここでいう「夷」とは「紅夷」（オランダ人）などの、「倭」（日本人）以外の海外諸民族の汎称であろう。前述のように、南澎諸島は南澳島―澎湖航路と台湾海峡南部航路の中継地であり、この注記は南澎諸島近海を航行する日本人・オランダ人などの船が、海防上の脅威として認識されていたことを示している。

さらに「山海図」には、南澳島北端の近海に城壁形の標識が描かれ、「防夷銃城」という名称が記されている（付図 6-I の 4 頁を参照）。『南澳遊小紀』巻 4「建制紀」には、この「防夷銃城」に関連して、次のように記す。

獵嶼銃城。上下二座、天啓三年九月内、副総兵黎国炳議請官帑併捐俸建。上列大發煩銃

¹⁷ 台湾の宋代史研究者の李弘祺は 1974 年にイエール大学の Sterling Memorial Library に所蔵されている一冊の中国清代の航海図集を発見した。李氏は 2010 年にこのイエール航海図に関する検討会を主催し、航海図の電子版データを公開した。その後、この航海図集をめぐって多くの研究が発表されており、最近では鄭永常が『明清東亞舟師秘本——『耶魯航海図』研究』（远流出版、2018 年）を刊行した。詳しくは鄭永常「『耶魯航海図』的解読」、Thomas H. C. Lee (李弘祺), “An Early 19th-Century Chinese Navigational Map in The Map Collection of Yale University”（いずれも鄭永常前掲書所収）を参照。

¹⁸ イエール航海図の「南澳図」には「南澳山離二更開乃是坪、内外具可行」とあり、「南澳山（遠形）図」には「南澳坪或往東、切勿用單寅、若用單寅、決見澎湖無疑」とある。鄭前掲『明清東亞舟師秘本』第 4 章「第一条航線：金門線釈説」96-97 頁、124-125 頁。

¹⁹ 向達校注『兩種海道針經』（中華書局、1961 年）49-50 頁、52-53 頁、116 頁、134 頁。

²⁰ 安国賢『南澳遊小紀』上、「山海図」、2 頁。

五門・神飛砲五門、以御紅夷²¹。

すなわち、天啓3年9月に「紅夷」（オランダ人）の侵攻に備え、南澳副総兵の黎国炳の主導で、南澳島深澳港に「獵嶼銃城」（すなわち防夷銃城）を築き、紅夷を防御するため大発煩銃と神飛砲を五門ずつ設置したという²²。

なお南澳島には、獵嶼銃城の遺跡が現存しており（付図6-IV参照）、南澳副総兵の黎国炳による「獵嶼銃城碑記」（天啓3年12月）も残されている（付図6-V参照）²³。この碑文では、冒頭に「獵嶼銃城之築、備紅夷也」とあり、オランダ人の侵攻に備えて銃城を築いたと述べ、後半には建築の構造や規模などを詳細に記し、最後には施工時期を天啓3年8月16日から12月2日（西暦1623.9.10～1624.1.21）と明記している（碑文全文は付図6-Vの翻刻を参照）²⁴。この時期にはオランダ人による第2回の澎湖占拠と大員（安平）港への撤収が発生しており、獵嶼島での銃城の増設は、こうした事態に対応した措置であろう。

また『南澳遊小紀』巻3「地紀」では、南澎諸島—南澳島間の航路や、南澎諸島の寄港条件などについて、次のように伝えている。

彭山。与南澳相对、西至雲蓋寺約四五十里、北至勝澳約百余里。而往者則自九帰澳発舟、順風一潮可到。其山有三、曰南彭、曰中彭、曰北彭、三山列峙大海中、周圍各一里許。

又一小島曰北尖尾、四面皆危石暗礁、船可寄泊、不可久住。中彭上有泉、海舶過者必取汲于此。其下即黒水外洋、即商漁同集、夷船必由之路²⁵。

これによれば、南澎諸島は南澳島に相對し、南澳島の南部沿岸にある雲蓋寺から45里（約25km）ほど、梅嶺半島の南部沿岸にある勝澳から100里（約56km）ほどの南方海上に位置する。南澳島から南澎諸島に渡航するには、南澳島東南部の九帰澳²⁶から、順風であれば「一

²¹ 安国賢『南澳遊小紀』上、建制紀第四、7頁。乾隆『南澳志』（『中国地方志集成 広東府県志輯』27、上海書店出版社、2003年）巻2、関扼、臘嶼銃城、392頁にも関連する記事があるが、事実関係に誤りを含む。

²² 発煩銃・神飛砲は大砲類の武器で、その形態について、畢懋康『軍器図説』（『四庫禁燬書叢刊』子部29冊、北京出版社、1998年）、また鄭誠「発煩考——16世紀伝華的欧式前装火砲及其演变」（『自然科学史研究』第32巻4号、2013年）504-522頁を参照。

²³ 高健斌・彭亮『南澳石刻調査』（福建教育出版社、2018年）162頁、164頁参照。

²⁴ 黎国炳「獵嶼銃城碑記」に「工興于八月十六日、落成于十二月初二日」とある。

²⁵ 安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、9頁。

²⁶ 九帰澳は南澳島東部の青澳と南部の雲澳の間に位置する。安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、2頁。

潮水」で到達できる²⁷。一方、南澎諸島の三つの島嶼——北澎山・中澎山・南澎山——は大海中にあり、各島嶼の周囲が1里（約0.56km）余である。このほかに北尖尾という小島もあるが、暗礁に囲まれており長期間の停泊はできない。一方、中澎山には海舶の汲水地があり、その下を流れる黒水外洋には、商船と漁船が集まり、「夷船」もかならずこの海域を通過するという。この「黒水外洋」とは、南澎諸島と澎湖諸島の間にあり、黒潮が北流する台湾海峡中央部を指している²⁸。

16世紀後期の台湾海峡では、海澄港から東南アジアに渡航する華人商船、マカオ—長崎貿易に従事するポルトガル船、九州と東南アジアを往来する日本商船などが往来し、17世紀に入ると、オランダ・イギリスの商船や日本の朱印船なども台湾海峡を航行するようになった。この時期には台湾北部の鶏籠・淡水に加え、福建漁民の漁場であった台湾西南部の北港・大員も、華人・日本人海商の重要な交易拠点となった²⁹。北港・大員は澎湖諸島に近く、南澳島から南澎諸島を経て澎湖諸島へ向かう航路も通じていた。南澳島海域は、南澳島・南澎諸島と澎湖諸島を結ぶ航路により、台湾沿岸部やその近海における海商や海寇の活動とも結びついていたのである。

『南澳遊小紀』では、天啓元（1621）年8月13日に発生した海寇集団による南澳島侵攻について、次のように記している。

海寇十三船突入南澳信地、把総劉応寵率舟師擊之。（謝）美与（蘇）国英奮勇窮追至彭山外洋、賊鋒大挫³⁰。

すなわち、当時、13隻の海寇船が南澳島近海に侵入し、南澳遊の官軍から攻撃を受けて南澎諸島方面に逃走したが、最終的にそこで追撃されて敗北したという。その後の海寇の残党の行方は不明だが、前述したように南澳島から南澎諸島を通して澎湖に行く航路があったことから、彼らが澎湖方面へ逃げた可能性もある。これらの海寇もやはり北港附近と南澳島一帯を活動範囲としていた集団であると思われる。安国賢が南澎諸島の地理・海防について

²⁷ 中国では海水が干潮から満潮へ、または満潮から干潮へ向かうことを「一潮」と称した。船舶が航行する間に潮汐の起こる回数により航程を示す方法は、宋～清代に東南沿海での近距離航行で常用されていた。何沛東「試析中国古代的航海計程單位『潮』」（『自然科学史研究』2018年4期）438-447頁。

²⁸ 沈有容輯『閩海贈言』（商務印書館、2017年）巻2、記、陳弟「舟師問答」、22頁。「澎湖以内、水色猶碧、謂之滄海。澎湖以外、水色深黒、謂之溟海。溟海浪高、沈者直至底耳」。

²⁹ 陳宗仁『鶏籠山与淡水洋——東亞海域与台湾早期史研究（1400-1700）』（聯経、2005年）167-176頁。

³⁰ 安国賢『南澳遊小紀』上、人紀第九、2頁。

述べた際に、特に台湾海峡を通過する商船・漁船・夷船について指摘したのは、それらの海上勢力による略奪・密貿易活動が南澳島海域に蔓延しており、それを警戒していたためであろう。

なお、元和元（万暦 43、1615）年には長崎代官の村山等安が幕府から「高砂国」（台湾）への朱印状を取得し、翌元和 2（万暦 44、1616）年には息子の村山秋安に船隊を率いて台湾に渡航することを命じた。琉球国王の尚寧はこの台湾渡航計画の情報を得て、日本人が台湾北部の鶏籠港占領を狙っていると福建当局に通報した³¹。当時の福建巡撫黄承玄は、琉球からの通報を踏まえて倭寇が鶏籠を占領した後、さらに福建方面を襲撃する恐れがあると判断し、福建沿海地域の海防を強化した³²。実際に、村山の派遣した何隻かの船が台湾や琉球に到達した後、浙江沿海の甌山・礪山・東湧や福建沿海の金門料羅等に渡航し、騒乱を引き起こしている³³。第 4 章第 2 節で述べたように、そのころ安国賢は福州衛指揮の任にあり、村山の派遣船に対する海防にも従事していたはずである。この事件から天啓 5～6 年ごろに「山海図」が作成されるまでは、わずか数年ほどに過ぎない。「山海図」の南澎諸島に対する注記において、特に「倭」に対する警戒を示したのも、この事件を踏まえてのことであろう。

（4）梅嶺半島南部に関する描写

「山海図」には二つの媽祖廟が描かれている。すなわち梅嶺半島の南部に位置する「娘媽宮」と、この「娘媽宮」の南にある「天妃宮」である（付図 6-I の 2 頁を参照）。周知のように、媽祖は中国の代表的な航海神であり、元代に朝廷から「天妃」の号を封ぜられて全国的に航海の守護神とされるようになった。南澳島に相対する梅嶺半島の南部に二つの媽祖廟が置かれていることから、当該地域において海上活動が盛んであったことが窺える。

「山海図」の描写から、この二つの媽祖廟はともに港湾に面し、海に繋がっており、後ろに集落と軍事施設がある。中でも娘媽宮の周囲には「梅嶺村」・「小懸鐘村」・「卸石湾人家」などの集落が描かれており、娘媽が媽祖に対する民間の称号であることから、娘媽宮はそれ

³¹ 陳前掲「明朝晩期『福建海防図』的繪製及其時代背景」17 頁。岩生成一「長崎代官村山等安の台湾遠征と遣明使」（『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』第 1 輯、1934 年）300-309 頁。

³² 黄承玄『盟鷗堂集』巻 1、「題琉球咨報倭情疏」。陳前掲「明朝晩期『福建海防図』的繪製及其時代背景」17 頁参照。黄承玄、浙江省秀水県の出身で、万暦 14（1586）年の進士である。万暦 43（1615）年に応天府尹から福建巡撫に昇任した。

³³ 岩生前掲「長崎代官村山等安の台湾遠征と遣明使」309-329 頁。

らの集落の住民によって建てられたものであり、その所在地の人々が航海に従事する伝統があったと考えられる。一方、天妃宮に関しては『南澳遊小紀』巻4「建置」に詳細な記録がある。それによれば、万暦23（1595）年に南澳遊兵把総張廷楠は、軍兵が汛期（3～5月と10～11月）に海上巡航を開始する前に出陣式を行う場所として天妃宮を建てたという³⁴。このように、梅嶺半島南部の港湾は詔安県の主要な出航地であったと想定される。

さらに「山海図」の注記と『南澳遊小紀』では、娘媽宮と天妃宮の附近にある卸石湾と勝澳が、船舶の主要な碇泊地であったと具体的に伝えている。次に、『南澳遊小紀』に記される卸石湾と勝澳に関する地理・海防の情報と他史料における関連記事から、16世紀末期～17世紀初期の梅嶺半島南部における海上活動の状況を概観する。

1. 卸石湾について

娘媽宮の側に「関帝廟」があり、『南澳遊小紀』巻3「地紀」の記載によれば、その右側の港湾が卸石湾である³⁵。「山海図」では関帝廟に隣接して「卸石湾人家」と記されている。さらに「地紀」では、卸石湾について次のように記している。

卸石湾、在玄鐘所北門外、前有沙礮、可泊船数百隻。左為内嶼、其状如龜、与洋林大礮謂之龜蛇相会、乃詔安之咽喉、商、漁混集。傍有黄額礁、又有牛母礁、……内嶼之口、即勝澳³⁶。

これによれば、卸石湾は玄鐘衛所の北門の外に位置する、数百隻ほどの船舶が碇泊できる港湾である。また詔安県の水路上の要衝となっており、商船と漁船が集まっている。その南方近海には内嶼という小島があり、その附近の河口は勝澳と呼ばれていたという。17世紀前期には、卸石湾は詔安県の漁船と商船の碇泊地・出航地となっていたわけである。

卸石湾が位置する梅嶺半島南部は台湾の西南沿海地域に相対している。陳宗仁によれば、福建人の漁場であった台湾西南部の大員・北港は、16世紀末から明朝の統制外で中継貿易港となり、17世紀初期には日本・中国の商人の貿易拠点として成長していった³⁷。また前述のように、南澎諸島に臨む台湾海峡には商船や漁船が集まっていた。卸石湾を出港した漁船

³⁴ 安国賢『南澳遊小紀』上、建置紀第四、7頁。「天妃宮。在勝澳、万暦二十三年、把総張廷楠建。二十五年、把総鄭弘猷修。天啓元年、把総劉応寵重修。春、冬二汛、誓師于此」。同、約束紀第八、汛期、9頁。「春汛以清明前起、計至三閱月而撤。冬汛以霜降後起、計至二閱月而撤。二汛至期、整撈舟師、渡澳候総府祭旗祭江」。

³⁵ 安国賢『南澳遊小紀』上、建制紀第四、6頁。「関帝廟、在卸石湾左、万暦四十四年、把総陳文煬命僧募縁建」。

³⁶ 安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、5頁。

³⁷ 陳前掲『北港』与『Pacan』地名考釈 251-252頁。

や商船が、台湾海峡を渡って大員・北港での海上貿易に参入していた可能性もある。

現段階では、17 世紀初期の卸石湾における海上貿易の存在を明示する史料は確認できないが、顧祖禹『讀史方輿紀要』では、守御玄鐘千戸所について次のように記している。

（玄鐘千戸所）城外市曰卸石湾市、漁舟艤附、居民貿易处也³⁸。

すなわち明末清初の卸石湾附近では市集が開かれ、漁船が碇泊し、現地住民が集まって交易を行っていたという。前章で論じたように、16 世紀中後期、潮州の商人は地元の市集において、潮州産の絹を高価で買い、シャムを始めとする東南アジア各地から来航した商人に販売しており³⁹、市集は商品の集散地であり密貿易を行う場所ともなっていた。17 世紀初期の卸石湾の市集でも、台湾から運ばれた砂糖・鹿皮などの産品や、日本から運ばれた銀などが交易されていた可能性がある。

この卸石湾市集は、梅嶺半島の海防拠点であった玄鐘千戸所の城門外で開かれていた。16 世紀中期には、南澳島を含む広東東部の沿海地域では、海防を担当する民兵や衛所の官軍が、密貿易者や海寇勢力と結託したり、自ら密貿易や略奪に関与することも稀ではなかった。たとえば潮州府饒平県の知県羅胤凱（嘉靖 17～21 [1538-42] 年在任）は、饒平県沿岸部とその近海の南澳島で発生した擾乱について、次のように記している。

当風汎時月、每有番舶拋海劫掠、而瀕海頑民、又乘時入内港為患、歲無虚日。連年、官府雇募黃芒等处兵夫三百名、協同官軍駕船屯聚、本以為民矣。奈何法立弊生、前向兵夫往往海濱騷擾、為今之計、不若尽出募兵、惟以官軍守御為正⁴⁰。

すなわち東南アジアから「番舶」がこの海域に来航して劫掠を行い、沿岸の姦民も機に乗じて内港に入り、海防の脅威となっていた。これに対し、官府は連年、兵夫 300 人を徴発し、官軍とともに海防に従事させたが、彼らも往々にして沿岸部で擾乱を引き起したという。

さらに羅胤凱は番舶と沿岸姦民による密貿易についても、次のように記している。

然猶有說焉「彼番舶敢于拋澳、頑民敢于橫為、皆由官軍壳港、鄉豪接濟、利其貨物、縱

³⁸ 顧祖禹『讀史方輿紀要稿本』（上海古籍出版社、1993 年）卷 99、福建 5、漳州府、守御玄鐘千戸所、1006 頁。

³⁹ 嘉靖『潮州府志』（『日本藏中国罕見地方志叢刊』書目文獻出版社、1991 年）卷 2、建置志、市集、192 頁。「潮七県称市集者亦繁多、……居積最者、惟紬絹、往往雜以造糸、又稀薄不可衣、黠民以此昂其価于諸番」。林前掲『潮商史略』47 頁参照。嘉靖『潮州府志』卷 1、地理志、180 頁。「柘林澳、暹羅・諸倭及海寇常泊巨舟為患」。

⁴⁰ 万曆『東里志』、物産志（附公移文）、羅胤凱「議地方」、184 頁。黃挺著『潮商文化』（華文出版出版社、2008 年）175 頁参照。

其交通耳」⁴¹。

すなわち海防に当たる官軍は賄賂を受け、豪民は物資を提供（接濟）して、番舶や姦民の横行を許していたという。おそらく 17 世紀前期の卸石湾においても、海商・海寇や漁民が現地の海防官軍や豪民と結託して、密貿易や略奪を行っていたのであろう。

2. 勝澳について

前述のように、卸石湾の南方近海にある内嶼附近の河口が勝澳である。現在、福建省漳州市詔安県の梅嶺半島西岸に内嶼という地名があり（地図 6-I の B 湾）、その北方に赤石湾村という集落がある（地図 6-I の A 湾）。この赤石湾村が「山海図」に記す「卸石湾人家」の所在地であろう。『南澳遊小紀』巻 3「地紀」には、勝澳附近の海防について、次のように記す。

勝澳、居玄鐘海口、与南澳相对、……商漁輳集、多有小寇窃発。去勝澳一里至賊澳⁴²。すなわち、南澳島の東北部と相対する勝澳には、多くの商船と漁船が集結・往来し、小規模な略奪がしばしば発生していたという。さらに、「山海図」には、勝澳について「此乃詔安之咽喉、……商漁船隻、出入甚多、難弁好歹、盤詰最宜加謹」という注記がある⁴³。すなわち勝澳では合法的な沿岸交易・漁猟に従事する商船・漁船に紛れ込む、密貿易船や海寇船の来航を監視する必要があるという。

また安国賢は南澳遊の管轄範囲である南澳島―梅嶺半島近海の海防問題について、現地民による略奪行為について、次のように記している。

本轄信地之民、有混跡漁商、出海剽掠者。有居而偵候軍機、保姦舍慝者。遇盤詰而玉石難分、或緝獲而城社為庇。……此朱巡撫紱所謂「去外夷之盜易、去中国之盜難」、蓋深慨之矣⁴⁴。

安国賢はまず南澳島と梅嶺半島の海防問題について、現地の住民は交易や漁猟の名目で一般の商船や漁船に紛れ込んで海上で略奪を行い、あるいは海防情報を探り「姦徒」を自家に蔵匿していると述べる。その上で嘉靖 27 (1548) 年に双嶼港攻撃を命じた浙江巡撫朱紱の、「外夷の盗を去るのは容易だが、中国の盗を去るのは困難である」という語を引き、現地住民と海寇との結託を判別することは難しく、彼らを逮捕しても現地の有力者が庇護する、と指摘している⁴⁵。

⁴¹ 同上、羅胤凱「議地方」、185 頁。

⁴² 安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、5 頁。

⁴³ 安国賢『南澳遊小紀』上、「山海図」、1 頁。

⁴⁴ 安国賢『南澳遊小紀』上、約束紀第八、附「国賢誓師十則」、8 頁。

⁴⁵ 「或緝獲而城社為庇」にある「城社」とは、本来城隍と里社の略称で、地方秩序維持に

このように、17 世紀初期、南澳島に相對する梅嶺半島南部の卸石湾・勝澳一帯において、漁民・商人などの現地住民や海防に従事する官軍・民兵、また海寇・私貿易商人からなる海上勢力が混在して略奪・密貿易を行っており、台湾海峡や北港・大員における海上活動とも連動していたと考えられる。第 5 章で論じたように、明代には、梅嶺半島の傅氏や田氏などの有力宗族も海上貿易に従事し、現在の梅嶺半島中南部には、「下傳村」という村名があり、それは明代に海上貿易に従事していた傅氏一族が集住していた村落である。また下傳村の北方には、やはり海上貿易を行っていた田氏一族が集住する「田厝村」や、その附近には「田厝港」という港名も残されている⁴⁶。南澳島から梅嶺半島にかけての海域では、1550 年代中期から海外商船の来航が事実上容認されており、傅氏一族が利用していた海港であった下傳港には、商船の出入を管理する「公館」が設置され、そこではおそらく「抽分」も行われていたと思われる。そして、隆慶元（1567）年以降、海禁が緩和され、海澄港から東南アジアへの渡航が解禁されると、下傳港の「公館」は廃止され、密貿易者のなかには海澄からの合法貿易に転じる者も多かったと思われる。しかし、海澄以外の港からの海外密貿易も絶えなかったのである。

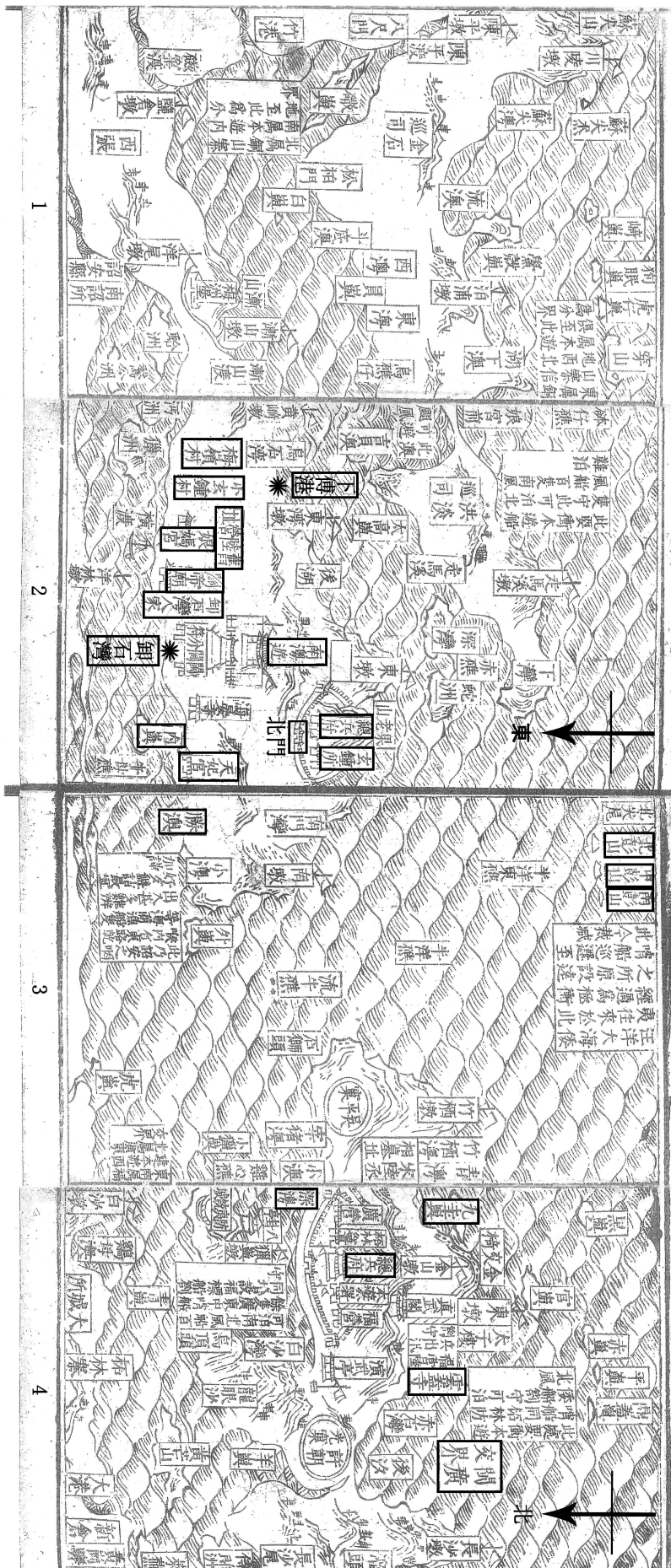
現段階では、下傳港の公館が廃止された後の梅嶺半島における海上貿易の様相について史料的に確認することは難しい。ただし、上記の『南澳遊小紀』における海防情報を総合すれば、17 世紀前期には梅嶺半島の卸石湾・勝澳一帯などで、密貿易が依然として行われていたことが推定できる。

以上、本節では、安国賢輯『南澳遊小紀』所収の「山海図」と同書巻 3「地紀」に記された海防情報により、東シナ海における略奪・交易の状況を踏まえながら 1620 年代ごろ南澳島と対岸梅嶺半島の海域を往来する「倭」・「夷」・「商」・「漁」の活動状況を概観した。それによれば、17 世紀初期、南澳島に相對する梅嶺半島南部の卸石湾・勝澳一帯では、漁民・商人などの現地住民や海防に従事する官軍・民兵、また華人海商・海寇、海外の海上勢力などが混在して略奪・密貿易を行っており、台湾海峡や北港・大員における海上活動とも連動していたと考えられるのである。

関与する老人と社首のことを指している（中島楽章「明代の訴訟制度と老人制——越訴問題と懲罰権をめぐって」、『中国』第 15 巻、2000 年、150-151 頁）。ただし、ここでは一般的な俗語として、地方の有力者を意味すると考えられている。

⁴⁶ 陳自強『漳州古代海外交通与海洋文化』所収「論明代以南澳島為中心的漳潮海外貿易区」（福建人民出版社、2014 年、初出 1998 年）57 頁。

付図 6-1 『南澳遊小紀』所収「山海図」



付図 6-II 「山海図」の図題 1

南海遊小紀目錄

鎮紀第一	遊紀第二	地紀第三	建置紀第四	歷官紀第五	兵食紀第六	戰具紀第七
------	------	------	-------	-------	-------	-------

山海圖

附圖 6-III 「山海圖」の図題 2

付図 6-IV 獺嶼銃城遺跡

＊現在、広東省汕頭市南澳県深澳鎮にある。

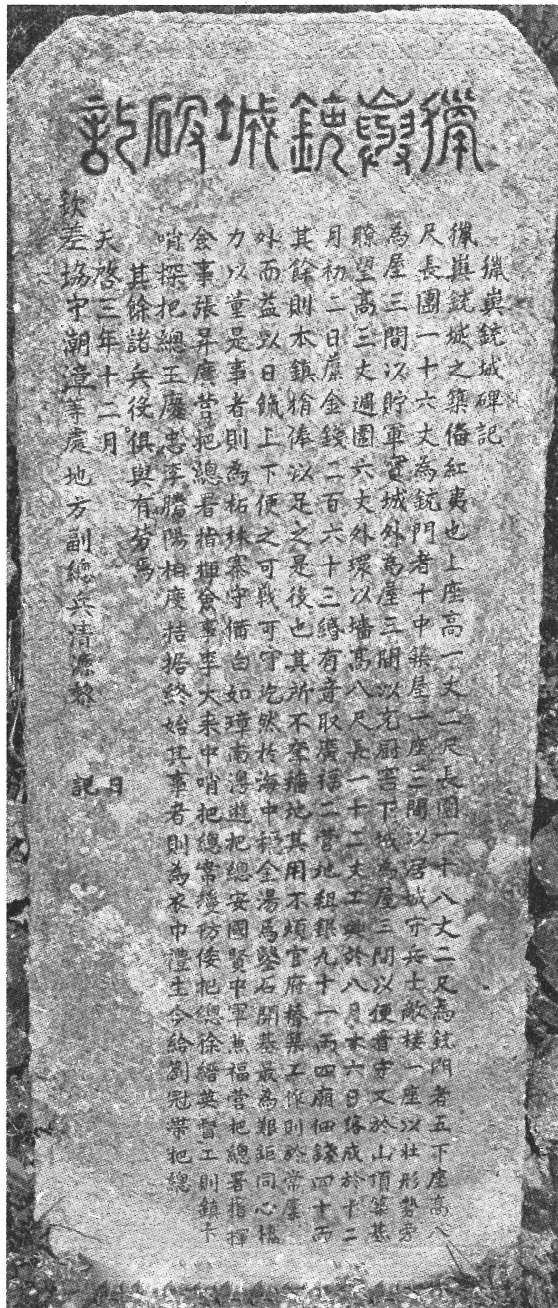


大華網 <http://strb.dahuawang.com/content/201808/16/c32470.htm>



汕頭旅遊 <http://shantou.lvyou114.com/jingdian/lieyuchongcheng/>

付圖 6-V 獼嶼銃城碑



付記 6：「獼嶼銃城碑記」

獼嶼銃城之築、備紅夷也。上座高一丈二尺、長圉一十八丈二尺、為銃門者五。下座高八尺、長圉一十六丈、為銃門者十。中築屋一座三間、以居城守兵士。敵樓一座、以壯形勢。旁為屋三間、以貯軍實。城外為屋三間、以充厨窖。下城為屋三間、以便看守。又于山頂築台瞭望、高三丈、周圍六丈、外環以牆、高八尺、長一十二丈。工興于八月十六日、落成于十二月初二日。糜金錢二百六十三緡有奇、取庇福二營地租銀九十一兩、四廟佃錢四十兩、其餘則本鎮捐俸以足之。是役也、其所不奪墻地、其用不煩官府。榱築工作、則于常廩之外而益以日餼。上下便之。可戰可守、屹然于海中、稱金湯焉。鑿石開基、最為件艱巨。同心協力、以董是事者、則為柘林寨守備白如璋、南澳遊把總安國賢、中軍兼福營把總署指揮僉事張升、廣營把總署指揮僉事李大來、中哨把總韋瓊、防倭把總徐縉英。督工則鎮下哨探把總王慶忠、李騰陽。相度拮据、終始其事者、則為衣巾札生、今給紫冠帶把總張憲治。其余諸兵役俱与有勞焉。

天啓三年十二月日

欽差協守潮漳等處地方副總兵清源黎記

* 高健斌・彭亮『南澳石刻調查』（福建教育出版社、2018 年）162 頁、164 頁。

第二節 17 世紀初頭の南澳島と台湾—日本貿易

——大員港の「倭寇」と海商林錦吾——

本章の冒頭で述べた如く、1580 年代、福建海商は東南アジア貿易にくわえ、九州への密貿易やマニラ—九州間の海上貿易にも乗り出し交易活動を拡大してゆく。また 1590 年代以降、日本人海商も東南アジア各地や台湾に活発に渡航して貿易を行うようになる。こうした福建海商や日本人海商の交易拡大とともに、台湾は華人・日本人による九州—マニラ貿易の中継地としての役割も果たすようになる。

本節では、17 世紀初頭の南澳島における略奪・交易活動と、台湾—日本貿易の発展との関係に注目し、16 世紀末～17 世紀初頭に、「倭寇」船団が台湾方面から南澳島一帯を襲撃した事件に検討を加える。ついで 17 世紀初頭に大員港を拠点とした「倭寇」船の実態と、当時の北港における台湾—日本貿易について検討し、大員港の「倭寇」船団による南澳島襲撃事件についても論及する。さらにこの時期に肥後と北港を拠点とした福建海商の林錦吾（林謹吾）の交易活動に注目し、南澳島における海上貿易と、福建海商の九州—北港貿易との関連について考察することにした。

（1）万暦 11～29 年、倭寇集団の南澳島襲撃

1560 年代末期に後期倭寇が終息に向かうと、華人武装海上勢力は福建・広東沿岸から台湾海峡・南シナ海域へと活動を広げ、南澳島もその主要拠点となった。16 世紀末～17 世紀前半の南澳島における海寇・海商については、佐久間重男・張増信・陳春声・林仁川が、吳平・曾一本・林道乾・林鳳・袁進・李忠・鄭芝龍・鐘斌などの華人海寇の活動について論及している⁴⁷。また 1560 年代初頭までは、倭寇もしばしば南澳島を襲撃していたが⁴⁸、隆慶元（1567）年に総兵官戚繼光が南澳島の倭寇・海寇を掃討してからは、倭寇集団の南澳島襲撃を伝える史料は乏しく、その密貿易活動の実態はほとんど論じられていない。このため本節では、16 世紀末から 17 世紀初頭にかけて華人海寇の大規模な劫掠が鎮静化するなかで⁴⁹、倭

⁴⁷ 陳前掲「16 世紀閩粵交界地域海上活動人群的特質」129-152 頁。同前掲「閩粵交界」178-192 頁。佐久間前掲『日明関係史の研究』310 頁。張前掲『明季東南中国的海上活動（上編）』60-61 頁、66 頁、71-73 頁、80 頁、101 頁、122 頁、141 頁、161 頁、163-169 頁。湯・陳前掲「明代南澳史事初探」55-57 頁。林前掲『明末清初私人海上貿易』106-111 頁。

⁴⁸ 夏前掲「16 世紀中葉、広東南澳島の海上貿易」70-73 頁参照。

⁴⁹ 湯開建と陳文源は、万暦 3 年に南澳島近海の手寇がほぼ掃滅されたのを契機に、南澳島

寇船団が南澳島に來航した事件を検討し、その福建—台湾間の密貿易との関連についても考察することにした。

まず『神宗実録』によれば、万暦 11 (1583) 年ごろ、倭寇船団が南澳島と福建漳州府詔安県の銅山を襲撃し、于嵩等の文武官員は官軍を率いて倭船 4 隻を攻撃し、倭賊 40 人を生擒・斬首し、中国人の捕虜 60 人余を奪還したという⁵⁰。当時の漳州・潮州地域では呉平・曾一本などの海寇集団が南澳島を拠点とし、澎湖諸島や台湾で倭寇の残党とも結託して活動しており⁵¹、万暦 11 年ごろに南澳島と銅山を襲撃した倭寇も、澎湖方面から來航した倭寇残党だった可能性がある。

また乾隆『南澳志』によれば、万暦 27 (1599) 年 6 月 7 日には、「倭酋」70 人余が乗った船が南澳島西部の隆澳後宅（後汐澳）に出現し、民家を占拠し略奪を行った。潮州左衛所正千戸の許克忠は、倭寇を南澳鎮城の旗纛廟におびき出して、南澳副総兵の孟宗文に密報し、孟宗文は官軍を率いて倭寇を捕縛・斬首したという⁵²。同じく乾隆『南澳志』では、万暦 29 (1601) 年 5 月 10 日に、倭寇船が南澳島南部の雲蓋寺港に停泊中、南澳副総兵黄崗と水軍把総方矩に攻撃され、捕縛・斬首されたことを伝える⁵³。また南澳遊兵把総安国賢（天啓 2

軍鎮が設置されたと説く（湯・陳前掲「明代南澳史事初探」57 頁）。一方、張増信は明朝による海寇討伐や華人海寇の海外逃亡により、福建沿海では万暦 3 年以後、広東沿海では万暦 7 (1579) 年以後、華人海寇の活動が収束に向かったと論じる（張前掲『明季東南中国的海上活動（上編）』53 頁）。

⁵⁰ 『神宗実録』（中央研究院歴史語言研究所影印本、1965 年）卷 145、万暦十二年正月己丑条、2704 頁。鄭樑生『明・日關係史の研究』（雄山閣、1985 年）430 頁参照。于嵩は万暦 9 (1581) 3 月に南澳副総兵（協守漳泉副総兵）に昇任しており（湯前掲「明代南澳副総兵考」92 頁）、この倭寇の南澳島・銅山襲撃は、万暦 9 年 3 月から万暦 12 (1584) 年正月の間、おそらく万暦 11 年ごろの事件と考えられる。

⁵¹ 陳前掲「16 世紀閩粵交界地域海上活動人群的特質」129-152 頁、同前掲「閩粵交界」178-192 頁を参照。

⁵² 乾隆『南澳志』（『中国地方志集成 広東府県志輯』27、上海書店出版社、2003 年）卷 9、人物、孝友、許克忠、468 頁。「六月初七日、倭酋七十餘人突至後宅、倭船適壞、占民房肆搶掠。（許）克忠帶隊兵数人、……以計買舟送之、陰使人走告副総兵孟宗文、而以身爲質、與倭偕入鎮城旗纛廟。居二日、宗文督兵擒斬之」。後宅（後汐澳）については、万暦『東里志』（饒平県・汕頭市地方志編纂委員会辦公室、1990 年）卷 1、疆域志、澳嶼、31 頁を参照。

⁵³ 乾隆『南澳志』卷 4、宦績、黄崗、422 頁。「……二十九年五月初十日、倭寇突至雲蓋寺、崗督把総方矩等擒斬之、無一脱者」。

～6[1622-26]年任)が編纂した『南澳遊小紀』によれば、雲蓋寺港に停泊していた倭寇船は、副総兵黄崗の軍船に攻撃され逃亡したが、南澳遊右哨捕盜の黄文の追撃により、倭寇船は沈没し全員が溺死したという⁵⁴。

当時、漳州府浯嶼・銅山の遊兵把総であった沈有容も、この倭寇追撃戦に従事していた⁵⁵。彼はその自叙伝「仗劍録」において、同年5月17日の南澳島近海における倭寇掃討について、次のように記している。

辛丑歳、各寨遊兵船多為倭所掠、独容于四月初七日擒生倭十八名、斬首十二級于東椗外洋。興泉道王岵雲公上議招目（夏注：募）兵八百、募商船二十四隻、為二哨、令容統其一、一隸于銅山寨把総張万紀。容統舟師出海、直抵広界、五月十七日斬首三十二級、奪回南澳捕盜張敬兵船一隻⁵⁶。

すなわち沈有容は4月7日に金門島南部の東椗島近海で倭寇18人を捕縛し、12人を斬首した。また福建按察司副使・分巡興泉道兵備の王在晋（岵雲はその号）は、兵員・兵船を補充して、沈有容にその一部を統率し倭寇を追撃することを命じた。沈有容はそれらの軍船を統率し、5月17日に南澳島近海で倭寇を掃討し、32人を斬首し、兵船一隻を奪還したという。

この倭寇集団の動向について、沈有容に倭寇追撃を命じた王在晋はより詳細な記録を残している。王在晋は万暦28（1600）年4月に福建按察司副使・分巡興泉道兵備に就任し、福建巡視海道副使を兼任することになった⁵⁷。彼は「閩海平倭記」において、万暦29年の倭寇掃討戦について次のように記している。

余自辛丑春正月入閩抵泉州、受事代庖巡守漳南道二篆、……旋至省会、而倭報紛紛至矣。
倭掠漁船、挟漁人扶櫓猝搶方盛、兵船・寨遊及沿海郡邑戒嚴。賊揚帆海上、出沒島嶼間、

⁵⁴ 安国賢『南澳遊小紀』上、人紀第九、2頁。「黄文、漳州人、南澳遊右哨捕盜。万暦二十九年五月初十日、倭奴一船闖入雲蓋寺、副総兵黄崗督把総方矩率舟師擊之、倭望風奔遁。文独揚帆窮追、犁沈其舟、倭尽溺死、文亦被害」。

⁵⁵ 崔来廷『海国孤生——明代首輔葉向高与海洋社会』（江西高校出版社、2005年）第2章「留都歲月」110頁。何孟興『防海固圉——明代澎湖台湾兵防之探索』（蘭台出版社、2017年）所収「仗劍閩海：浯嶼水寨把総沈有容事跡之研究（1601-1606）」132頁。

⁵⁶ 沈有容輯『閩海贈言』（商務印書館、2017年）巻7、附家言、「仗劍録」、92-93頁。何前掲「仗劍閩海」132頁など参照。

⁵⁷ 王在晋、字は明初。南直隸太倉州の出身、万暦20（1592）年の進士。崇禎初年にかけて、山東巡撫・浙江按察使・南京兵部尚書・兵部尚書などを歴任しており、嘉靖・万暦時期の倭寇と海防問題に関する『越鐫』（21巻）や『海防纂要』（13巻）を著した。『明史』巻257、列伝第一百四十五、「王洽伝附」（中華書局、1974年）6625-6626頁参照。

縦横無敵、……。自有東椀一捷、而馘斬強倭甚衆。……已而銅山・南澳相繼收功、賊始知漳・泉有備、嚴不可犯。……賊故不能大得志漳・泉、而宵奔東粵。是歲、粵海大創、所損兵船無算⁵⁸。

万暦 29 年正月、王在晋は泉州府に赴任し、泉州・漳州両府における倭寇対策を指揮した⁵⁹。当時、倭寇は大挙して福建南東近海に侵入し、漁船を奪って漁民を拉致し、略奪を行っていた。海上を巡視する兵船や沿岸の寨・遊、および沿海の府県は厳戒態勢をとったが、倭寇の襲撃はやまなかった。しかしその後、明朝水軍が東椀島・銅山・南澳であいついで倭寇を撃破し、倭寇集団は泉州・漳州から広東東部の潮州府方面に退散したという。ここでいう東椀・銅山島・南澳島の戦勝とは、沈有容が同年 4 月 7 日に東椀島近海で、5 月 17 日に南澳島近海で倭寇の船団を撃破したことを指す。おそらく『南澳志』と『南澳遊小紀』が記す、同年 5 月に南澳島近海で副総兵黃崗や南澳遊右哨捕盜黃文と交戦した倭寇は、金門島近海で沈有容に撃破され、南方に移動した倭寇集団の一部だった可能性が強い。

（2）万暦 29 年の倭寇の南澳島襲撃と福建—台湾密貿易

前節で検討した、万暦 29 年に泉州・漳州を襲撃した倭寇集団については、周運中も漳州湾南東近海の浯嶼島の天妃宮に残された、沈有容による「重建天妃宮記」により論及している。万暦 29 年、沈有容は南澳海域へ出征する直前に浯嶼島の天妃宮を参拝し、その後倭寇との海戦で大捷を収めた。沈有容は天妃宮媽祖の加護に感謝して、万暦 30（1602）年に浯嶼天妃宮を修繕し、翌年にこの「重建天妃宮記」を記したのである。この碑文によれば、沈有容は水師を率いて南澳島に向かい、「彭山島」を攻撃して倭寇を殲滅したという⁶⁰。周運中はこの碑文と前述の「仗劍録」により、万暦 29 年 5 月の沈有容と倭寇船団との「南澳島海戦」の主戦場は、南澳島南東近海の南澎諸島であり、万暦 3 年の南澳軍鎮設置後も、近海の南澎諸島は依然として倭寇・海商勢力の拠点となっていたと論じる⁶¹。

⁵⁸ 王在晋『越鐫』（『四庫禁燬書叢刊』集部 104 冊、北京出版社、2000 年）巻 7、記、「閩海平倭記」、343-344 頁。

⁵⁹ 『神宗実録』巻 346、万暦二十八年四月壬午条、6447 頁。王在晋の福建における任官履歴に関しては、何前掲「仗劍閩海」126 頁注 2 を参照。

⁶⁰ 沈有容「重建天妃宮記」。「万暦辛丑夏、余時承乏浯・銅、奉檄南征。謁祈神、觀楹宇湫隘、寔心檄厥靈、徂戰捷乎、請更諸爽塏者。于是師抵南澳、攻島彭山殲之。聿懷神惠、曰篤不忘、……跡拓旧址、深広倍之。」周運中「漳州浯嶼天妃宮碑所見明末清初閩南史」（劉迎勝等編『元史及民族与边疆研究集刊』30 輯、上海古籍出版社、2015 年）153 頁、159 頁参照。

⁶¹ 周前掲「漳州浯嶼天妃宮碑所見明末清初閩南史」155-156 頁。

なお万暦 17 (1589) 年に山東巡撫宋応昌が編輯した『全海図注』⁶²では、南澳島近海の「彭山」について、「可泊南風船二十隻」と附記しており、彭山（南澎諸島）には 20 隻ほどの船が碇泊しうる港湾があったと伝える。また前節でも検討したように、『南澳遊小紀』巻 3 地紀「彭山」にも、南澎諸島について次のような記事がある。

彭山。与南澳相对、西至雲蓋寺約四五十里、北至勝澳約百余里。而往者則自九帰澳発舟、順風一潮可到。其山有三、曰南彭、曰中彭、曰北彭、三山列峙大海中、周圍各一里許。

又一小島曰北尖尾、四面皆危石暗礁、船可寄泊、不可久住。中彭上有泉、海舶過者必取汲于此⁶³。

これによれば、南澎諸島は南澳島に相對し、南澳島の南部沿岸にある雲蓋寺から 45 里（約 25km）ほど、梅嶺半島の南部沿岸にある勝澳から 100 里（約 56 km）ほどの南方海上に位置する。南澳島から南澎諸島に渡航するには、南澳島東南部の九帰澳⁶⁴から、順風であれば「一潮水」で到達できる⁶⁵。一方、南澎諸島の三つの島嶼——北澎山・中澎山・南澎山——は大海中にあり、各島嶼の周圍が 1 里（約 0.56km）余である。このほかに北尖尾という小島もあるが、暗礁に囲まれており長期間の停泊はできない。一方、中澎山には海舶の汲水地があったという。万暦 29 年に福建・広東近海を襲撃した倭寇集団は、南澎諸島を拠点として、南澳島を経て福建・広東の沿岸部に渡航し、劫掠を行っていたのではないだろうか。

倭寇の船団が寇掠した福建東南沿岸は、台湾海峡を隔てて台湾の西南沿岸と相對している。前述したように、16・17 世紀から 1740 年代にかけて華人航海者が使用していた『イエール航海図』⁶⁶には、南澳島から南澎諸島へ、また南澳島・南澎諸島一帯から澎湖諸島への

⁶² 『全海図注』は中国の国家図書館所蔵の明代の海防地図であり、図名・編纂者名は記されていない。孫靖国は万暦 19 (1591) 年の李化龍「『全海図注』序」により、万暦 17～19 年の間に、山東巡撫宋応昌がこの地図を編輯したと論じる。孫靖国「明代海防地図——『全海図注』」（『地図』2013 年 2 期）130-131 頁。一方、湯開建・周孝雷は同書の編纂時期を、万暦 17 年に比定している。湯開建・周孝雷「明宋応昌『全海図注・広東沿海図』研究」（金国平・楊汎凌編『「全海図注」研究』澳門基金会、2021 年）141 頁、168 頁図 3-8。

⁶³ 安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、9 頁。

⁶⁴ 九帰澳は南澳島東部の青澳と南部の雲澳の間に位置する。安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、2 頁。

⁶⁵ 中国では海水が干潮から満潮へ、または満潮から干潮へ向かうことを「一潮」と称した。船舶が航行する間に潮汐の起こる回数により航程を示す方法は、宋～清代に東南沿海での近距離航行で常用されていた。何前掲「試析中国古代的航海計程單位『潮』」438-447 頁。

⁶⁶ 「イエール航海図」（‘Yale University’s Old Chinese Maritime Map’）に関する情報について

航路情報を記しており、南澳島から南澎諸島・澎湖諸島を経て台湾に向かう航路が存在したことを明示している⁶⁷。また安国賢『南澳遊小紀』所収の、南澳島と梅嶺半島の南部に関する海防輿図「山海図」にも、南澎諸島の「南彭山・中彭山・北彭山」や北尖尾が描かれており、「汪洋大海、倭・夷往来、于此經過、為極要衝之所」と附記している（付図 I 参照）。すなわち南澎諸島が位置する「汪洋大海」（台湾海峡の澎湖諸島・南澳島間の海域）は、「倭」・「夷」が往来する海防の要衝であるという⁶⁸。

さらに前節でも論じたように、『南澳遊小紀』巻 3 地紀「彭山」には、南澎諸島の中澎山近海について、「其下即黒水外洋、即商漁同集、夷船必由之路」と記している⁶⁹。すなわち中澎山近海を流れる「黒水外洋」には、商船と漁船が集まり、「夷船」もかならずこの海域を通過するという。この「黒水外洋」とは、南澎諸島と澎湖諸島の間であり、黒潮が北流する台湾海峡中央部を指している⁷⁰。また、「夷船」とは、紅夷（オランダ）船に限らず外国船全般を指すのだろう。『南澳遊小紀』が刊行された 1626 年ごろ、台湾南部を占領したオランダ人の船舶のほか、台湾北部に進出したスペイン船や、日本の朱印船、東南アジアからの「番舶」なども台湾海峡を往来していた。16 世紀後期から、台湾は日本人・中国人海商による海上貿易の中継地となっており⁷¹、万暦 29 年の倭寇船団も、澎湖諸島の対岸にある北港・大員の海上貿易に参入していた。北港や大員を中継拠点とする商船は、澎湖—南澎—南澳島間の直結航路を利用して、福建・広東沿海にも往来していたのであろう。

さらに万暦 29 年の倭寇集団の活動には、福建の沿岸民も関わっていたと思われる。王在晋「閩海平倭記」は、福建の漁民が倭寇の捕虜となり、その襲撃を教導していたと記す⁷²。また万暦 20・21（1593）年には、明朝は豊臣秀吉の朝鮮侵略に際して、ふたたび海禁を施行

て、注 20 の内容を参照。

⁶⁷ イェール航海図の「南澳図」には「南澳山離二更開乃是坪、内外具可行」とあり、「南澳山（遠形）図」には「南澳坪或往東、切勿用單寅、若用單寅、決見澎湖無疑」とある。鄭前掲『明清東亞舟師秘本』第 4 章「第一条航線：金門線釈説」96-97 頁、124-125 頁。

⁶⁸ 安国賢『南澳遊小紀』上、「山海図」、2 頁。

⁶⁹ 安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、9 頁。

⁷⁰ 沈有容輯『閩海贈言』巻 2、記、陳弟「舟師問答」、22 頁。「澎湖以内、水色猶碧、謂之滄海。澎湖以外、水色深黒、謂之溟海。溟海浪高、沈者直至底耳」。

⁷¹ 陳宗仁「『北港』与『Pacan』地名考釈——兼論十六、七世紀之際台湾西南海域貿易情勢的変遷」（『漢学研究』第 21 巻 2 号、2003 年）251-252 頁。

⁷² 王在晋「閩海平倭記」、344 頁。「賊所獲漁人、靡不為其向導者、必避実搗虚」。

し、海澄から東南アジアへの渡航も禁じられていた⁷³。しかし福建巡撫の許孚遠は、実際には福建南部の「姦徒」が、依然として日本に密航していると指摘し、次のように記している。

同安・海澄・龍溪・漳浦・詔安等处姦徒、毎年于四・五月間告給文引、駕駛鳥船、称往福寧卸載、北港捕魚及販鷄籠・淡水者、往往私裝鉛硝等貨、潛去倭国、徂秋及冬、或来春方回。亦有藉言潮・惠・広・高等处余買糧食、徑從大洋入倭⁷⁴。

すなわち泉州府同安県、漳州府龍溪・海澄・漳浦・詔安県の密貿易者は、毎年4・5月に福建北部への物資運輸、台湾西南沿岸の北港での漁業、台湾北部の鷄籠・淡水での商売、広東での穀物購入などの名目で、文引（渡航許可証）を取得し、実際には日本に渡航し、秋冬または来春に福建に寄港したのだという。万暦29年に倭寇の南澳島・銅山島襲撃の際に拉致された福建「漁民」のなかにも、このように台湾近海での漁業にくわえ、台湾や日本での密貿易にも従事している者が含まれていた可能性がある。

万暦29年の年初から5月中旬ごろにかけて、倭寇集団は福建—台湾間の海域を転々として、厦門湾外の東椗島や、詔安湾南部の南澳島、また台湾海峡西方の南澎諸島などで劫掠を行い、明朝官軍と交戦していた。当時、台湾西南沿岸では北港のような日本人・福建人の漁民や海商が集まる港湾が成長しており、対日密貿易の中継港ともなっていた。倭寇の船団は台湾方面に中継拠点を置いて密貿易に従事するとともに、福建東南近海の金門・東椗・銅山・南澳・南澎などに渡航して、密貿易や掠奪を行っていたのだと考えられる。

（3）万暦30年の倭寇の台湾進出と大員・北港の海上貿易

第1節で述べたように、王在晋「閩海平倭記」によれば、万暦29年5月17日に倭寇の船団は南澎諸島で浯嶼・銅山把総の沈有容に攻撃され、広東東部の潮州府方面に移動した。翌万暦30年には、倭寇船団は広東東部・福建・浙江沿海を劫掠したのち、東番（台湾）に撤収して大員港を占拠した。これに対し、沈有容は福建から軍船を率いて台湾に向かい、大員港を拠点とする倭寇を攻撃している⁷⁵。

⁷³ 許孚遠『敬和堂集』（静嘉堂文庫守先閣旧蔵万暦刊本）撫閩稿、疏、「疏通海禁疏」、14-22頁。

⁷⁴ 許孚遠「疏通海禁疏」、20頁。中島楽章「十六世紀末の九州—東南アジア貿易——加藤清正のルソン貿易をめぐる」（『史学雑誌』第118巻8号、2009年）14-15頁参照。

⁷⁵ 沈有容輯『閩海贈言』巻1、碑、黄鳳翔「靖海碑」、8頁。「先是、倭聚六七艘流劫東粵、迤邐閩・浙間、至東番、披其地為巢、四出剽掠、商漁民病之」。同巻2、記、陳弟「東番記」、19頁。「万暦壬寅冬、倭復拋其島、夷及商漁交病。浯嶼沈將軍往剿、余適有觀海之興、与俱。倭破、収泊大員、夷目大彌勒輩率数十人叩謁」。李祖基「陳弟、沈有容与『東番記』」（陳支

泉州府出身で、沈有容の幕僚である陳弟の友人であった陳学伊によれば、これらの倭寇は数年にわたり、広東・福建・浙江沿岸を襲撃していたという⁷⁶。したがって万暦 30 年の倭寇も、万暦 29 年に泉州・漳州・潮州を劫掠した倭寇と共通する集団であった可能性がある。前述のように、万暦 29 年の倭寇は台湾から福建近海の島嶼部に渡航していたと思われる。一方、万暦 30 年に沈有容に随行して大員に渡航した陳弟は、倭寇が再び台湾島を占拠し、島夷・商人・漁民は皆苦慮していると述べており⁷⁷、それ以前から倭寇が一度ならず台湾に襲来していたことを示している。

さらに陳弟は、沈有容による大員港の倭寇攻撃に際して、台湾に来航していた日本人の船団は、黄金・綿布・蘇木・鹿麂皮（鹿とノロの毛皮）・米・苧麻・胡椒・烏魚（ボラ）・温魚（ウツボ？）など、数百金の価値がある物資を積載していたと記す⁷⁸。このうち鹿麂皮と烏魚は台湾の有名な産品であり、烏魚子（カラスミ）は海澄県にも輸出されていた⁷⁹。また、綿布や黄金は中国の、胡椒と蘇木は東南アジアの輸出品であった。大員港の倭寇船が積載していたこれらの商品は、東南アジア貿易に従事する華人商船から略奪したものか、大員港などでの交易により入手したものであろう。

前述のように、16 世紀後期から台湾はすでに日本人・中国人海商による海上貿易の中継拠点となっていた。すでに 16 世紀後期には、福建の航海者は平戸・五島から台湾北部の鷄

平主編『第九届明史国際学術討論会暨傅衣凌教授誕辰九十周年紀念論文集』厦門大学出版社、2003 年）318 頁。何前掲「仗劍閩海」135-137 頁参照。陳弟が「夷目大彌勒輩率数十人叩謁」と記すように、ここでの「夷」とは台湾先住民を指すと考えられる。

⁷⁶ 沈有容輯『閩海贈言』巻 2、記、陳学伊「題東番記後」、20 頁。「万暦壬寅之冬、沈將軍剿東番隣島之倭。……余頃遊海濱、海濱人為余言、『此倭流毒三省、蓋数年矣』」。

⁷⁷ 前掲注 75、「万暦壬寅冬、倭復拋其島、夷及商漁交病」。陳弟は沈有容の幕僚、福州府連江県の人。ここでの「島夷」も、陳弟が「倭拋外澳、東番諸夷不敢射雉捕鹿」（沈有容輯『閩海贈言』巻 2、記、陳弟「舟師客問」、22 頁）と記すように、台湾先住民を指している。

⁷⁸ 陳弟前掲「舟師客問」、22 頁。「客問：聞之東番破賊、所得金・布・蘇木・鹿麂皮・米・麻苧・椒・烏魚・温魚之類不下数百金、沈子縱不入之私囊……乃分給兵士、何也？答曰：……沈子之約曰『破賊之後、公取其財物而均分之』」。陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」267 頁参照。

⁷⁹ 姚旅『露書』（『四庫全書存目叢書』子部 111 冊、齊魯書社、1995 年）巻 10、錯篇下、727 頁。「鹿筋、烏魚子、鰻魚脬最佳味、而海澄最多、皆来自北港番」。鄭維中は欧文史料により、烏魚のアジア間交易について検討している。鄭維中「烏魚、土魷、虱目魚：多元脈絡下荷治至清領初期台灣三種特色海産的確立」（『台湾史研究』第 25 巻 2 期、2018 年）1-60 頁。

籠港や、大員港附近の北港を経由して、ルソンに渡る航路を開拓しており、日本船もこの航路を利用していた⁸⁰。また 16 世紀末には日本人商人は華人商船に同乗し、あるいはそれらをチャーターして、東南アジア各地に渡航して貿易に従事するとともに、台湾にも渡航して鹿皮などを入手していたという⁸¹。さらに台湾西南沿海の北港は、16 世紀後期から福建漁民の重要な漁場となり、中国人・日本人商人も鹿皮を求めて来航していた。17 世紀初期（1610 年代ごろ）になると、北港では中国人・日本人商人による銀・糸貿易も行われるようになった⁸²。

万暦 30 年に大員港に停泊していた日本船も鹿とノロの毛皮を積載していた。当時の日本では武具や武器に鹿皮を多用しており、特にフィリピンと台湾から大量の鹿皮を輸入していた⁸³。1590 年代には日本人・華人による日本向けの鹿皮の乱獲のため、マニラのスペイン当局は鹿皮の禁輸を提言するにいたる⁸⁴。陳宗仁は 1590 年代ごろの北港からの鹿皮輸出には、フィリピンで鹿皮貿易に従事していた日本人・中国人海商が関与していると推定している⁸⁵。

一方、南澳島も鹿の産地として知られており⁸⁶、その対岸の潮州府は絹や鉄の産地であり、16 世紀中期には東南アジアの商船が南澳島に渡航して潮州産の絹や鉄を輸入していた⁸⁷。南

⁸⁰ 『順風相送』（向達『兩種海道針經』中華書局、1961 年）「松浦往呂宋」91 頁。陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」251-252 頁。徐曉望『早期台湾海峡史研究』（海風出版社、2006 年）第 5 章「晚明福建官府对台湾、澎湖的管理及問題」157 頁。

⁸¹ 中島前掲「十六世紀末の九州—東南アジア貿易」24 頁、26 頁。

⁸² 陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」263-276 頁。

⁸³ 中村孝志「台湾における鹿皮の産出とその日本輸出について」（『日本文化』第 33 号、1953 年）101 頁。岡田章雄「近世に於ける鹿皮の輸入に関する研究（二）」（『社会経済史学』第 7 卷 7 号、1937 年）121 頁。岡田章雄『日欧交渉と南蛮貿易』（思文閣出版、1983 年）73 頁。

⁸⁴ Emma Helen Blair and James A. Robertson, eds., *The Philippine Islands, 1493-1803, Vol. X-1597-1599*, Cleveland: Arthur H. Clark, 1904, p.10, p.84. 岡田前掲「近世に於ける鹿皮の輸入に関する研究（一）」61-62 頁、中島前掲「十六世紀末の九州—東南アジア貿易」22 頁、陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」266 頁を参照。

⁸⁵ 陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」266 頁。

⁸⁶ 安国賢『南澳遊小紀』上、物紀第十、2 頁。「鹿、産南澳山谷中」。

⁸⁷ 夏前掲「16 世紀中葉、広東南澳島の海上貿易」59-60 頁。

南澳島における鹿皮の産出・流通状況は不明だが、16 世紀末からフィリピン鹿皮の禁輸の動きや北港貿易の発展を契機として、日本人商人が現地産の鹿皮や潮州産の生糸や鉄などを求めて、南澳島に來航した可能性も想定できる。冒頭で紹介した万暦 27 年に南澳島に上陸した倭寇集団も、あるいはこの種の日本人海商の密貿易船だったかもしれない。なお 1619 年のスペイン人宣教師バルトロメ・マルティネス（Bartolomé Martínez）による台湾占領報告によれば、漳州の漁民は舢舨（サンパン）などの小舟で台湾に渡航して交易を行い、また舢舨は台湾からマニラへ生糸などの商品を運ぶ船としても使われていたという⁸⁸。万暦 29 年の倭寇集団は福建沿岸において兵船や漁船を略奪しているが、そのなかには福建—台湾間や台湾—マニラ間の航海に転用されるものもあったであろう。

このように、万暦 29・30 年に福建近海と台湾の西南沿岸で活動していた「倭寇」とは、台湾海峡兩岸で略奪と貿易に従事する日本人を中心とする武装商業勢力であったと思われる。彼らは 16 世紀末から明朝の統制外で中継貿易港として成長していた台湾の大員・北港を拠点として、福建沿海民や台湾先住民とも交易を行い、台湾・中国・東南アジア商品を輸入していたようである。また彼らは台湾において鹿皮などを入手し、南澳島でも鹿皮や潮州産の絹・鉄などを調達するとともに、大員や北港での華人海商と交易し、あるいは台湾海峡を通過する華人商船を襲撃するなどして、東南アジア商品も入手していたであろう。また彼らが台湾からルソンにも渡航して、交易を行っていた可能性もある。

（4）林錦吾のアジア海域貿易と南澳島渡航

16 世紀末から華人海商は東南アジア各地に渡航するとともに、九州にも渡航して密貿易を行い、さらに台湾を中継地として、先住民や日本人との間で、生糸などの中国商品と、鹿皮や銀などの交易も拡大していった⁸⁹。こうして 17 世紀初頭には、華人商人が主導する、日本（九州）—台湾（大員・北港）—中国東南沿海（福建）を結ぶ海上貿易が成長し、南澳島もその一拠点としての役割を果たすようになった。

こうした海上交易を主導した華人海商の一人に、16 世紀末から 1620 年ごろまで北港を拠点として活動した、福建海商の林錦吾（林謹吾）を挙げることができる。林錦吾については、陳宗仁・陳小沖などの台湾史研究者が、漳州府龍溪県の郷紳張燮の『霏雲居統集』や、福建

⁸⁸ 陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」272 頁参照。

⁸⁹ 中島楽章「十六世紀末の福建—フィリピン—九州貿易」（『史淵』第 144 号、2007 年）67 頁。陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」263-275 頁。

右布政司沈演の『止止齋集』により⁹⁰、彼が 1620 年前後に台湾を拠点として日本人との貿易に従事していたことを明らかにしている⁹¹。さらに最近では、鄭維中は張燮や沈演が伝える「林謹吾」は、肥後の福建海商「林均吾」と同一人物であると論じている⁹²

肥後の福建海商林均吾については、肥後の伊倉港にその墓碑が現存している。この墓碑には「龍郡 林均吾墓、元和七年、男新作立」との銘文があり、彼が漳州府龍溪県の出身で天啓元（1621）年に死去したことがわかり、16 世紀末から 17 世紀初頭にかけて九州諸港に來航した多くの華人海商の一人であった。また慶長 7（1602）年 4 月には、「林耀吾」（林三官）という海商が、加藤清正の使者として福建に派遣され、明朝との通交再開を求めており、姓名からみて林均吾の同族であった可能性がある。彼は慶長 8～11（万暦 31～34 [1603-06]）年に、西洋・ルソン・チャンパなどに宛てた五通の朱印状を受領しており、朱印船貿易に従事した代表的な華人海商の一人でもあった⁹³。林均吾の墓碑は、有力な福建海商の墳墓とするには簡素なものであり、彼が林錦吾と同一人物であるかについては疑問もあるが、たとえ同一人物ではなくても、林錦吾と肥後の林均吾・林耀吾に、同族など何らかの関係があった可能性は想定しうる。

林錦吾（林謹吾）については、陳宗仁・陳小沖が張燮『霏雲居統集』、および沈演『止止齋集』の記事により、彼が 1610 年代から台湾西南岸の北港を拠点として、日本—台湾貿易に従事した福建海商であったことを明らかにしている。元和 2 年 5 月、長崎代官村山等安

⁹⁰ 張燮は漳州府龍溪県の人、万暦 22（1594）年の挙人。『東西洋考』の著者として知られる。本稿では陳正統主編『張燮集』2（中華書局、2015 年）所収の『霏雲居統集』（万暦刻本）を使用した。沈演は湖北烏程県の人、万暦 26（1598）年の進士。万暦 47（1619）・泰昌元（1620）年に福建右布政使となる（陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」254 頁注 14）。

『止止齋集』には、尊経閣文庫所蔵の崇禎 6（1633）年刊本があり、漢学研究中心による影印本（1990 年）もあるが、筆者はいずれも参照する機会がなく、先行研究から関連記事を転引した。

⁹¹ 陳小沖「張燮『霏雲居統集』涉台史料鈎沈」（『台湾研究集刊』2006 年 1 期）78 頁参照。陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」254-256 頁。また徐前掲『早期台湾海峡史研究』第 6 章「鄭芝龍与荷蘭殖民者的關係」179-181 頁も参照。

⁹² Weichung Cheng, “The Emergence of Tayouan Harbour in 1624: Converged Consequences of Two Remote Wars,” *Cultural Interaction Studies of Sea Port Cities*, No.11(2014), pp.293-294.

⁹³ 中島楽章「有明海の福建海商——肥後伊倉の明人墓をめぐって」（『日本歴史』第 736 号、2009 年）40-41 頁、45-47 頁、51 頁。

は台湾探査のため船団を派遣し、うち2隻が暴風により金門島近海に漂着したが⁹⁴、張燮「海国澄氛記」ではこの事件に関連して、台湾における林謹吾（林錦吾）の交易活動について、「東番者、在澎湖島外、去漳僅衣帶水。姦民林謹吾逋歸彼中、為曾主互市、与倭奴往還⁹⁵」と記している。すなわち林謹吾は東番（台湾）に拠点を置き、先住民首長の名代として交易（互市）を主催して、日本人と往来していたという。

さらに万暦47年から福建布政司右参政・按察司僉事を歴任した沈演は、海澄知県に対して福建の海防問題を論じた「答海澄」において、次のように述べている。

海上賊勢雖劇、倏聚倏散、勢難持久、猶易撲滅。而大患乃在林錦吾北港之互市。引倭入近地、姦民日往如鶩、安能無生得失。明明汪五峰故事⁹⁶。

一般の海寇勢力は離合集散が激しく持久性が乏しいが、より危惧すべき問題は林錦吾による北港での互市であるという。林錦吾（林謹吾）は日本人を福建に近い北港に引きこみ、福建沿海の姦民も利益を求めて北港に集まっており、こうした状況は、明らかに「汪五峰」すなわち王直の故事を想起させるという。周知のように、王直は1540～1550年代に浙江近海の舟山列島を、ついで平戸・五島を拠点として、日本人と中国商人との交易を仲介し、やがて倭寇勢力の統率者となっていた。当時の台湾は明朝の実質的支配下に入っておらず、沈演は北港の林錦吾勢力のもとに日本人・中国人の密貿易者が集結し、王直が平戸・五島を拠点として倭寇勢力を糾合したように、武装略奪・交易集団へと発展する可能性を危惧しているのである。

さらに沈演は福建海道副使に対して海防問題を論じた「答海道論海務」において、次のように指摘している。

若北港之局、牢固不拔、姦民接濟者多負頼、起釁者又多、……不意連日得報、有林心横截殺洋船事、今又有徐振里庄冬事、亦既蠢蠢動矣。此輩恐皆林錦吾下小頭領耳。日本發銀買貨、于法無碍、若就呂宋与洋船交易、即巨姦領銀牟利、自可相安無事。惟停泊北港、

⁹⁴ Cheng, “The Emergence of Tayouan Harbour in 1624,” pp.292-293. 参照。なお、村山等安の台湾進出について、岩生成一「長崎代官村山等安の臺灣遠征と遣明使」（『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』1輯、1934年）283-359頁を参照。

⁹⁵ 張燮『霏雲居統集』巻40、「海国澄氛記」、696頁。陳前掲「張燮『霏雲居統集』涉台史料鈎沈」76-79頁、Cheng, “The Emergence of Tayouan Harbour in 1624,” pp.293-297 参照。

⁹⁶ 沈演『止止齋集』巻56、「答海澄」、32-34頁。陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」255頁より転引。張前掲『明季東南中国的海上活動』（上編）129頁でも、同史料の内容を簡潔に紹介している。

引誘接済姦民、釀今日劫殺之禍、起将来窺伺之端、不得不嚴禁耳⁹⁷。

北港貿易を契機として、林錦吾配下の「小頭領」であった林心横が、「洋船」（福建からルソンなどに往来する外洋船）を襲撃するなど、不穏な事態が生じている。日本船が銀をルソンに輸出すること自体は違法行為ではなく、彼らがルソンに銀を輸出して福建から来航する「洋船」と出会い貿易をしたとしても、治安上の問題はない。しかし彼らが北港に来航し、福建の姦民が彼らに中国商品を提供（接済）することは、将来的に倭寇の福建襲撃の端緒となりかねず、嚴禁すべきだというのである。

さらに沈演は前述で紹介した「答海澄」の後半部分において、次のように述べている。

倭之互市雖不可絶、而接済之姦安得不嚴禁。……倭銀若至北港、雖日殺数人、接済終不能杜、何者、利重也。……倭之欲市、誠不可絶、然渠何必北港。使断此一路、倭市在洋船而不在接済、無論餉食日増、而海上永無患矣⁹⁸。

日本人による海外での交易（互市）は途絶しようがないが、中国人が日本人に中国商品を提供（接済）することは嚴禁すべきである。しかし実際には、日本人が北港に銀を持ちこむ限り、いかに嚴罰を加えても、中国人による「接済」は止むことはない。その利益が非常に大きいからである。ただし福建—北港間の交易さえ嚴禁すれば、日本船はルソンにおいて、福建から来航する「洋船」と出会い貿易を行うことになり、それによって福建の関税収入は増加し、かつ福建近海の治安も安定する、というのである。

なお鄭維中は、平戸イギリス商館長リチャード・コックス（Richard Cocks、1613～23 年在任）日記により、林謹吾（林錦吾）の日本貿易の実態を検討している。コックスは 1616 年に華人海商李旦の手引きで、李旦の従僕である「Lian-go-wne」を通じて中国の海防官に賄賂を送ろうとした。鄭維中はこの「Lian-go-wne」は「林謹吾」の対音だと指摘し、さらに「林謹吾」と「林均吾」の閩南語発音が近似することから、漢文史料における「林謹吾」は、伊倉に墓碑が残る福建海商「林均吾」と同一人物だと推定するのである⁹⁹。林謹吾と林均吾が同一人物か否かはおいても、彼が 17 世紀初頭に福建海商の最有力者李旦の配下であったことは間違いない。周知のように、泉州府出身の李旦は平戸を拠点として、台湾や東南アジア

⁹⁷ 沈演『止止齋集』巻 55、「答海道論海務」、18-19 頁。陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」255 頁より転引。

⁹⁸ 沈演『止止齋集』巻 56、「答海澄」、32-34 頁。陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」255 頁より転引。なお、陳宗仁はこの記述について、沈演の意図は日本との互市を開くことと、北港での接済を禁じることであったと論じている。

⁹⁹ Cheng, “The Emergence of Tayouan Harbour in 1624,” pp.293-295.

にしばしば朱印船を派遣し、台湾を中継地として福建との貿易も推進していた¹⁰⁰。林謹吾は彼の配下にあつて、北港を拠点に台湾―福建―日本間の貿易に従事していたのである。肥後を拠点とし、領主の加藤清正とも結んで朱印船貿易を行っていた林耀吾（林三官）も、林謹吾と同族で何らかの協力関係があつた可能性もある。

また沈演は「論閩事」という一文においても、次のように記している。

袁俊帰降、又復東行、盜勢解散、……而挾倭貲販北港者、実繁有徒。此輩不可剿、不可撫、急且合倭以逞六十年前故事¹⁰¹。

海寇袁俊は官府に帰順した後、台湾に戻って配下を解散したが、北港で日本人と交易を行う者はなお多く、60 年前の倭寇猖獗のような事態を招きかねない、というのである。陳宗仁はこの「袁俊」は、「袁進」の誤りだと推測し、「而挾倭貲販北港者、実繁有徒」とは、林錦吾による北港での互市を指すと論じている。袁進は 1610 年代中後期に南澳島を拠点としていた漳州海寇集団の頭目である。張増信によれば、袁進と李忠の海寇集団は、万暦 43 (1615) ～47 年ごろに南澳島を拠点に潮州府・漳州府沿海を寇掠していたが、万暦 47 年に沈有容の招撫により明朝に帰順したという¹⁰²。前述のように、南澳島は北港に近く、鹿皮の産地でもあり、潮州府も鉄・絹などの産地であつた。袁進・李忠一党は北港と南澳島に拠点を置き、漳州・潮州から南澳島を中継地として北港を結ぶ貿易に従事していたと考えられる。おそらく林錦吾も同じような密貿易に関与していたであろう。なお天啓 2 年には、両広総督陳邦瞻は海寇頭目「林辛老」が東番（北港か）を拠点として、福建・広東沿海地域を襲撃していると上奏しており¹⁰³、陳宗仁はこの林辛老とはすなわち同時期に同地域で活動していた林錦

¹⁰⁰ 岩生成一「明末日本僑寓シナ貿易商一官アウグスチン李国助の活動——「明末日本僑寓支那甲必丹李旦考」補考」（『東洋学報』第 66 巻 1-4 合併号、1985 年）63-86 頁、同「明末日本僑寓支那人甲必丹李旦考」（『東洋学報』第 23 巻 3 号、1936 年）379-435 頁参照。

¹⁰¹ 沈演『止止齋集』巻 55、「論閩事」、20 頁。陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」255 頁より転引。

¹⁰² 乾隆『潮州府志』（『中国地方志集成 広東府県志輯』24、上海書店出版社、2003 年）巻 38、征撫、928 頁。曹学佺『曹大理集 21 冊 湘西紀行』（内閣文庫所蔵明刊本）下巻、附録、「閩中通志雜論」、海防、45 頁表。張前掲『明季東南中国の海上活動（上編）』122 頁、161 頁。

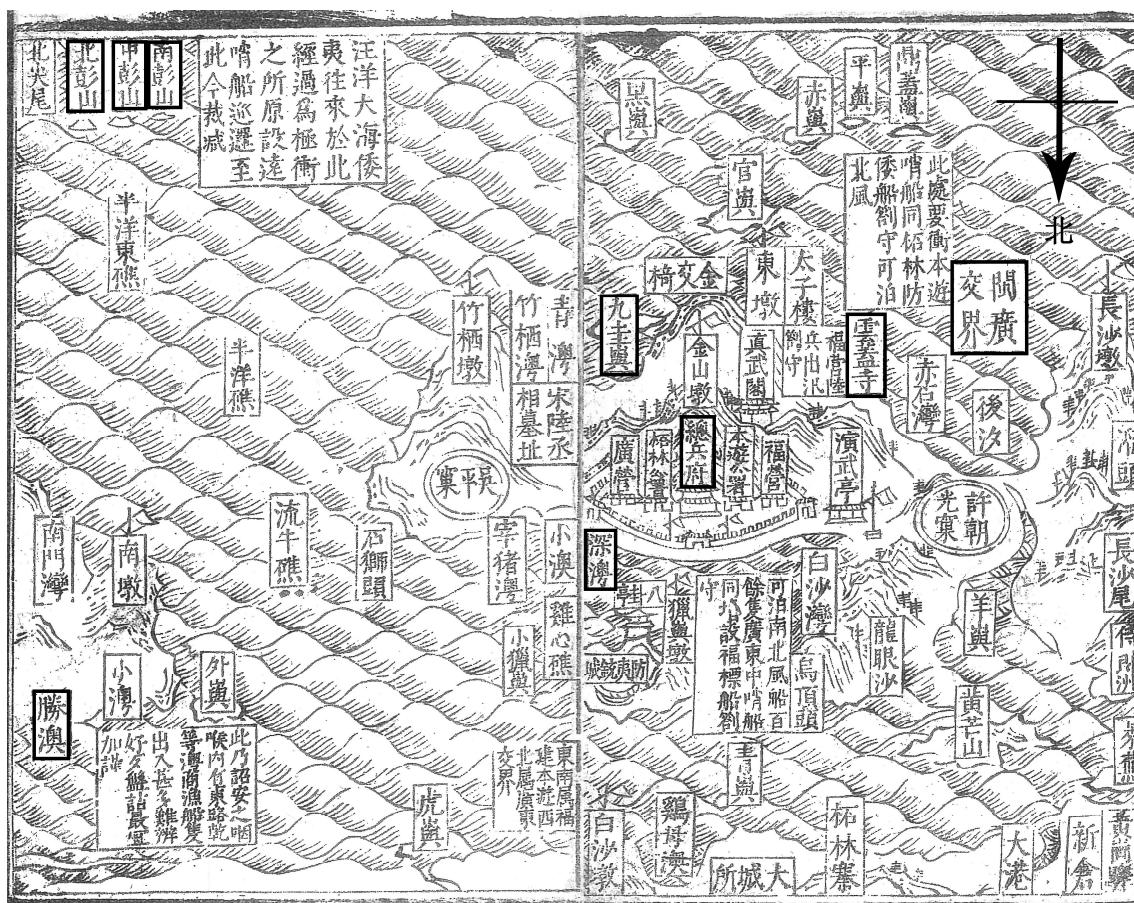
¹⁰³ 『熹宗実録』（中央研究院歴史語言研究所影印本、1966 年）巻 20、天啓二年三月丙午条、1007 頁。「先是、両広総督陳邦瞻疏称、閩広之間、海寇林辛老等嘯聚万計、屯拠東番之地、占候風汛、揚帆入犯、沿海数千里、無不受害」。陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」255 頁。

吾、ないしその同党であったと推定している¹⁰⁴。

本節では同時代史料により、後期倭寇の収束後、南澳島に軍鎮が設置され海防体制が強化されていた 16 世紀末～17 世紀初頭に、南澳島と台湾西南部の大員・北港を拠点に、日本・台湾と漳州・潮州を結ぶ交易や、福建・広東沿岸における略奪などを行った海上勢力の実態について検討し、当時の南澳島には台湾西南岸の大員・北港を拠点とする日本人・中国人の海商・海寇が引きつづいて来航し、交易や略奪を行っていたことを示した。この時期において、南澳島—南澎諸島—澎湖諸島—大員・北港を結ぶ台湾海峡航路は日本—東南アジア貿易や台湾と福建・広東を結ぶ海上貿易にリンクして、華人海商が主導される福建・広東—台湾—日本貿易の一環として成長していったのである。

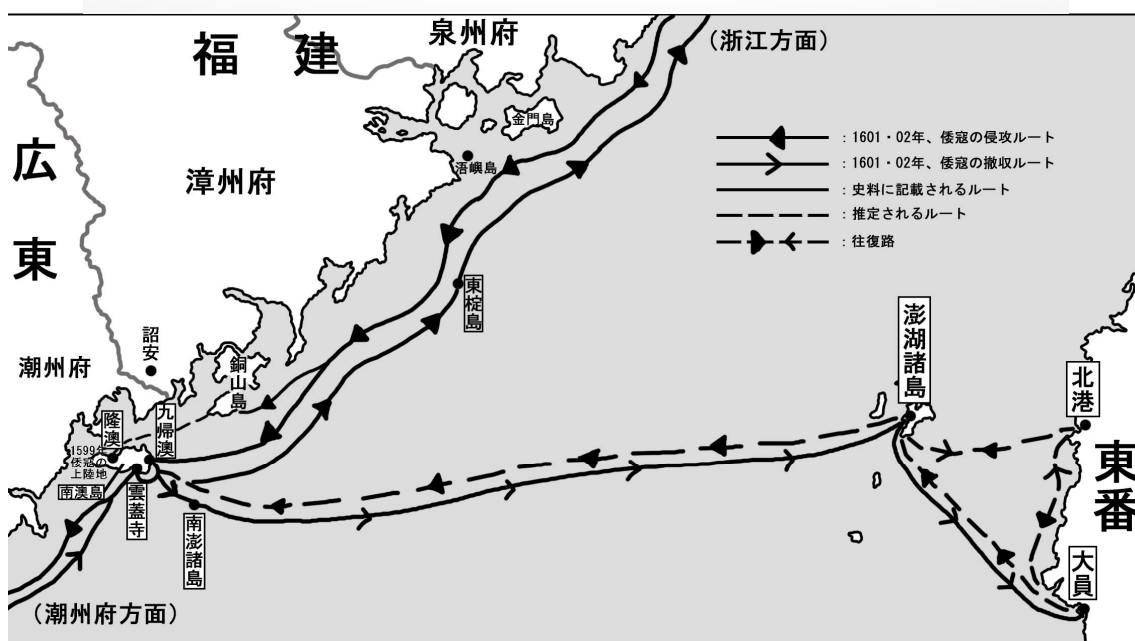
¹⁰⁴ 陳前掲「『北港』与『Pacan』地名考釈」256 頁。

地図 6-II 「山海図」(南澳島と彭山の部分)

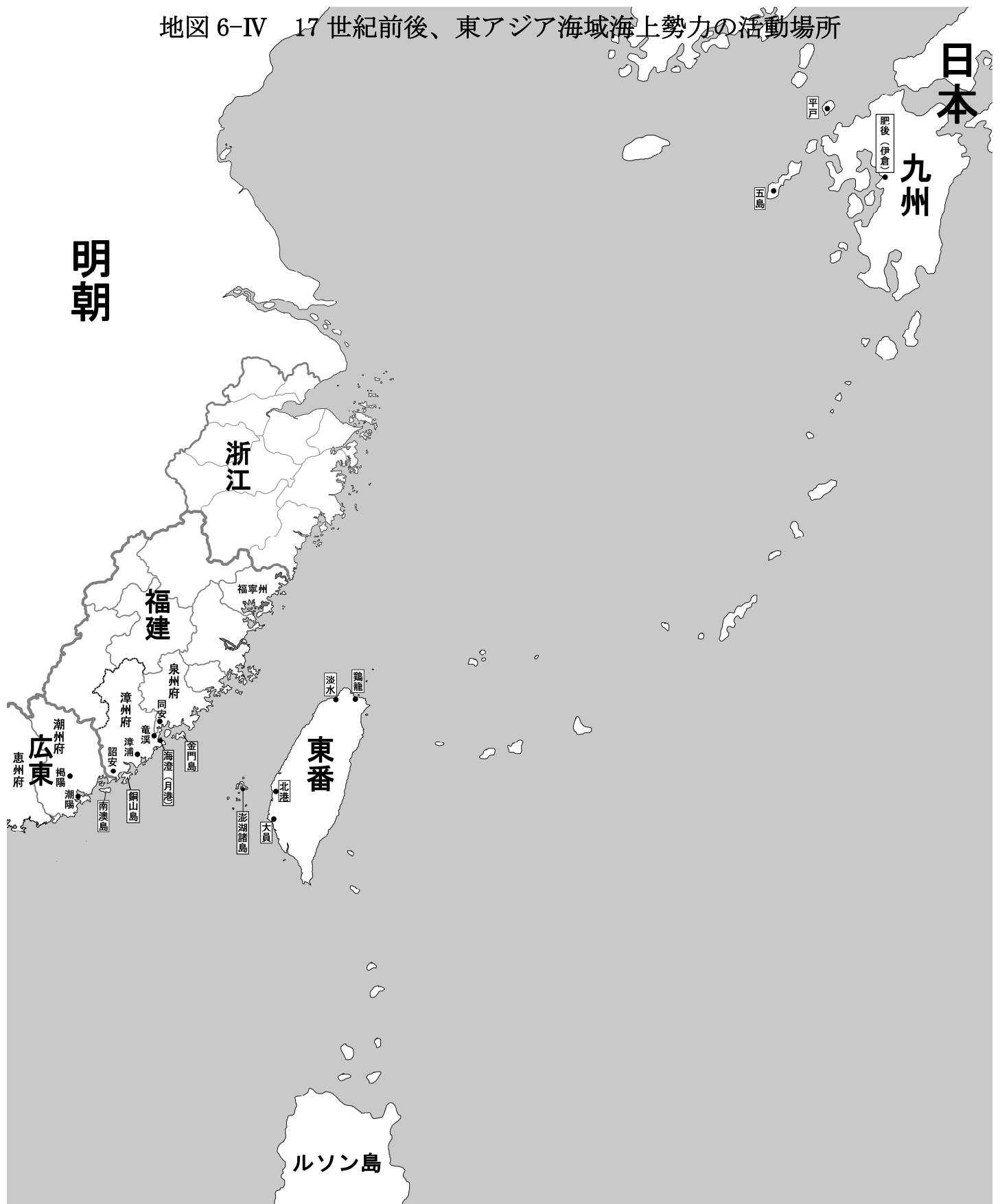


* 出典：安国賢『南澳遊小紀』上、「山海図」、2頁。

地図 6-III 倭寇の活動場所と移動ルート (1599~1602)



地図 6-IV 17 世紀前後、東アジア海域海上勢力の活動場所



第三節 南澳島と福建—東南アジア海域貿易

前節では、後期倭寇の収束後、南澳島に軍鎮が設置され海防体制が強化されていた 16 世紀末～17 世紀初頭に、南澳島と台湾西南部の大員・北港を拠点に、日本・台湾と漳州・潮州を結ぶ交易や、福建・広東沿岸における略奪などを行った海上勢力の実態について検討した。本節では、当該時期の南澳島と福建—東南アジア貿易との関わりに注目し、南澳島における外国船舶の寄港状況や商業活動の実態から、南澳島海上貿易の商品とその流通ルート・交易場所・関与者について検討することにした。

(1) 「倭船」・「番船」の南澳島来航と寄泊

明代後期の地方志や海防書、郷紳・官僚の文集のなかには、日本や東南アジアから南澳島に來た船舶（「倭船」・「夷船」・「番船」）の渡航・寄泊に関する記事が多く残されている。

例えば、万曆元（1573）年に刊行された『漳州府志』には、「南澳、属広東饒平。……有青澳・後沢澳、夷船多湊泊于此」と記している¹⁰⁵。青澳と後沢澳は南澳島の東端と西北部の良港であり、それぞれ福建漳州府詔安県の密貿易拠点であった梅嶺半島の南部と、潮州府の河口にある柘林湾に相對している。南澳鎮が設置される直前の 1570 年代初頭、南澳島は広東潮州府の饒平県に属していた。『漳州府志』の記事から、当時、後沢澳と青澳は外国の船舶が集結して碇泊する拠点港となっていたことがわかる。また万曆 8（1580）年の進士で、万曆 23～26（1595-98）年に浙江金華府の知府に任じられていた盧奇は、華人海寇と「倭」・「番」の南澳島来航について、次のように述べている¹⁰⁶。

南澳山、在饒平県巨海中……倭船・番艘常泊焉、広兵捕之則逃于福洋、福兵捕之則逃于

¹⁰⁵ 万曆（癸酉〔1573〕年）『漳州府志』（『明代方志選』3、台湾学生書局、1965 年）巻 29、詔安県、兵防志、附録險惡地方、615 頁。

¹⁰⁶ 盧奇は湖広祁陽の人で、万曆 27（1599）年から兩淮塩運使の任にあった。康熙『金華府志』（『中国地方志集成 浙江府県志輯』49、上海書店、1993 年）巻 11、官師 1、明知府、135 頁。「盧奇、湖広祁陽人、進士、万曆二十三年任。陸化淳、南直隸常熟人、進士、万曆二十六年任」。万曆『揚州府志』（『北京図書館古籍珍本叢刊』25、書目文献出版社、1987 年）巻 12、塩法志下、塩法官紀、兩淮転運使、200 頁。「盧奇、湖広祁陽人、由進士万曆二十七年任」。康熙『永州府志』（『日本藏中国罕見地方志叢刊』書目文献出版社、1992 年）巻 16、人物志中、名賢列伝、祁陽県、450 頁。「盧奇、字廷才、……（万曆）庚辰廷試成進士。授高安令。歴官枢曹、出守金華、遷兩淮運使」。

広洋、誠爲極要害者。又若潮州之柘林湾、内有漳潮海寇、外有暹羅諸番・倭常泊舟于湾、爲地方患¹⁰⁷。

すなわち南澳島とその北部の柘林湾は、日本やシャムなどの東南アジアからの船舶がつねに碇泊する場所となっており、漳潮海寇の活動拠点でもあった。1560年代後半から、後期倭寇の活動は次第に低下していったが、漳州府・潮州府の沿海地域やその近海島嶼部において「潮漳海寇」と呼ばれる中国人の海上武装勢力が新たに登場し、福建・広東の境界地域を中心として略奪・交易を拡大していた¹⁰⁸。盧奇の指摘は、1570年代初頭、漳潮海寇勢力の拡大以降、海寇船・倭船・シャムなどの外国船が頻繁に南澳島と柘林湾に来航していたことを伝える。

万暦3（1575）年には、潮漳海寇頭目の林鳳（Limahong）が海外へ逃亡し、次いで明朝が南澳鎮を設置して南澳島に対する行政管轄と海防管理を強化した。林鳳勢力の海外への移動と海防強化措置の実施により、福建南部の沿海・近海地域における大規模な略奪活動は鎮静化に向かった¹⁰⁹。万暦13（1585）年10月～万暦17（1589）年2月に、南澳遊把総の任にあった鄧鐘は、「南澳副総兵と南澳遊把総の設置によって、かつての海寇の巢窟が官軍の駐屯地になり、南澳島の騒乱はようやく終息した」と指摘している¹¹⁰。その一方、この時期の南澳島において、海防管理が強化されたにもかかわらず、東南アジアからの「番舶」などの来航は絶えることがなかった。曹学佺「閩中通志雜論」には、万暦4（1576）年に玄鐘遊が南澳遊と改称された後、南澳遊の所在する福建・広東境域部に数多くの商船や番舶が往来していたと記している¹¹¹。またローデリッヒ・プタックなどが紹介したスペイン語資料によれ

¹⁰⁷ 張萱『西園聞見録』（『続修四庫全書』子部1169冊、上海古籍出版社、1995年）巻57、外編、兵部6、海防前、「前言」、404頁。廖大珂はこの史料は1558年ごろポルトガル人がマカオを拠点とする以前、南澳島で貿易に従事していたことを示すと説く（廖大珂「16～19世紀初西方文献中的南澳」『国家航海』6輯、上海古籍出版社、2014年、52頁）。しかし上述のように盧奇は1580年の進士であり、16世紀中期の記事とは考えがたい。

¹⁰⁸ 「潮漳海寇」とその活動について、張増信『明季東南中国の海上活動（上編）』（私立東呉大学中国學術著作奨助委員会、1988年）43-118頁を参照。

¹⁰⁹ 張前掲『明季東南中国の海上活動（上編）』111-112頁。

¹¹⁰ 鄭若曾撰・鄧鐘輯『籌海重編』（『四庫全書存目叢書』史部227冊、齊魯書社、1996年）巻4、福建事宜、「題設寨遊」、76頁。「而南澳屬閩広之交、海寇往往扇害。万暦三年、軍門劉堯誨会同両広軍門、題設南澳副総兵・玄鐘遊兵把総、盜賊之淵藪既拋而雰祲漸消矣」。鄧鐘については、安国賢『南澳遊小紀』上、歴官紀第五、1頁参照。

¹¹¹ 曹学佺『湘西紀行』下巻、閩中通志雜論、「海防」、31頁表。「南澳遊。其地在閩粵之界

ば、16 世紀末に中国からマニラ港に渡航する商船が南澳島に寄港したこともあったという¹¹²。さらに万暦 14 (1586) 年の武進士で、南京右軍都督府同知などを歴任した王鳴鶴¹¹³は、南澳島海域における外国船舶の来航と活動状況について、次のように述べている。

嘉靖季年之倭、我内地姦人引而至也。其遼陽・山東不被禍者、無通夷接濟之人也。今、中土之僑寓倭境者、固不乏人、在浙・直雖有互市之禁、而若南澳・月港諸處、番舶固数数往来也、紅夷・黑夷頃構釁于南海、若閩亦非無事之地也¹¹⁴。

これによれば、嘉靖末期 (1550 年代後期) の倭寇勢力は中国の「姦民」に誘引されて東南沿海に來航したが、遼陽・山東が倭寇の被害を受けなかったのは、外夷に物資を提供 (接濟) する「姦民」がいなかったためである。現在、中国から日本に僑居する華人はかなり多い。浙江・南直隸では互市が開かれていないため、姦民や倭寇は來航しないが、南澳と月港などには外国船が往来しており、さらに近年では「紅夷」(オランダ人) や、その船に同乗する「黑夷」(黒人の奴隸・傭兵) などが南シナ海で擾乱を起こしており、福建の海防を脅かしているという。

17 世紀初頭から、オランダ船は南シナ海でしばしば華人商船やポルトガル・スペインの商船を攻撃・略奪しており、万暦 29 (1601) 年には、オランダ船が中国との交易拠点求めて広東珠江口に來航し、さらにマカオにも侵入してポルトガル人に撃退されている¹¹⁵。王鳴鶴のいう「紅夷」・「黑夷」による擾乱とは、こうした状況を指していると思われる。

(2) 南澳島における市集貿易とその流通品

それでは、16 世紀末～17 世紀初頭、南澳島に來航していた海外商船は、いったいどのよ

海中、突起一嶼、亘跨二百余里。商船・番舶往来如鷺」。

¹¹² 胡宝柱・肖文帥・普塔克「明永樂至隆慶南澳的海上活動——附早期葡文資料中的南澳島」(『海交史研究』2014 年 1 期) 93 頁、94 頁注 1。普塔克は Juan Gil, *Los Chinos en Manila, Siglos XVI y XVII*, Centro Científico e Cultural de Macau, 2011. p.569, p.619, p.627, p.629, p.631, p.635. を参照して紹介している。

¹¹³ 王鳴鶴、南直隸淮安府海州の出身であった。順治『海州志』(愛如生データベース中国方志庫二集所収、康熙 9 [1670] 年補刻本) 卷 7、人物志、武勲。「王鳴鶴、字羽郷」。同、武科進士。「王鳴鶴、登万暦丙戌科陳燮榜進士、仕至南京右軍都督府同知」。

¹¹⁴ 張萱『西園聞見録』卷 56、外編、兵部 5、防倭、「前言」、388 頁。

¹¹⁵ 李慶新『瀕海之地——南海貿易与中外關係史研究』所収「一七世紀広東与荷蘭關係述論」(中華書局、2010 年、初出 2005 年) 220-261 頁参照。1601 年のオランダ艦隊の広東來航については、第 7 章で詳しく検討する。

うな交易を行っていたのだろうか。万暦 2（1574）年正月、福建巡撫劉堯誨は銅山島近海における海寇の擾乱に対処するため、巡撫官衙所在地の福州から漳州府に移動し、その後、事後処理のため、南澳島で海防総責任者に当たる総兵の設置を求める上奏を行った。この題奏において、劉堯誨は南澳島の物産や市販交易の状況について次のように伝えている。

漳・潮之間以海為限、其海洋之南澳・柘林、地陰而沃、百穀之所生也、百貨之所聚也。惟以地非分土、事在兩鄉、故往往為賊人・逋逃藪、而修船制器、市藥裹糧、百無所忌、又操其奇贏以奔走、商民而姦商之射利者、如徵會然。販木筏者輸材、販麻・鉄者輸器、販硝・磺者輸藥、有穀米者輸餉¹¹⁶。

すなわち南澳島とその対岸にある柘林（潮州府饒平県所属）は要害の地に位置し、穀物生産が豊富で百貨が集まるところである。とくに南澳島は漳州府・潮州府の海防管轄の境界にあるため、賊人・逃亡者などが往々にして集まり、船舶の修繕や武器などの製造、また火薬の販売や食糧の密輸などを行っている。商人や住民、とくに私貿易の利を求める「姦商」なども来航し、木筏を市販する者は船舶用木材を、麻・鉄を市販する者は武器などを、硝石・硫黄を市販する者は火薬を、米などの穀物を持つ者は食糧を密輸しているという。

ここでは南澳島の市集で軍需品（武器・火薬）と軍需消耗品（硝石・硫黄・鉄）の密売が行われていたことが注目される。16 世紀末の東アジア海域では交易ブームと西欧式火器の急速な普及が連動しており、軍需品貿易も拡大が続き、黒色火薬の原料である硝石が硫黄とともに当時の重要な商品となっていた。中国では民間の硝戸が硝石の生産とともに、その密売にも関与していた¹¹⁷。1570 年代以降、中国産の硝石がおもに華人商船で福建からフィリピンに輸出され、福建やマカオから日本にも供給されていた。またシャム産の硝石も、16 世紀中期から華人商船やポルトガル船によって日本に輸出されていた¹¹⁸。

第 5 章第 1 節で述べたように、シャムの大船はつねに南澳島の対岸にある柘林澳に碇泊していたという。南澳島には中国内陸部の産地から運搬され、あるいはシャム船が柘林澳などに舶載した硝石が流入し、市集で交易され、海外商人にも転売されたのであろう。

また南澳島では硝石とともに硫黄も商品として流通しており、それらを市販する商人

¹¹⁶ 劉堯誨『劉堯誨先生全集』（『四庫全書存目叢書』集部 128 冊、齊魯書社、1997 年）奏疏卷 2、撫閩疏稿、「謹陳善之後之策以戢兵端疏」、392-393 頁。

¹¹⁷ 鄭若曾『江南經略』（王雲五等編『四庫全書珍本 2 集』673-686、台湾商務印書館、1971 年）卷 8、兵器戦具、火器論 3、「処置焰硝議」、8-9 頁。中島楽章「一六世紀東アジア海域の軍需品貿易——硝石・硫黄・鉛」（鹿毛敏夫編『硫黄と銀の室町・戦国』思文閣出版、2021 年）311 頁参照。

¹¹⁸ 中島前掲「一六世紀東アジア海域の軍需品貿易」299-334 頁。

は火薬も密売していたという。南澳島は東シナ海・南シナ海を繋ぐ航路の要衝でもあり、おそらく福建海商が琉球・日本・東南アジア島嶼部から硫黄を輸入し、国内市場に提供し、あるいは海商・海寇に転売したのだと思われる。なおアントニオ・デ・モルガ (Antonio de Morga) が 17 世紀初頭に書いた『フィリピン諸島誌』には、当時マニラに入港した福建人のジャンクが舶載した商品として、生糸・絹・鉛・小麦粉・砂糖漬とともに、硝石・火薬・鉄も挙げている¹¹⁹。これらの軍需品のなかには、海澄のほか南澳島などから運ばれたものも含まれるであろう。このように、1570 年代初頭、南澳島における鉄・硝石・硫黄の流通と武器・火薬の製造・密売は、現地住民や海商・海寇などの海上武装・商業勢力の仲介によって東アジアの軍需品貿易にもリンクしていたと思われる。

また前章で述べたように、潮州府饒平県九村窯の陶磁器も、南澳島から日本や東南アジアへ輸出されていた¹²⁰。明代中・後期に潮州府の饒平県・揭西県、惠州府博羅県などの諸窯では、景德鎮を模倣した貿易陶磁が大量に生産されていた¹²¹。潮州府饒平県北部にある九村窯でも元代ごろから青花磁を焼造しており、同地出土の明代中後期の青花磁は、白釉をかけ、底部の高台には砂目（沙足）が付着した白磁青花（倣景德鎮青花磁）であった。九村窯陶磁器のスタイルは漳州府安溪県の窯場の出土品と類似し、潮州窯系と漳州窯系は緊密な関係があるという¹²²。明末潮州産陶磁器の海外輸出については、文献研究ではほとんど論じられていないが、漳州窯産品が海澄や厦門などから海外に輸出されたように、潮州窯産品は南澳島などから海外に輸出されたのではないかとと思われる。

九村は饒平県の内陸に位置しているものの、その付近には黄岡河と支流の九村溪がある。黄岡河は饒平県を縦断して潮州府南部の柘林湾に注ぎ込む。九村窯の陶磁器は九村溪さらに黄岡河を下って、潮州府南部の柘林湾に運ばれ、さらに対岸の南澳島に運ばれ、華人商船や海外商船によって、東南アジアなどに輸出されたのだと考えられる。

前章でも論じたように、16 世紀中期の潮州では、地元の商人が市集において潮州産の絹

¹¹⁹ モルガ著、神吉敬三訳、箭内健次訳・注『フィリピン諸島誌』（岩波書店、1991 年）第 8 章「フィリピナス諸島とその原住民、昔時のこと、並びに、同諸島の異教時代及びエスパニヤ人による征服後の風俗習慣、政治体制、その他諸々のことについて」387-88 頁。

¹²⁰ 林済『潮商史略』（華文出版社、2008 年）47 頁。

¹²¹ 金沢陽『明代窯業史研究——官民窯業の構造と展開』（中央公論美術出版、2010 年）所収「明代広東地方の陶磁生産と陶磁市場について」408 頁。

¹²² 何紀生・彭如策・邱立誠「広東饒平九村青花窯址調査記」（文物編輯委員会編『中国古代窯址調査発掘報告集』文物出版社、1984 年）155-161 頁。また九村窯白磁青花に付く砂目の技術は江西省から広東に広がったと指摘されている。

を買いつけ、シャムなどの東南アジア各地から来航した商人に販売していた。また本章第1節で述べたように、17世紀前期には南澳島対岸の梅嶺半島の卸石湾では、現地の商人・漁民などがやはり市集において砂糖・鹿皮などの台湾産品や銀などの日本商品を交易していたと推定される。九村窯などの広東東部の「倣景德鎮青花磁」も、南澳島の港湾に運搬された後、市集において軍需品などとともに交易され、華人商船や外国商船によって海外に輸出されたのであろう。

（3）南澳島商民・官軍・賊党の密貿易と交易管理

上述のように、1570年代の南澳島では、市集において軍需品を含む各種商品が交易され、海外に密輸されていた。劉堯誨は上記の「謹陳善之後之策以戢兵端疏」において、南澳島における密貿易防止のための商船管理制度について、次のように述べている。

商民貿遷、類多奇貨、凡閩船入広、広船過閩、皆不能外南澳。而他有往所、即令該鎮批驗之、仍委文職一員兼同抽掣、如近日南贛事例、每貨直銀一両、該稅若干、歲計所得、亦不減于南贛、即以供該鎮兵費、此又可以稅也。一應姦民偽遊与賊為市者、其弊不待禁而自絶矣¹²³。

すなわち、劉堯誨は広東船が福建、福建船が広東に渡航する際に必ず南澳島を通ると指摘し、南澳島を経由して航行する船に対し、文引（渡航許可証）を検査するとともに、貨物から一定の関税を徴収（抽掣）し、南澳鎮の軍費を補うことを提案しているのである。

その後、万暦3年に南澳軍鎮が設置されると、治安の改善に伴い商船の来航も増加し、市集における交易も成長していった。『南澳遊小紀』所収の、万暦31（1603）年の江西按察司副使戴燦「海防大夫陶公惠澳功德碑記」には、「百雉星羅、市廛雲擁、蓋三十余年于茲矣」と、30年前の隆慶年間ごろから、南澳島の市集交易が活発化したと記す¹²⁴。さらに万暦12（1584）年に、潮州府同知何敦復が南澳島の関帝廟のために記した「南澳島鎮城漢寿亭侯祠記」には、南澳副総兵于嵩（万暦9～12[1581-84]年在任）の治績について、「若辟土田以撫兵食、開市集以通貿遷、葺廬舍以奠民居、種種可述」と¹²⁵、市集を開いて交易を促進したこ

¹²³ 劉堯誨「謹陳善之後之策以戢兵端疏」394頁。

¹²⁴ 安国賢『南澳遊小紀』上、文紀第十二、戴燦「海防大夫陶公惠澳功德碑記」、19頁。戴燦（1563～1627）、字は亨融、号は今梁・利溥、福建漳州府長泰県の出身で、万暦14年の進士であった。山東提刑按察司副使・江西提刑按察司副使・四川按察使などを歴任した。劉濤「明代東南文壇名家戴燦年譜」（『閩台文化研究』2018年53期）93-107頁参照。

¹²⁵ 現在南澳島深澳の関帝廟の附近に立てられた碑の碑文である。高健斌・彭亮『南澳石刻調査』（福建教育出版社、2018年）第2部分碑刻、2-001「南澳島鎮城漢寿亭侯記」114頁

とを記している。隆慶初年の海禁緩和後、南澳島でも地方武官の主導もあって、市集による交易が発展していたことが窺われる。

このように 16 世紀末には、南澳島の市集は地域内の物資交換や沿岸交易とともに、密貿易の場ともなっており、華人商人がそこで軍需品などの貿易商品を調達して外国船・海寇船に供給していた。南澳島の市集において、広州城内の定期市のように、ポルトガル商人などが華人商人と直接交易していたことを示す史料は、現段階では確認できない。ただし海外の船舶（倭船・夷船・番船）が南澳島に來航・停泊していたという記録や、16 世紀中後期の潮州府では、地元商人と東南アジア各地の商人が市集で絹を交易していたという事例から見て、福建・広東境域部にも外国商船が來航し、潮州府や南澳島の市集で華人商人と交易を行っていた可能性は高いと思われる。

本節では、明代後期の地方志や海防書、また郷紳・官僚の文集史料に記される、外国船舶による南澳島寄港や南澳島での商業活動について考察した。16 世紀後期に東南アジアと日本から南澳島に渡航・寄泊した「倭船」・「夷船」・「番船」に関する記録や、福建巡撫劉堯誨の題奏から見て、1570 年代前期の南澳島では、鉄・硝石・硫黄・火薬・武器などの軍需品や、潮州府九村窯などの貿易陶磁を含めた各種商品が、島内の市集において交易され、海外にも密輸されていたと考えられる。また南澳島は潮州府と梅嶺半島地域の外港でもあり、梅嶺半島南部の卸石湾市集に運ばれた台湾・日本産品などが、南澳島の市集で交易された可能性も想定できるだろう。

おわりに

以上第 6 章では、同時代の地方志・海防書・文集や海防輿図・航海図資料を総合的に利用し、16 世紀後期～17 世紀初期のアジア海域貿易との関わりに注目して南澳・梅嶺半島地域における海上貿易の実態解明を試みた。

まず、第 1 節では従来の研究で利用されていない、安国賢輯『南澳遊小紀』所収の「山海図」と同書巻 3「地紀」に記される海防情報によって、17 世紀初期ごろ、南澳島に相対する梅嶺半島南部の卸石湾・勝澳一帯において、漁民・商人などの現地住民や海防に従事する官軍・民兵、また海寇・私貿易商人などの海上勢力による略奪・密貿易が存在し、それと台湾方面の海上活動とが連動していたことを指摘した。次に第 2 節において 16 世紀末～17 世紀初めにおける、日本人の海上武装勢力と華人海商・海寇の活動実態を通じて、南澳島海域における略奪・交易と福建—台湾貿易との関係について具体的に検討した。さらに第 3 節で

や、湯・陳前掲「明代南澳史事初探」61 頁にこの史料を簡潔に紹介している。

は、南澳島と福建—東南アジア貿易との関わりに注目し、16 世紀後期～17 世紀初頭の南澳島における外国船舶の寄港状況や商業活動の実態から、南澳島海上貿易の商品とその流通ルート・交易場所・関与者について明らかにすることを試みた。

従来 16 世紀後期～17 世紀初期の福建・広東沿海部では、南澳島などでの海防強化や、福建当局による華人海寇残党への掃討作戦などを通じて、日本人・中国人の混在する倭寇勢力や、潮州府・漳州府の華人海寇による大規模な劫掠は鎮静化していたと論じられていた。本章ではこの時期の福建・広東と台湾を結ぶ台湾海峡海域における海上勢力の活動について再検討し、当時の南澳島には台湾西南岸の大員・北港を拠点とする日本人・中国人の海商・海寇が引きつづき来航し、交易や略奪を行っていたことを示した。1610 年代には、李旦を中心とする日本—台湾—福建貿易が発展するなかで、林錦吾が北港を拠点として、日本・台湾と福建・広東を結ぶ交易を推進していた。16 世紀末～17 世紀初頭には、日本—東南アジア貿易の拡大とともに、台湾と福建・広東を結ぶ交易も発展し、南澳島—南澎諸島—澎湖諸島—大員・北港を結ぶ台湾海峡航路も、これらの海上貿易にリンクして、華人海商が主導する福建・広東—台湾—日本貿易の一環として成長していたのである。

一方、本章では 16 世紀後期～17 世紀初頭の南澳島貿易に関して、1570 年代の南澳島では木材・鉄や硝石・硫黄・火薬・武器、および食糧などが市集において流通しており、特に硝石・硫黄・火薬・武器の密売買が行われていたことを明らかにした。当時、福建—マニラ貿易の発展によって福建・広東の海商や海寇勢力が東南アジアに貿易を求めて行くなかで、南澳島における軍需品・軍需消耗品の製造・密売は、華人海上武装・商業勢力の仲介によって東アジアの軍需品貿易にもリンクしていたと思われる。

第七章 17 世紀前期、オランダ人の南澳島来航と通商交渉 ——『南澳遊小紀』を主史料として——

はじめに

1602 年のオランダ東インド会社設立後、オランダ人は東・東南アジア海域進出を本格化し、特に東南アジア島嶼部において香辛料貿易に参入するとともに、南・東シナ海にも進出して中国・日本との貿易を開始した¹。17 世紀前半のオランダ・中国関係史については、先行研究ではオランダ人が珠江口・漳州湾・澎湖諸島において貿易拠点を探し、最終的に台湾西南部の安平に対中貿易の拠点を確立した過程が、詳細に論じられてきた²。さらにこの時期には、オランダ人は福建・広東境界地域にも来航して交易を試みていたが、従来の研究ではこの問題については十分に論じられていない。

明代の福建・広東境界地域における海上貿易の中心地は、漳州府詔安県・潮州府饒平県の共管地であった南澳島と、その北岸諸港に相対する詔安県梅嶺半島にかけての海域である。この海域は東方では台湾海峡の澎湖諸島に相対し、南方では南シナ海に開けており、16 世紀中期にはポルトガル人・日本人・華人などの諸民族が集結する密貿易拠点が形成され³、

¹ 本章では、歴史上の年表記は原則的に西暦により、必要に応じてかつこ内に年号を附記する。また月日も西暦により表記し、中国暦の月日は西暦に換算するか別途附記する。

² 代表的な研究として、レオナルド・ブリュッセイ著、深見純生・藤田加代子・小池誠訳『竜とみつばち——中国海域のオランダ人 400 年史』（晃洋書房、2008 年）、村上直次郎等著、許賢瑤訳『荷蘭時代台湾史論文集』（仏光人文社会学院、2001 年）、陳宗仁『鷄籠山与淡水洋——東亞海域与台湾早期史研究（1400-1700）』（聯経、2005 年）、楊彦傑『荷坵時代台湾史』（聯経、2000 年、初版 1992 年）、李慶新『瀕海之地——南海貿易与中外関係史研究』（中華書局、2010 年、初出 2005 年）所収「17 世紀広東与荷蘭関係述論」220-261 頁、Cheng Weichung, *War, Trade and Piracy in the China Seas, 1622-1683*, Leiden: Brill, 2013.がある。

³ Roderich Ptak, “Some Notes on Nan’ao Island in Portuguese Sources of the Sixteenth Century,” Jiarong Chen and Jinrong Feng eds., *New Research into the Maritime Trades, Seafaring and Underwater Archaeology of the Ming Dynasty: Hong Kong Maritime Museum International Symposium Proceedings*, Hong Kong: Chung Hwa Book Company (Hong Kong) Limited Press, 2015, pp.266-288; 胡宝柱・肖文帥・普塔克「明永樂至隆慶南澳の海上活動——附早期葡文資料中的南澳島」（『海交史研究』2014 年 1 期）73-94 頁、廖大珂「16～19 世紀初西方文献中的南澳」（『国家航海』6 輯、上海古籍出版社、2014 年）44-73 頁、湯開建・陳文源「明代南澳史

17 世紀前期にいたり、オランダ人もこの海域に進出したのである。

オランダ人の南澳島海域における活動に関しては、廖大珂がヨーロッパ史料によって詳細に論じており⁴、湯開建・聶德寧も明代檔案や乾隆『南澳志』により、オランダ人の南澳島海域における軍事活動について略述している⁵。ただしこれらの研究は主として欧文史料に基づいており、漢文史料は十分に検討されていない。従来、明代後期の南澳島に関する地方志はすべて散佚したとされており、そのことが漢文史料による明代南澳島研究が乏しい要因となっていた。

しかし筆者は、日本の国立国会図書館に、中国では散佚したとされている、安国賢輯『南澳遊小紀』の 1625（天啓 5）年序刊本が所蔵されていることを確認した。同書は従来日本の学界でも全く利用されていないが、特に 1620 年代におけるオランダ人の南澳島来航・上陸に関する、他の史料にはない記録が残されていることが注目される。

またオランダ史料としては、1607 年に貿易交渉のため南澳島に来航した、オランダ艦隊提督コルネリス・マーテリーフ・デ・ヨンゲ（Cornelis Matelieff de Jonge）のアジア航行日記が残されている。筆者はオランダ語を読解できないため、同書の原文は利用できなかったが、最近、ピーター・ボルシュバーク（Peter Borschberg）が同書の英訳抜粋版を刊行しており、本章でもこの英訳版を利用する⁶。

以下本章では、『南澳遊小紀』を主史料として、同時代の地方志・文集・海防書などの漢文史料を参照し、またオランダ語史料として、上述のマーテリーフによる航海日記やオランダ東インド会社文書の和訳・英訳・中国語訳も利用することにより、17 世紀前期におけるオランダ人の南澳島来航・上陸と、その際に行われた通商交渉の過程を論じることしたい。

第一節 オランダ人の中国沿海・台湾海峡進出

（1）オランダ人の広東来航と通商交渉

オランダ人は 1596 年にジャワ島のバンテンとの直航路を開いた後、中国産品を入手するため珠江口に渡航して中国商人との接触を試みた。レオナルド・ブリュッセイによれば、

事初探」（『潮学研究』3 輯、汕頭大学出版社、1995 年）57-65 頁。

⁴ 廖前掲「16～19 世紀初西方文献中的南澳」62-63 頁、65 頁。

⁵ 湯・陳前掲「明代南澳史事初探」52 頁、聶德寧「明清時期南澳港的民間海外貿易」（前掲『潮学研究』3 輯）42-45 頁。

⁶ Peter Borschberg, *Journal, Memorials and Letters of Cornelis Matelieff de Jonge: Security, Diplomacy and Commerce in 17th Century Southeast Asia*, Singapore: NUS Press, 2015.

1601（万暦 29）年 9 月 20 日、ヤコブ・コルネリスゾーン・ファン・ネック（Jacob Cornelisz. van Neck）提督率いるオランダ艦隊が珠江口に到達した。ファン・ネックは交易情報入手を求めてマカオに寄港しようとしたが、現地のポルトガル人は彼らが交易利権を脅かすことを危惧し、一部の乗組員を拿捕した上、10 月 3 日にファン・ネックをマカオから駆逐し、ポルトガルの仲介により中国貿易に参入するというファン・ネックの試みは挫折した⁷。

一方、1601 年のオランダ艦隊の広東来航については、漢籍史料にも独自の記事がある。李慶新はそれらの史料を紹介し、ファン・ネックの来航に対する広東当局の対応を詳論した。それによれば、ファン・ネックはマカオに上陸する前の 1601 年 8 月、税使の宦官李鳳の手引きで広州に来航して交易を求めたが、朝貢使節としての表文がなかったため、広東当局はその要請を拒否している⁸。李慶新はファン・ネックが広州を訪れたのは、広州城内で年 2 回行われる華人商人との交易に参入しようとしたからであったと指摘している⁹。

また李慶新によれば、ファン・ネックがマカオに上陸した際、広東に派遣されていた刑部郎中の王臨亨は、両広総督戴曜に対し、広州府の税源拡大のため、オランダ人の広東での居留と貿易を容認することを建議したという¹⁰。さらに安国賢『南澳遊小紀』では、1601 年のオランダ人広東来航は、スペイン人のマニラ貿易やポルトガルのマカオ貿易のように、中国との安定的な交易拠点を確保するためであったと記している¹¹。

⁷ ブリュッセイ前掲『竜とみつばち』26-29 頁、31 頁。

⁸ ファン・ネックの広州滞在については、朱吾弼「参粵璫勾夷疏」と万暦『広東通志』巻 69、外志、番夷に詳細な記事がある。湯開建『澳門開埠初期史研究』（中華書局、1999 年）154-164 頁、李前掲「17 世紀広東与荷蘭関係述論」223-229 頁参照。

⁹ 1578（万暦 6）年から、広東当局は広州府の税収を増やすため、毎年春と夏に広州城において外国人と華人商人との交易を許し、そこでは東南アジア・中国・日本・ヨーロッパの産品が取引された。李慶新「広州「交易会」及其制度改革（1567-1644）」（『明清人口婚姻家族史論——陳捷先教授馮爾康教授古稀紀念論文集』天津古籍出版社、2002 年）83-92 頁参照。

¹⁰ 王臨亨『粵劍編』（中華書局、1987 年）巻 4、志遊覧、「九十四日夜話記附」、103-104 頁。李前掲「17 世紀広東与荷蘭関係述論」227 頁参照。

¹¹ 安国賢『南澳遊小紀』上、寇紀第十一、紅夷、5 頁。「紅夷、嘗慕仏狼機拋呂宋、入粵与香山・鏡澳諸夷互市。乃駕艦于爪哇・大泥間、浸涎内地、見擒于澳夷、遂蓄怨交逞。此万暦二十九年事也」。張燮『東西洋考』巻 6、外紀考、紅毛番の項目中に類似する記事があり、李慶新はそれによってオランダ人がマカオを攻撃したのは、ポルトガル人がオランダ人の中国貿易を阻んだからであったと指摘する。また、張維華はオランダ人がマニラに渡航したの

このように、1601 年に広東に初来航したオランダ人は、広州城内における華人商人との交易に参入し、さらには珠江口地域に中国貿易の橋頭堡を築くことを企図していたと考えられる。ファン・ネックの通商要請に対して、税使の宦官李鳳や刑部郎中の王臨亨は容認的であったが、広東当局は結局それを受け入れなかった。最終的に、オランダ人はポルトガル人によってマカオから駆逐され、珠江口での通商計画も頓挫した。その結果、オランダ人は新たに福建沿海地域に移って貿易拠点を模索することになる。

（２）オランダ人の澎湖占拠と通商交渉

1602 年のオランダ東インド会社成立直後、中国貿易を開くために、ウェイブラント・ファン・ワーベック（Wybrant van Waerwyk）提督率いる艦隊が派遣された。ファン・ワーベックは 1604（万暦 32）年に澎湖諸島（Pescadores）に来航し、8 月～11 月の間、澎湖を占拠して交易公認を求めて福建当局と交渉した¹²。

ファン・ワーベック率いる艦隊は、1603 年にバンテンに到達し、同年 6 月には、マカオを攻撃するがポルトガル人に撃退され、翌 1604 年 5 月にパタニに撤退した。パタニにおいて、ファン・ワーベックは華人海商の李錦・潘秀らの提案により、漳州府の税使である宦官高案に賄賂を贈り、福建沿岸で貿易を開くことを計画した。ファン・ワーベックは潘秀を漳州に派遣して、パタニ国王名義の書簡を福建海防当局に届けるとともに、艦隊を率いて 8 月初頭に澎湖諸島に入港した。福建当局との一連の折衝を経て、10 月には高案の部下、周之範が澎湖に来航し、高案に賄賂すれば互市を許すとオランダ人に示唆した。しかし、11 月

は、スペインと中国の貿易を遮断し、中国貿易を独占するためであったと指摘する。李前掲「17 世紀広東与荷蘭関係述論」234 頁、張維華『明史欧洲四国伝注釈』（上海古籍出版社、1982 年）90 頁。

¹² Leonard Blussé, “Inpo, Chinese Merchant in Pattani: A Study in Early Dutch-Chinese Relations,” *Proceedings: Seventh IAHA Conference, 22-26th August 1977, Bangkok: Chulalongkorn University Press, 1979*, pp.290-309; 奈良修一「オランダ艦隊と中国人についての一考察——万暦 32 年ワーベック艦隊澎湖島来航と中国人」（『東方』第 10 号、1994 年）268-278 頁、中村孝志「関于沈有容諭退紅毛碑」（前掲『荷蘭時代台湾史論文集』）188-189 頁、和田正広「福建税監高案の海外貿易」（川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』中国書店、1993 年）298-322 頁、林仁川「明代漳州海上貿易的發展与海商反对税監高案の闘争」（『厦門大学学報』1982 年 3 期）80-85 頁、何孟興『防海固圉——明代澎湖台湾兵防之探索』（蘭台出版社、2017 年）141-148 頁、同「論明万暦澎湖裁軍和「沈有容退荷事件」之關係」（『台湾文献』第 62 卷 3 号、2011 年）125-148 頁。

には浯嶼水軍把総の沈有容が澎湖に来航して、オランダの貿易要請拒絶を通達し、澎湖撤退を要求した。最終的に、ファン・ワーベックは沈有容の説得により澎湖から撤収、福建通商計画は失敗に終わったのである。

1619 年、オランダはジャワ島のジャカルタを占領してバタヴィアと改称し、オランダ東インド会社のアジア総本部を設置した。その総責任者である東インド総督のヤン・ピーテルスゾーン・クーン (Jan Pietersz. Coen) の指示により、コルネリス・ライエルセン (Cornelis Reijersen) 提督率いるオランダ艦隊は、1622～1624 (天啓 2～4) 年に澎湖を占拠して明朝と通商交渉を行った。最終的に、オランダは 1624 年に澎湖から撤収し、台湾西南沿海の^{タイオワン}大員を貿易拠点とすることになる。

1622-24 年の澎湖占拠は、オランダによる台湾統治 (1624-62 年) の前史としてよく知られており、中国語圏や日本・オランダの研究者によりオランダ語史料・漢文史料による詳細な検討が行われている¹³。ここではそれらの研究により、1622-24 年における澎湖占拠の経過をまとめておこう。

1622 年 6 月、ライエルセン提督はマカオを攻撃したが、ポルトガル人に撃退され、艦隊を率いて澎湖に移動し、福建沿海と台湾海峡において中国との貿易拠点を探すことにした¹⁴。8 月にはライエルセンの使節が漳州を訪れ、10 月には福建の官憲が澎湖に到来し、貿易公認と澎湖撤収について交渉したが、合意には至らなかった。同年 12 月から翌年 2 月にかけて、オランダと明朝は再び交渉を行い、ようやく一定の合意に達したが、合意内容に関する双方の理解が食い違ったため、協議は結局物別れに終わった。その後、福建巡撫の交替もあって

¹³ Leonard Blussé, “The Dutch Occupation of the Pescadores,” *Transactions of the International Conference of Orientalists in Japan*, vol.18, 1973, pp.28-44; 陳小沖「1622-1624 年の澎湖危機——貿易、戦争と談判」(『思与言』第 31 卷 4 号、1993 年) 122-203 頁、林偉盛「荷蘭人拠澎湖始末 (1622-1624)」(『国立政治大学歴史学報』第 16 号、1999 年) 1-46 頁、何前掲『防海固圉』158-176 頁、陳前掲『鷄籠山与淡水洋』177-185 頁、翁佳音「十七世紀的福佬海商」(『中国海洋発展史論文集』7 輯上、中央研究院中山人文社会科学研究所、1999 年) 70-76 頁、蘇同炳『明史偶筆』(台湾商務印書館、1995 年) 175-216 頁 (初出 1988 年)、林逸帆「從明末荷蘭俘虜交渉看中荷關係」(『史耘』第 14 号、2010 年) 103-123 頁、楊前掲『荷拠時代台湾史』18-32 頁、村上直次郎「澎湖島に於けるオランダ人」(『台湾時報』第 158 号、1933 年) 53-66 頁、中砂明德『中国近世の福建人——士大夫と出版人』(名古屋大学出版会、2012 年) 165-173 頁。

¹⁴ 陳琰環「荷蘭語文献中的 1622 年荷葡澳門之戰」(『海洋史研究』16 輯、2020 年) 218-232 頁、何前掲『防海固圉』161 頁、陳前掲『鷄籠山与淡水洋』182 頁。

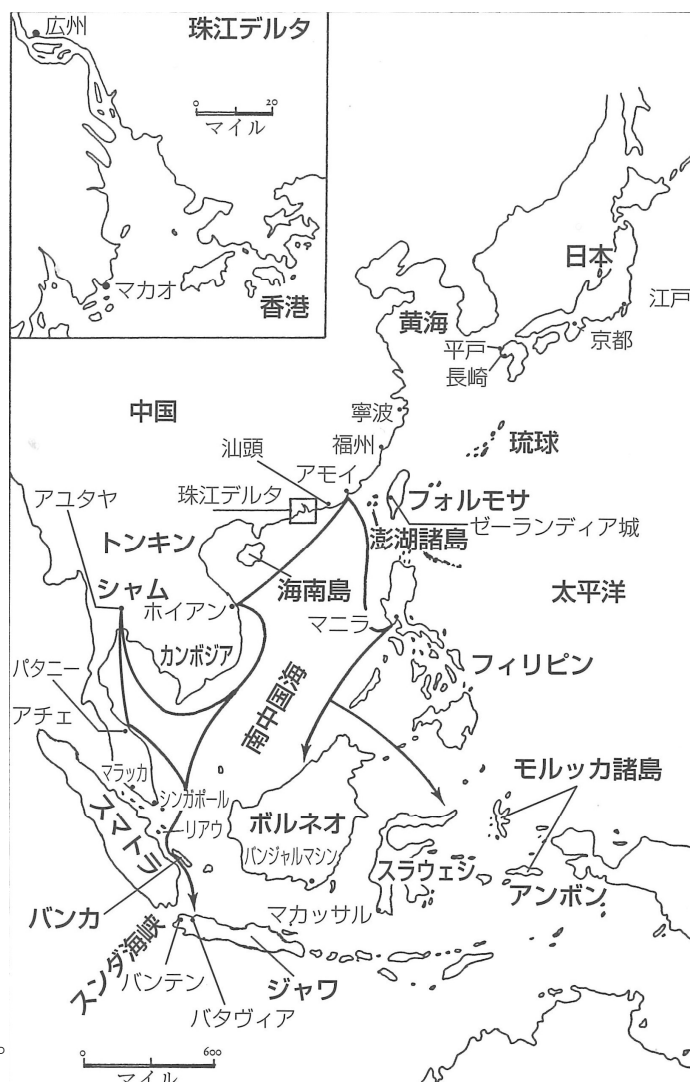
交渉は停滞するが、1624 年には、華人海商の頭目であった李旦の斡旋により、オランダは明朝と和議を結び、澎湖から撤退して大員に移ったのである¹⁵。

以上概観したように、1601 年のオランダ艦隊の広東来航と、1622-24 年のオランダ人の澎湖占拠については、多くのオランダ史料・漢籍史料が残されており、それらの史料の検討を通じて、それらの事件の歴史的背景と経過が詳細に論じられている。

これに対し、1604 年と 1623（天啓 3）年のオランダ人の南澳島来航とそれにとまなう通商交渉については、従来はその経過を具体的に示す史料があまり紹介されておらず、詳細な検討もなされていない。以下、本章ではオランダ人の南澳島来航をめぐる諸問題について、筆者が新たに確認した『南澳遊小紀』を主史料として、関連する漢籍史料・オランダ史料も利用して、再検討を試みることにしたい。

付図 7-I : 右

オランダ人のアジア進出に関わる航路



* 出典：

ブリュッセイ前掲『竜とみつばち』10 頁。

¹⁵ 林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」9 頁、14-42 頁。

第二節 17世紀初頭、オランダ艦隊の澎湖・南澳島来航と通商交渉

(1) 1604年、ファン・ワーベック艦隊の澎湖来航と南澳通商案

従来、1604年のオランダによる澎湖来航については、張燮『東西洋考』や福建郷紳の文集などの漢籍史料やオランダ側の記録により、オランダ艦隊提督のファン・ワーベックが澎湖を占拠して明朝と交渉した過程が詳細に論じられている。ただしファン・ワーベックが澎湖を占拠した際に、福建海商の提案により南澳島・澎湖における互市の開始を求めたことは、従来の研究では注目されていない。この問題については、万暦『漳州府志』に次のような記事がある。

（紅夷）船泊澎湖、……諸姦人啗以利、謂漳之南澳・澎湖島可以市舶。紅夷者以為信、至凡数船。事聞撫按、行守巡道、議以市舶必不可許。……令所在守將督信地兵嚴拒之、紅夷船始去。而漳泉間射利者意缺缺、以為此不費航海、而坐粧遠夷珍宝利百倍¹⁶。

これによれば、1604年8月にオランダ船が澎湖に到来した際、「姦人」が漳州府の南澳島・澎湖諸島において公貿易（「市舶」）を開くことが可能であるとオランダ人を誘った。オランダ人はこの情報を信じ、通商開始を求めて福建沿海に数隻の船を派遣した。しかし福建巡撫の徐学聚と巡按御史の方元彦は福建沿岸での交易を許さず、南澳・澎湖の海防官に対し、オランダ人の通商要求を断固拒否するよう命じた。最終的にオランダ人が撤退した後、漳州・泉州の商人は、航海の苦勞を要さずに遠夷のもたらす物産から多大な利益を得る機会を逃したと歎いたという。この南澳島・澎湖において市舶貿易を提案した「姦人」とは、すなわち漳州・泉州の商人（「漳泉間射利者」）を指すと考えられる。

1604年のオランダ人と福建当局との通商交渉に、福建商人が関与していたことは、泉州府晋江县出身の郷紳であった李光縉が、浯嶼把総沈有容によるオランダ人撃退の功績を記した「却西番記」でも明言されている。それによれば、漳州・泉州の「姦民」たちは澎湖に来航したオランダ人が互市を求めたのに対し、彼らを積極的に誘引したという¹⁷。これらの「姦民」＝福建海商は、海澄港から東南アジア各地への貿易に従事するとともに、南澳・澎湖一帯でも外国船との密貿易に関与していた可能性もあり、オランダ人の来航を機に、そこで公貿易を開こうとしたとも推測しうる。

¹⁶ 万暦（癸丑 [1613]）年『漳州府志』（厦門大学出版社、2012年）巻9、賦役志下、「洋税考」、617頁。

¹⁷ 沈有容輯『閩海贈言』（商務印書館、2017年）巻2、記、李光縉「却西番記」、26頁。「（和蘭）既次澎湖、訳者林玉以互市請、而漳・泉姦民又從而誘之」。

筆者が別稿において検討したように、1550 年代中期から 1560 年代末に海澄から東南アジアへの渡航が解禁されるまでの間、南澳島から梅嶺半島一帯の海域では外国船の来航が黙認されており、商船の出入を管理する「公館」が設置され、そこでなんらかの関税徴収（抽分）が行われていた可能性もある¹⁸。海澄開港以降は、梅嶺半島の公館における抽分は中止されたと思われるが、上記の福建海商による南澳島通商の提案は、その後も梅嶺半島・南澳島近海では海外商船との密貿易が存続し、福建海商はオランダ人の来航を機に、そこで再び公貿易を開こうとした可能性を示唆している。

一方、中国貿易進出を図るオランダ人も、南澳島・澎湖通商案を有望な機会と見なしていたと思われる。前述のように、ファン・ワーベックは澎湖渡航に先立って、1603 年に珠江口で中国との貿易を求めたが、広東当局とマカオのポルトガル人に阻止された。そしてマカオから撤退後、1604 年にパタニ在住の華人潘秀らの提案により、漳州湾方面で公貿易を求める方針に転じたのである。むしろ中国沿岸に貿易拠点を確保することは容易ではなかった。ポルトガル人の場合も、1550 年代にまず広東西部の上川島（São João）から、珠江口近海の浪白滯（Lampacau, 今の広東省珠海市の南水島）、ついでマカオへと徐々に交易拠点を移し、最終的にマカオに定住することを認められている¹⁹。この問題に関連して、福建の士人陳学伊は、漳州商人の潘秀がファン・ワーベックをパタニから誘引して互市を求めた際に、広東におけるポルトガル人の故事を引いて福建当局と交渉したと記している²⁰。おそらくオランダ人も福建沿岸で貿易拠点の確保をめざすに際し、ポルトガル人の前例を参考として、まず漳州府の近海で暫定的な拠点を確保することを意図していたのではないか。

福建・広東境域部の南澳島は東シナ海と南シナ海を繋ぐ要衝であり、海外との密貿易拠点であるとともに、沿岸交易の中継地でもあった。オランダ人は南澳島を拠点として確保することにより、さらに漳州湾方面への貿易に進出することも意図していたと思われる。おそらくポルトガル人が当初は広東沿海の島嶼を密貿易拠点とし、最終的にマカオを交易拠点として確保したように、オランダ人も外海の澎湖諸島から近海の梅嶺半島—南澳島へと交易拠点を移し、最終的には沿岸部の漳州湾に交易拠点を確保するという展望をもっていたと

¹⁸ 夏歆「16 世紀中葉、広東南澳島の海上貿易」（『社会経済史学』第 87 巻 3 号、2021 年）55-81 頁。

¹⁹ 岡美穂子『商人と宣教師——南蛮貿易の世界』（東京大学出版会、2010 年）第 2 章「南蛮貿易の起源」68-71 頁、81-84 頁。郭雁氷「浪白澳調査与考証」（『文化雑誌』第 101 号、2017 年）50-73 頁。

²⁰ 沈前掲『閩海贈言』巻 2、記、陳学伊「諭西夷記」、23 頁。「甲辰、漳商潘秀復自大泥持其国之文、為紅夷韋麻郎求市、且援東粵仙郎機故事、以請于当道」。

想定できる。

（２）1607 年、マーテリーフ艦隊の南澳島来航と通商交渉

1604 年の南澳島での通商計画は、ファン・ワーベックの澎湖撤退により頓挫したが、1607（万暦 35）年にいたり、新たにコルネリス・マーテリーフ提督率いるオランダ艦隊が南澳島に来航し、現地当局と通商交渉を行っている²¹。

マーテリーフ艦隊の中国渡航については、1607 年に珠江口に来航し、通商交渉を行ったが失敗に終わったことがよく知られている²²。これに対し、マーテリーフの南澳島における貿易交渉に関する研究は乏しいが、1871～1917 年に台湾で布教に従事したイギリス人宣教師ウィリアム・キャンベル（William Campbell）が、オランダ史料により簡潔に紹介している。それによれば、マーテリーフは 1607 年に中国沿海に渡航した後、貿易拠点の確保を期待して南澳島に寄港した。しかし現地の官憲はオランダ艦隊が澎湖諸島に移動するまで、通商要請には一切応じないと回答した。これに対し、マーテリーフは現地当局が澎湖に華人商船を派遣して、オランダ人と交易を行うという条件で合意し、1 隻のオランダ船を澎湖に派遣した。しかし、実際には澎湖における華人商船との交易も実現せず、オランダ人の貿易計画は失敗に終わったという²³。

キャンベルは上記の記述において具体的な論拠を明示していないが、おそらくマーテリーフの中国航海記に基づくと思われる。このテキストはオランダの歴史学者、イサーク・コメリン（Isaac Commelin）が 1646 年に出版した、オランダ東インド会社の起源と発展に関する資料集に収録されており²⁴、前述のように、近年ピーター・ボルシュバーグがその一部を

²¹ マーテリーフは 1605-08 年においてオランダ艦隊提督の任にあり、東南アジアと中国沿海地域を渡航した。彼の履歴につて、Borschberg, *Journal, Memorials and Letters of Cornelis Matelieff de Jonge*, pp.44-52.を参照。

²² ブリュッセイ前掲『竜とみつばち』36-37 頁、李前掲「17 世紀広東与荷蘭関係述論」229 頁。

²³ William Campbell, *Formosa under the Dutch: Described from Contemporary Records, with Explanatory Notes and a Bibliography of the Island*, London: Kegan Paul, 1903, p26. また、廖大珂はキャンベルの叙述を踏まえ、マーテリーフの南澳島来航事件を、オランダが武力で中国市場を開拓しようとした事例として紹介する。廖前掲「16-19 世紀初西方文献中的南澳」62 頁。

²⁴ Isaac Commelin（1598～1676 年）は、1590 年代～1630 年代において東インド・西インドに渡った航海者の日記を集め、1646 年にオランダ東インド会社の起源と発展に関する資料

英訳して注釈を附し刊行している。同書には、南澳島における通商交渉に直接関係する文書は収められていないが、南澳島渡航に言及する記事が含まれている。また、ボルシュバークは同書の序論においてマーテリーフによるアジア航海を概述するなかで、南澳における通商交渉の過程やその前後の事情にも言及している。以下、キャンベルとボルシュバークの研究、およびマーテリーフの航海日記の英訳により、1607 年のマーテリーフの南澳島来航と通商交渉の経過を、現地当局や福建商人の役割にも注目して検討することにした。

マーテリーフの艦隊は 1607 年 6 月 22 日にフィリピンを経由して厦門湾に到達し、そこで通商要請を拒絶された後、台湾海峡に向かった。そして、台湾海峡を航行している時に、ある中国のジャンク船の船長を水先案内人として雇用した。その船長はマーテリーフ一行を南澳という島に連れて行った²⁵。同年の 7 月頃から 8 月末頃にかけてマーテリーフは南澳島に滞在し、貿易拠点の設置について現地当局と交渉した。しかしその一方で、彼に應對した南澳島の海防官は、即座にオランダ人来航の事情を広東当局に報告するとともに、広東の長官から許可を得ない限り、オランダ船にいかなる援助も提供できないと表明した。さらに、その海防官はマーテリーフに対して、中国におけるすべての外国貿易はマカオ港に限定されており、またアモイの海岸（海澄港を指す）から出帆して定期的に外国に渡航する福建商人であっても、外国の商人を中国に招き入れる権利はないと強調した。最終的に、広東からの返答がなかなか来ないので、マーテリーフは艦隊を率いて珠江口に向かうことを決め、9 月 1 日にそこに到達したという²⁶。

ここでマーテリーフと接触した官憲は、南澳島に駐在する最高海防官の漳潮副総兵（南澳副総兵とも称する）であった潘廷試だと推定される²⁷。また、潘廷試が言う「アモイの海岸から出帆して定期的に外国に渡航する福建省の商人」とは、船引を交付されて海澄港から東

集として出版した。Isaac Commelin (ed.), *Begin ende Voortgang van de Vereenigde Neerlandsche Geotroyeerde Oost-Indische Compagnie*, vol.II, no.13, “Historische Verhael van de Treffelijcke Reyse, Gedaen naer de Oost-Indien ende ... door ... Cornelis Matelief de Jonge,” Amsterdam: Johannes Janssonius, 1646.

²⁵ マーテリーフの航海日記では南澳島を Lamao Island・Ilha Lamas・Lamas と記している。Borschberg, *Journal, Memorials and Letters of Cornelis Matelieff de Jonge*, p.552.参照。

²⁶ Borschberg, *Journal, Memorials and Letters of Cornelis Matelieff de Jonge*, p.89. またマーテリーフ艦隊の南澳島来航の月日については、*Ibid.*, p.xxxiii.を参照。

²⁷ 潘廷試は 1606-10（万暦 34-38）年ごろ、漳潮副総兵の任にあった。彼のほかの履歴に関しては不明である。湯開建「明代南澳副総兵考」（『潮学研究』4 輯、汕頭大学出版社、1995 年）90 頁参照。

南アジアに渡航する福建海商を指している。また潘廷試が福建海商といえども外国人を中国に招き入れる権利はないと述べているのは、福建海商がマーテリーフを南澳島に誘引したことに対する指摘である。

このように漳潮副総兵の潘廷試はマーテリーフの貿易要求に対して、中国本土における外国貿易は、広東でしか認められておらず、福建の官府と海商はそれに関与できないと表明している。一方、マーテリーフを南澳島に勧誘し、潘廷試との交渉を仲介した福建海商は、1604年に南澳での通商計画を提起した福建海商と同じように、16世紀中期の梅嶺半島—南澳島における公貿易の復活を意図していた可能性がある。

本節で検討したように、1604年のファン・ワーベック艦隊と1607年のマーテリーフ艦隊は、広東の珠江口地域ないし福建の漳州湾地域において中国との貿易を開こうとしたが、マカオのポルトガル人の妨害や福建当局の拒絶により、いずれも失敗に終わっている。その一方、両者は福建海商の仲介により、福建・広東境界の南澳島において、交易を開くことも意図していた。南澳島・梅嶺半島の海域では、16世紀中期に外国船との交易が黙認され、関税徴収（抽分）も行われていた。福建海商はオランダ人の名の南澳島貿易公認により、こうした公貿易を再開することを意図していたと思われる。実際にファン・ワーベックは福建海商の仲介により南澳島での交易を開こうとし、マーテリーフも福建海商の誘引により南澳島に来航し、漳潮副総兵の潘廷試と交渉して貿易の公認を得ようとした。しかし結局、潘廷試はマーテリーフの通商要求を拒絶し、オランダの南澳島での通商交渉は頓挫した。その後、1610（万暦38）年7月にはピーター・ウィレムス・ヴァーヘフ（Pieter Willemsz. Verhoeff）率いるオランダ艦隊が平戸からパタニへの帰航時に南澳島に向かい、そこで中国と貿易関係を結ぶことを試みたが、やはり失敗に終わっている²⁸。

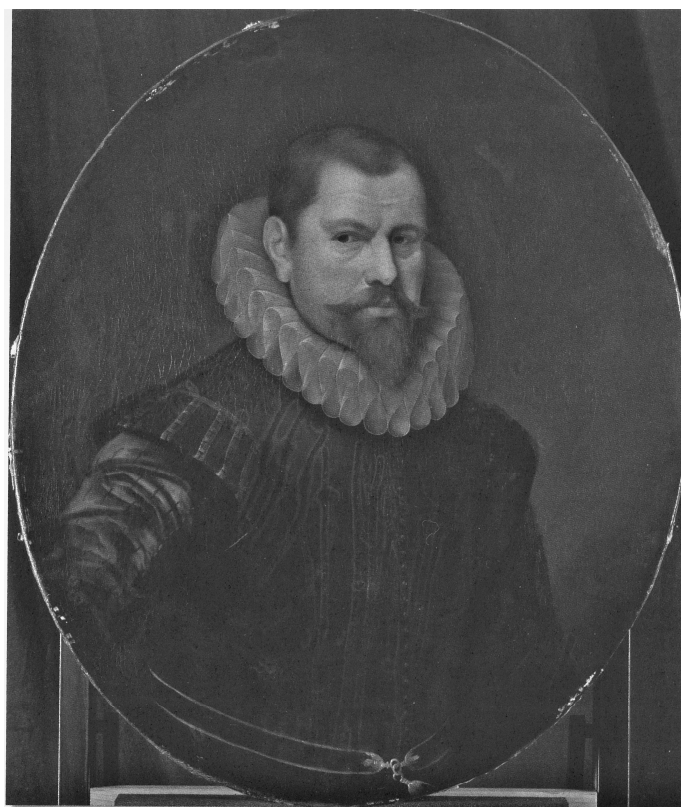
²⁸ ピーター・ウィレムスは航海日記にそのことを記した。関係する記事がオランダ東インド会社の英訳文書史料集に収録され、廖大珂はそれを簡潔に紹介する。Ernst van Veen and Daniël Klijn eds., *A Guide to the Sources of the History of Dutch-Portuguese Relations in Asia (1594-1797)*, Leiden: Institute for the History of European Expansion, 2001, p.121.; 廖前掲「16～19世紀初西方文献中的南澳」62頁参照。

付図 7-II : 右

マーテリーフ肖像

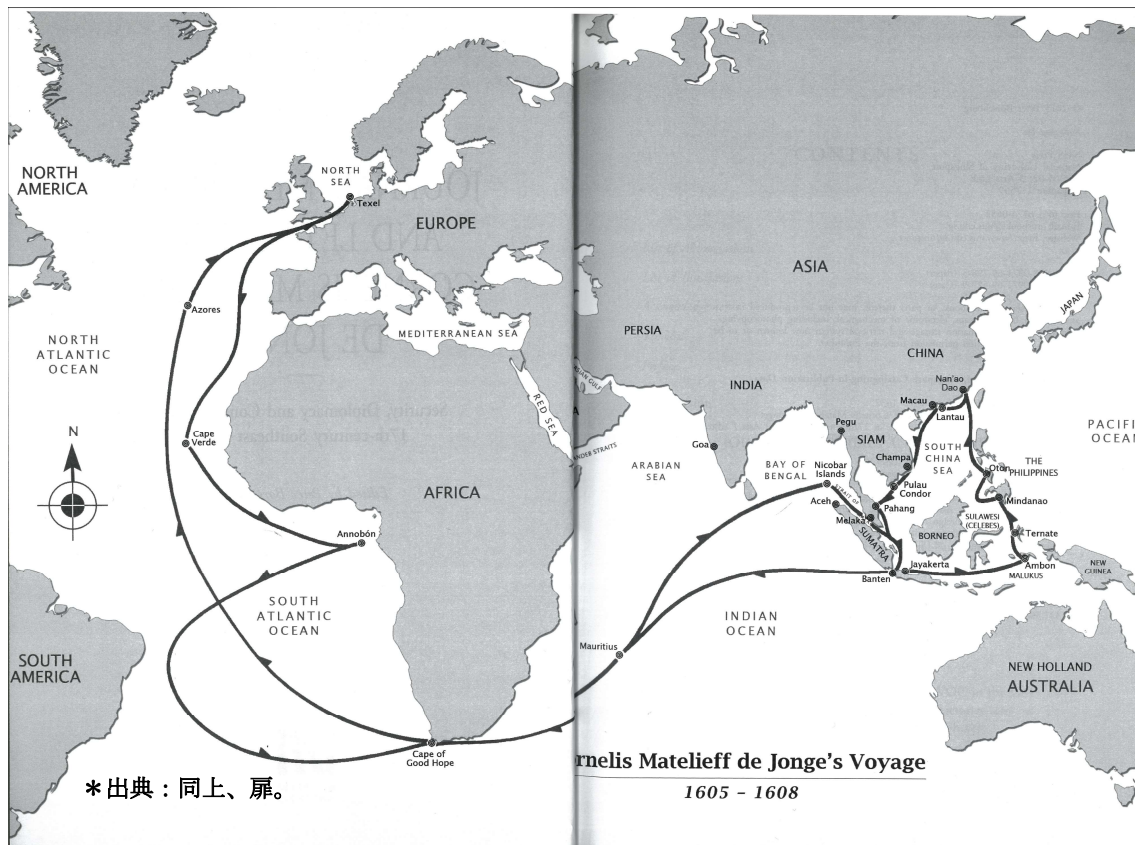
* 出典 :

Borschberg, *Journal, Memorials and Letters of Cornelis Matelieff de Jonge*, p.xxvi.



Painted portrait of Cornelis Matelieff de Jonge by Pieter van der Werff, c. 1699. (Amsterdam, Rijksmuseum inv. SK-A-4491).

付図 7-III : マーテリーフのアジア航海ルート



* 出典 : 同上、扉。

第三節 1623 年、オランダ人の南澳島来航と澎湖撤収問題

(1) 1622 年、オランダ船の南澳島侵入事件

1610 年のヴァーヘフ艦隊の南澳島寄港以降、十年余りはオランダ人の南澳島来航は確認できないが、1622-33（崇禎 6）年には、澎湖諸島・台湾を拠点として中国貿易に従事したオランダ船が、しばしば南澳島近海に来航している。文末の年表では、1607 年から 1633 年にいたるオランダ船の南澳島近海来航・南澳島停泊の事例を、先行研究で紹介された漢文・欧文史料、および従来は未紹介の『南澳遊小紀』の記事によって整理しており、参照されたい。

本節では 1620 年代以降のオランダ船の南澳島来航の先蹤として、1622 年のオランダ船の南澳島侵入事件について、先行研究で紹介された漢文史料とオランダ史料の中国語訳により検討を加える。

オランダ東インド会社は 1619 年にアジア総本部を設置し、日本—マニラ—マカオ間を航行するイベリア商船を恒常的に襲撃するようになった²⁹。こうした状況下で、1622（天啓 2）年は、オランダ戦艦が南澳島の近海に侵入し、事態が一時緊迫化した。乾隆『南澳志』の記事によれば、オランダ人は金門島東南部の料羅や銅山島東北部の古雷半島一帯で明軍と交戦し、さらに明軍を牽制するため、3 隻の軍艦で南澳島に迫った。しかしその後、おそらく明軍が南澳島近海の海防を強化したため、オランダ艦隊は南澳島と銅山島の間にある青嶼洋に移動し、3 日ほど明軍と対峙していたが、最終的には南澳島侵攻を諦めて逃げ去ったという³⁰。湯開建・廖大珂はこの記事により、オランダ艦隊は武力で南澳島に貿易拠点を設置することを図ったと推測しているが、そのことを具体的に示す史料は提示していない³¹。

一方、東インド総督クーンの報告書では、1622 年 6 月 26 日に、東南アジアを往来するイベリア商船の航路を遮断するため、2 隻のオランダ船を南澳島・漳州府・澎湖の海域に増派したと伝えている。この 2 隻の船は同年 9 月にかけて東シナ海域において劫掠を行う任務

²⁹ Robert Parthesius, *Dutch Ships in Tropical Waters: the Development of the Dutch East India Company (VOC) Shipping Network in Asia 1595-1660*, Amsterdam: Amsterdam University Press, 2010, pp.35-44.

³⁰ 乾隆『南澳志』（『中国地方志集成 広東府県志輯』27、上海書店出版社、2003 年）巻 2、関柘、臘嶼銃城、392 頁。「天啓二年紅夷闖入、濱海震驚、……未幾、紅夷求料羅・古雷之勝、以三巨艦直逼南澳辺、……返泊青嶼洋、眈眈三日、無敢犯境、奪魄而逃」。

³¹ 湯・陳前掲「明代南澳史事初探」52 頁、廖前掲「16～19 世紀初西方文献中的南澳」62 頁。

も帯びていたという³²。乾隆『南澳志』はオランダ船が南澳島近海に来航した時期を明示していないが、福建の郷紳曹学佺は、オランダ船が南澳島附近を離れて青嶼洋に碇泊していたのは、天啓2（1622）年8月1・2日頃であったと明記している³³。したがってオランダ船が南澳島近海に侵入したのは、7月末頃だったと推定される。この時期はオランダ人が澎湖へ移動し、福建当局との通商交渉に着手したころであった。

これらの記事を総合すれば、1622年の6月末-9月末にかけて、オランダ艦隊は南澳島・漳州府・澎湖などの東シナ海域を巡航して劫略を行っており、その過程で7月末～8月初に一部のオランダ船が南澳島近海を航行中に、明朝の海防軍船に遭遇したのだと考えられる。つまり、1622年8月頃に南澳島海域に現れたオランダ船は、武力攻撃により通商交渉を求めたというよりも、台湾海峡を往来する商船を劫掠中に補給などのために寄港したと見るべきだろう。

（2）1623年2月の澎湖撤収協議

前述のように、1622年の6月～9月にかけて、オランダ艦隊は台湾海峡を巡航して劫略を行い、その間に南澳島近海にも侵入した。その一方、8月にはオランダの使節が澎湖から漳州を訪れ、漳州湾における通商の許可を求める書簡を送っている³⁴。これに対して、10月には浯嶼守備の王夢熊らが福建巡撫の商周祚の書簡を持って澎湖に到来し、ライエルセン提督に対して、オランダの通商要求は容認できず、澎湖拠点から即座に撤収するよう伝えた。オランダ人は漳州湾での通商計画を拒絶されただけではなく、澎湖からの退去まで求められ、対抗措置として漳州府沿岸で放火・強奪などの暴力行為を行った³⁵。結局、12月に福建当局はオランダとの交渉を再開することになる。

林偉盛・林逸帆の研究によれば、この交渉は翌1623年2月まで続き、最終的に「Hongtienson」という福建官憲の斡旋によって、ライエルセン提督と福建巡撫商周祚が福州で面会し、澎湖撤収の条件について合意に達したという³⁶。翁佳音はこの Hongtienson について、『明史記事

³² 程紹剛訳注『荷蘭人在福爾摩沙』（聯經、2000年）15頁、17頁。

³³ 曹学佺『曹大理集 21冊 湘西紀行』（内閣文庫所蔵明刊本）下巻、附録、「閩中通志雜論」、海防、50頁。「天啓二年六月初十日、海上報警、有紅夷船一十三隻由廣東來泊澎湖、……至月之二十五六日、夷船驟至銅山青嶼汛地、与舟師相持者、三日始去」。

³⁴ 程前掲訳注『荷蘭人在福爾摩沙』16頁、村上直次郎訳注、中村孝志校注『バタヴィア城日誌』1（平凡社、1970年）16-17頁。

³⁵ 林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」9-14頁。

³⁶ 林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」14-17頁、林逸帆前掲「從明末荷蘭俘虜交渉

本末』とオランダ史料を対照し、1627（天啓7）年に鄭芝竜の福建侵攻に対応した、洪先春（Hong-sien-chhun）を指すとし、またその妻の兄弟であった swaeger が、洪先春が澎湖でオランダ人と交渉していた際、澎湖に来航してオランダ人と貿易を行っていたことも指摘している³⁷。洪先春は福建泉州府晋江县出身で、1616（万暦44）年に武進士となり雲南参将に任じられ、1627年から鎮海衛都司の任にあった³⁸。ライエルセンの日記によれば、洪先春は1622年12月から翌年7月にかけて、オランダ・明朝の通商公認と澎湖撤収をめぐる交渉に深く関与していた。

まず林偉盛の研究により、オランダ人の南澳島での通商交渉の背景となる、1623年2月の澎湖撤収協議について概述しておこう。ライエルセン日記などのオランダ史料によれば、福建当局は澎湖撤収の交換条件として、次のような提案を行ったという。すなわちオランダ人が澎湖を撤収すれば、明朝はバタヴィア或いは大員に貿易船を派遣するとともに、マニラへの商船派遣を中止する。その上で、明朝はオランダ人が明朝領域外の台湾で港湾を占有することを容認し、またオランダ人が新たな拠点を確保するまでは、しばらく澎湖に滞在することを許す、というのである³⁹。林偉盛によれば、商周祚が提示した交換条件は、オランダ側の華人通訳がライエルセンに伝えたものであった。ただし、福建当局が福建からマニラへの商船派遣を中止するといった条件を提示したとは考えにくく、通訳が意図的にその内容を改編した可能性もある。いずれにせよ、ライエルセンは福建当局の交換条件を受諾して澎湖からの撤収を承諾した。しかし、実際には、1623年に至っても、オランダ艦隊は澎湖に留まっていた⁴⁰。

一方で明朝の檔案史料によれば、福建巡撫商周祚は1623年5月5日（天啓3年4月3日）に朝廷に対し、すでにオランダ人は澎湖の要塞を放棄して撤収したと報告しているが、実際にはこれは誤報であった⁴¹。林偉盛はこの誤報の原因について、オランダ人の撤収を監督す

看中荷関係」110-111頁。

³⁷ 翁前掲「十七世紀的福佬海商」87頁注50、72頁。鄭維中は福州語の発音慣習によって Hongtison が澎湖把総の方輿であったと主張するが、史料根拠を示さない。Cheng Weichung, *War, Trade and Piracy in the China Seas, 1622-1683*, p.34.参照。

³⁸ 乾隆『晋江县志』巻8、選舉志、97頁。謝重光・楊彦傑等著『金門史稿』（鷺江出版社、1999年）32頁。

³⁹ 林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」15-16頁。

⁴⁰ 蘇前掲「明天啓間荷蘭侵擾澎湖史事証補」179-187頁。

⁴¹ 商周祚の報告の内容は「天啓紅本実録殘葉」巻33（『明清史料戊編』1、中央研究院歴史語言研究所、1953年）1頁に記される。蘇前掲「明天啓間荷蘭侵擾澎湖史事証補」180頁、

るために澎湖に派遣された洪先春が、4月に福建に帰還した際、商周祚に対して偽りのオランダ人撤退情報を伝えたのだと推定している⁴²。

結局、オランダ人は2月の澎湖撤収合意を廃棄し、同年6月には澎湖の要塞を増築している。その責任を問われた商周祚は南京に転任となり、南居益が新巡撫に任命された⁴³。1623年6月～7月には、商周祚はすでに福建を離れ、新巡撫南居益はまだ着任しておらず、福建当局では巡撫権力の空白が生じていた⁴⁴。まさにその時期に、1隻のオランダ船が南澳島に入港したのである。

（3）1623年6月、オランダ船の南澳島寄港

1623年6月のオランダ船による南澳島寄港に関しては、管見の限り『南澳遊小紀』以外の史料には記録されていない。『南澳遊小紀』では、この事件の経緯について、次のように記している。

（天啓三年）五月、督撫遷任留都、夷復負盟。本月十七日、夷船一隻飄突本遊雲蓋寺東墩澳、一日遁去。是時訳者言、夷舍澎湖、実欲覬南澳也⁴⁵。

すなわち、旧巡撫商周祚が福建を離任した直後、5月17日（西暦6月14日）に、1隻のオランダ船が突如として南澳島南部の雲蓋寺東墩澳に入港し、1日停泊して退去した。その際、このオランダ船で南澳島に来航した通訳は「オランダ人が澎湖を放棄したのは、実は南澳島を狙ってのことだ」と語ったという。

『南澳遊小紀』の関連記事によれば、オランダ船が寄港した雲蓋寺東墩澳は、南澳島南部の雲澳港にある雲蓋寺墩台附近に位置すると思われる⁴⁶。オランダ船がここに寄港していた

林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」17頁注66参照。

⁴² 林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」17頁。

⁴³ 1623年3月8日に商周祚に転任の処分を与え（「調南京別衙門用」）、同3月16日に南居益を福建巡撫に任命した（『熹宗実録』中央研究院歴史語言研究所影印本、1966年、巻31、天啓3年2月戊辰条、1566頁。同天啓3年2月丙子条、1583頁）。商周祚罷免の原因については、中砂前掲『中国近世の福建人』166頁を参照。

⁴⁴ 下記の『南澳遊小紀』の記事によれば、商周祚は天啓3年5月上旬（西暦1623年5月末～6月初旬）ごろ福建を離れている。また南居益が福州に着任したのは同年6月中（西暦6月末～7月末）であるため、天啓3年の6-7月は福建巡撫の権力空白期であった。南居益の就任時期については、何前掲『防海固圉』170頁を参照。

⁴⁵ 安国賢『南澳遊小紀』上、寇紀第十一、紅夷、6頁。

⁴⁶ 安国賢『南澳遊小紀』上、地紀第三、雲蓋寺、4頁。

6月14日～15日は、ちょうど「春汛」と称される南澳海防警備期の期間中であつた⁴⁷。このオランダ船が南澳島に來航した経緯については、管見の限り、漢文史料にもオランダ史料にも記されていないが、ここではオランダ船に同乗していた華人通訳を手掛かりとして、この問題を推論してみたい。

この通訳として想定されるのは、洪玉宇という人物である。『南澳遊小紀』と曹学佺の記録によれば、洪玉宇は1622年4月～1623年5月（天啓2年3月～3年5月）の間、オランダ人頭目とともに福建に來航し、福建から2隻の船を咬嚙吧（バタヴィア）に派遣して互市を行うことになれば、澎湖の要塞などを放棄して撤退すると、福建当局に提案したという⁴⁸。この提案内容は、1623年2月にライエルセン提督が鎮海衛都司の洪先春（Hongtienson）の仲介により、福建巡撫商周祚と交渉した際の合意内容とほとんど同じである。したがって『南澳遊小紀』や曹学佺が記すオランダ人頭目とはライエルセン提督を指し、洪玉宇は彼が福州で商周祚と交渉した際の通訳者であつたと考えられる⁴⁹。

またライエルセンの日記によれば、洪先春は1622年12月に商周祚の書簡を持って澎湖に到着し、オランダ人の澎湖撤退の交換条件をライエルセンに提示していた。翌1623年1月～2月初頭には、彼はライエルセンを伴って漳州と福州を訪れており、商周祚とライエル

⁴⁷ 安国賢『南澳遊小紀』上、約束紀第八、汛期・会哨、9頁。

⁴⁸ 安国賢『南澳遊小紀』上、寇紀第十一、紅夷、5-6頁。「曾長高文律眠達大多默石了決石、併通事洪玉（宇）等納銃求款」。曹学佺前掲「閩中通志雜論」、海防、50頁。「夷目眠達大多默石黎哥麻了決石、併通事洪玉宇等、……願將各船退泊外洋、候本省發船2隻往咬嚙吧互市、前此造城屋在澎湖者、即令原遣官督夷衆開駕前往折毀」。なお、洪玉宇とオランダ人の頭目が福建に到來した時期について、両史料では具体的に記しておらず、本章では各史料の後文の記述により推定した。

⁴⁹ 岩生成一は「高文律」がライエルセンの職名コンマンデュール（オランダ語「司令官」の「Commandeur」）の中国語音訳だったと指摘している（岩生成一「明末日本僑寓支那人甲必丹李旦考」、『東洋学報』第23巻3号、1936年、410-411頁）。また、漢文史料にも高文律に関する記事が残されており、たとえば南居益「与趙明宇本兵書」（韓霖『守圉全書』上海図書館蔵崇禎9（1636）年刊本、巻5-1、76頁）に「高文律者、彼中官名也」とある。黄一農「明清之際紅夷大砲在東南沿海的流布及其影響」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第81巻4号、2010年）773頁参照。一方、オランダ人頭目の名前について、『南澳遊小紀』は「曾長高文律眠達大多默石了決石」とするが、「閩中通志雜論」では「夷目眠達大多默石黎哥麻了決石」と記す。「高文律」とは当時の漢文史料でオランダ人の頭目を指し、「眠達大多默石了決石」の原語は不明だが、ライエルセンを指していると考えられる。

センとの連絡役を務めていた。最終的に、彼の斡旋によって2月11日にライエルセンと商周祚が面会し、澎湖撤収の条件について合意に達したのである⁵⁰。洪先春はライエルセンと商周祚による澎湖撤収協議の斡旋者として重要な役割をはたしており、その後も澎湖と福建を往来し、南居益が福建巡撫に着任した同年7月にかけて、明朝とオランダの交渉を仲介している⁵¹。従って、1623年6月の時点で、オランダ船が南澳島に来航して貿易拠点の設置を求めた際にも、洪先春がそれに関与していた可能性も想定できるだろう。

オランダ船が来航した当時、南澳島に駐在していた海防責任者は、漳潮副総兵の黎国炳であり、彼は1623年9月10日～1624年1月21日（天啓3年8月16日～12月2日）の間、南澳島北部の深澳港に、オランダ船に備えるため銃城を建設している⁵²。その後、黎国炳とオランダ船の間でどのような交渉が行われたのかは不明であるが、結局、オランダ船は南澳島当局と通商協議を行うことができず、1日後に撤収した。

第四節 南澳島におけるオランダ人の通商交渉と福建海商

（1）オランダ船の南澳島来航と福建当局の対応

前節で紹介したように、『南澳遊小紀』は1623年6月にオランダ船が南澳島に寄港していたことを記すが、それに続いて次のように伝えている。

六月初十日、下小艇至獺嶼前試水浅深、意欲占拠。見我兵列船成陣、徘徊口權⁵³。すなわち、6月10（西暦7月7）日に、オランダ人は南澳島北部の深澳湾にある獺嶼に碇泊し、小船を出して海水の深さを探り、上陸の準備を進めた。これに対し、南澳遊把総であった安国賢は、オランダ人が獺嶼占拠を図っていると見なし、オランダ人の侵攻に備えて南澳島周辺の海域に戦船を配置した。このためオランダ船は最終的に獺嶼上陸を断念し、南澳島海域を離れたという。

一方、オランダ史料では、1623年6月末、オランダ東インド会社の商務官クリスティアーン・フランクス（Christiaan Francx）が5隻の船団を率いてバタヴィアから澎湖に到着し

⁵⁰ 林偉盛訳「雷理生司令官日記（1623）」（『台湾文献』第54巻4期、2003年）245-246、248-254頁。林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」14頁。

⁵¹ 林訳前掲「雷理生司令官日記（1623）」255-275頁。林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」17、19頁。

⁵² 高健斌・彭亮『南澳石刻調査』（福建教育出版社、2018年）第2部碑刻、「明天啓獺嶼銃城碑記」、162、164頁。

⁵³ 安国賢『南澳遊小紀』上、寇紀第十一、紅夷、6頁。

たが、直後に南澳島海域に派遣され、日本とマニラを往来するポルトガルと中国の商船を劫掠し、8月中旬に澎湖へ帰った、と記録している⁵⁴。上記の『南澳遊小紀』に記す、獺嶼に碇泊したオランダ船とは、おそらくこのフランクスの船団を指すと思われる。

7月に福建巡撫に着任した南居益は、漳州府海防同知の趙紓とともに、オランダ船と関係する華人に厳罰を科して、オランダ船との密貿易に対する強硬姿勢を明示した。これについて、『南澳遊小紀』は次のように伝えている。

（六月初十日、下小艇至獺嶼前……）新・旧高文律抛澎湖、用洪燦仔持番文来漳、還被擄八十余人。防海郡丞趙紓查其姦、系燦仔于獄。久之、詢確具文、申解院道。会督撫南居益至閩。有姦商池貴者、為夷齎進珠香異鳥諸物、併番書一緘。督撫召本遊所獲竜巖黃明佐訳之。詞多譎謾、因焚其諸物、斬池貴・洪燦仔于閩武場、懸首海濱⁵⁵。

オランダ人の頭目である「新・旧高文律」が澎湖を占拠しており、洪燦仔という人物を漳州に派遣して書簡を届け、同時に中国人の捕虜 80 人余を送還した。しかし漳州府海防同知の趙紓は、これが洪燦仔の姦計だと察知して彼を投獄した。このころ南居益が福建巡撫に着任したが、おりしも池貴という商人がオランダ人の書簡を、真珠・沈香などの献上品とともに南居益に届けた。南居益は南澳遊の官軍に捕縛された漳州府竜岩県出身の黄明佐を召還し、この書簡の翻訳を命じた。南居益は黄明佐の翻訳により、オランダ人の書簡は詭弁かつ傲慢だと断じ、オランダ人の献上物をすべて焼却し、池貴と洪燦仔を処刑したという⁵⁶。

この記事の冒頭にいう「新・旧高文律」とは、1623 年 6 月末にバタヴィアから澎湖に到着したばかりのフランクス商務官と、もともと澎湖に駐屯していたライエルセン提督のことを指すと思われる⁵⁷。彼らが洪燦仔を派遣して、オランダ語の書簡を漳州に届けたのだという。これに対し、ライエルセンの日記によれば、彼は 6 月 18 日～7 月 26 日の間、澎湖からの撤収と中国人の捕虜釈放について、澎湖に来航した洪先春と交渉を行っていたが、バタヴィアの東インド総督からこの件についての許可が得られないため、洪先春の要求に応じなかったという⁵⁸。こうした状況から見て、ライエルセンが実際に洪燦仔を漳州に派遣して捕虜を送還したとは考えがたく、洪燦仔のもたらした書簡も偽造だった可能性がある。

⁵⁴ 林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」19 頁。

⁵⁵ 安国賢『南澳遊小紀』上、寇紀第十一、紅夷、6 頁。

⁵⁶ 黄明佐に関しては、翁前掲「十七世紀的福佬海商」66-68 頁、74 頁、林逸帆前掲「從明末荷蘭俘虜交渉看中荷關係」107-108 頁、110 頁を参照。

⁵⁷ 楊前掲『荷抛時代台湾史』27 頁。

⁵⁸ 林訳前掲「雷理生司令官日記（1623）」271-276 頁。林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」19 頁。

ただし、7月ごろ洪先春が澎湖で中国人の捕虜釈放についてオランダ人と交渉した際、洪燦仔もその場にいたことは事実であろう⁵⁹。洪先春がオランダ人を澎湖から退去させ、そのかわりに南澳島近海での交易公認を実現することを意図して、洪燦仔に捕虜を送還させたという可能性も想定できるかもしれない。しかし結局、海防同知趙紓は洪燦仔を投獄し、南居益も密貿易商人の池貴がもたらしたオランダ人の献上品と書簡を却下し、池貴と洪燦仔を処刑してしまったのである。

（2）オランダ人の通商交渉と福建海商

南居益が池貴と洪燦仔を厳罰に処した背景には、オランダ人と福建の密貿易者との通同を厳禁するという意図があった。当時兵部尚書の任にあった黄克纘は、この事件について次のように記している⁶⁰。

巡海憲臣執導夷入寇者洪燦、械至轅門。商人池貴自咬啗吧回、称有番書及明珠・珊瑚・異鳥為贄、欲求通市。公曰「是嘗我也、堂堂中国豈貴此物？」……碎其宝物、而斬貴及燦以徇。

これによれば、巡海憲臣（漳州府海防同知）の趙紓が洪燦を逮捕した罪状は「導夷入寇」、すなわちオランダ人を誘引して寇掠を起こすことであった。また池貴は咬啗吧（^{カルバ}バタヴィア）から漳州に帰航した海商であり、南居益にオランダ人の書簡を届け南海産品を献上した目的は、オランダ人との交易（通市）公認にあったという。

何孟興はこの記事により、南居益が池貴・洪燦の処刑により、オランダに対する強硬姿勢を明示したと指摘している⁶¹。さらにオランダ史料によれば、1623年11月にバタヴィアに來航した華人海商は、フランクス商務官に対して、300人の商人が福建巡撫の南居益に対してオランダとの交易を認めるように要請したが、南居益はその要請を拒絶し、商人たちの頭目も処刑されたと伝えている⁶²。さらに1623年9月ごろには、厦門中左衛副総兵であった

⁵⁹ 洪燦仔は洪先春と同姓であることから、彼の家人（奴僕）であった可能性もある。ライエルセンの日記によれば、洪先春は1623年1月-2月にオランダ人と交渉を行った際、2人の奴僕を同行しており、洪燦仔はその1人であったかもしれない。林訳前掲「雷理生司令官日記（1623）」249-250頁。

⁶⁰ 黄克纘の「平夷崇勛図詠序」は葉向高らが南居益の業績を顕彰する詩文を集めた『大中丞南公祖凱歌副墨』に収録されている。何前掲『防海固圉』171頁参照。

⁶¹ 何前掲『防海固圉』171頁。

⁶² 林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」26-27頁、中砂前掲『中国近世の福建人』167頁。

張嘉策が南京湖広道御史の游鳳翔に糾弾され、オランダ人と内通した（「通夷」）疑いで処罰されている。彼は前福建巡撫商周祚のもとでオランダ人との交渉に関わり、オランダ人は明朝に恭順であると称し、彼自身もオランダ人と交易することも企図していたという⁶³。こうした行動が、新巡撫南居益のもとで「通夷」として処断されたのであろう。

1623 年後半に生じた、洪燦仔・池貴に対する処罰、商人集団によるオランダ人との交易要請の拒絶、張嘉策の「通夷」事件などは、オランダ人の澎湖撤収・南澳島来航に、彼らと密貿易を行っていた福建海商が関与していたことを示唆している。鎮海衛都司の洪先春が彼らの利害を代弁し、南澳島に来航したオランダ人と福建当局との仲介を担い、オランダ人の澎湖退去を条件として、南澳島でオランダ人との貿易を開くことを企図していた可能性も想定しうるのではないか。しかし新たに福建巡撫に着任した南居益は、漳州府海防同知の趙紓・漳潮副総兵の黎国炳などの海防官とともに、オランダ人に対して強硬策をとり、彼らの通商要求を拒絶し、オランダ人の代理人となった華人密貿易者を厳罰に処した。『南澳遊小紀』によれば、翌 1624 年もオランダの軍艦が厦門湾から南澳島海域に侵入し、現地当局はさらに海防を強化して防備に努めたという⁶⁴。結局、南澳島近海において 16 世紀中期に行われたような公貿易を再開するという構想は実現せず、南澳島における交易活動は、その後も密貿易の形で続けられることになったのである。

おわりに

以上、本章では 17 世紀前半期におけるオランダ人の南澳島来航について、同時代の漢文史料とオランダ史料を併用して検討を加えた。特に、1623 年 6 月のオランダ船の南澳島来航と通商交渉に関して、従来紹介されていない『南澳遊小紀』により、オランダ船との仲介に当たった鎮海衛都司の洪先春や、オランダとの密貿易に従事していた福建海商が、南澳島においてオランダ人との公貿易を開くことを企図していた可能性を指摘した。オランダ人は、1601・03 年に広東の珠江口や福建の漳州湾での交易計画が頓挫したのち、おそらくポルトガル人が広東近海の島嶼での密貿易を足がかりにマカオに交易拠点を確保した過程も参照して、まず福建・広東境界の南澳島を交易拠点として、中国沿岸での貿易に参入するこ

⁶³ 『熹宗実録』巻 37、天啓 3 年 8 月丁亥条、1927-1929 頁。「南京湖広道御史游鳳翔奏……中左所副総兵張嘉策……詭言紅夷恭順、欺罔旧撫。甚有言其通夷、必欲遷延以成互市……張嘉策先行革職、聽本处撫按提問」。林前掲「荷蘭人抛澎湖始末（1622-1624）」27 頁参照。

⁶⁴ 安国賢『南澳遊小紀』上、寇紀第十一、紅夷、7 頁。「（天啓三年）十二月二十日、夷船三隻犯料羅・浯嶼・銅山、乘風而窺南澳。望見銃城堅堅、火舟行列、竟不敢入」。

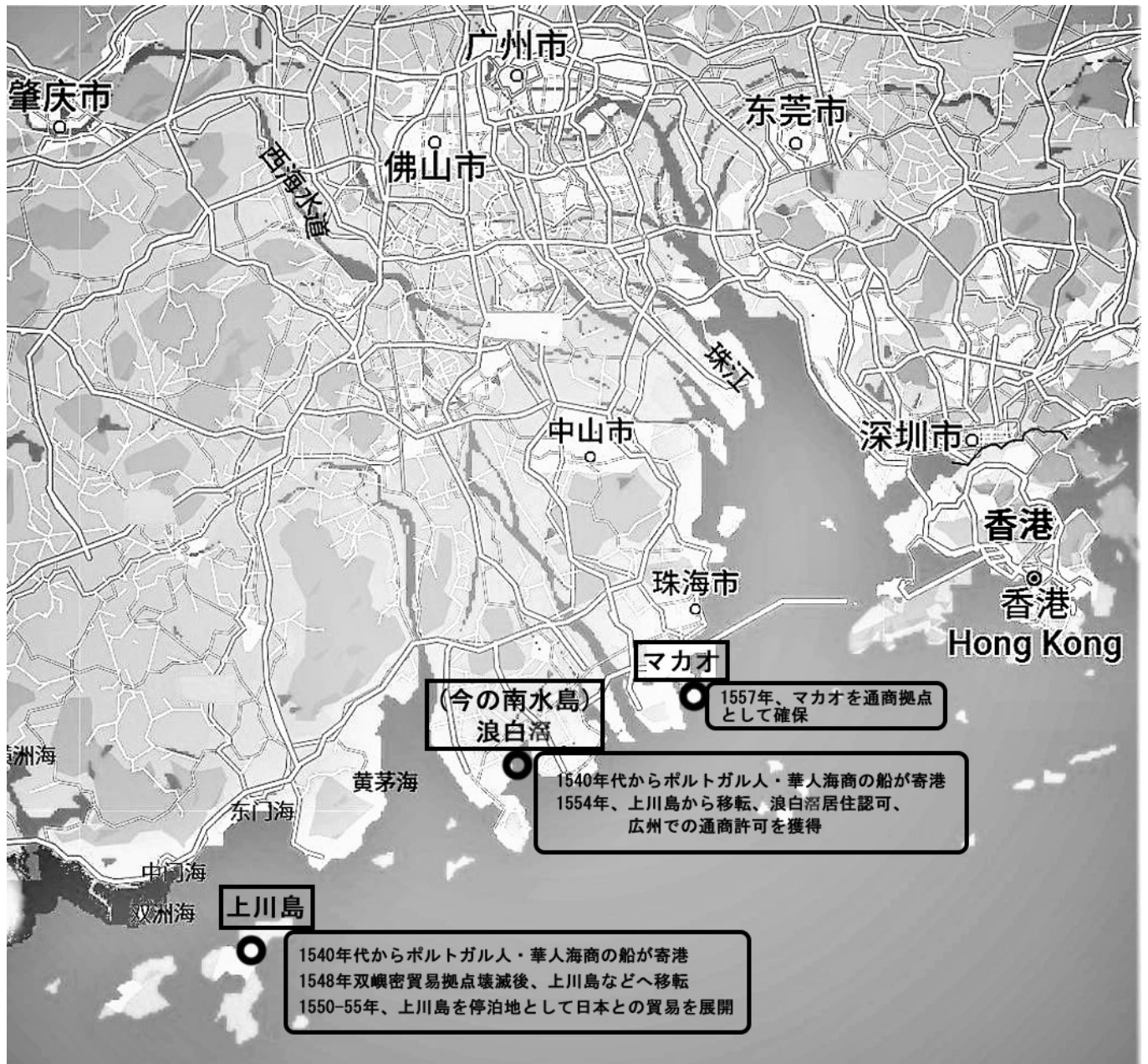
とをめざしたのだと思われる。

1623 年のオランダ船の南澳島来航と、それにともなう通商交渉が失敗におわり、翌 1624 年にオランダ人が澎湖から撤収して台湾西岸の大員に拠点を移してから、福建沿岸・台湾海峡において貿易船襲撃・略奪を行うとともに、引き続き南澳島や厦門湾において貿易を求めた。1633 年 7 月～10 月（中国暦 6 月～9 月）の間、オランダ人は互市を要求して、華人海寇首領の劉香とともに南澳島を襲撃し、さらに厦門湾の中左衛所を攻撃した。しかし結局、オランダ艦隊は金門島の料羅湾で鄭芝竜率いる明朝水師に撃退され、南シナ海に敗走した⁶⁵。この 1633 年の南澳島―厦門湾海戦は、オランダ東インド会社が、中国沿岸での公貿易に進出するための最後の試みであった⁶⁶。このように 1630 年代にいたるまで、南澳島はオランダ人にとって、福建・広東境界地域での密貿易や略奪活動の拠点としての役割を果たしていたのである。

⁶⁵ 蘇同炳『台湾史研究集』（国立編訳館中華叢書編審委員会、1980 年）所収「由崇禎六年の料羅湾海戦討論當時的閩海情勢及荷鄭關係」17-64 頁、任志宏「從料羅湾海戦看 17 世紀中西方海軍実力の差距」（『国家航海』1 輯、上海古籍出版社、2011 年）101-111 頁。

⁶⁶ Parthesius, *Dutch Ships in Tropical Waters*, p.31.参照。

地図 7-I 1550 年代、ポルトガル人の広東沿岸通商拠点の移転



* 出典：岡前掲『商人と宣教師』68-71 頁、81-84 頁。

地図 7-II 17 世紀初期、オランダ人の東南沿海進出と通商交渉 *本章の内容により整理。



付表 7：17 世紀前期、オランダ人の南澳島来航・上陸

時期	事件	出典
1607 年	オランダ艦隊司令官マーテリーフが南澳島に来航して貿易拠点の設置について現地官僚と交渉した。	史料： [Cornelis Matelieff 1646] 研究： [William Campbell 1903] [廖大珂 2014]
1610 年 7 月	オランダ艦隊司令官ピーター・ウィレムスが平戸からの帰りに南澳島に向かい、そこで中国と貿易関係を結ぼうとしたが失敗した。	史料集： [Ernst van Veen & Daniël Klijn eds. 2001] 研究： [廖大珂 2014]
1622 年	6 月 26 日、東インド総督クーンは、東南アジアを往来する商船の航路をさえぎるために、2 隻のオランダ船を南澳島・漳州府・澎湖の間の海域に増派した。	史料集： [程紹剛訳注 2000]
天啓 2 年	8 月初頭、オランダ人が厦門湾の料羅で明軍と交戦する途中、3 隻の軍艦を用いて南澳島附近の海域に直接迫った。	史料： 乾隆『南澳志』、『南澳遊小紀』 曹学佺「閩中通志雜論」 研究： [湯開建 1995] [廖大珂 2014]
天啓 3（1623）年	6 月 14 日、オランダ船が南澳島南部の港湾に来航し、1 日程度駐泊した。	史料： 『南澳遊小紀』
	7 月 7 日、オランダ船が南澳島北部の港湾に来航して、明軍と対峙した。	
天啓 3 年 12 月 20 日 （1624 年 2 月 8 日）	オランダ船が南澳島附近の海域に来航し、明軍が海上で武力警備活動を行った。	史料： 『南澳遊小紀』
1628 年、1631 年	東インド総督クーンの指令によって、澳門・長崎・マニラの間を往来する船舶の航路をさえぎるために、オランダ艦船は南澳島と大星山一帯の海域に派遣された。	史料集： [程紹剛訳注 2000] 研究： [廖大珂 2014]

崇禎 6 年	「南澳海戦」 オランダ人は南澳島海域において明軍との激戦の末、最終的に撃退された。	史料： 「兵部題行兵科抄出福建巡撫路振飛題稿」 研究： 〔湯開建 1995〕 〔廖大珂 2014〕
1633 年	オランダ東インド会社の台湾行政長官のハンス・プットマンス（Hans Putmans）が 8 隻の戦艦を率いて海寇の劉香と李旦の子供であった李大舎の数十隻の船と合流し、厦門湾・南澳島などを襲撃して、海上で寇掠活動を行った。それと同時に、オランダ人は互市を要求しながら、南澳島海域において広東・福建——マニラを往来する商船を襲撃していた。	* 史料出典不明 研究： 〔聶德寧 1995〕
1633 年 7 月 5 日	バタヴィアから出航したオランダ船は劫掠した 2 隻の中国ジャンク船とともに南澳島北部の港湾に停泊していた。当時、南澳島南部の港湾にはオランダ船ケンファエン（Kemphaen）号と 3 隻のジャンク船が停泊していた。	史料集： 〔程紹剛訳注 2000〕 研究： 〔廖大珂 2014〕
1633 年 7 月 7 日	オランダ艦隊が南澳島に突撃した。その後、東インド会社総督ヘンドリック・ブラウワー（Hendrik Brouwer）は、南澳島から漳州湾西部にかけての中国沿海地域を占領する計画を実行し始めた。	史料集： 〔程紹剛訳注 2000〕 研究： 〔廖大珂 2014〕
1633 年 7 月 9 日、 7 月 14 日	オランダ船アッセンデルフト（Assendelft）号は南澳島の港湾において 2000 担の胡椒などの貨物を積んだ後に、台湾西南部の大員港に直航し、14 日に大員に到達した。	史料集： 〔程紹剛訳注 2000〕 研究： 〔廖大珂 2014〕
1633 年 7 月 11 日	オランダ艦船は南澳島の南部において中国ジャンク船の船隊に遭遇して発砲した。	史料集： 〔程紹剛訳注 2000〕 研究： 〔廖大珂 2014〕

1633 年 8 月 16 日、 8 月 17 日	オランダ船は南澳島附近の海域において巡邏を行 っており、コーチシナからの 2 隻の大きなジャンク 船を略奪して漳州湾に押送した。	史料集： [程紹剛訳注 2000] 研究： [廖大珂 2014]
------------------------------	--	---

＊「年表」時期の表示に関して、欧文史料記事を典拠とする場合は西暦、漢文史料を典拠とする場合は西暦・中国暦両方を使用する。

結 論

16 世紀中期～17 世紀初期、東アジアが世界規模の経済と結び付いていくなかで、朝貢・海禁体制に基づく明朝の一元的な交易・外交体制は動揺し、解体に向かっていった。本論文では明代後期の東南沿海地域における倭寇対策や海上貿易の動向を通じて、東アジア交易秩序の変動過程の諸局面に検討を加えた。以下、第 1 章から第 7 章までの内容を要約し、本論文での議論を総括することにした。

第 I 部「胡宗憲の倭寇対策とその展開」では、1550～60 年代に浙江巡撫・浙直総督として浙江・江南の倭寇対策を主導した胡宗憲を中心に、16 世紀中期の浙江・江南における「籌海」問題をめぐる政治状況に再検討を加えた。

第 1 章「胡宗憲研究の現状と課題」では、近年の論著を中心に、中国語圏・日本・韓国・欧米における胡宗憲による倭寇対応に関わる研究成果を紹介し、そのうえで本論文の第 I 部において取り上げる胡宗憲が関与していた張經弾劾事件・鄭舜功冤罪事件の研究意義を提示した。

第 2 章「胡宗憲と張經弾劾事件——『三巡奏議』を主史料として」では、旧徳山藩の毛利家に伝わっていた『三巡奏議』所収の胡宗憲の題奏を中心に、『世宗実録』などの関係記事と対照して、胡宗憲と張經弾劾事件との関係について論じ、王直招撫案が展開する直前の東南地域における倭寇対応の実態や、倭寇対策をめぐる胡宗憲と旧総督張經との戦略的分岐について検討を行った。

『三巡奏議』所収の題奏からは、胡宗憲が当初から趙文華とともに、張經弾劾に主導的な役割を果たしていたことが確認できる。浙直総督を罷免された張經は、最終的に嘉靖 34 (1555) 年 7 月 25 日に京師に械送され、後に処刑された。そして嘉靖 34 年 6 月には浙江巡按の胡宗憲が浙江巡撫に昇任し、7 月には蔣洲・陳可願を日本に派遣して、日本宣諭案・招撫王直案を実行に移すことになる。本章で検討した『三巡奏議』所収の一連の題奏は、こうした政治過程において、胡宗憲が当初から日本宣諭案・招撫王直案の実行を意図し、嚴嵩や趙文華と連携して主要な役割を担っていたことを示すものといえる。

つづく第 3 章「胡宗憲と鄭舜功冤罪事件——鄭舜功の海商身分から見て」では、鄭舜功の『日本一鑑』、および鄭舜功一族の家譜『双橋鄭氏宗譜』や、陸深『儼山集』所収の鄭舜功の祖父鄭廉に関する史料などにより、鄭舜功が日本宣諭に派遣された背景と経過について考察した。さらに胡宗憲の倭寇対策に関わる『籌海図編』・『胡公行実』なども参照して、王直招撫をめぐる胡宗憲と鄭舜功の関係性、および鄭舜功冤罪事件の背景について再検討を加えた。『双橋鄭氏宗譜』や『儼山集』所収の墓誌銘などによれば、鄭舜功の祖父

鄭廉が松江府において商業に従事し、当地の郷紳陸深とも交友関係を有していた。鄭舜功の日本宣諭の実現にも、こうした官界における人脈が寄与したと考えられる。また『胡公行実』や『日本一鑑』によれば、鄭舜功自身も同郷の歙県出身である許氏兄弟などとともに、海外密貿易に関与していた可能性もある。

さらに本章では、王直招撫と互市認可の是非をめぐる問題について、胡宗憲と鄭舜功の見解の相違を、『日本一鑑』と『胡公行実』の記述を対照して検討した。胡宗憲が当初は互市開始の可能性を模索していたと考えられるのに対し、鄭舜功がもともと朝貢貿易の再開のみを意図していたのか、浙江において広東の南澳島と同じような互市の開始をめざしていたのか、判断することは難しいが、朝廷の嚴嵩・趙文華と結んで東南沿海の倭寇対策を強力に主導しつつあった胡宗憲にとって、鄭舜功がその過程に容喙することは許容しがたく、結果的に鄭舜功の投獄に到ったのだと考えられる。

ついで第Ⅱ部「明代後期の南澳島と東アジア海上貿易」では、16 世紀中期～17 世紀前期の福建・広東境界部における交易秩序の変容について、南澳島とその対岸の梅嶺半島における海上貿易を中心に考察し、当時の南澳島・梅嶺半島海域において、海禁体制が動揺し、諸民族が混在する交易活動が成長していく過程に検討を加えた。

第 4 章「南澳島研究の動向と『南澳遊小紀』」では 16 世紀中期～17 世紀前期の南澳島における海上活動を考察するための基本的作業として、南澳島の東アジア海域史に関する研究動向を整理した。さらに筆者が国立国会図書館で新たに確認した、安国賢『南澳遊小紀』の編纂・伝来過程を考証し、その内容構成や史料価値について論じた。

第 5 章「16 世紀中葉、広東南澳島の海上貿易」では、同時代史料により、1540 年代における沿海密貿易の拡大から、1560 年代末の海禁緩和にいたる間の、南澳島を中心とした広東・福建境界地域における海域貿易の実態について検討を試みた。従来、16 世紀中期の中国東南沿海における密貿易に関しては、舟山群島における双嶼密貿易や、王直集団などの倭寇勢力の活動、および福建南部の月港密貿易や、広州近海における外国船との互市やポルトガル人のマカオ定住過程などについて、詳細な検討が行われてきた。これに対し、本章では 1540～60 年代の梅嶺半島・南澳島において、日本人・ポルトガル人や東南アジア系の人々が混在した密貿易が拡大し、さらに福建当局の黙認のもとで、梅嶺半島には「公館」が設置され、交易管理や徴税に当たっていたと考えられることも示した。16 世紀中期、東・南シナ海域を結ぶ交易ネットワークが発展する中で、南澳島・梅嶺半島海域は、広東・福建境域における東南アジア・日本貿易の一つの中継拠点となっていたのである。

また 16 世紀中期には、広州近海において海外商船との事実上の「互市」がふたたび容認されるようになり、1550 年代中期には、有力な華人商人を「客綱」・「客紀」に任じ、彼

らを通じて、海外商船の商品に対する「抽分」も行われるようになる。一方、本章で検討したように、南澳島から梅嶺半島にかけての海域でも、1550年代中期から海外商船の来航が事実上容認されており、梅嶺半島には商船の出入を管理する「公館」が設置され、そこではおそらく「抽分」も行われていたと思われる。1560年代末に明朝が海禁を緩和し、海澄から東南アジアへの渡航を解禁するまで、広州近海に加え、南澳島・梅嶺半島海域でも、おそらく中央政府の統制外で、海外商船との互市と抽分が行われていたと考えられるのである。

第6章「16世紀後期～17世紀初期の南澳島とアジア海上貿易」においては、同時代の地方志・海防書・文集や海防輿図・航海図資料を総合的に利用し、16世紀後期～17世紀初期の南澳島・梅嶺半島地域における海上貿易とアジア海域貿易ネットワークとの関わりに注目し、その貿易の形態・商品・交易場所・関与者の実態解明を試みた。まず安国賢輯『南澳遊小紀』所収の「山海図」と同書巻3「地紀」によって、梅嶺半島南部の卸石湾・勝澳一帯において、現地の漁民・商人や海防従事者、および海寇・私貿易商人などの密貿易や略奪が、台湾近海の海上活動と連動していたことを指摘した。ついで日本人の海上武装勢力と、華人海商・海寇の活動実態を通じて、南澳島海域における交易・略奪と、福建一台湾貿易との関係について具体的に検討した。さらに南澳島における外国船舶の寄港状況や商業活動の実態から、南澳島において交易された商品の流通ルートについて考察した。

第5章で論じたように、南澳島の海上貿易は、1550年代には王直勢力下の略奪・交易集団が主導して現地当局も関与する「輸税貿易」、1560年代には華人海寇の頭目、許朝光が仲介する「牙市貿易」という形態となっていたが、1570年代に至ると、主として私貿易商人・海寇一現地住民（商・民・官軍など）一沿岸交易商人間の密売買、すなわち市集貿易の形で行われていたと思われる。

第7章「17世紀前期、オランダ人の南澳島来航と通商交渉——『南澳遊小紀』を主史料として」では、17世紀前半期におけるオランダ人の南澳島来航について、同時代の漢文史料とオランダ史料を併用して検討を加えた。特に、1623年6月のオランダ船の南澳島来航と通商交渉に関して、従来紹介されていない『南澳遊小紀』により、オランダ船との仲介に当たった鎮海衛都司の洪先春や、オランダとの密貿易に従事していた福建海商が、南澳島においてオランダ人との公貿易を開くことを企図していた可能性を指摘した。オランダ人は、1601・03年に広東の珠江口や福建の漳州湾での交易計画が頓挫したのち、おそらくポルトガル人が広東近海の島嶼での密貿易を足がかりにマカオに交易拠点を確保した過程も参照して、まず福建・広東境界の南澳島を交易拠点として、中国沿岸での貿易に参入することをめざしたのだと思われる。

1623 年のオランダ船の南澳島来航と、それにともなう通商交渉が失敗におわり、翌 1624 年にオランダ人が澎湖から撤収して台湾西岸の大員に拠点を移してから、福建沿岸・台湾海峡において貿易船を襲撃するとともに、南澳島や厦門湾において通商を求めた。1633 年 7 月～10 月には、オランダ人は互市を要求し、華人海寇首領の劉香とともに南澳島を襲撃したが、鄭芝竜率いる明朝水師に撃退された。この 1633 年の南澳島―厦門湾海戦は、オランダ東インド会社が、中国沿岸での公貿易に進出するための最後の試みであった。このように 1630 年代にいたるまで、南澳島はオランダ人にとって、福建・広東境界地域での密貿易や略奪活動の拠点としての役割を果たしていたのである。

以上が、本論文における議論の概要である。従来、16 世紀中期～17 世紀初期の中国東南沿海地域における略奪・交易活動に関しては、双嶼における「諸民族雑居」的な密貿易、王直勢力の台頭と解体、月港密貿易の拡大と海禁緩和、ポルトガル人のマカオ定住とマカオ―長崎貿易、オランダ人の台湾海峡進出などについて、詳細な検討が行われてきた。これに対し、本論文では明朝が後期倭寇に対応する過程における海禁政策の動揺、および福建・広東境界部における海上貿易の成長に焦点を当て、当該時期における倭寇研究書・海防書・地方志や家譜・文集などの漢文史料と、ポルトガル人・オランダ人による航海日記やオランダ東インド会社文書の和訳・英訳・中国語訳を総合的に利用し、特に現存する唯一の胡宗憲の奏議集である『三巡奏議』や筆者が新たに確認した南澳島に関わる地方文献『南澳遊小紀』を活用して、招撫王直案・日本宣諭案の実施過程に起きた浙直総督胡宗憲による張經弾劾事件・鄭舜功冤罪事件、及び南澳島地域における多民族的海上活動の実態について検討を試みた。

本論文ではこうした考察を通じて、胡宗憲による民間互市を容認する構想の可能性を改めて検証するとともに、徽州海商鄭舜功による明朝・日本間の朝貢貿易再開への意図を指摘した。さらに 16 世紀中期に、朝貢貿易の枠外で、互市や抽分が実質的に容認されていたのは広州近海だけでなく、朝廷や省当局の統制が及びがたい広東・福建境界地域に位置する梅嶺半島においても、地方当局の黙認のもとで、やはり実質的な互市と抽分が行われるようになっており、こうした「互市」は、本来は朝貢＝海禁制度の枠外で発達した「密貿易」であったが、16 世紀中期の広東・福建境界地域の現実としては、実質的に地方官府により容認された公貿易的な性格を持つものとなっていた、との新しい事実を明らかにした。

さらに今後は、16 世紀中期の福建・広東境界部における交易秩序の変遷について、南澳島と梅嶺半島における外国商船による互市が、地方官府に容認されていく過程などの検討を進め、明代後期の東南沿海地域における海上貿易の拡大と、それに対する現地当局の統

制や関税徴収などの動向を、海澄やマカオなどにおける互市の進展も含めて、考察していきたいと考えている。

文献目錄

I 史料

〔1-1：中国史料〕

- 安国賢『南澳遊小紀』（天啓 5〔1625〕年序刊本）。
- 畢懋康『軍器図説』（『四庫禁燬書叢刊』子部 29 冊、北京出版社、1998 年）。
- 曹学佺『曹大理集 21 冊 湘西紀行』（内閣文庫所藏明刊本）。
- 『朝鮮太宗実録』（国史編纂委員会、1986 年）。
- 陳正統主編『張燮集』2（中華書局、2015 年）。
- 崇禎『海澄県志』（『日本藏中国罕見地方志叢刊』書目文献出版社、1991 年）。
- 戴廷明・程尚寬等編『新安名族志』（黄山書社、2007 年）。
- 道光『広東通志』（道光 2〔1822〕年刻本）。
- 顧炎武『天下郡国利病書』（『四庫叢刊』3 編史部 080、台湾商務印書館、1966 年）。
- 顧祖禹『讀史方輿紀要稿本』（上海古籍出版社、1993 年）。
- 郭子章『潮中雜紀』（香港潮州商会、1993 年）。
- 韓霖『守圉全書』（上海図書館蔵崇禎 9〔1636〕年刊本）。
- 胡桂奇『胡公行実』（不分卷）（『四庫全書存目叢書』史部 83 冊、齊魯書社、1996 年）。
- 胡宗憲『胡少保奏疏』（陳子龍等輯『皇明經世文編』国風出版社、1964 年）。
- 胡宗憲著、葉可成編『三巡奏議』（古典研究会、1964 年）。
- 黄侯卿『倭患考原』（『北京図書館古籍珍本叢刊』10、書目文献出版社、1987 年）。
- 黄宗羲著、陳乃乾編『黄梨洲文集』（中華書局、1959 年）。
- 嘉靖『潮州府志』（『日本藏中国罕見地方志叢刊』書目文献出版社、1991 年）。
- 嘉靖『恵志略』（『天一閣藏明代方志選刊』64、上海古籍書店、1982 年）。
- 嘉靖『龍溪県志』（『天一閣藏明代方志選刊』32、上海古籍書店、1982 年）。
- 嘉慶『山陰県志』（『中国地方志集成 浙江府県志輯』37、上海書店出版社、1993 年）。
- 康熙『金華府志』（『中国地方志集成 浙江府県志輯』49、上海書店、1993 年）。
- 康熙『永州府志』（『日本藏中国罕見地方志叢刊』書目文献出版社、1992 年）。
- 李詡『戒庵老人漫筆』（中華書局、1997 年）。
- 劉堯誨『劉堯誨先生全集』（『四庫全書存目叢書』集部 128 冊、齊魯書社、1997 年）。
- 陸深『儼山集』（『文淵閣四庫全書』1268 冊集部 207、上海古籍出版社、1987 年）。
- 陸深『儼山外集』（『四庫全書存目叢書』史部 127 冊、齊魯書社、1996 年）。

『明清史料 戊編』1（中央研究院歷史語言研究所、1953 年）。

『明清史料 乙編』7（商務印書館、1936 年）。

『明史』（中華書局、1974 年）。

『明神宗實錄』（中央研究院歷史語言研究所影印本、1965 年）。

『明世宗實錄』（中央研究院歷史語言研究所影印本、1965 年）。

『明武宗實錄』（中央研究院歷史語言研究所影印本、1964 年）。

『明熹宗實錄』（中央研究院歷史語言研究所影印本、1966 年）。

『明孝宗實錄』（中央研究院歷史語言研究所影印本、1964 年）。

倪宗正『倪小野先生全集』（『四庫全書存目叢書』集部 58 冊、齊魯書社、1997 年）。

歐陽德『歐陽南野文集』（陳子龍等輯『皇明經世文編』國風出版社、1964 年）。

乾隆『潮州府志』（『中國地方志集成 廣東府縣志輯』24、上海書店出版社、2003 年）。

乾隆『福建通志』（『景印文淵閣四庫全書』529 冊、台灣商務印書館、1983 年）。

乾隆『海澄縣志』（『中國地方志集成 福建府縣志輯』30、上海書店出版社、2000 年）。

乾隆『南澳志』（『中國地方志集成 廣東府縣志輯』27、上海書店出版社、2003 年）。

沈有容輯『閩海贈言』（商務印書館、2017 年）。

順治『海州志』（愛如生データベース中國方志庫二集所收、康熙 9 [1670] 年補刻本）。

萬曆『東里志』（饒平縣地方志編纂委員會辦公室、1990 年）。

萬曆『揚州府志』（『北京圖書館古籍珍本叢刊』25、書目文獻出版社、1987 年）。

萬曆（癸酉 [1573] 年）『漳州府志』（『中國史學叢書』15・『明代方志選』3、台灣學生書局、1965 年）。

萬曆（癸丑 [1613] 年）『漳州府志』（廈門大學出版社、2012 年）。

王臨亨『粵劍編』（中華書局、1987 年）。

王忞山（福建省地方志編纂委員會整理）『閩都記（新校注本）』（方志出版社、2002 年）。

王在晉『越鐫』（『四庫禁燬書叢刊』集部 104 冊、北京出版社、2000 年）。

徐燁『徐氏紅雨樓書目』（古典文學出版社、1957 年）。

徐燁（馬泰來整理）『新輯紅雨題記 徐氏家藏書目』（上海古籍出版社、2014 年）。

許孚遠『敬和堂集』（靜嘉堂文庫守先閣舊藏萬曆刊本）。

徐學聚『嘉靖東南平倭錄』（『中國內亂外禍歷史叢書』8、神州國光社、1939 年）。

嚴嵩『南宮奏議』（陳子龍等輯『皇明經世文編』國風出版社、1964 年）。

姚旅『露書』（『四庫全書存目叢書』子部 111 冊、齊魯書社、1995 年）。

趙文華・原實甫『嘉靖平倭祗役紀略』（江蘇揚州人民出版社、1961 年）。

張燮『東西洋考』（中華書局、2000 年）。

張萱『西園聞見錄』（『続修四庫全書』子部 1169 冊、上海古籍出版社、1995 年）。

鄭傑等輯録『全閩詩録』（福建人民出版社、2011 年）。

鄭若曾『籌海図編』（中華書局、2007 年）。

鄭若曾撰・鄧鐘輯『籌海重編』（『四庫全書存目叢書』史部 227 冊、齊魯書社、1996 年）。

鄭若曾『江南經略』（王雲五等編『四庫全書珍本 2 集』、台湾商務印書館、1971 年）。

鄭舜功『日本一鑑』（文殿閣、1939 年）。

鄭曉『端簡鄭公文集』（『北京図書館古籍珍本叢刊』書目文献出版社、1988 年）。

朱紉『覽餘雜集』（『四庫全書存目叢書』集部 78 冊、齊魯書社、1997 年）。

〔1-2：英文・英訳史料〕

William Campbell, *Formosa under the Dutch: Described from Contemporary Records, with Explanatory Notes and a Bibliography of the Island*, London: Kegan Paul, 1903.

Emma Helen Blair and James A. Robertson, eds., *The Philippine Islands, 1493-1803, vol. X-1597-1599*, Cleveland: Arthur H. Clark, 1904

Ernst van Veen and Daniël Klijn eds., *A Guide to the Sources of the History of Dutch-Portuguese Relations in Asia (1594-1797)*, Leiden: Institute for the History of European Expansion, 2001.

Jan Huygen van Linschoten, William Phillip, *John Huighen van Linschoten. His Discours of Voyages into ye Easte & West Indies: Devided into Four Books*, London: Iohn Wolfe Printed, 1598.

〔1-3：和訳史料〕

ガスパール・ダ・クルス著、日埜博司編訳『クルス「中国誌」』（新人物往来社、1996 年）。

村上直次郎訳注、中村孝志校注『バタヴィア城日誌』1（平凡社、1970 年）。

メンデス・ピント著、岡村多希子訳『東洋遍歴記』3（平凡社、1980 年）。

モルガ著、神吉敬三訳、箭内健次訳注『フィリピン諸島誌』（岩波書店、1991 年）。

リンスホーテン著、岩生成一ほか訳注『東方案内記』（岩波書店、1968 年）。

〔1-4 漢訳史料〕

程紹剛訳注『荷蘭人在福爾摩莎』（聯經、2000 年）。

Ⅱ 研究文献

〔2-1：和文文献〕

秋山謙蔵「明代支那人の日本地理研究」(『歴史地理』第61巻1号、1933年) 31-61頁。

秋山謙蔵「日支交渉史に関する二つの問題——『広輿図』と『籌海図編』との関係其他」(『歴史地理』第65巻2号、1935年) 81-84頁。

荒野泰典「日本型華夷秩序の形成」(朝尾直弘ほか編『日本の社会史 1 列島内外の交通と国家』岩波書店、1987年) 184-226頁。

伊川健二「16世紀前半における中国島嶼部交易の不安と安定」(鈴木英明編『東アジア海域から眺望する世界史——ネットワークと海域』明石書店、2019年) 196-228頁。

伊藤公夫「中国歴史学界における嘉靖倭寇史研究の動向と問題点」(『史学』第53巻4号、1984年) 307-319頁。

市原亨吉「徐焯年譜稿略」(入矢教授小川教授退休記念会編集『入矢教授小川教授退休記念中国文学語学論集』筑摩書房、1974年) 635-650頁。

石原道博『倭寇』(吉川弘文館、1964年)。

岩井茂樹『朝貢・海禁・互市——近世東アジアの貿易と秩序』(京都大学学術出版会、2020年)。

岩生成一「長崎代官村山等安の台湾遠征と遣明使」(『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』第1輯、1934年) 283-359頁。

岩生成一「明末日本僑寓支那人甲必丹李旦考」(『東洋学報』第23巻3号、1936年) 379-435頁。

岩生成一「明末日本僑寓シナ貿易商一官アウグスチン李国助の活動——「明末日本僑寓支那甲必丹李旦考」補考」(『東洋学報』第66巻1-4合併号、1985年) 63-86頁。

上田信『海と帝国 明清時代』(講談社、2005年)。

内田晶子「向達校注『兩種海道針経』中の「順風相送」について——16世紀における中国商船の針路」(『南島史学』第25号、1985年) 98-114頁。

太田弘毅『倭寇——商業・軍事史的研究』(春風社、2002年)。

大友信一「『日本図纂』『籌海図編』の諸本とその成立事情」(『日本歴史』第132号、1959年) 91-100頁。

岡美穂子『商人と宣教師——南蛮貿易の世界』(東京大学出版会、2010年)。

岡美穂子「ポルトガル人のアジア交易ネットワークとアユタヤ」(中島楽章編『南蛮・紅毛・唐人——一六・一七世紀の東アジア海域』思文閣出版、2013年) 367-398頁。

- 岡田章雄「近世に於ける鹿皮の輸入に関する研究(二)」(『社会経済史学』第7巻7号、1937年)114-124頁。
- 岡田章雄『日欧交渉と南蛮貿易』(思文閣出版、1983年)。
- 夏歆「16世紀中葉、広東南澳島の海上貿易」(『社会経済史学』第87巻3号、2021年)55-81頁。
- 鹿毛敏夫「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」(『史学雑誌』第112巻2号、2003年)153-190頁。
- 鹿毛敏夫「「弘治」年旗倭寇船と戦国大名水軍」(須田牧子編『「倭寇図巻」「抗倭図巻」をよむ』勉誠出版、2016年)269-294頁。
- 鹿毛敏夫編『硫黄と銀の室町・戦国』(思文閣出版、2021年)。
- 片山誠二郎「嘉靖海寇反乱の一考察——王直一党の反抗を中心に」(『東洋史学論集』第4、不昧堂書店、1955年)401-434頁。
- 片山誠二郎「月港「二十四将」の反乱」(『明代史論叢 清水博士追悼記念』大安、1962年)389-419頁。
- 金沢陽『明代窯業史研究——官民窯業の構造と展開』(中央公論美術出版、2010年)。
- 川勝守「徐階と張居正」(『明代史論叢 山根幸夫教授退休記念』上巻、汲古書院、1990年)243-261頁。
- 神戸輝夫「鄭舜功と蔣洲——大友宗麟と会った二人の明人」(『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第10号、1999年)109-124頁。
- 岸本美緒『東アジアの「近世」』(山川出版社、1998年)。
- 国立国会図書館編『国立国会図書館三十年史 本編』(日本図書館協会、1979年)。
- 国立国会図書館図書部編『国立国会図書館漢籍目録』(国立国会図書館、1987年)。
- 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書院、1969年、初出1941年)。
- 小葉田淳『史説日本と南支那』(野田書房、1942年)。
- 佐久間重男『日明関係史の研究』(吉川弘文館、1992年)。
- 城地孝『長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と変容』(京都大学学術出版会、2012年)。
- 須田牧子編『「倭寇図巻」「抗倭図巻」をよむ』(勉誠出版、2016年)。
- 多賀秋五郎『中国宗譜の研究 上』(日本学術振興会、1981年)。
- 田中健夫『中世海外交渉史の研究』(東京大学出版会、1959年)。
- 田中健夫『倭寇と勘合貿易』(至文堂、1961年)。
- 田中健夫「明人蔣洲の日本宣諭——王直の誘引と戦国日本の紹介」(『中世対外関係史』

- 東京大学出版社、1975 年) 312-328 頁。
- 田中健夫『倭寇——海の歴史』(講談社、2012 年、初出 1982 年)。
- 檀上寛「万国珍海上勢力と元末明初の江浙沿海地域社会」(京都女子大学東洋史研究室編『東アジア海洋域圏の史的研究』、京都女子大学、2003 年) 143-212 頁。
- 檀上寛『明代海禁=朝貢システムと華夷秩序』(京都大学学術出版会、2013 年)。
- 陳海冰「明代福建に於ける「海禁」の実態——月港の開港をめぐって」(『東洋史苑』第 95 号、2022 年) 1-36 頁。
- 陳春声「明代における潮州の海防と沿海地域の社会——泉・漳・潮州における海上勢力の構造およびその影響」(『大阪市立大学東洋史論叢』別冊特集号、2007 年 a) 103-127 頁。
- 辻原明德「明代督撫幕府の構造と特色——嘉靖年間の胡宗憲幕府を手掛りとして」(『史窓』第 67 号、2010 年) 23-45 頁。
- 鄭樸生『明・日関係史の研究』(雄山閣、1985 年)。
- 登丸福寿・茂木秀一郎『倭寇研究』(中央公論社、1942 年)。
- 東京大学史料編纂所編『描かれた倭寇——「倭寇図巻」と「抗倭図巻」』(吉川弘文館、2014 年)。
- 中島楽章「明代の訴訟制度と老人制——越訴問題と懲罰権をめぐって」(『中国』第 15 巻、2000 年) 135-159 頁。
- 中島楽章「十六世紀末の福建—フィリピン—九州貿易」(『史淵』第 144 号、2007 年) 55-92 頁。
- 中島楽章『徽州商人与明清中国』(山川出版社、2009 年)。
- 中島楽章「十六世紀末の九州—東南アジア貿易——加藤清正のルソン貿易をめぐって」(『史学雑誌』第 118 巻 8 号、2009 年) 1-36 頁。
- 中島楽章「有明海の福建海商——肥後伊倉の明人墓をめぐって」(『日本歴史』第 736 号、2009 年) 38-54 頁。
- 中島楽章「14-16 世紀、東アジア貿易秩序の変容と再編——朝貢体制か 1570 年システムへ」(『社会経済史学』第 76 巻 4 号、2011 年) 3-26 頁。
- 中島楽章「海商と海賊のあいだ——徽州海商と後期倭寇」(東洋文庫編『東インド会社とアジアの海賊』勉誠出版、2015 年) 167-175 頁。
- 中島楽章「胡椒と佛郎機——ポルトガル私貿易商人の東アジア進出」(『東洋史研究』第 74 巻 4 号、2016 年) 109-146 頁。
- 中島楽章『大航海時代の海域アジアと琉球——レキオスを求めて』(思文閣出版、2020 年)。
- 中島楽章「一六世紀東アジア海域の軍需品貿易——硝石・硫黄・鉛」(鹿毛敏夫編『硫黄

- と銀の室町・戦国』思文閣出版、2021 年）299-334 頁。
- 中島楽章編『南蛮・紅毛・唐人——一六・一七世紀の東アジア海域』（思文閣出版、2013 年）。
- 中島敬「鄭舜功の来日について」（『東洋大学文学部紀要（史学科篇）』第 19 号、1993 年）59-77 頁。
- 中村孝志「台湾における鹿皮の産出とその日本輸出について」（『日本文化』第 33 号、1953 年）101-132 頁。
- 中砂明德『中国近世の福建人——士大夫と出版人』（名古屋大学出版会、2012 年）。
- 奈良修一「オランダ艦隊と中国人についての一考察——万暦 32 年ワーベック艦隊澎湖島来航と中国人」（『東方』第 10 号、1994 年）268-278 頁。
- 橋本雄・米谷均「倭寇論のゆくえ」（桃木至朗編『東アジア海域史研究入門』岩波書店、2008 年）80-89 頁。
- 馬雅貞「戦勳と宦蹟——明代の戦争図像と官員の視覚文化」（須田牧子編『「倭寇図巻」「抗倭図巻」をよむ』勉誠出版、2016 年）139-201 頁。
- 藤井宏「新安商人の研究（二）」（『東洋学報』第 36 卷 2 号、1953 年）32-60 頁。
- 藤井宏「新安商人の研究（四完）」（『東洋学報』第 36 卷 4 号、1954 年）115-145 頁。
- 藤木久志『刀狩り——武器を封印した民衆』（岩波書店、2005 年）。
- 藤田元春「明人鄭若曾の日本地理」（『歴史と地理』第 34 卷 4・5 号、1934 年）154-169 頁。
- 藤田元春『日支交通の研究』（富山房、1938 年）。
- 藤田明良『「蘭秀山の乱」と東アジアの海域世界——14 世紀の舟山群島と高麗・日本』（『歴史学研究』第 698 号、1997 年）22-33 頁。
- 藤田明良「東アジアにおけう島嶼と国家——黄海をめぐる海域交流史」（荒野泰典・石井正敏・村井章介編『倭寇と「日本国王」』吉川弘文館、2010 年）232-254 頁。
- 武安隆・熊達雲『中国人の日本研究史』（六興出版、1989 年）。
- 増田真意子「明代嘉靖後期に於ける海禁政策の実行とその転換」（『言語・地域文化研究』第 13 冊、2007 年）187-205 頁。
- 桃木至朗編『東アジア海域史研究入門』（岩波書店、2008 年）。
- 三木聡『伝統中国と福建社会』（汲古書院、2015 年）。
- 三田村泰助編集『明帝国と倭寇』（人物往来社、1967 年）。
- 村井章介『日本中世境界史論』（岩波書店、2013 年）。
- 村井章介・橋本雄他編『日明関係史研究入門——アジアのなかの遣明船』（勉誠出版、2015 年）。

- 村上直次郎「澎湖島に於けるオランダ人」(『台湾時報』第158号、1933年) 53-66頁。
- 山崎岳「巡撫朱紘の見た海——明代嘉靖年間の沿海衛所と「大倭寇」前夜の人々」(『東洋史研究』第62巻1号、2003年) 1-38頁。
- 山崎岳「江海の賊から蘇松の寇へ——ある「嘉靖倭寇前史」によせて」(『東方学報』第81冊、2007年) 69-135頁。
- 山崎岳「舶主王直功罪考(前編)——『海寇議』とその周辺」(『東方学報』第85冊、2010年) 443-477頁。
- 山崎岳「舶主王直功罪考(後篇)——胡宗憲の日本招諭を中心に」(『東方学報』第90冊、2015年) 91-143頁。
- 山崎岳「乍浦・沈荘の役再考——中国国家博物館所蔵「抗倭図巻」を歩く」(須田牧子編『「倭寇図巻」「抗倭図巻」をよむ』勉誠出版、2016年) 309-342頁。
- 山崎岳「清・張鑑「文徵明画平倭図記」——中国国家博物館所蔵「抗倭図巻」を読む」(同上) 343-368頁。
- 山根幸夫「三巡奏議解題」(胡宗憲著、葉可成編『三巡奏議』古典研究会、1964年) 1-6頁。
- 山根幸夫「三巡奏議と胡宗憲」(『明清史籍の研究』研文出版、1989年) 48-53頁。
- 呼子丈太郎『倭寇史考』(新人物往来社、1971年)。
- 李猷璋「嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(上)——かねてポルトガル人の寧波居留地を論ずる」(『史学』第34巻2号、1961年a) 45-82頁。
- 李猷璋「嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)——海禁下に自由を求め一私商の生涯」(『史学』第34巻2号、1961年b) 163-203頁。
- レオナルド・ブリュッセイ著、深見純生・藤田加代子・小池誠訳『竜とみつばち——中国海域のオランダ人400年史』(晃洋書房、2008年)。
- 和田正広「福建税監高案の海外貿易」(川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』中国書店、1993年) 298-322頁。

〔2-2：中国語文献〕

- 卞利『胡宗憲評伝』(中国文聯出版社、2001年)。
- 卞利『胡宗憲伝』(安徽大学出版社、2013年)。
- 卞利「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」(『安徽史学』2017年6期) 70-76頁。
- 蔡丹妮「明代漳州安邊館探析」(『卷宗』2014年6期) 501-502頁。
- 曹国慶「嚴、胡交誼与嘉靖東南抗倭」(陳怀仁主編『第六屆明史國際學術討論會論文集』

- 黃山書社、1997 年) 708-803 頁。
- 晁中辰『明代海禁与海外貿易』(人民出版社、2005 年)。
- 陳春聲「嘉靖「倭亂」与潮州地方文獻編修之關係——以『東里志』的研究為中心」(『潮學研究』5 輯、1996 年) 65-86 頁。
- 陳春聲「明代前期潮州海防及其歷史影響(下)」(『中山大學學報』2007 年 3 期) 46-52 頁。
- 陳春聲「16 世紀閩粵交界地域海上活動人群的特質——以吳平的研究為中心」(『海洋史研究』1 輯、社會科學文獻出版社、2010 年) 129-152 頁。
- 陳春聲「閩粵交界——以南澳為中心看明代海上活動」(『「南澳一號与海上陶瓷之路」學術研討會論文選』天馬出版有限公司、2013 年) 178-192 頁。
- 陳懋恒『明代倭寇考略』(人民出版社、1957 年)。
- 陳梅湖・陳端度纂『粵閩南澳職官志』(出版者不明、2011 年)。
- 陳小沖「張燮『霏雲居統集』涉台史料鈎沈」(『台灣研究集刊』2006 年 1 期) 74-80 頁。
- 陳小沖「1622-1624 年的澎湖危機——貿易、戰爭与談判」(『思与言』第 31 卷 4 号、1993 年) 122-203 頁。
- 陳琰環「荷蘭語文獻中的 1622 年荷蘭澳門之戰」(『海洋史研究』16 輯、2020 年) 218-232 頁。
- 陳自強「論明代以南澳島為中心的漳潮海外貿易区」(『海上絲綢之路与潮汕文化』汕頭大學出版社、1998 年) 194-204 頁。
- 陳自強『漳州古代海外交通与海洋文化』(福建人民出版社、2014 年)。
- 陳宗仁『鷄籠山与淡水洋——東亞海域与台灣早期史研究(1400-1700)』(聯經、2005 年)。
- 陳宗仁「明朝晚期『福建海防圖』的繪製及其時代背景」(『台灣史研究』第 23 卷 3 号、2016 年) 1-42 頁。
- 崔來廷『海國孤生——明代首輔葉向高与海洋社會』(江西高校出版社、2005 年)。
- 崔勇「「南澳 1 号」沈船与明代外銷瓷」(香港海事博物館編『明代海洋貿易、航海術和 underwater 考古研究新進展』香港中華書局、2015 年) 206-214 頁。
- 村上直次郎等著、許賢瑤譯『荷蘭時代台灣史論文集』(弘光人文社會學院、2001 年)。
- 丁見祥「「南澳 I 号」——位置・內涵与時代」(『博物院』2018 年 2 期) 39-49 頁。
- 樊樹志『晚明大變局』(中華書局、2015 年)。
- 范中義・仝晰綱『明代倭寇史略』(中華書局、2004 年)。
- 方寶川「曹學佺与『石倉全集』」(何少川主編『閩人要籍評鑑(下)』海峽文芸出版社、2016 年) 344-351 頁。
- 方雲「群玉為山非是寶、千箱充棟始稱奇——記明代徐燦的藏書樓及其藏書」(『中國典籍与

- 文化』1998 年 3 期) 27-30 頁。
- 傅衣凌『明清時代商人及商業資本』(人民出版社、1956 年)。
- 高健斌・彭亮『南澳石刻調查』(福建教育出版社、2018 年)。
- 郭雁冰「浪白澳調查与考証」(『文化雜誌』第 101 号、2017 年) 50-73 頁。
- 韓志遠「從元末徽州名儒鄭玉殉国看南人儒士对元朝的認同」(梁家貴主編『皖北文化研究集刊：元後期政治与社会學術研討会專輯 第 3 輯』黄山書社、2012 年) 24-36 頁。
- 何紀生・彭如策・邱立誠「廣東饒平九村青花窯址調查記」(文物編輯委員會編『中国古代窯址調查發掘報告集』文物出版社、1984 年) 155-161 頁。
- 何孟興「洗島靖海——論明初福建的「墟地徙民」措施」(『興大歷史學報』第 22 期、2010 年) 1-20 頁。
- 何孟興「論明万曆澎湖裁軍和「沈有容退荷事件」之關係」(『台灣文獻』第 62 卷 3 号、2011 年) 125-148 頁。
- 何孟興『防海固圉——明代澎湖台湾兵防之探索』(蘭台出版社、2017 年)。
- 何沛東「試析中国古代的航海計程單位「潮」」(『自然科学史研究』2018 年 4 期) 438-447 頁。
- 侯馥中「剿倭方針与張經之死」(『內蒙古大學學報』2008 年 1 期) 59-63 頁。
- 侯馥中「從張經之死看嘉靖政局」(『海南大學學報』2008 年 4 期) 473-477 頁。
- 胡宝柱・肖文帥・普塔克「明永樂至隆慶南澳的海上活動——附早期葡文資料中的南澳島」(『海交史研究』2014 年 1 期) 73-94 頁。
- 胡凡・朱皓軒「狼土兵与嘉靖御倭王江涇大捷述論」(『陝西學前師範學院學報』2016 年 6 期) 73-77 頁。
- 黃挺・杜經国「潮汕古代商貿港口研究」(『潮學研究』1 輯、汕頭大學出版社、1993 年) 53-78 頁。
- 黃挺『潮商文化』(華文出版社、2008 年)。
- 黃一農「明清之際紅夷大砲在東南沿海的流布及其影響」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第 81 卷 4 号、2010 年) 769-832 頁。
- 『漢語大字典』(四川辭書出版社、1996 年)。
- 金国平『西力東漸——中葡早期接触追昔』澳門基金會、2000 年)。
- 金国平『西方澳門史料選萃 (15~16 世紀)』(廣東人民出版社、2005 年)。
- 金国平・楊汎凌編『「全海圖注」研究』(澳門基金會、2021 年)
- 冷東『東南亞海外潮人研究』(中国華僑出版社、1999 年)。
- 冷東「戚繼光視野下的明代潮州社会」(『廣州大學學報』2004 年 3 期) 23-29 頁。

- 黎光明『嘉靖御倭江浙主客軍考』（知識產權出版社、2014年、初出1933年）。
- 李金明「試論明代海外貿易港的興衰」（杜經国・吳奎信主編『海上絲綢之路与潮汕文化』汕頭大学出版社、1998年）363-377頁。
- 李金明『漳州港』（福建人民出版社、2001年）。
- 李慶新「広州「交易会」及其制度改革（1567-1644）」（『明清人口婚姻家族史論——陳捷先教授馮爾康教授古稀紀念論文集』天津古籍出版社、2002年）83-92頁。
- 李慶新『明代海外貿易制度』（社会科学文献出版社、2007年）。
- 李慶新『瀕海之地——南海貿易与中外關係史研究』（中華書局、2010年、初出2005年）。
- 李致忠「談『籌海圖編』的作者与版本」（『文物』1983年7期）68-72頁。
- 李祖基「陳弟、沈有容与『東番記』」（陳支平主編『第九屆明史國際學術討論会暨傅衣凌教授誕辰九十周年紀念論文集』厦門大学出版社、2003年）315-320頁。
- 廖大珂『福建海外交通史』（福建人民出版社、2002年）。
- 廖大珂「16~19世紀初西方文献中的南澳」（『国家航海』6輯、2014年）44-73頁。
- 林濟『潮商史略』（華文出版社、2008年）。
- 林仁川『明末清初私人海上貿易』（華東師範大学出版社、1987年）。
- 林仁川「明清時期南澳港的海上貿易」（『海交史研究』1997年1期）10-18頁。
- 林仁川「明代漳州海上貿易的發展与海商反对稅監高棅的鬭爭」（『厦門大學學報』1982年3期）80-85頁。
- 林偉盛「荷蘭人拋澎湖始末（1622-1624）」（『国立政治大學歷史學報』第16号、1999年）1-46頁。
- 林偉盛訳「雷理生司令官日記（1623）」（『台湾文献』第54卷4期、2003年）242-282頁。
- 林逸帆「從明末荷蘭俘虜交涉看中荷關係」（『史耘』第14号、2010年）103-123頁。
- 劉濤「明代東南文壇名家戴燦年譜」（『閩台文化研究』2018年1期）93-107頁。
- 劉曉東『「倭寇」与明代的東亞秩序』（中華書局、2019年）。
- 呂靖波「胡宗憲幕府人物考略」（『滁州學院學報』2008年4期）5-7頁。
- 馬楚堅「南澳之交通地位及其于明代海防線上轉變為走私寇攘跳板之發展」（杜經国・吳奎信主編『海上絲綢之路与潮汕文化』汕頭大学出版社、1998年）126-147頁。
- 馬泰来「明季藏書家徐燉叢考」（『文献』2010年4期）135-143頁。
- 毛麗「明中葉的海商、海盜集团与漳州的對外貿易」（『福建史志』2008年3期）34-36頁。
- 民国『連江縣志』（『中国地方志集成 福建府縣志輯』15、上海書店出版社、2000年）。
- 民国『南澳縣志』（出版者不明、2007年）。
- 閩侯縣地方志編纂委員會編『閩侯縣志』（方志出版社、2001年）。

- 『南澳鼎志』（中華書局、2000 年）。
- 聶德寧「明清時期南澳港的民間海外貿易」（『潮學研究』3 輯、汕頭大學出版社、1995 年）34-47 頁。
- 牛傳彪「明初起遣島民与海上備御實態考察」（『社會科學』2016 年 9 期）140-150 頁。
- 潘其海「國家主席胡錦濤宗譜考」、新意文化網：
https://www.newconcept.com/jixi/mingren/hujintao/hujintao_1.html、2022 年 3 月 1 日。
- 饒宗頤「柘林在海外交通史上的地位」（『潮學研究』2 輯、1994 年）1-8 頁。
- 任志宏「從料羅灣海戰看 17 世紀中西方海軍實力的差距」（『國家航海』1 輯、上海古籍出版社、2011 年）101-111 頁。
- 山崎岳「王直・万表・俞大猷——明代嘉靖倭寇時期的官・盜關係」（『全球化下明史研究之新視野論文集』第 1 冊、東吳大學歷史學系、2008 年）315-327 頁。
- 施存龍「關於「張璉」・「南澳」誤傳弁証」（『文化雜誌』第 47 号、2003 年）211-224 頁。
- 時培壘『明清日本研究史籍探研』（南開大學博士論文、2010 年）60-71 頁。
- 宋克夫・邵金金「論胡宗憲在『籌海圖編』編撰中的重要作用」（『中南大學學報』2011 年 6 期）161-165 頁。
- 宋烜『明代浙江海防研究』（社會科學文獻出版社、2013 年）。
- 蘇辰・羅冬陽「論明代南直隸兵防體制的演變」（『西南大學學報』2016 年 6 期）159-168 頁。
- 蘇惠苹『衆力向洋——明清月港社會人群与海洋社會』（廈門大學出版社、2018 年）。
- 蘇同炳『台灣史研究集』（國立編譯館中華叢書編審委員會、1980 年）。
- 蘇同炳『明史偶筆』（台灣商務印書館、1995 年、初出 1988 年）。
- 蘇勇軍『明代浙東海防研究』（浙江大學出版社、2014 年）。
- 孫健「廣東「南澳 I 号」沈船与東南地區海外貿易」（吳春明主編『海洋遺產与考古』科學出版社、2012 年）155-170 頁。
- 孫靖國『輿圖指要——中國科學院圖書館所藏中國古地圖叙錄』（中國地圖出版社、2012 年）。
- 孫靖國「明代海防地圖——『全海圖注』（『地圖』2013 年 2 期）130-131 頁。
- 湯開建・陳文源「明代南澳史事初探」（『潮學研究』3 輯、汕頭大學出版社、1995 年）48-65 頁。
- 湯開建「明代南澳副總兵考」（『潮學研究』4 輯、汕頭大學出版社、1995 年）89-99 頁。
- 湯開建「明代潮州海防考述」（『潮學研究』7 輯、花城出版社、1999 年）67-93 頁。
- 湯開建『澳門開埠初期史研究』（中華書局、1999 年）。
- 湯開建・周孝雷「明宋應昌『全海圖注・廣東沿海圖』研究」（金國平・楊汎凌編『「全海圖

- 注」研究』澳門基金會、2021 年）138-175 頁。
- 童傑「鄭舜功生平大要與『日本一鑑』的撰著」（『中南大學學報』2014 年 5 期）243-247 頁。
- 萬明『中國融入世界的步履——明與清前期海外政策比較研究』（故宮出版社、2014 年）。
- 王波・王瑾「明朝政治家、軍事家胡宗憲功過是非論弁」（『明長陵宮建 600 周年學術研討會論文集』社會科學文獻出版社、2009 年）344-351 頁。
- 汪向榮『『籌海圖編』的版本和作者』（『讀書』1983 年 9 期）77-79 頁。
- 汪向榮『中日關係史文獻論考』（岳麓書社、1985 年）。
- 王冠偉「中國古代南澳島的航海地位——經過南澳的針路整理介紹」（『潮學研究』3 輯、1995 年）66-78 頁。
- 王潞「論 16~18 世紀南澳島的王朝經略與行政建置演變」（『廣東社會科學』2018 年 1 期）133-143 頁。
- 王日根『海潤華夏——中國經濟發展的海洋文化動力』（廈門大學出版社、2015 年）。
- 王日根『耕海耘波——明清官民走向海洋歷程』（廈門大學出版社、2018 年）。
- 王守稼・顧承甫「研究明代中日關係史的珍貴文獻——兼評復旦藏嘉靖本『籌海圖編』」（『史林』1986 年 1 期）33-42 頁。
- 王濤『明清海盜（海商）的興衰——基於全球經濟發展的視角』（社會科學文獻出版社、2016 年）。
- 王天有『明代國家機構研究』（故宮出版社、2014 年）。
- 翁佳音「十七世紀的福佬海商」（『中國海洋發展史論文集』7 輯上、中央研究院中山人文社會科學研究所、1999 年）59-92 頁。
- 吳大昕『海盜・海商・倭——明代嘉靖大倭寇的形像』（科學出版社、2020 年）。
- 吳奎信「南澳設總兵置鎮前後的海交與海防」（杜經國・吳奎信主編『海上絲綢之路與潮汕文化』汕頭大學出版社、1998 年）180-188 頁。
- 吳榕青・李國平「早期南澳史事鉤稽」（『國家航海』9 輯、上海古籍出版社、2014 年）93-103 頁。
- 吳哲・丁海斌「歷史上「地圖」、「輿地圖」、「輿圖」的淵源及異同分析——兼對趙志強教授商榷文的答復」（『檔案管理』2019 年 5 期）30-39 頁。
- 肖立軍『明代省鎮營兵制與地方秩序』（天津古籍出版社、2010 年）。
- 向達『兩種海道針經』（中華書局、1961 年）。
- 謝重光・楊彥傑等著『金門史稿』（鷺江出版社、1999 年）。
- 謝禾生「嚴嵩與明代嘉靖年間的抗倭戰爭——兼與朱聲敏先生商榷」（『新余高專學報』2007 年 4 期）21-23 頁。

- 徐明德「南澳島在明清中外關係史上的重要地位」(『杭州大學學報』1995年1期)56-61頁。
- 徐曉望『早期台灣海峽史研究』(海風出版社、2006年)。
- 楊帆「胡宗憲「呂港帖」與乍浦之捷考」(『故宮博物館院刊』2012年5期)141-145頁。
- 楊彥傑『荷拋時代台灣史』(聯經、2000年、初版1992年)。
- 葉農「從『全海圖注』看16世紀海外貿易與廣東海防——珠江口及以東部分地區探究」(金國平·楊汎凌編『「全海圖注」研究』澳門基金會、2021年)240-337頁。
- 于磊「元代徽州家族與地方社會秩序的構建——以歙縣雙橋鄭氏為中心」(『中國史研究』2016年4期)131-146頁參照。
- 袁靜「明代藏書家徐燉古籍保護與修復活動研究——以『紅雨樓題跋』為中心」(『圖書館研究與寫作』(2020年5期)91-96頁。
- 展龍「揭帖——明代輿論的政治互通與官民互動」(『史學集刊』2018年3期)4-15頁。
- 趙彥昌「明清揭帖考」(『山西檔案』2007年2期)54-57頁。
- 趙廣華「胡宗憲御倭活動述評」(『河南師範大學學報』1992年1期)70-74頁。
- 趙連穩「胡宗憲與明代抗倭戰爭」(『社會科學輯刊』1995年4期)93-100頁。
- 張崇根「關於『兩種海道針經』的著作年代」(『中外關係史論叢』1輯、1985年)183-194頁。
- 張維華『明史歐洲四國傳注疏』(上海古籍出版社、1982年)。
- 張增信『明季東南中國的海上活動(上編)』(私立東吳大學中國學術著作獎助委員會、1988年)。
- 張增信「明季東南海寇與巢外風氣(1567-1664)」(載張炎憲主編『中國海洋發展史論文集』第3輯、台北中研院三民主義研究所、1988年)313-344頁。
- 鄭誠「發煩考——16世紀傳華的歐式前裝火砲及其演變」(『自然科學史研究』第32卷4號、2013年)504-522頁。
- 鄭樑生『明代倭寇』(文史哲出版社、2008年)。
- 鄭樑生「胡宗憲與靖倭之役」(『中日關係史研究論集』5、文史哲出版社、1995年)109-153頁。
- 鄭樑生「王忬與靖倭之役」(『中日關係史研究論集』5、文史哲出版社、1995年)35-74頁。
- 鄭樑生「張經與王江涇之役」(『中日關係史研究論集』5、文史哲出版社、1995年)75-108頁。
- 鄭樑生「明嘉靖間靖倭督撫之更迭與趙文華之督察軍情：1547-1556」(『中日關係史研究論集』7、文史哲出版社、1997年)79-125頁。
- 鄭樑生「嚴嵩與靖倭之役」(『中日關係史研究論集』7、文史哲出版社、1997年)37-77

頁。

鄭維中「烏魚、土魷、虱目魚：多元脈絡下荷治至清領初期台灣三種特色海產的確立」（『台灣史研究』第25卷2期、2018年）1-60頁。

鄭維中『海上傭兵——十七世紀東亞海域的戰爭、貿易與海上劫掠』（衛城出版、2021年）。

鄭永常『來自海洋的挑戰——明代海貿政策演變研究』（稻鄉出版社、2004年）。

鄭永常『明清東亞舟師秘本——『耶魯航海圖』研究』（遠流出版、2018年）。

鄭有國『中國市舶制度研究』（福建教育出版社、2004年）。

鄭有國「閩人通蕃與「准販東西二洋」」（『閩商文化研究』2014年1期）38-41頁。

中村孝志「關於沈有容諭退紅毛碑」（村上直次郎等著、許賢瑤譯『荷蘭時代台灣史論文集』弘光人文社會學院、2001年）188-189頁。

周運中「漳州浯嶼天妃宮碑所見明末清初閩南史」（劉迎勝等編『元史及民族與邊疆研究集刊』30輯、上海古籍出版社、2015年）149-161頁。

〔2-3：英語文獻〕

Andrew R. Wilson, "The Maritime Transformation of Ming China," Andrew S. Erickson, Lyle J. Goldstein, and Carnes Lord eds., *China Goes to Sea: Maritime Transformation in Comparative Historical Perspective*, Naval Institute, 2009, pp.238-287.

Chunming Wu, "Portuguese and Spanish in Southeast China During 16th-17th Century: A Perspective of Maritime Ethno-Archaeology," Chunming Wu ed., *Early Navigation in the Asia-Pacific Region: A Maritime Archaeological Perspective*, Springer, 2016, pp.209-223.

Charles O. Hucker, "Hu Tsung-hsien's Campaign Against Hsu Hai, 1556," Frank A. Kierman, Jr. and John K. Fairbank eds., *Chinese Ways in Warfare*, Harvard University, 1974, pp.273-307.

Cheng Weichung, *War, Trade and Piracy in the China Seas, 1622-1683*, Leiden: Brill, 2013.

C. R. Boxer, ed., *South China in the Sixteenth Century, Being the Narratives of Galeote Pereira, Fr. Gaspar da Cruz, O.P., Fr. Martin de Rada, O.E.S.A. (1550-1575)*, London: Printed for the Hakluyt Society, 1953.

C. R. Boxer, *The Great Ship from Amacan: Annals of Macao and the Old Japan Trade, 1555-1640*, Lisboa: Centro de Estudos Históricos Ultramarinos, 1959.

Denis Twitchet and John K. Fairbank eds., *The Cambridge History of China 1368-1644, vol.7, The Ming Dynasty*, Cambridge University, 2008.

Ivy Maria Lim, "Qi Jiguang and Hu Zongxian's Anti-wokou Campaign," Y.H. Teddy Sim, ed, *The Maritime Defence of China: Ming General Qi Jiguang and Beyond*, Singapore: Springer, 2017,

pp.23-41.

Ivy Maria Lim, *Lineage Society on the Southeastern Coast of China: the Impact of Japanese Piracy in the 16th Century*, Amherst, N.Y.: Cambria Press, 2010.

James Kong, Chin, "Merchants, Smugglers, and Pirates: Multinational Clandestine Trade on the South China Coast, 1520-50," Robert J. Antony, ed., *Elusive Pirates, Pervasive Smugglers: Violence and Clandestine Trade in the Greater China Seas*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 2010, pp.43-57.

John E. Wills Jr., "Maritime China from Wang Chih to Shih Lang: Themes in Peripheral History," Jonathan D. Spence and John E. Wills. Jr. eds, *From Ming to Ch'ing: Conquest, Region, and Continuity in Seventeenth-Century China*, Yale University, 1979, pp.201-228.

Kangying, Li, *The Ming Maritime Trade Policy in Transition, 1368 to 1567*, Wiesbaden: Harrassowitz, 2010.

Kenneth E. Folsom, *Friends, Guests, and Colleagues: The Mu-fu System in the Late Ch'ing Period*, University of California, 1968.

Kwan-wai So, *Japanese Piracy in Ming China during the 16th Century*, Michigan State University, 1975, pp.80-114.

Leonard Blussé, "Inpo, Chinese Merchant in Pattani: A Study in Early Dutch-Chinese Relations," *Proceedings: Seventh IAHA Conference, 22-26th August 1977*, Bangkok: Chulalongkorn University Press, 1979, pp.290-309

Leonard Blussé, "The Dutch Occupation of the Pescadores," *Transactions of the International Conference of Orientalists in Japan*, vol.18, 1973, pp.28-44.

Merrilyn Fitzpatrick, *Local Administration in Northern Chekiang and the Response to the Pirate Invasions of 1553-1556*, Diss. Australian National University, 1976.

Ng Chin-keong (吳振強), *Boundaries and Beyond: China's Maritime Southeast in Late Imperial*, Times NUS Press, 2017.

Piyada Chonlaworn, "Rebel with a Cause: Chinese Merchant-Pirates in Southeast Asia in the 16th Century," Y.H. Teddy Sim, ed, *The Maritime Defence of China: Ming General Qi Jiguang and Beyond*, Singapore: Springer, 2017, pp.187-199.

Peter Borschberg, *Journal, Memorials and Letters of Cornelis Matelieff de Jonge: Security, Diplomacy and Commerce in 17th Century Southeast Asia*, Singapore: NUS Press, 2015.

Robert Parthesius, *Dutch Ships in Tropical Waters: the Development of the Dutch East India Company (VOC) Shipping Network in Asia 1595-1660*, Amsterdam: Amsterdam University Press,

2010.

Roderich, Ptak, “Ming Maritime Trade to Southeast Asia, 1368–1567: Visions of a System,”

Claude Guillot, Denys Lombard and Roderich Ptak, eds., *From the Mediterranean to the China Sea: Miscellaneous Notes*, Wiesbaden: Harrassowitz Verlag, 1998, pp.157-191.

Roderich, Ptak, “Some Notes on Nan’ao Island in Portuguese Sources of the Sixteenth Century,”

Jiarong Chen and Jinrong Feng, eds., *New Research into the Maritime Trades, Seafaring and Underwater Archaeology of the Ming Dynasty: Hong Kong Maritime Museum International Symposium Proceedings*, Hong Kong: Chung Hwa Book Company (Hong Kong) Limited Press, 2015, pp.266-288.

Thomas H. C. Lee (李弘祺), “An Early 19th-Century Chinese Navigational Map in The Map Collection of Yale University,” 鄭永常『明清東亞舟師秘本——『耶魯航海圖』研究』遠流出版、2018年, pp.268-282.

Weichung Cheng, “The Emergence of Tayouan Harbour in 1624: Converged Consequences of Two Remote Wars,” *Cultural Interaction Studies of Sea Port Cities*, No.11, 2014, pp.269-310.

[2-4 : 韓国語文献]

李和承「明中期이후 東南沿海의 海上世界」[明中期以後東南沿海の海上世界]（『동양사학연구』[東洋史學研究] 第127号、2014年）118-121頁。

李和承「明清時期 商業의 發展과 商人勢力의 成長」[明清時期商業の發展と商人勢力の成長]（『동양사학회 학술대회 발표 논문집』[東洋史學會學術大會發表論文集]、2004年）51-61頁。

元廷植「明清時代 福建의 商人과 國家權力」[明清時代福建の商人和國家權力]（『명청사연구』[明清史研究]第13輯、2000年）37-71頁。

尹誠翊『명대왜구의 연구』[明代倭寇の研究]（경인문화사[景仁文化社]、2007年）。

尹誠翊「「16世紀倭寇」의 多面的특성에 대한一考察：徐海집단의 예를 중심으로」

[「16世紀倭寇」の多面的な特性に対する一考察——徐海集團の例を中心に]（『명청사연구』[明清史研究] 第29号、2008年）33-69頁。

趙源一・朴福在「명대 후기 해양사적 관련 저작에 대한 분석」[明代後期海洋史に関する著作に対する分析]（『중국학논총』[中國學論叢] 第49号、2016年）161-175頁。

車惠媛「중국인의 「南倭」 체험과 壬辰전쟁 (1592–1598) : 籌海図編—重編』을 중심으로」

[中国人の「南倭」体験と壬辰戦争(1592–1598)——『籌海図編—重編』を中心に]（『歴史學報』第221輯、2014年）355-386頁。

車惠媛「16 세기, 명조의 南倭대책과 封・貢・市」〔16 世紀、明朝の南倭対策と封・貢・市〕（『東洋史学研究』第 135 輯、2016 年）59-93 頁。

曹永憲・蔡璟洙「海商王直의 興亡과 徽州네트워크」〔海商王直の興亡と徽州ネットワーク〕（『명청사연구』〔明清史研究〕第 44 号、2015 年）33-85 頁。

최낙민「명의 海禁정책과 泉州人의 해상활동:嘉靖年間以後 海寇活動을 중심으로」〔明の海禁政策と泉州人の海上活動——嘉靖年間以後の海寇活動を中心に〕（부산경남사학회〔釜山慶南史学会〕『역사와 경제』〔歴史と経済〕第 78 輯、2011 年）124-125 頁。

洪性鳩「明代 北辺의 互市와 朝貢」〔明代北辺の互市と朝貢〕（『중국사연구』〔中国史研究〕第 72 号、2011 年）67-92 頁。